船橋市地域防災計画

令和6年　3月　修正

船橋市防災会議

本計画書の利用法

1．目次を兼ねた「体系図」または「一覧表」について

本計画書は、本編、資料編の２編構成となっている。本編は、本計画の作成にあたっての方針や前提条件について整理している「総則」、「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編（水防計画）」、「大規模事故対策編」、「その他の災害対策編」の５部構成となっている。

「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編（水防計画）」、「大規模事故対策編」は、それぞれ、平常時から実施しておくべき対策についての「予防計画」及び、災害が発生したとき、あるいはそのおそれがあるときの対応についての「災害応急対策計画」、災害後の復旧復興についての「災害復旧計画」の３章で構成されている。

また、資料編は各編に共通する資料をまとめている。

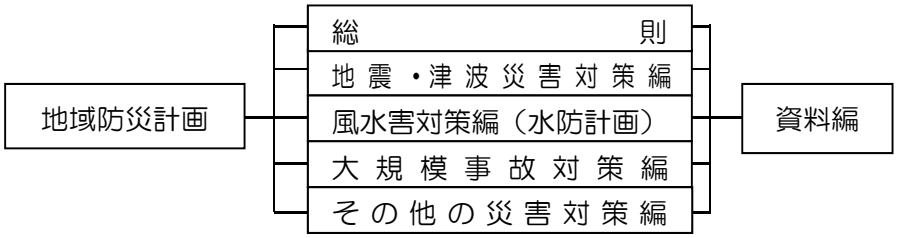

「部」、「章」の冒頭を占めるページには、その項目の作業及びその作業に関連する部課あるいは災害対策本部における班を記載している。

2．「担当」について

総則を除く各章の冒頭において、その中の各項目を担当する部局（あるいは班）を示すため、一覧表を設けている。予防計画の担当は、平常時の部局名を記載し、応急対策計画、災害復旧・復興計画の担当は下表の配備体制における担当班名を記載している。なお、応急対策計画、災害復旧・復興計画においても、市災害対策本部の設置前は、平常時の部局名を記載している。

また、各項の冒頭欄外には、その項目を担当する部署（あるいは班）を記載している。風水害対策編では必要に応じて追記している（下表参照）。

計画	担当
地震・津波災害対策編（予防計画）、風水害対策編（予防計画）	平常時の担当の部局名または課名を記載している。
地震・津波災害対策編（応急対策計画、災害復旧・復興計画）	市災害対策本部体制における担当班名を記載している。
風水害対策編（応急対策計画、災害復旧・復興計画）	市災害対策本部体制における担当班名を記載している。 ※ 欄外において、各課対応時等の部局名を追記している
大規模事故対策編	市災害対策本部体制における担当班名を記載している。
その他の災害対策編	平常時及び災害時の担当部局名を記載している。

3．関連資料もしくは関連項目の「参照ページ」の掲載について

計画利用上の便宜を図るため、それぞれの対策項目に関し、関連する資料や関連する対策項目については、可能な限り、参照ページまたは資料編・番号を掲載するようにした。

目　次

第１部　総則 ..... 総則 1.1-1

第１章　総則 ..... 総則 1.1-1

第１節　計画の策定方針 ..... 総則 1.1-1
第１　計画の目的 1.1-1
第２　計画の性格及び災害の範囲 1.1-4
第３　他の計画との関係 1.1-5
第４　計画の修正 1.1-6
第２節　各機関の処理すべき事務または業務の大綱 ..... 総則 1.2-1
第１　市 1.2-1
第２　県 1.2-3
第３　その他の機関 1.2-4
第３節　市の概況 ..... 総則 1.3-1
第１　自然的条件 1.3-1
第２　社会的条件 1.3-3
第４節　計画の前提条件 ..... 総則 1.4-1
第１　想定地震による被害 1.4-1
第２　近年の災害による被害 1.4-4
第５節　各地域の防災課題と取組み方針 ..... 総則 1.5-1
第６節　減災目標 ..... 総則 1.6-1

第２部　地震・津波災害対策編 ..... 地震 1.1-1

第１章　予防計画 ..... 地震 1.1-1

第１節　地域防災力の向上 ..... 地震 1.1-2
第１　自助への取組み 1.1-2
第２　共助への取組み 1.1-2
第３　防災訓練 1.1-8
第２節　防災体制の整備 ..... 地震 1.2-1
第１　防災組織の整備 1.2-1
第２　情報連絡体制の整備 1.2-4
第３　防災拠点の整備 1.2-8
第３節　都市防災構造化の推進 ..... 地震 1.3-1
第１　市街地の整備 1.3-1
第２　オープンスペースの整備 1.3-1
第３　道路・橋梁の整備 1.3-2
第４　建築物の耐震・不燃化・防災機能の整備 1.3-4
第５　ライフライン施設の整備 1.3-6

第４節　被害の軽減 ..... 地震 1.4-1
第１　津波対策 1.4-1
第２　地盤沈下・液状化対策 1.4-3
第３　土砂災害の防止 1.4-4
第４　ブロック塀等対策 1.4-5
第５　落下物等対策 1.4-6
第６　火災の防止 1.4-7
第７　危険物・毒劇物等対策 1.4-10
第８　文化財の保護 1.4-13
第５節　安全避難の環境整備 ..... 地震 1.5-1
第１　避難場所等の指定・整備 1.5-1
第２　避難誘導体制の整備 1.5-5
第３　避難所運営体制の整備 1.5-8
第６節　救援・救護体制の整備 ..... 地震 1.6-1
第１　給水体制の整備 1.6-1
第２　救急・救助体制の整備 1.6-2
第３　応急医療体制の整備 1.6-2
第４　ごみ処理体制の整備 1.6-4
第５　し尿処理体制の整備 1.6-5
第６　防疫・衛生、保健体制の整備 1.6-5
第７　行方不明者の捜索、遺体の安置・埋葬体制の整備 1.6-6
第７節　備蓄体制の整備 ..... 地震 1.7-1
第１　備蓄品の整備 1.7-1
第２　備蓄庫等の整備 1.7-2
第３　緊急調達体制の整備 1.7-3
第８節　緊急輸送の環境整備 ..... 地震 1.8-1
第１　陸上輸送の環境整備 1.8-1
第２　航空輸送の環境整備 1.8-5
第３　海上輸送等の環境整備 1.8-6
第９節　要配慮者の安全確保 ..... 地震 1.9-1
第１　基本的考え方 1.9-1
第２　避難行動要支援者への支援 1.9-2
第３　平常時の備え 1.9-4
第４　社会福祉施設等における対策 1.9-5
第５　外国人への対策 1.9-6
第 10 節　帰宅困難者の安全確保 ..... 地震 1.10-1
第１　想定される事態 1.10-1
第２　関係機関との連携 1.10-2
第３　帰宅困難者に備えた対策 1.10-2

第２章　応急対策計画　地震 2.1-1

第１節　応急活動体制 …… 地震 2.1-3
第１　夜間・休日等の初期参集 …… 2.1-4
第２　各部の準備活動 …… 2.1-4
第３　夜間・休日等の体制 …… 2.1-5
第４　配備体制の検討・執行 …… 2.1-6
第５　災害対策本部 …… 2.1-12
第６　応援の要請・受援体制 …… 2.1-25
第７　応援職員等の受入体制 …… 2.1-33
第２節　情報の収集・伝達 …… 地震 2.2-1
第１　情報連絡体制 …… 2.2-1
第２　地震・津波情報 …… 2.2-5
第３　道路・鉄道・ライフライン情報 …… 2.2-7
第４　被害状況の収集・伝達 …… 2.2-8
第５　罹災（被災）証明書等の発行・減免にかかる調査 …… 2.2-18
第３節　災害時の広報 …… 地震 2.3-1
第１　広報活動の内容 …… 2.3-1
第２　広報の実施手順 …… 2.3-5
第３　報道機関への発表・協力要請 …… 2.3-8
第４節　消防・救急救助活動等 …… 地震 2.4-1
第１　消防活動 …… 2.4-1
第２　救急救助活動 …… 2.4-4
第３　危険物・毒劇物等対策 …… 2.4-6
第５節　警備・交通対策 …… 地震 2.5-1
第１　千葉県警察災害警備実施計画 …… 2.5-1
第２　道路の交通規制等 …… 2.5-2
第６節　園児・児童生徒などの安全確保 …… 地震 2.6-1
第１　学校 …… 2.6-1
第２　放課後ルーム・放課後子供教室 …… 2.6-3
第３　保育所等、幼稚園 …… 2.6-3
第７節　避難対策 …… 地震 2.7-1
第１　津波注意報・警報発表時の避難 …… 2.7-1
第２　避難行動要支援者等の避難支援 …… 2.7-2
第３　帰宅困難者に対する支援 …… 2.7-3
第４　警戒区域の設定 …… 2.7-4
第５　避難情報の発令 …… 2.7-5
第６　避難 …… 2.7-8
第７　避難路及び避難場所の安全確保 …… 2.7-10
第８　避難状況の報告 …… 2.7-10

第９　避難所の開設 2.7-12
第 10　避難所の運営 2.7-15
第 11　避難所の集約・統合・撤収 2.7-19
第８節　応急医療救護 地震 2.8-1
第１　災害時の初期医療体制 2.8-1
第２　重症傷病者の搬送体制 2.8-4
第３　傷病者を収容する医療機関の確保 2.8-4
第４　医薬品・医療用資材の確保 2.8-5
第５　心のケアの実施 2.8-5
第９節　緊急輸送対策 地震 2.9-1
第１　輸送手段の確保 2.9-1
第２　輸送拠点・集積場所 2.9-3
第３　物資輸送 2.9-4
第 10 節　緊急輸送道路・港湾等の確保 地震 2.10-1
第１　緊急輸送道路の確保 2.10-1
第２　港湾施設の確保 2.10-2
第３　ヘリコプター臨時離発着場 2.10-3
第 11 節　ライフラインの応急対策 地震 2.11-1
第１　上水道 2.11-1
第２　公共下水道 2.11-2
第３　電気 2.11-4
第４　都市ガス 2.11-5
第５　電話 2.11-6
第６　鉄道 2.11-7
第 12 節　建物・宅地応急対策 地震 2.12-1
第１　被災建築物応急危険度判定 2.12-1
第２　被災宅地危険度判定 2.12-3
第３　応急仮設住宅などの確保 2.12-3
第４　被災住宅の応急修理 2.12-6
第 13 節　生活救援対策 地震 2.13-1
第１　飲料水・生活用水の供給 2.13-1
第２　食料品の供給 2.13-4
第３　生活必需品の供給 2.13-7
第４　災害相談窓口の開設 2.13-8
第 14 節　清掃・防疫等 地震 2.14-1
第１　障害物の除去 2.14-1
第２　災害廃棄物の処理 2.14-2
第３　防疫・衛生、保健活動 2.14-8
第４　安否不明者の捜索・遺体の安置・埋葬 2.14-10

第 15 節　応急教育と応急保育 ..... 地震 2.15-1
第１　応急教育 2.15-1
第２　応急保育 2.15-5
第 16 節　公共施設等の応急対策 ..... 地震 2.16-1
第１　道路・橋梁 2.16-1
第２　河川及び内水排除施設 2.16-3
第３　その他公共施設 2.16-4
第 17 節　災害救助法の適用 ..... 地震 2.17-1
第１　災害救助法の適用基準 2.17-1
第２　滅失（罹災）世帯の算定基準 2.17-2
第３　災害救助法の適用手続き 2.17-3
第４　災害救助法による救助の内容等 2.17-4
第５　救助業務の実施者 2.17-4
第 18 節　ボランティアの協力 ..... 地震 2.18-1
第１　ボランティアの分類 2.18-1
第２　ボランティアの活動分野 2.18-1
第３　ボランティアとして活動する者 2.18-2
第４　ボランティアの受入体制の整備 2.18-2
第 19 節　災害応援計画 ..... 地震 2.19-1
第１　災害応援の基本 2.19-1
第２　被災地応援活動の展開 2.19-1
第３　避難者の受入れ 2.19-3
第４　広域避難避難者の受入れ 2.19-3
第 20 節　帰宅困難者対策 ..... 地震 2.20-1
第１　船橋駅・西船橋駅での帰宅困難者等の混乱防止対策 2.20-1
第２　帰宅困難者の子供（生徒・児童・園児）等の保護、一時待機 2.20-3
第３　一般の事業所等に対する従業員等の施設内待機協力等の呼びかけ 2.20-3
第４　帰宅困難者の徒歩による帰宅支援 2.20-3
第５　帰宅困難者（特別搬送者）の搬送 2.20-3
第３章　復旧・復興計画　地震 3.1-1
第１節　災害復旧事業 ..... 地震 3.1-2
第１　激甚災害による復旧事業 3.1-2
第２　その他の復旧事業 3.1-5
第２節　災害復興計画 ..... 地震 3.2-1
第１　復興の基本的考え方 3.2-1
第２　災害復興推進体制の検討 3.2-2
第３節　市民生活安定のための緊急措置 ..... 地震 3.3-1
第１　災害相談窓口の設置 3.3-1
第２　被災者の生活確保 3.3-1

第３　義援金・義援品（救援物資）の受入れ・配分……3.3-12

第３部　風水害対策編（水防計画）……風水害 1.1-1

第１章　予防計画　風水害 1.1-1

第１節　地域防災力の向上……風水害 1.1-2
第１　自助への取組み……1.1-2
第２　共助への取組み……1.1-2
第３　防災訓練……1.1-2
第２節　防災体制の整備……風水害 1.3-1
第３節　都市防災構造化の推進……風水害 1.3-1
第１　道路・橋梁の整備……1.3-1
第２　ライフライン施設の整備……1.3-1
第３　治水対策の推進……1.3-1
第４節　被害の軽減……風水害 1.4-1
第１　高潮対策……1.4-1
第２　土砂災害の防止……1.4-3
第３　危険物・毒劇物等対策……1.4-3
第４　風害その他災害の防止……1.4-3
第５　文化財の保護……1.4-6
第５節　安全避難の環境整備……風水害 1.5-1
第１　避難場所等の指定・整備……1.5-1
第２　避難誘導体制の整備……1.5-1
第３　避難所運営体制の整備……1.5-3
第６節　救援・救護体制の整備……風水害 1.6-1
第１　救急・救助・応急医療体制の整備……1.6-1
第２　ごみ処理体制の整備……1.6-2
第３　し尿処理体制の整備……1.6-2
第４　防疫・保健衛生体制の整備……1.6-2
第７節　備蓄体制の整備……風水害 1.7-1
第１　備蓄品の整備……1.7-1
第２　備蓄庫等の整備……1.7-1
第３　緊急調達体制の整備……1.7-1
第８節　緊急輸送の環境整備……風水害 1.10-1
第９節　要配慮者の安全確保……風水害 1.10-1
第 10 節　帰宅困難者の安全確保……風水害 1.10-1
第１　想定される事態……1.10-1
第２　関係機関との連携……1.10-1
第３　帰宅困難者に備えた対策……1.10-1

第１１節　旋風・突風・竜巻対策 ..... 風水害 1.11-1
第１　基本方針 1.11-1
第２　予防計画 1.11-2
第２章　応急対策計画　風水害 2.1-1
第１節　応急活動体制 ..... 風水害 2.1-3
第１　夜間・休日等の初期参集 2.1-4
第２　配備体制の検討・執行 2.1-5
第３　災害対策本部 2.1-13
第４　応援の要請・受援体制 2.1-17
第２節　情報の収集・伝達 ..... 風水害 2.2-1
第１　情報連絡体制 2.2-1
第２　気象等注意報・警報 2.2-1
第３　水防警報等 2.2-3
第４　雨量・水位情報の収集・伝達 2.2-6
第５　被害状況の収集・伝達 2.2-6
第６　罹災証明書等の発行・減免にかかる調査 2.2-6
第３節　災害時の広報 ..... 風水害 2.3-1
第１　広報活動の内容 2.3-1
第２　広報の実施手順 2.3-2
第３　報道機関への発表・協力要請 2.3-4
第４節　消防・救急救助活動等 ..... 風水害 2.4-1
第１　消防活動 2.4-1
第２　救急救助活動 2.4-2
第３　危険物・毒劇物等対策 2.4-2
第５節　水防活動 ..... 風水害 2.5-1
第１　活動内容 2.5-1
第２　重要水防区域 2.5-3
第３　高潮・波浪 2.5-3
第６節　土砂災害対策 ..... 風水害 2.6-1
第１　現地調査及び警戒 2.6-1
第２　広報及び避難体制 2.6-2
第７節　警備・交通対策 ..... 風水害 2.8-1
第８節　避難対策 ..... 風水害 2.8-1
第１　避難情報の発令基準 2.8-1
第２　津波注意報・警報発表時の避難 2.8-4
第３　避難行動要支援者等の避難支援 2.8-4
第４　帰宅困難者に対する支援 2.8-5
第５　浸水想定区域における避難 2.8-5
第６　浸水想定区域等の要配慮者利用施設等 2.8-5

第９節　応急医療救護 ..... 風水害 2.8-6
第 10 節　緊急輸送対策 ..... 風水害 2.8-6
第 11 節　緊急輸送道路・港湾等の確保 ..... 風水害 2.8-6
第 12 節　ライフラインの応急対策 ..... 風水害 2.12-1
第１　上水道 2.12-1
第２　公共下水道 2.12-1
第３　電気 2.12-1
第４　都市ガス 2.12-2
第５　電話 2.12-2
第６　鉄道 2.12-2
第 13 節　建物・宅地応急対策 ..... 風水害 2.21-1
第 14 節　生活救援対策 ..... 風水害 2.21-1
第 15 節　清掃・防疫等 ..... 風水害 2.21-1
第 16 節　応急教育と応急保育 ..... 風水害 2.21-1
第 17 節　公共施設等の応急対策 ..... 風水害 2.21-1
第 18 節　災害救助法の適用 ..... 風水害 2.21-1
第 19 節　ボランティアの協力 ..... 風水害 2.21-1
第 20 節　災害応援計画 ..... 風水害 2.21-1
第 21 節　帰宅困難者対策 ..... 風水害 2.21-1
第 22 節　旋風・突風・竜巻対策 ..... 風水害 2.22-1
第１　応急対策計画 2.22-1
第３章　復旧・復興計画　風水害 3.1-1
第４部　大規模事故対策編 ..... 事故 1.1-1
第１章　基本方針　事故 1.1-1
第１節　大規模事故対策の基本方針 ..... 事故 1.1-2
第１　基本的考え方 1.1-2
第２　対策の実施者 1.1-2
第２節　大規模事故対策の組織体制 ..... 事故 1.2-1
第１　組織体制の考え方 1.2-1
第２　大規模事故対策の組織体制 1.2-2
第２章　災害種別対策計画　事故 2.1-1
第１節　放射性物質事故対策 ..... 事故 2.1-2
第１　基本方針 2.1-2
第２　予防計画 2.1-3
第３　応急対策計画 2.1-4
第２節　大規模火災対策 ..... 事故 2.2-1
第１　基本方針 2.2-1
第２　予防計画 2.2-2

第３　応急対策計画 2.2-3
第３節　危険物等災害対策 ..... 事故 2.3-1
第１　基本方針 2.3-1
第２　予防計画 2.3-3
第３　応急対策計画 2.3-4
第４節　海上災害対策 ..... 事故 2.4-1
第１　基本方針 2.4-1
第２　予防計画 2.4-2
第３　応急対策計画 2.4-3
第５節　油等海上流出災害対策 ..... 事故 2.5-1
第１　基本方針 2.5-1
第２　予防計画 2.5-4
第３　応急対策計画 2.5-5
第６節　航空機災害対策 ..... 事故 2.6-1
第１　基本方針 2.6-1
第２　予防計画 2.6-2
第３　応急対策計画 2.6-3
第７節　鉄道災害対策 ..... 事故 2.7-1
第１　基本方針 2.7-1
第２　予防計画 2.7-2
第３　応急対策計画 2.7-2
第８節　道路災害対策 ..... 事故 2.8-1
第１　基本方針 2.8-1
第２　予防計画 2.8-3
第３　応急対策計画 2.8-4

第５部　その他の災害対策編 ..... その他 1.1-1

第１章　降灰対策編　その他 1.1-1

第１節　対策の考え方 ..... その他 1.1-1
第１　計画策定の主旨 1.1-1
第２　基本的な考え方 1.1-1
第２節　予防対策 ..... その他 1.2-1
第１　予防計画 1.2-1
第２　火山灰仮置場の確保 1.2-1
第３　火山灰処分場の確保 1.2-2
第４　備蓄品の整備について 1.2-2
第３節　応急対策 ..... その他 1.3-1
第１　降灰対策本部 1.3-1
第２　応急対策活動 1.3-2

第１部　総則

第１章　総則

第１節　計画の策定方針

第１　計画の目的

１．計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、船橋市防災会議が作成する計画であって

〇市及び防災関係機関や公共的団体その他市民が総力を結集し
〇平常時からの災害に対する備えと
〇災害発生時の適切な対応を図るための大綱を定めることにより、
〇市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに
〇災害による被害を軽減することをもって
〇社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

２．東日本大震災の特徴、課題

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災によって、以下のような地震の特徴、課題が明らかとなった。

〇巨大な地震・津波による甚大な人的・物的被害が発生
〇実際と大きくかけ離れた従前の想定
〇原子力発電所の事故による被災や湾岸部の液状化など、災害の複合化
〇想定できなかった M9.0 の巨大な地震と被害の広域化
〇自治体機能の低下や喪失
〇海岸保全施設等に過度に依存した防災対策
〇帰宅困難者の大量発生

本計画を見直すにあたっては、

〇東日本大震災によってもたらされた甚大な被害から得た教訓を活かして、災害に強いまちづくりを進めていかなければいけない。
〇国や県の防災指針や被害想定の見直しに応じて、防災対策全般について必要な見直しを行うことが求められる。

○市の防災行政の基本計画と位置づけられる船橋市地域防災計画は、市民にとってより分かりやすく、市職員にとってもより使いやすい計画でなければならない。

という３点に留意し、以下のように計画の体系を修正した。

【基本的な考え方】

○日頃の防災に対する取組みを強化し、市民、事業者、市職員、学校教職員、関係機関の職員が一体となって減災・防災に取組む。

○要配慮者、女性などに配慮した計画づくりを進める。

○既往の防災対策を見直すとともに、放射線災害対策や帰宅困難者対策など、想定を超えた新たな課題への対応を行う。

○計画の体系を再構築し、図やイラストを用いて、見やすく分かりやすい計画を目指す。

（１）災害に強い人・組織・地域の育成促進

○職員の参集体制・基準の見直し、迅速な初動体制づくり

○地域防災力向上に向けた啓発・防災教育の強化

○災害対策本部体制の充実・効率化

○ボランティアとの協力・連携体制の強化

（２）災害に強い都市の建設推進

○都市の不燃化、耐震化のさらなる推進

○防災関連施設の耐震化、防災機能の強化

○治水対策、液状化対策など被害の軽減施策の推進

（３）災害時に適切に対応できる体制・仕組みの環境整備

○停電時の電源供給体制の整備

○情報の集約・整理方法の見直しと情報伝達手段の拡充

○応急活動の役割分担と連携の明確化、バックアップ体制の充実

○物資の備蓄充実と輸送環境の整備

○帰宅困難者の発生抑制・早期解消に向けた環境の構築

○要配慮者の安全確保の仕組みづくり

○民間事業者と連携した支援体制の確立

○災害受援体制の確立

○放射線災害への体制づくり

○他自治体からの避難者の受入れ体制の確立

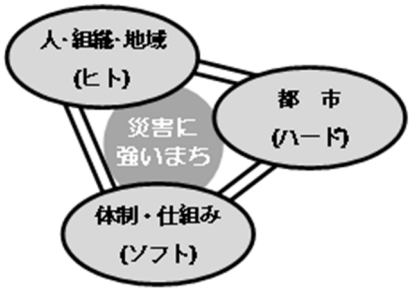

（１）災害に強い人・組織・地域の育成促進

災害時の対応は自助・共助・公助の３つの観点に区分される。自分や家族の身を自分たちで守る「自助」、地域や仲間で助け合う「共助」、行政機関や公共企業による「公助」、これらがいかに迅速かつ的確に行われるかが、被害の軽減、支援の充実につながる。

「自助」という観点からは、市民ひとりひとりが、家庭や学校、職場で日頃からいざというときに備えていかに準備をしておくかがキーとなる。また、「共助」においては、地域における防災活動の担い手である町会・自治会、マンション管理組合、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会含む）等の日頃からの活動を通じて、市民同士が力をあわせて防災対策に取り組んでいくことが大切である。そのためには、日頃から自主防災組織を通じて防災訓練を実施したり、防災に関する情報に触れる機会を増やしたり、さらに学校において防災教育を強化したり、といった取組みを推進していかなければならない。また、行政職員や市民以外の外部の支援者も「共助」のひとつとしてうまく活用するために、ボランティアとの協力・連携体制の強化を進めることも重要である。

「公助」においては、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な業務の継続が必要となる。職員の参集体制・参集基準の見直しや暫定再任用職員等の動員のほか、市の人材の利活用と再配置によって、初動体制を再構築するとともに、スムーズな応急活動が実現するように、災害対策本部体制の充実・効率化を進めることが求められる。

（２）災害に強い都市の建設推進

家屋の倒壊、延焼火災の発生を抑止することができれば、地震により発生するおそれのある一次・二次災害のかなりの部分は軽減される。

また、ブロック塀や自動販売機等の倒壊・転倒、ガラスや看板等の落下の危険性を解消しておくことができれば、さらに地震時の被害を軽減させることができる。

さらに、広域的な延焼火災が発生しても、緊急に難を避けることができる「安全地帯」が確保されていれば、生命の安全だけは確保できる。防災関連施設は、必要とする市民の拠り所として、耐震性の確保、防災機能の強化に努めなければならない。

東日本大震災でも広範な被害の出た液状化に対する対策や、風水害に対する治水対策も必要である。

行政、市民、事業所がそれぞれの持分において、「被害を発生させない、拡大させないまちづくり」に相応の貢献をしなければならない。

（３）災害時に適切に対応できる体制・仕組みの環境整備

市や防災関係機関は、収集される多様な情報の集約・整理方法の見直しと情報伝達手段の拡充や、応急活動の役割分担と連携の明確化、バックアップ体制の充実を図ることが求められる。

市や防災関係機関が取組むことはもちろん、物資の備蓄充実は家庭でも進めることが望まれるし、帰宅困難者の発生抑制・早期解消のためには、学校や職場の協力、鉄道事業者や商業施設との連携も求められる。要配慮者の安全確保のためには、要配慮者自身による地域との積極的な関わりや、市、防災関係機関のほか、地域における隣近所や町会・自治会、自主防災組織など地域住民を含む体制づくりが欠かせない。

また、大規模な災害が発生した際は、全国の自治体からの支援がないと災害対応を十分に行うことができないが、支援の受入れにまで手が回らず、応援職員に対して明確な指示や調整が出来ないということのないように、事前の体制づくりが重要となる。東日本大震災では県外の原子力発電所事故に起因する放射性物質事故が発生し、農林産物の出荷制限など、市民生活に様々な影響が及んだことから、これらの事故に迅速に対応し被害の軽減を図れる体制づくりを行う必要がある。

災害時への備えを可能な限り尽くして、なお不測の事態に際して、災害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民は、災害時行動力の向上に努め、ソフト面の充実を図らなければならない。

第２　計画の性格及び災害の範囲

１．計画の目的

この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務または任務を包括する総合的かつ基本的な計画である。

この計画は、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の果たすべき役割を明確にするとともに、各機関等が防災に関し行う事務、業務または任務を有機的に結合した計画である。

この計画は、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を考えあわせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

２．計画の構成と対象とする範囲

この計画の構成及び対象範囲は次のようになっている。

⑴ 総　　則・・・ 市域における防災体制及び防災基本方針を示す。

⑵ 地震・津波災害対策編・・・ 地震による災害（建造物の倒壊、大規模火災、津波等）に対する対策を示す。「予防計画」、「応急対策計画」、「復旧・復興計画」で構成される。

⑶ 風水害対策編・・・ 台風・豪雨等による災害（高潮、河川の氾濫、浸水、土砂災害等）に対する対策を示す。「予防計画」、「応急対策計画」、「復旧・復興計画」で構成される。当該編は、水防法第 33 条に基づく水防計画を兼ねたものとする。

⑷ 大規模事故対策編・・・ 放射性物質事故、大規模な火災、交通事故、海難・航空機事故などに対する対策を示す。各種災害の「予防計画」、「応急対策計画」を示す。

⑸ 資　　料　　編・・・ 各計画と関連する図表、例規、その他資料を掲載する。

第３　他の計画との関係

１．防災基本計画及び県地域防災計画との関係

国の中央防災会議の作成する防災基本計画は、地域防災計画において重点をおくべき事項について定めている。また、災害対策基本法の規定により、この地域防災計画は、指定行政機関と指定公共機関※の防災業務計画や千葉県の地域防災計画に抵触することがないよう策定されたものである。

※ 指定行政機関：内閣府、国家公安委員会、原子力安全・保安院、各省庁
指定公共機関：国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する医療・電気・通信・放送・ガス・運送事業者などの機関

２．消防計画との関係

消防組織法の規定による消防計画は、地域防災計画に基づく消防に関する計画であり、火災・風水害・震災等の災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

３．総合計画との関係

この計画は、「船橋市総合計画」に基づき実施する諸施策と整合を図るものである。したがって総合計画に修正が生じ、この計画を修正する必要がある場合は、防災会議において調整を図るものとする。

４．国土強靱化地域計画との関係

国土強靱化地域計画は、発災前の施策を対象とし、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できるような社会・経済システムを事前に構築していくという視点から取りまとめたものであり、地域防災計画に対しても指針となる計画である。

■地域防災計画の位置づけ

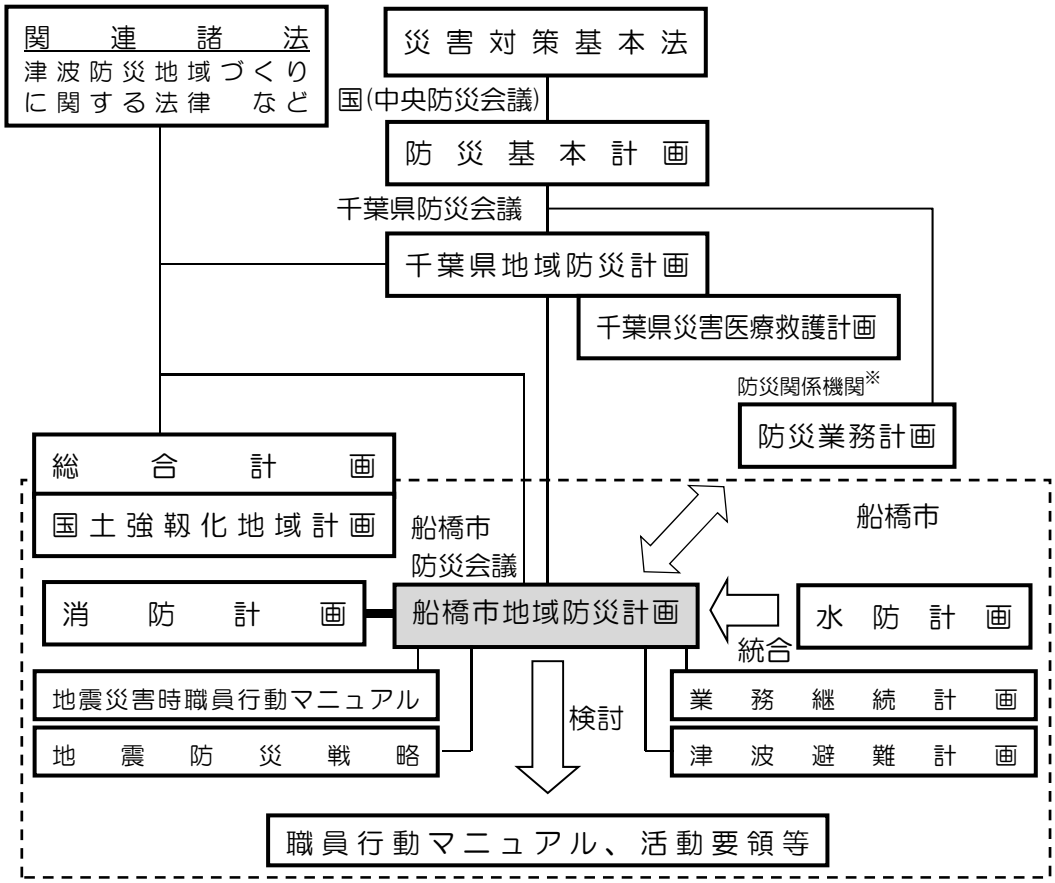

※ 防災関係機関：災害対策基本法に規定する指定行政機関及び指定公共機関

第４　計画の修正

この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議において修正する。

第２節　各機関の処理すべき事務または業務の大綱

第１　市

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として災害救助にあたることとなる。

なお、応急・復旧・復興対策については、下図のように災害救助法など関連法に基づく適用時期や助成措置申請に伴う事務作業にも考慮するものとする。

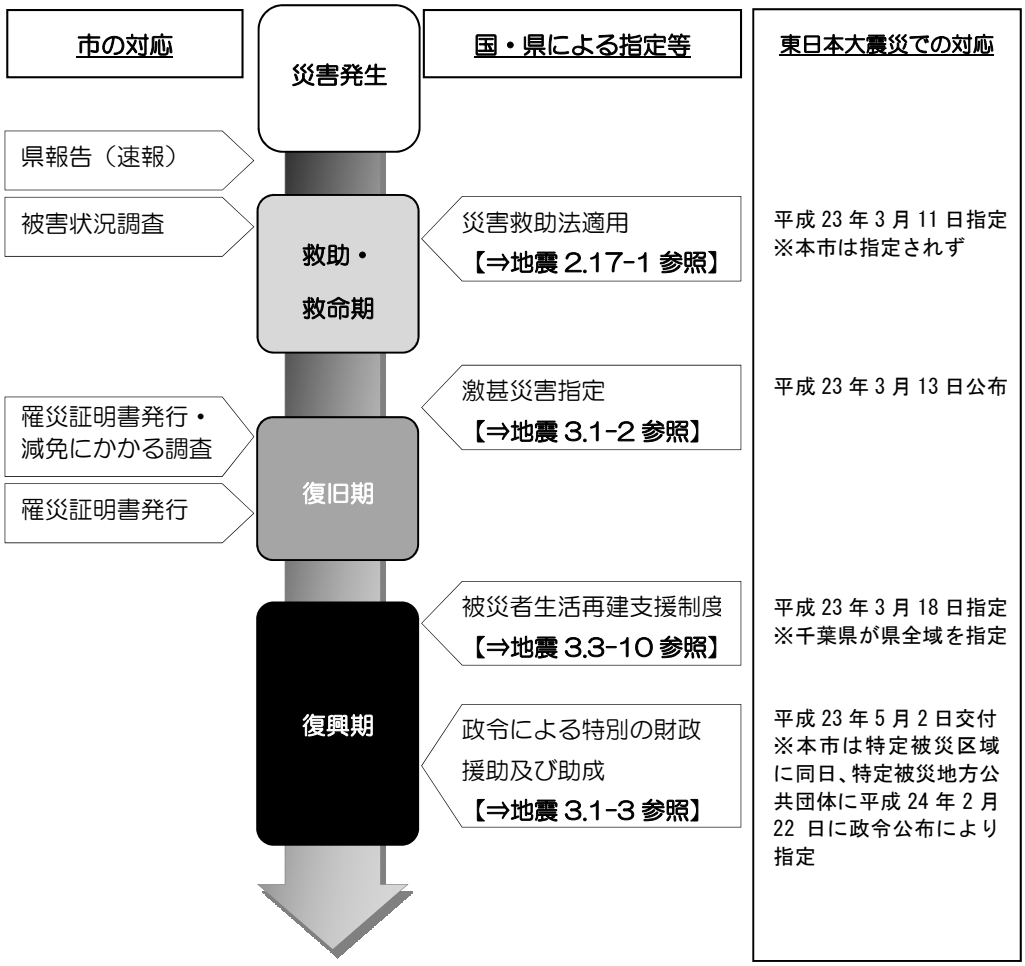

機関	事務または業務の大綱
船橋市	1. 市防災会議及び市災害対策本部に関すること 2. 市災害医療対策本部に関すること 3. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 4. 災害による被害の調査、報告と情報の収集並びに災害時の広報に関すること 5. 防災都市づくり事業の推進その他災害の防除と拡大防止に関すること 6. 救助、救護、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること 7. 災害応急対策用資材及び災害復旧用資材の確保に関すること 8. 被災産業に対する融資等の対策に関すること 9. 被災市営施設の応急対策、復旧に関すること 10. 災害時における応急教育に関すること 11. 医療、助産に関すること 12 災害時における保健衛生、清掃、防疫に関すること 13. 災害時における交通、輸送の確保に関すること 14. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること 15. 被災者の生活再建支援及び生活困窮者に対する支援に関すること 16. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び近隣市間及び相互応援協定締結市等の相互応援協力に関すること 17. 要配慮者等の安全確保に関すること 18. 気象情報の収集、及び受領・伝達に関すること及び警報に基づく避難情報の発令に関すること 19. 義援金の授受に関すること 20. 避難所の開設・設置に関すること 21. 物資・資機材の備蓄に関すること 22. 協定締結促進及び支援要請など民間事業者との協定に関すること 23. 防災思想の普及、並びに市内の公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること
市消防局	1. 火災、水害等の予防、警戒、防ぎょに関すること 2. 人命の救出、救助及び応急救護に関すること 3. 消防、水防その他の応急措置に関すること 4. 火災、水害等の情報の伝達に関すること 5. 危険物等の安全確保のための指導に関すること
市消防団	1. 災害の予防、警戒、防ぎょに関すること 2. 災害時の避難誘導、救助、防ぎょに関すること

第２　県

機関	事務または業務の大綱
千葉県	1. 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること 4. 災害の防除と拡大の防止に関すること 5. 災害時における防疫その他保健衛生に関すること 6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 7. 被災産業に対する融資などの対策に関すること 8. 被災県営施設の応急対策に関すること 9. 災害時における文教対策に関すること 10. 災害時における社会秩序の維持に関すること 11. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること 12. 災害時における交通、輸送の確保に関すること 13. 被災施設の復旧に関すること 14. 市が処理する事務及び事業の指導、指示、あっせん等に関すること 15. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること 16. 災害救助法に基づく被害者の救助、保護に関すること 17. 被災者の生活再建支援に関すること 18. 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

第３　その他の機関

分　野	区分	機関の名称
行政全般	県機関	1. 県葛南地域振興事務所
	指定地方行政機関	2. 千葉労働局（船橋労働基準監督署） 3. 地方厚生局
土木・建設	県機関 公共的団体	1. 県葛南土木事務所 2. 千葉県建設業協会京葉支部・船橋建設業協同組合 3. 地方測量部
港湾	県機関	1. 県葛南港湾事務所（中央支所含む）
道路	指定地方行政機関	1. 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所
水道	県機関	1. 千葉県企業局（船橋水道事務所）
警察	県機関	1. 千葉県警察本部（船橋警察署、船橋東警察署）
教育	県機関	1. 教育庁葛南教育事務所
	公共的団体、重要施設	2. 各学校法人
財務	指定地方行政機関	1. 財務省関東財務局千葉財務事務所 2. 各金融機関
情報・通信	指定地方行政機関	1. 東京管区気象台（銚子地方気象台） 2. 総務省関東総合通信局
	指定公共機関	3. 日本郵便㈱（船橋郵便局、船橋東郵便局） 4. 東日本電信電話㈱千葉西支店 5. ㈱NTT ドコモ 6. KDDI㈱ 7. ソフトバンク㈱
	公共的団体	8. 船橋市アマチュア無線非常通信連絡会
放送	指定公共機関	1. 日本放送協会千葉放送局
	指定地方公共機関	2. 千葉テレビ放送㈱ 3. ㈱ベイエフエム
	公共的団体	4. ㈱ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局
エネルギー	指定公共機関	1. 東京電力パワーグリッド㈱京葉支社
	指定地方公共機関	2. 京葉瓦斯（ガス）㈱ 3. ㈳千葉県 LP ガス協会（船橋支部）
環境	指定地方行政機関	1. 地方環境事務所
経済・産業	指定地方行政機関	1. 関東経済産業局
	公共的団体、重要施設	2. 船橋商工会議所 3. 船橋市商店会連合会 4. 大型商業施設
農林・水産	指定地方行政機関	1. 農林水産省関東農政局（千葉県拠点含む）
	公共的団体	2. 市川市農業協同組合 3. ちば東葛農業協同組合 4. 船橋市漁業協同組合

分　野	区分	機関の名称
医療・救護・救助	自衛隊	1. 陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団
	指定公共機関	2. 日本赤十字社千葉県支部
	指定地方公共機関	3. ㈱千葉県医師会 4. ㈱千葉県歯科医師会 5. ㈱千葉県薬剤師会 6. ㈱千葉県看護協会 7. ㈱千葉県助産師会
	公共的団体、重要施設管理者	8. ㈱船橋市医師会 9. ㈱船橋歯科医師会 10. ㈱船橋薬剤師会 11. ㈱千葉県看護協会船橋地区 12. 千葉県柔道整復師会船橋・鎌ヶ谷支部 13. 各医療機関管理者
福祉	公共的団体、重要施設管理者	1. 船橋市社会福祉協議会 2. 各社会福祉施設管理者 3. 船橋市赤十字奉仕団
衛生	公共的団体	1. ㈱船橋市清美公社

輸送・交通	指定地方行政機関	1. 関東運輸局千葉運輸支局 2. 第三管区海上保安本部千葉海上保安部
	指定公共機関	3. 東日本旅客鉄道㈱千葉支社 4. 日本通運㈱千葉支店（船橋支店） 5. 東日本高速道路㈱（千葉管理事務所） 6. 佐川急便㈱ 7. ヤマト運輸㈱ 8. 西濃運輸㈱
	指定地方公共機関	9. 東武鉄道㈱ 10. 京成電鉄㈱ 11. 新京成電鉄㈱ 12. 東京地下鉄㈱ 13. 北総鉄道㈱ 14. 東葉高速鉄道㈱ 15. ㈱千葉県トラック協会（船橋支部） 16. ㈱千葉県バス協会
自治・連携	公共的団体	1. 自主防災組織 2. 船橋市自衛消防協会 3. 船橋市自治会連合協議会（町会、自治会） 4. 船橋市民生児童委員協議会
	その他	5. 各市民、事業所 6. 各ボランティア団体 7. 協定先となる各事業所・団体

第３節　市の概況

第１　自然的条件

１．位置

（１）位置

市は、東京都心部から 20km 圏、千葉市中心部から 15km 圏にあり、東京湾奥の中心部に位置する。

（２）緯度、経度

市役所（湊町２丁目 10 番 25 号）の緯度、経度は次のとおりである。

東　　経	１３９°５８′５７″
北　　緯	３５°４１′４１″

※緯度経度は日本測地系 2000 による

（３）隣接市

市の隣接市は、次のとおりである。なお、南は東京湾に面している。

東	習志野市、八千代市
西	市川市
北	鎌ケ谷市、白井市

２．面積、広がり及び高度

市の面積、広がり及び高度は、次のとおりであり、千葉県面積の約 60 分の１を占める。なお、海岸線延長は 12km である。

面　　積	広がり		高度	
	東西	南北	最高	最低
85.62k㎡	13.86 km	14.95 km	32.3m	0.2m

３．地形、地質

市の地形は、下総台地と東京湾岸低地を主とする低地に大別できる。

下総台地は、千葉県の北半部を占めており、海抜 20～100 mの比較的平坦な地形を形成している。市域の中～北部のほとんどは台地となっており、最高点は習志野３丁目付近の 32.3mであり、平均 24m程度となっている。また、その中に谷津が刻まれている。

また、低地は、東京湾にそそぐ江戸川がつくる三角洲や海岸平野、海老川や桑納川などの河川により侵食された谷に沖積層が堆積し形成された谷底平野、台地前面にひろがる浜堤・砂州、海面の大規模な埋め立て等による人工地形からなる。

地質については、北部の台地は、関東ローム層と呼ばれる赤土で占められ、谷底平野は、砂質、粘土質及び腐植土などで構成された沖積層で卓越しており、また、臨海部は、埋立地堆積物から構成されている。

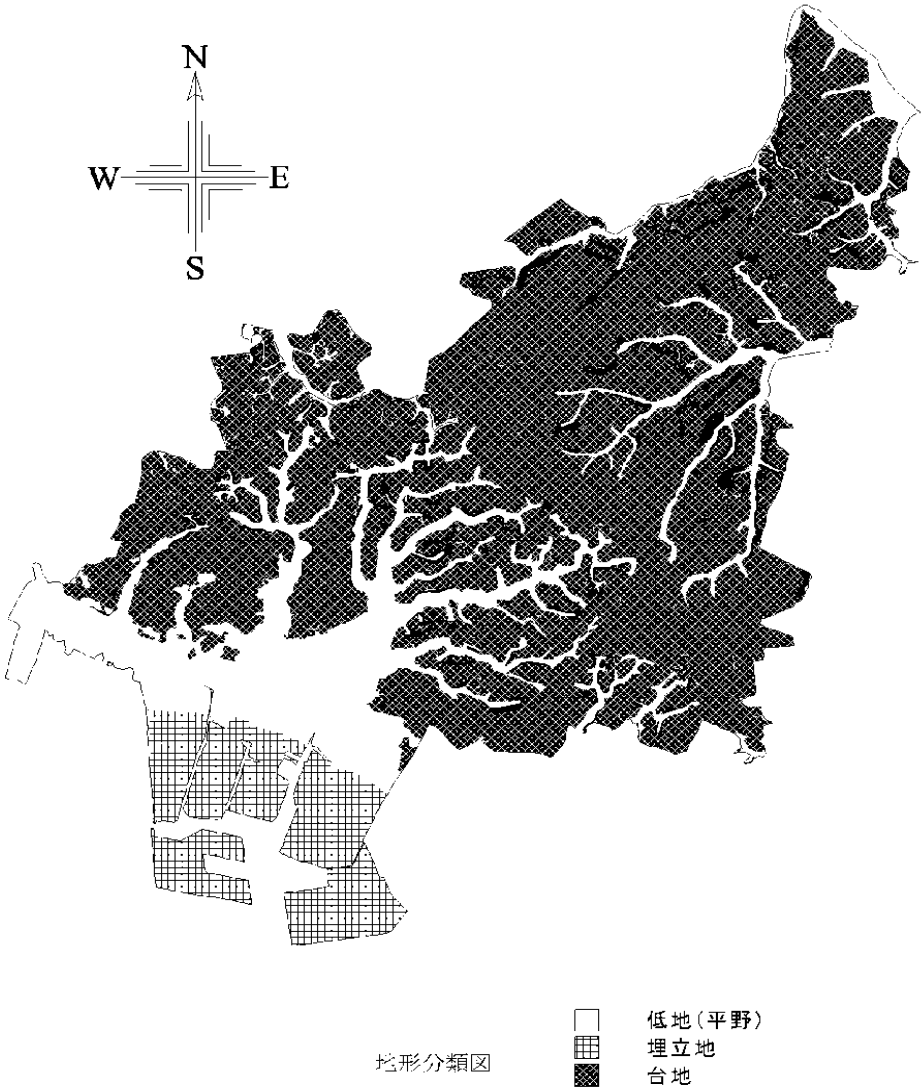

地形分類図

市内には、利根川水系の真間川・神崎川・二重川・桑納川といった一級河川や、海老川及びその水系の長津川・飯山満川といった二級河川などが流れている。

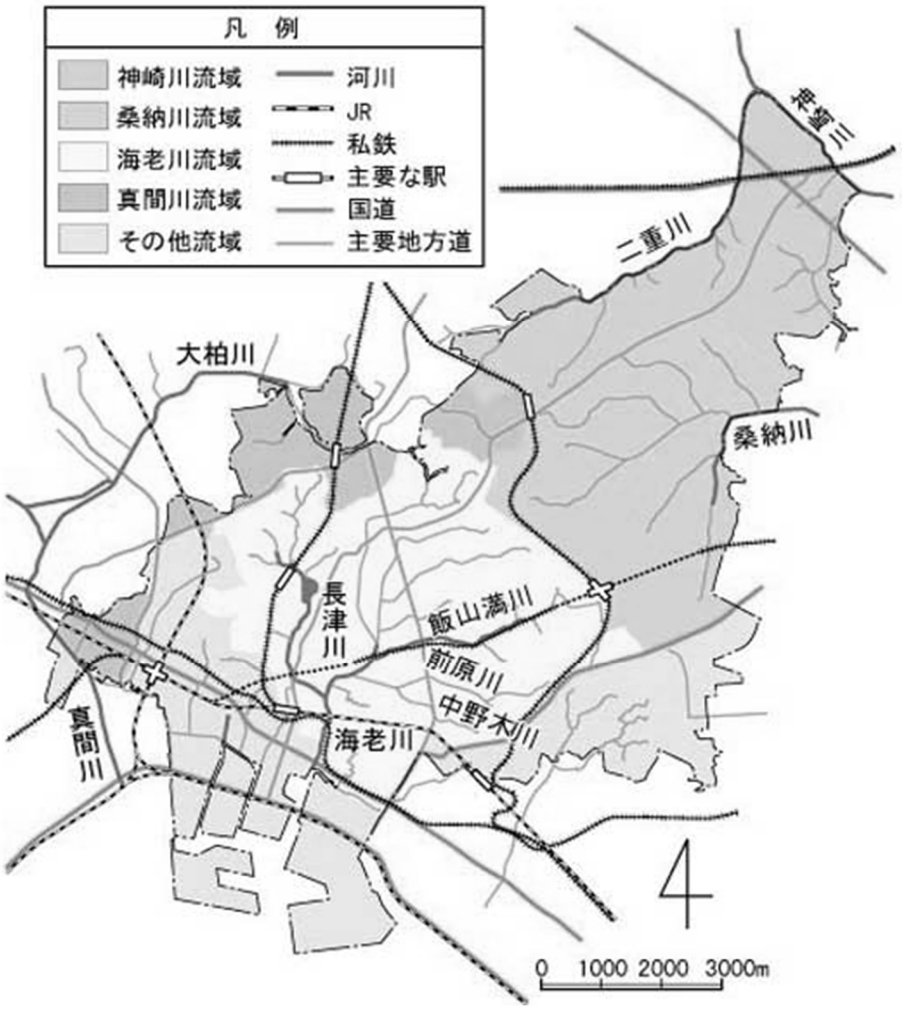

4．気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象で、関東平野中心部の気象区に属し、１年を通じておおむね温暖な気候となっている。なお、過去５年間の平均気温は 16.6℃、年間平均降水量は約 1,280mm となっている。

第２　社会的条件

1．人口

（1）人口と世帯

東京都心部から 20km 圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により市の人口は、昭和 35 年から 50 年にかけて急激に増加した。

その後、昭和 50 年代後半から人口増加の割合は、次第に緩やかになったが、近年再び増加傾向にあり、令和５年４月現在の人口は約 64 万人である。

年齢別人口は、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が約 6.3 割、老年人口（65 歳以上）は約 2.4 割である。１世帯当たり人口は、昭和 60 年代以後３人を割り、継続して減少傾向にある。一方で 65 歳以上のみの世帯は年々増加傾向にある。

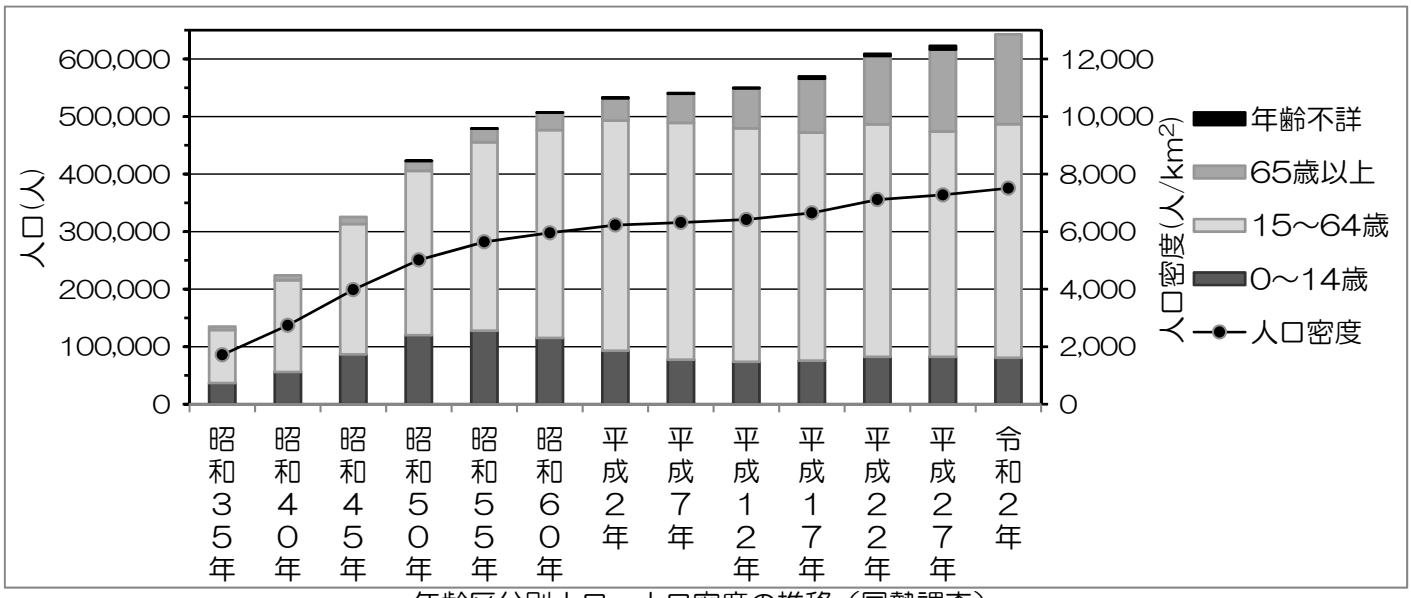

年齢区分別人口・人口密度の推移（国勢調査）

※人口には年齢不詳は含まない

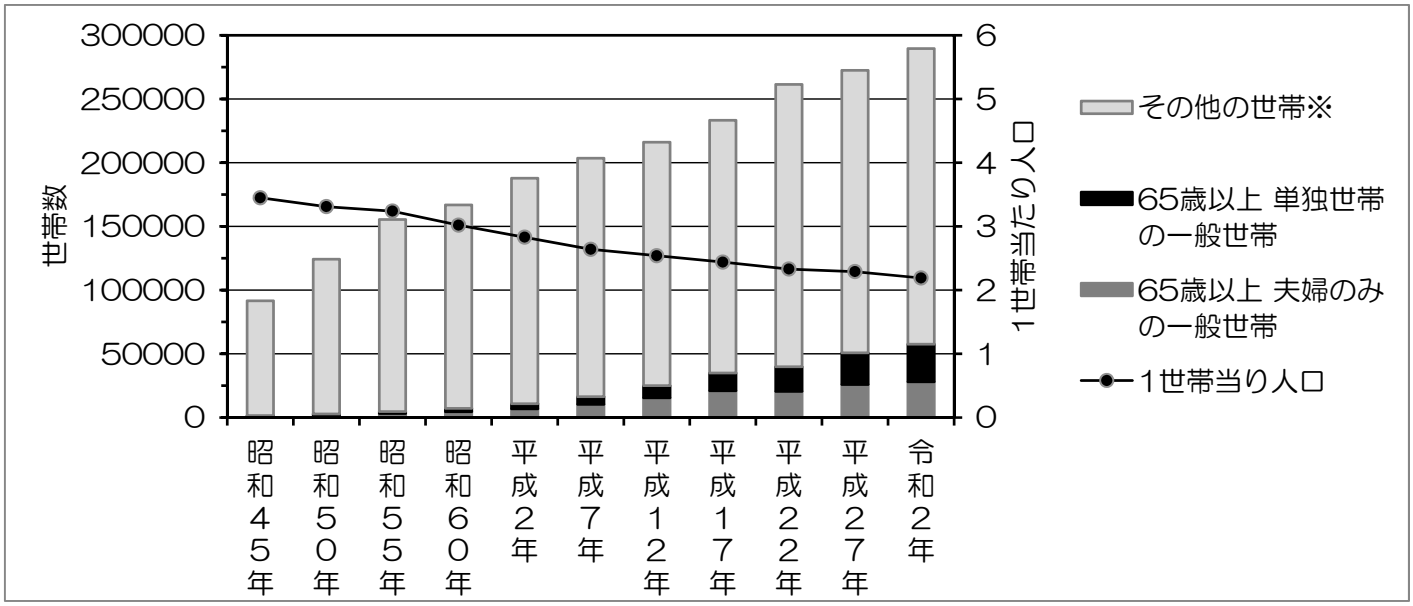

世帯数・65 歳以上の世帯・１世帯当り人口の推移（国勢調査）

※世帯の種類「不詳」を含む。昭和 55 年までは、普通世帯の数値

（各年 10 月１日）

（２）昼夜間人口

夜間人口	昼間人口	流出人口	流入人口	残留人口
642,907	542,642	232,841	111,966	410,066

（令和２年 10 月１日国勢調査）

2．交通

（1）道路

広域的な連携機能を担う京葉道路、東関東自動車道の自動車専用道路２路線や主要な幹線道路である国道１４号（千葉街道）、国道１６号、国道３５７号や 県道８号（主要地方道船橋我孫子線）などの国県道のほか、都市計画道路の整備により幹線道路網を構成している。

京葉道路、東関東自動車道の自動車専用道路２路線については、市南端部の市川市境から習志野市境にかけて、原木、船橋、湾岸市川、谷津船橋及び花輪の５インターチェンジが設置されている。

（2）鉄道

市域の鉄道は、東西方向にＪＲ総武線、京葉線、東京メトロ東西線、東葉高速線及び京成本線、南北方向では、ＪＲ武蔵野線、東武アーバンパークライン、新京成線、また、北部地域には北総線の９路線がある。

内陸部の宅地化に伴う交通需要の増加により、ＪＲ船橋駅をはじめとする各乗換え駅では非常に混雑している状況となっている。市内 35 駅における１日の平均乗車人数（令和 3 年度）は、約 77 万人に達している。このうち、ＪＲ船橋駅の乗車人数は１日約 11 万人、ＪＲ津田沼駅約８万人、ＪＲ及び東京メトロ西船橋駅がそれぞれ約 11 万人であり、市内鉄道交通の拠点となっている。

また、市内に停車駅はないが、都心から京成線、北総線を経由して成田空港に直結する成田スカイアクセスが平成 22 年７月に開通した。

3．土地利用

市の地目別面積を見ると、下表のようになっている。宅地が約５割近く、田畑は１割強の土地利用となっている。

【単位】面積：km^2、割合：％

地目	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積	2.14	9.51	42.15	2.85	0.02	0.02	10.42	18.49
割合	2.50	11.11	49.23	3.33	0.02	0.02	12.17	21.60

（R5.1.1 現在）

第４節　計画の前提条件

第１　想定地震による被害

１．前提条件・想定地震

市が平成 29・30 年に実施した防災アセスメント調査業務の調査結果による。

想定地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ（Mw※）	破壊開始点深さ（km）	地震タイプ
千葉県北西部直下地震	Mw = 7.3	50	プレート内部

・地震発生の季節・時刻　冬の 18 時

・気象条件　　風速 8.0m/s（風向北北西）、湿度 50%

・人口・世帯　　平成 29 年４月１日の人口及び世帯

※ モーメントマグニチュード（Mw）とは、地震を引き起こした断層（震源断層）の面積や断層における平均変位、断層付近の地殻の剛性率から求められる、開放されたひずみエネルギーに対応するマグニチュードで、地震計で観測された地震の変位振幅または速度振幅から求めた地震の規模である気象庁マグニチュード（Mj）と異なる

２．想定された震度等

（１）震度

市南側の低地部及び市東部の低地～台地部の幅広い範囲と、台地上の谷底低地の一部において震度６強。それ以外の範囲では震度６弱。

（２）液状化

市南部の低地において、液状化危険度の高い領域が広がっている。これに対して市の北側の台地では、河川沿いに液状化危険度の高い領域が分布する以外は液状化危険度は低くなっている。

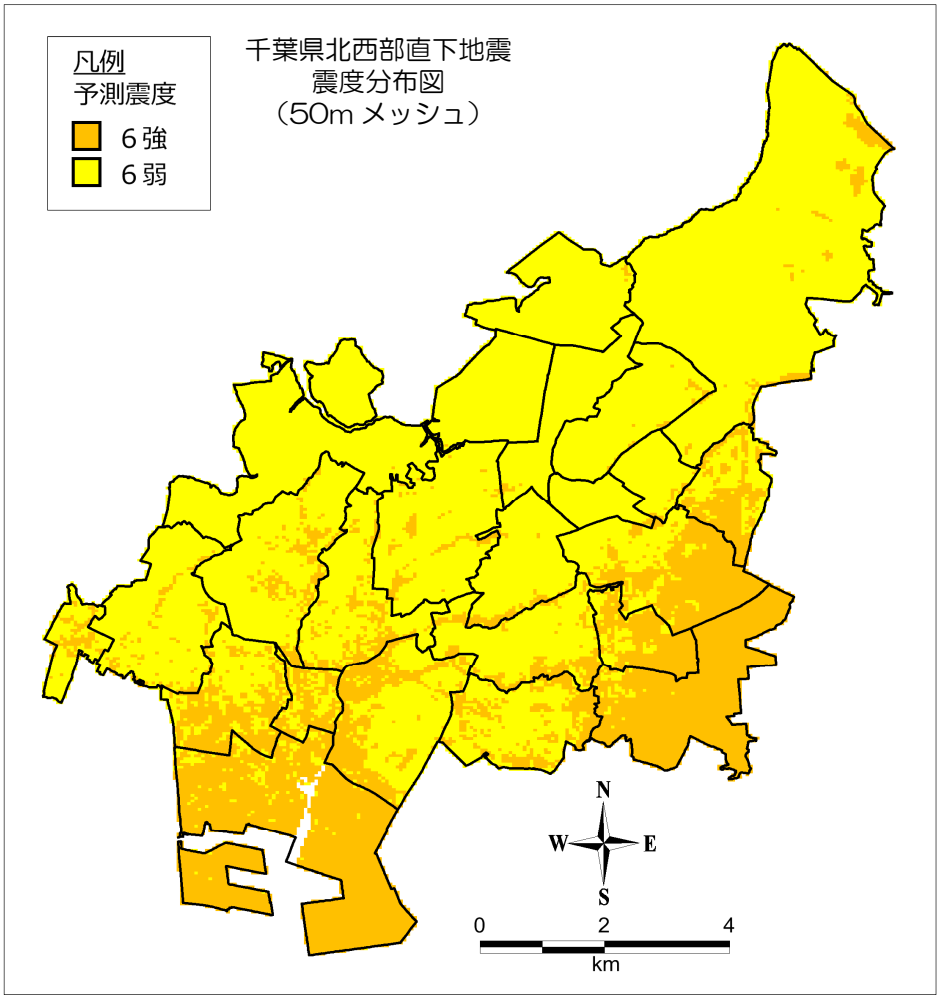
凡例
予測震度
6強
6弱
千葉県北西部直下地震
震度分布図
（50m メッシュ）
N
W
E
S
0
2
4
km

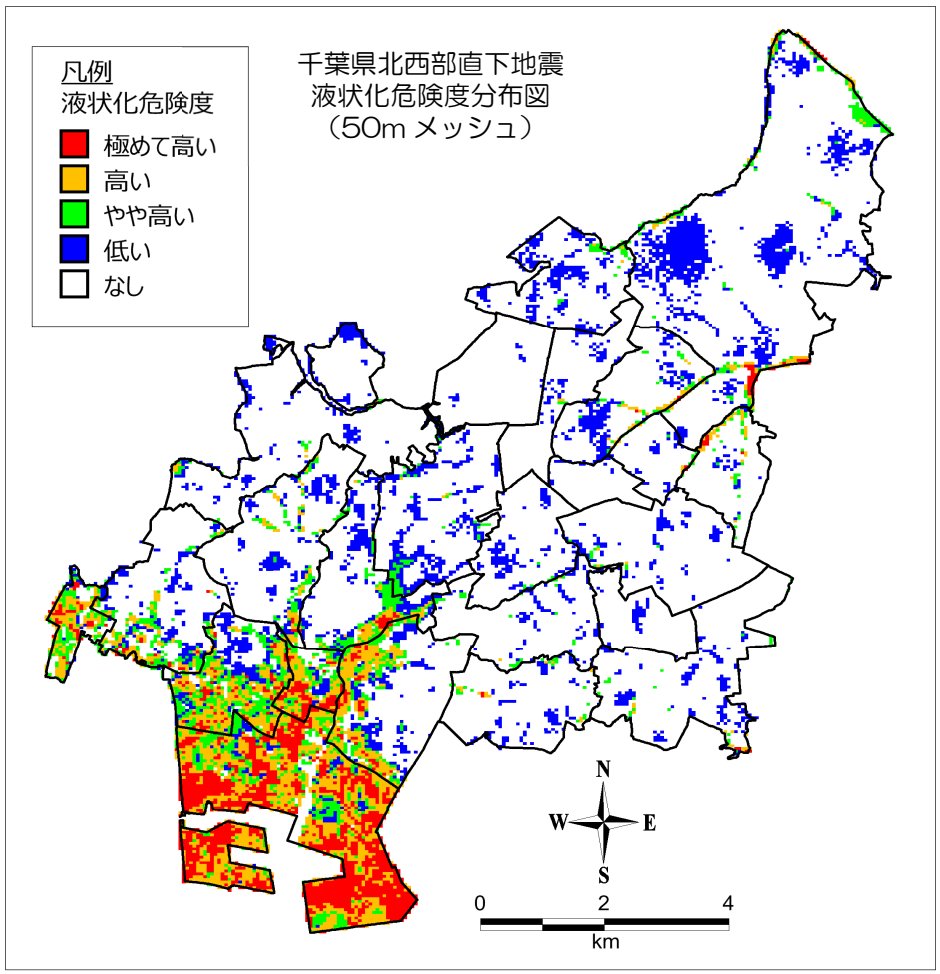
凡例
液状化危険度
極めて高い
高い
やや高い
低い
なし
千葉県北西部直下地震
液状化危険度分布図
（50m メッシュ）
N
W
E
S
0
2
4
km

3．想定された被害量

地震被害予測結果は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するかを推定し、地震防災対策の基礎資料とするものである。

地震被害予測結果

想定地震	千葉県北西部直下地震	規模		マグニチュード 7.3
		タイプ		プレート内部
		震源の深さ（破壊開始点の深さ）		約 50km
物的被害	建物被害（冬 18 時、風速 8m/s）		全壊・焼失棟数	17,310 棟
			半壊棟数	20,770 棟
	交通施設	道路施設	緊急輸送道路（橋梁）	0 箇所（大規模損傷）
			緊急輸送道路（平面道路）	4 箇所
		鉄道施設	不通区間（区間）	14 区間
		港湾施設	被害バース数（バース）	41 バース
	ライフライン施設（直後）	電力	停電率（%）	89%
		上水道	断水率（%）	65%
		下水道	機能支障率（%）	3%
		都市ガス	供給停止率（%）	100%
人的被害	死傷者数（冬 18 時）	死者数	揺れ（建物倒壊）	550 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	240 人
			ブロック塀等の転倒ほか	－人
			小計	790 人
		重傷者	揺れ（建物倒壊）	720 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	120 人
			ブロック塀等の転倒ほか	5 人
			小計	850 人
		軽傷者	揺れ（建物倒壊）	3,230 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	320 人
			ブロック塀等の転倒ほか	20 人
			小計	3,570 人
		死傷者数合計		5,210 人
	避難者数（冬 18 時）	1 日後		91,770 人
		3 日後		175,910 人
		1 週間後		157,340 人
		2 週間後		187,600 人
		1 ヶ月後		130,860 人
	帰宅困難者数（昼 12 時）	主要駅周辺で帰宅困難となる人		36,400 人
		主要駅から外出して帰宅困難となる人		40,600 人
		合計		77,000 人
	自力脱出困難者数（冬 5 時）			4,910 人
その他	エレベーター停止台数			約 460 台
	震災廃棄物発生量			約 3,130,000 トン
	文化財（揺れや火災の影響を受ける恐れのある建造物）			6 棟
	直接経済被害額			22,340 億円

※四捨五入により、小計や合計は合わない場合があります

第２　近年の災害による被害

１．東日本大震災の被害

（１）概要

平成 23 年３月 11 日 14 時 46 分、太平洋三陸沖、牡鹿半島の東南東約 130km 付近の深さ約 24km の地点で、マグニチュード 9.0、日本観測史上最大の巨大地震が発生した。震源域は、東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km の広範囲に及ぶもので、千葉県においても印西市と成田市の一部で震度６弱を観測したほか、市でも震度５弱を観測し、32 名が負傷した。また、長時間のゆれに伴って広範囲で液状化が発生した。液状化は、特に沿岸部の埋立地にて顕著に現れ、地盤沈下や家屋の傾き、地中構造物の浮き上がりを発生させた。

この地震によって巨大な津波も発生し、岩手県大船渡市では最大波高 16.7m（気象庁推定値）、最大遡上高 38.9m（東京海洋大学調査値）に達した。千葉県においても、銚子で最大波高 2.5m、館山で同 1.7m、湾内の千葉でも同 0.9m を記録した（気象庁発表値）ほか、市でも 2m を超える津波の影響で、海苔の養殖設備が壊滅的な被害を受けたほか、船橋漁港内の船が転覆するなどの被害が発生した。

今回の地震では、福島第一原子力発電所も被害を受けた。福島第一原子力発電所では、全電源を喪失し、原子炉や核燃料の冷却をすることができなくなったことにより、水素爆発が発生するなど大量の放射性物質の放出を伴う大事故も併発した。

（２）市の被害状況

東日本大震災において、家屋の倒壊や液状化によって、市でも多くの被害が発生した。特に沿岸部の潮見町や日の出・栄町・若松などでは液状化による被害が深刻であった。

防災アセスメント調査結果と比較すると、実際の液状化範囲はアセスメント調査にて液状化危険度が高い、あるいはやや高いとされたエリア全域には及ばなかったが、両者に区分されたエリアに含まれていた。

一方、鉄道機関が運休したことにより、船橋駅、西船橋駅を中心に帰宅困難者が大量に発生した。市は発災当日深夜には 57 の施設を避難所として開設し、5480 人の避難者・帰宅困難者を受入れた。市による帰宅困難者への物資援助のほか、周辺の事業者からの食料品や備品等の支援も受けて対応を行った。帰宅困難者は翌日には解消し、避難者も段階的に減少に転じたため、発災後４日目となる３月 14 日には全ての避難所を閉鎖した。

東日本大震災による市の被害状況

被害項目等		被害状況
人的被害		32 名(重傷 2 名、中軽傷 5 名、軽傷 25 名)
建物被害		○ 個人住宅等について、全壊 14 件、大規模半壊 189 件、 半壊 477 件、一部損壊 4,820 件、物損他 265 件 ※令和5年1月20日現在の「罹災証明書」の発行数をもとに集計 ○ 市内の小・中学校、高校（特別支援学校含む）のうち 76 校で外壁損傷や校舎床にひびなどが発生するなど、公共施設でも多数の被害
ライフライン被害※	上水道	30 戸で断水発生
	ガス	高根台、本町、薬円台、芝山ほか 200 件でガス漏れ発生
	電気	高瀬町、若松、浜町、日の出、西浦、潮見町などの住宅約 2,500 戸で停電発生
	道路等	○ 日の出、栄町、潮見町、西浦、高瀬町などの約 400 か所で液状化による土砂流出等の発生 ○ 10 か所で橋梁の破損 ○ 1 か所でがけ崩れの発生 ○ 83 件の石塀・ブロック倒壊
	下水道	若松などの 11 か所で下水道管詰まり、マンホール付近陥没、処理場躯体亀裂等(市所管分)
	通信	○ 東日本電信電話の管内では、高瀬町、若松、浜町、日の出、西浦、潮見町の 88 本の電柱が破損（ケーブルの途絶はなし） ○ 携帯電話の輻輳の発生(震災当日の 23 時頃には概ね解消)
	鉄道	○ 市内を走る 9 路線は全て運休(大きな被害はなし) ○ 船橋駅、西船橋駅では大量の帰宅困難者が発生

※『〈東日本大震災〉船橋市の被害状況及び一連の対応に関する記録』（平成 24 年 3 月）に基づく

２．風水害による被害　…

市における主な洪水は、昭和３３年９月の狩野川台風、昭和５１年６月の集中豪雨、昭和５２年７月の雷雨、昭和５３年７月の集中豪雨、昭和５６年１０月の台風２４号、昭和５７年９月の台風１８号、及び昭和５９年６，７月の大雨に続いて、昭和６１年８月には台風１０号によって、床上浸水３５２戸、床下浸水９９７戸の過去最大の浸水被害を受けている。その後、平成元年８月の台風１７号、平成３年９月の台風１８号まで、ほぼ毎年のように浸水被害が出ている。さらに、平成８年９月の台風１７号では床上浸水４１戸、床下浸水９０戸の浸水被害を受けたが、最近では河道改修の進捗により洪水頻度は緩和されている。

これら浸水被害の原因は、第１に市内を流れる河川の河幅が狭小で、かつ蛇行した小河川が入り込んでいること、第２に近年の急激な市街化の進展により農地・山林等の保水・遊水機能を持つ土地が減少したため、海老川及び上流各支川流域の雨水が短時間に流出し、河川が増水したことなどによるものであった。このため、被害発生が目立つのは市街地の中心部を流れる海老川、長津川沿いの低地地域で、浸水面積全体の約９割を占めている。また、大正６年１０月１日未明に東京湾沿岸を襲った高潮では、船橋大神宮の石段まで浸水し、沿岸部から内陸にかけて甚大な被害を受けた記録が残されている。市では、水害発生のおそれのある地域に対し、水害の防止・発生の監視に努めている。その結果、海老川、長津川の調節池と河道改修による時間雨量５０㎜対応の整備や下水道（雨水）整備等が進むにつれて、大きな浸水被害は著しく減少している。

また、市の南側、東京湾岸では台風による高潮被害のおそれがあるが、昭和４６年８月の台風２３号による床上浸水発生以来、被害発生の事例はない。さらに、市は、大地を刻む谷（谷津）が樹枝状に複雑に分布するため、台地と谷の境界となる侵食崖や傾斜地が数多く分布する。

なお、令和元年９月の台風１５号により、千葉県内で最大６４万軒にのぼる大規模かつ長期停電が発生し、船橋市でも最大約１１，５００軒が停電した。

＜資料編１５ 船橋市域災害記録＞

第５節　各地域の防災課題と取組み方針

平成 29･30 年度に市では地区別防災カルテを作成し、各地区の災害危険度の評価を行った。地域防災計画を作成し、効果的に防災対策を推進していくために、市の 24 地区コミュニティ個々の特色を反映した取組みを進めていく。

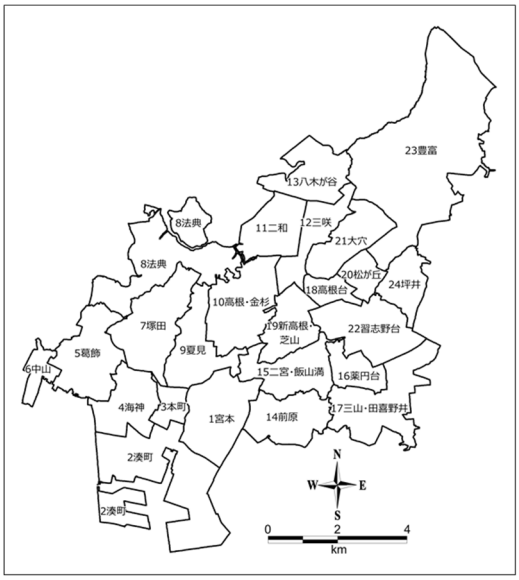

24 地区コミュニティと地区の範囲

地区ｺﾐｭﾆﾃｨ	地区の範囲	地区ｺﾐｭﾆﾃｨ	地区の範囲
①宮本	宮本、市場、東船橋、駿河台、東町	⑬八木が谷	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台
②湊町	本町３丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町	⑭前原	前原東、前原西、中野木
③本町	本町（3 丁目以外）	⑮二宮・飯山満	二宮、飯山満、滝台町、滝台
④海神	南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神	⑯薬円台	薬円台、薬園台町、七林町
⑤葛飾	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山	⑰三山・田喜野井	三山、田喜野井、習志野
⑥中山	二子町、本中山	⑱高根台	高根台（７丁目以外）
⑦塚田	旭町、行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町	⑲新高根・芝山	芝山、新高根、高根台７丁目
⑧法典	丸山、上山町、馬込町、馬込西、藤原	⑳松が丘	松が丘
⑨夏見	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町	㉑大穴	大穴町、大穴南、大穴北
⑩高根・金杉	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台	㉒習志野台	習志野台、西習志野
⑪二和	二和東、二和西	㉓豊富	小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町
⑫三咲	三咲町、三咲、南三咲	㉔坪井	坪井東、坪井西、坪井町

地域	防災上の課題
① 宮本	・千葉県北西部直下地震の際には、台地周辺の河川沿いの谷底低地や後背低地に、震度６強の非常に強い揺れや、高い～極めて高い液状化の危険性が予測される。また、地区内の住宅密集地において建物被害が多く想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 ・地区西部の海老川沿いでは、重要水防区域を中心に浸水被害が予測される。また、江戸川においても想定最大規模の洪水時には地区南部で浸水の可能性がある。河川改修や調整池の整備の推進と合わせ、浸水想定範囲の周知による迅速な避難開始が重要となる。
② 湊町	・千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６強の非常に強い揺れが分布し、極めて高い液状化の危険性も地区の多くで予測され、数多くの建物被害も想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 ・港湾施設や埠頭においては、液状化対策の耐震護岸工事が終了している。 ・本地区は、海岸付近や河口付近に立地し、津波や高潮、河川からの浸水被害の危険性が高くなっている。 ・地区内には大規模商業施設や競技施設が立地し、災害時の地区内滞留者に対する避難対策の検討が重要である。
③ 本町	・千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６強の非常に強い揺れが点在し、地区南部を中心に極めて高い液状化の危険性が分布する。住宅密集地を中心に建物被害が想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 ・本地区は、海岸付近や河口付近に立地し、地区東部の海老川からの浸水、地区南部の江戸川からの浸水被害の危険性が高い。 ・災害の種類に応じた、避難場所や避難ルートの検討も必要になる。 ・地区内の船橋駅は、近接する鉄道３線が集中し、１日の乗降客数が多いことから、災害時の帰宅困難者に対する避難対策の検討が重要である。
④ 海神	・千葉県北西部直下地震の際には、地区北部を除く低地に、震度６強の非常に強い揺れや高い液状化の危険性が予測される地域が分布し、住宅密集地においては建物被害が多く想定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・地区南側では、高潮被害や、江戸川が大規模に氾濫した際の浸水被害が予測されている。いずれも発生確率は高くないが、潜在的な水害の危険性は高いと考えられる。 ・一部に県公表の土砂災害危険箇所が位置し、その周辺では住宅被災の危険性がある。
⑤ 葛飾	・千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６弱の揺れが予想されるものの、一部の河川沿いや盛土箇所にて震度６強の非常に強い揺れや液状化の高い危険性が予測される。住宅密集地において建物被害が多く想定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・地区南部の低地では、高潮被害や江戸川が大規模に氾濫した際の浸水被害が予測されている。いずれも発生確率は高くないが、潜在的な水害の危険性は高いと考えられる。 ・地区内の西船橋駅は１日の乗降客数が多く、災害時の帰宅困難者に対する避難対策の検討が重要である。

地域	防災上の課題
⑥ 中山	・千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６弱の揺れが予想されるものの、一部地域に震度６強の非常に強い揺れや、高い液状化の危険性が予測される。建物被害の割合は地区全般に渡って高く想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・真間川の氾濫による浸水被害の危険性もあるが、想定最大規模の江戸川の氾濫の際には、地区北部の一部を除き、浸水がほぼ地区全体に広がると想定されている。 ・災害の種類に応じた避難場所や、避難ルートの検討も必要となる。
⑦ 塚田	・千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６弱の揺れが予測されるが、一部河川沿いには震度６強の強い揺れが予測され、建物被害は広く分布する。液状化の危険性は、河川沿いの谷底低地など限定的である。 ・地区内での範囲は限定的だが河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、水害の危険性がある。また、台地上の凹地などで道路冠水事例が比較的多く、一部に床上・床下浸水も見られ、雨水の地盤への浸透能力と排水能力の向上が課題となる。 ・台地と谷底低地の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性はややあると考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。
⑧ 法典	・千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全般で震度６弱の揺れが予測され、住宅密集地を中心に建物被害が想定されている。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地など限定的である。 ・他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬 18 時の場合、約 500 棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 ・台地上の凹地などで、道路冠水や床下浸水の事例が比較的多く、雨水の地盤への浸透や排水能力の向上が課題となる。また、台地と谷底低地の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性もややあると考えられる。
⑨ 夏見	・千葉県北西部直下地震の際には、夏見台地の周辺の谷底低地や後背低地の一部に、震度６強の非常に強い揺れや、高い液状化の危険性が予測され、台地上も含めた地区南部の住宅密集地に多くの建物被害が想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 ・台地周辺の低地では河川からの浸水被害が予測され、水害の危険性が高くなっている。また、夏見台地上の凹地でも、浸水事例（主に道路冠水）が確認され、雨水の地盤への浸透や排水能力の向上が課題となる。台地のきわには傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性も比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。
⑩ 高根・金杉	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いの一部を中心に震度６強の非常に強い揺れが予測される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などでやや高いが、その範囲は限定的である。建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動も予め確認するとともに、河川沿いの地域においては、地盤の液状化対策を確認することが重要である。 ・河川周辺に浸水の可能性が予測されていて、水害の危険性がある。また、台地と谷底低地の境界に急傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備や点検が課題となる。 ・市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。

地域	防災上の課題
⑪ 一和	・千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全般で震度６弱の揺れが予想されている一方で、液状化の危険性は地区全般で低い。建物被害は地区の中で住宅密集度の高い地区北部に多く見られる。想定した地震では震度６強以上の揺れが予測されなくとも、建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動を予め確認することは重要である。 ・台地上の凹地などにおいて、集中的な大雨の際に、床下浸水や道路冠水などの浸水事例が幾つか確認される。透水性舗装の利用などの、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
⑫ 三咲	・千葉県北西部直下地震の際には、一部を除き概ね地区全般で震度６弱の揺れが予想されている。また、液状化の危険性は一部の河川沿いを除き地区全般で低い。建物被害は住宅密集地を中心に点在しており、建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動を予め確認することが重要となる。 ・台地上の凹地や河川沿いなどにおいて、道路冠水などの浸水事例が幾つか確認される。透水性舗装の利用などの、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 ・地区内に三咲公民館（宿泊可能避難所、福祉避難所）と北老人福祉センター（福祉避難所）があるが、地区の北東に偏っており、日頃から隣接する地区の避難場所や避難所を確認し、避難ルートを検討しておく必要がある。
⑬ 八木が谷	・千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全域で震度６弱の揺れが予測される。液状化の危険性は建物の立地が少ない谷底低地に限られる。日頃から建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策などを予め確認することが重要となる。 ・他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬 18 時の場合、約 600 棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 ・二重川の河川改修事業により水害の危険性は低減したが、依然、河川周辺や台地上の凹地などで道路冠水等の事例が見られる。雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
⑭ 前原	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度６強の強い揺れが予測され、住宅密集地において建物被害が多く想定されている。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地の一部に限定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・範囲は限定的だが、河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、大雨の際にその範囲における浸水事例もある。雨水の地盤への浸透能力や河川等の排水能力の向上が課題となる。
⑮ 一宮・飯山満	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度６強の強い揺れが予測される。建物被害は住宅密集地を中心に広く分布するが、震度６強となる前原川流域で建物被害が多くなると想定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地など限定的である。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測される。河川沿いや台地上の凹地などで浸水事例が見られ、雨水の地盤への浸透能力と排水能力の向上が課題となる。 ・台地と谷底低地の境界に急傾斜地も多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。

地域	防災上の課題
⑯ 薬円台	・千葉県北西部直下地震の際には、地区の多くで震度６強の強い揺れが予測される。建物被害は震度６強となる住宅密集地を中心に広く分布すると想定される。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・液状化や水害・土砂災害の危険性は低い。 ・地区の北側の一部箇所において、集中的な大雨の際に道路冠水などの浸水事例が若干数ある。雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
⑰ 三山・田喜野井	・千葉県北西部直下地震の際には、ほぼ地区全般で震度６強の強い揺れが予測され、建物被害も他地区と比較して、多いと想定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などの範囲で限定的である。 ・他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬 18 時の場合、約 500 棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 ・地区南部を中心に台地と低地の境界に傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性はあると考えられる。こうした低地では河川の浸水は想定されていないが、谷沿いに若干数の浸水事例があり、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
⑱ 高根台	・千葉県北西部直下地震の際には、団地の一部を除き、ほぼ地区全般で震度６弱の揺れが予測される。団地が多いため、見かけ上建物被害棟数が少ない地域もあるが、住宅密集地では建物被害は広く分布する。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・地区の北側の木戸川周辺で浸水の可能性が予測されている。集中的な大雨の際に道路冠水などの浸水事例が少しある程度であるが、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 ・市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。
⑲ 新高根・芝山	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度６強の強い揺れが予測される。液状化の危険性については、河川沿いの谷底低地の一部では高いが、その範囲は限定的である。 ・火災による被害量が多く、地震発生が冬 18 時の場合、900 棟近くが焼失すると想定される。感震ブレーカーの設置や消火器の適切な設置、自主防災組織による消火訓練など、日頃の自助・共助の活動が重要となる。 ・飯山満川周辺に浸水の可能性が予測されている。また宅地造成工事規制区域が地区南部に広がり、台地と谷底低地の境界に急傾斜地も多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。
⑳ 松が丘	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いで震度６強の強い揺れが予測される。液状化の危険性についても、範囲は限定的であるが、河川沿いの谷底低地などで危険性が高い地域がある。 ・他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬 18 時の場合、約 500 棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 ・河川周辺に浸水の可能性が予測されている。 ・市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。

地域	防災上の課題
㉑ 大穴	・千葉県北西部直下地震の際には、木戸川や三咲川沿いに震度６強の強い揺れが予測され、液状化の危険度も木戸川や三咲川、大穴川の流域を中心に高くなっている。建物被害は住宅密集地を中心に広く分布する。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 ・河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、実際に河川の分岐付近や一部の上流部では、床上・床下浸水も発生した。治水対策と共に、雨水の地盤への浸透能力の向上が課題となる。 ・地区北東部の台地と谷底低地の境界には県の土砂災害危険箇所が集中し、潜在的な土砂災害の危険性もやや高いと考えられ、危険箇所の整備・点検が課題となる。
㉒ 習志野台	・千葉県北西部直下地震の際には、地区の東側を中心に震度６強の強い揺れが予測され、建物被害も広く分布する。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などの範囲で限定的である。 ・他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬 18 時の場合、約 400 棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 ・地区西部の飯山満川の蛇行部に浸水被害が予測され、実際に浸水事例があった。また台地上の凹地などでも道路冠水事例が比較的多く、地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
㉓ 豊富	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いの一部の地域を除き、震度６弱の揺れが予測される。建物被害は建物が密集する一部地域に限定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などに限定されるが、一部危険度が極めて高い地域もある。 ・台地と谷底低地の境界に急傾斜地が多く、県公表の土砂災害危険箇所も多い。潜在的な土砂災害の危険性はやや高いと考えられる。 ・地区には河川や水路も多く、低地では河川の浸水が想定されるエリアや実際に道路冠水等の事例もある。 ・地区が広く、避難場所への距離が遠い場合があるという課題がある。また、市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。
㉔ 坪井	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いや地区の南部で震度６強の強い揺れが予測される。液状化危険度も河川沿いを中心に高い～極めて高い地域が分布する。建物被害の分布は、震度６強の地域のほか、松が丘地区を挟んで火災が広がると想定される地域で多いと想定される。比較的新しい建物が多いため、室内における家具等の転倒防止対策や、出火防止、延焼抑止のための事前対策が重要である。 ・台地と谷底低地の境界に急傾斜地があり、宅地造成工事規制区域も地区の西半分に広がっていて、潜在的な土砂災害の危険性があると考えられる。 ・まちづくりに伴い、避難場所の充実が図られている。これに対応して定期的な避難訓練の実施などが求められる。

第６節　減災目標

１．減災目標

船橋市地震防災戦略にて、減災目標を以下のとおり設定する。

「死者数及び直接経済被害額を概ね半減させる」

千葉県北西部直下地震（冬１８時・風速８m/s）	現況	目標
全壊・焼失棟数	17,310 棟	7,360 棟
死者数	790 人	310 人
震災廃棄物発生量	約 3,130,000 トン	約 1,470,000 トン
直接経済被害額	22,340 億円	12,930 億円

減災目標を達成するための主な施策

① 住宅の耐震化率 89%を 95%に向上
② 家具の転倒防止対策や各種落下物対策の推進
③ 消防・防災訓練参加率向上による初期消火率の向上
④ スタンドパイプの貸与の実施
⑤ 感震ブレーカーの設置促進

２．船橋市地震防災戦略の施策体系

減災目標を達成するための減災施策について、３つの基本目標（Ⅰ 予防対策による減災、Ⅱ 応急対策による減災、Ⅲ 復旧・復興対策による減災）を設定し、18 の施策分野、38 の対策項目に体系化し、対策を選定した。

船橋市地震防災戦略の施策体系

基本目標（大柱）	施策分野（中柱）	対策項目（小柱）
Ⅰ予防対策による減災	1 建築物等の安全確保対策	① 住宅等の耐震化の促進
		② 公共建築物の耐震化の推進
		③ 建物の防火・不燃化対策の促進
		④ 屋内収容物等の耐震対策の促進
	2 計画的な土地利用と市街地整備の促進	⑤ 市街地整備の促進
		⑥ 公設消防力の向上
	3 津波に対する減災対策	⑦ 海岸保全施設等の整備
		⑧ 津波からの一時避難施設や避難路等の整備
		⑨ 津波避難や津波被害軽減に係る取り組み
	4 がけ崩れ、液状化対策	⑩ 土砂災害対策の推進
		⑪ 液状化対策の推進
	5 道路、橋梁、河川等の安全対策（緊急輸送路等の確保対策）	⑫ 道路・橋梁・鉄道の安全対策の推進
		⑬ 河川・排水路等の強化
	6 ライフラインの被害防止	⑭ ライフライン施設の耐震化
	7 危険物施設等の安全対策	⑮ 危険物施設等の安全対策の推進
	8 市民及び地域防災力の向上	⑯ 防災に関する普及啓発の推進
		⑰ 防災学習の推進
		⑱ 防災に関わる人材の育成
		⑲ 地域防災力の向上（自主防災活動の強化）
		⑳ 防災訓練の実施
Ⅱ応急対策による減災	9 災害対応能力の向上	㉑ 業務継続体制・災害対策本部機能の強化
		㉒ 緊急物資等の確保
		㉓ 広域連携体制・受援体制の充実強化
		㉔ ボランティア受け入れ体制・支援の充実
	10 市民への適切な情報発信	㉕ 市民への広報体制の強化
	11 避難対策の充実	㉖ 避難所運営体制の整備
		㉗ 安全かつ快適な避難生活に資する環境整備
		㉘ 中高層建築物における避難者対策の推進
	12 帰宅困難者の発生抑制と支援	㉙ 帰宅困難者・滞留者対策の推進
	13 災害時医療・救護・防疫体制等の強化	㉚ 医療救護体制の充実強化
		㉛ 災害時における要配慮者等への支援の充実
		㉜ 遺体の取扱いに関する体制整備
		㉝ 防疫体制の整備
	14 文教対策	㉞ 応急教育対策の実施
	15 災害廃棄物等の処理対策	㉟ 災害廃棄物等の処理体制の整備
Ⅲ復旧・復興対策による減災	16 復旧・復興体制の推進	㊱ 復旧・復興体制の整備
	17 被災者の早期生活再建の支援	㊲ 被災者の生活支援の充実
	18 経済・産業の速やかな再生の支援	㊳ 速やかな経済の再生

第２部　地震・津波災害対策

第１章　予防計画

節	主な記載内容	細目	主な担当部署
第１節 地域防災力の向上	自助・共助の取組み	第１ 第２ 第３	市長公室、こども家庭部、消防局 市長公室、福祉サービス部、消防局 市長公室、消防局、保健所
第２節 防災体制の整備	組織・情報連絡体制・防災拠点の整備	第１ 第２ 第３	市長公室、総務部、消防局 市長公室、消防局 市長公室、保健所、消防局
第３節 都市防災構造化の推進	不燃化・耐震化、オープンスペース・道路・橋梁・ライフライン施設の整備	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	都市計画部、都市整備部 都市整備部、道路部、経済部 道路部、都市整備部 市長公室、都市計画部、建築部、管理部 市長公室、下水道部
第４節 被害の軽減	津波・液状化・土砂災害・火災・危険物などの対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６ 第７ 第８	市長公室、下水道部 環境部、道路部、下水道部、建築部 市長公室、建築部 都市整備部、建築部、教育委員会、こども家庭部 市長公室、都市計画部、教育委員会、建築部 市長公室、保健所、消防局 保健所、消防局 生涯学習部、消防局
第５節　安全避難の環境整備	避難場所・避難所・誘導体制・運営体制の整備	第１ 第２ 第３	市長公室、健康福祉局 市長公室 市長公室、健康福祉局
第6節 救援・救護体制の整備	給水・救急・応急医療・防疫、し尿処理・ごみ処理・遺体安置埋葬の整備	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６ 第７	市長公室 消防局 市長公室、健康部、保健所、病院局 環境部 市長公室、環境部 保健所、環境部 健康部、環境部、病院局
第7節 備蓄体制の整備	備蓄体制の整備	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室 市長公室
第8節 緊急輸送の環境整備	輸送環境の整備	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室、消防局 市長公室、企画財政部
第9節 要配慮者の安全確保	要配慮者・社会福祉施設・外国人などへの対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	市長公室、健康福祉局 市長公室、健康福祉局 市長公室、健康福祉局 福祉サービス部 市長公室
第10節 帰宅困難者の安全確保	帰宅困難者への対策	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室 市長公室、こども家庭部、教育委員会

第１節　地域防災力の向上

第１　自助への取組み

市長公室・こども家庭部・消防局

市民は、「自分の身の安全は自分で守る。」という意識を持ち、平常時から災害に備えるための以下の手段を講じておく必要がある。

- 「ハザードマップ」、「地区別防災カルテ」等により地域の特性を把握する。
- 災害種別に応じて、マイ・タイムライン等の災害に備えた個別の防災行動計画を検討する。
- 家屋の地震に対する安全性を確認し、必要に応じて耐震改修を実施する。
- 家屋の不燃化対策を講じる。
- 家屋内の家具転倒防止対策を講じる。
- ３日分以上（可能であれば７日分以上）の水・食料品等を備蓄する。
- 最寄りの避難所や避難場所を確認しておく。
- 災害時の家族との連絡手段を決めておく。
- 自分の家が安全であれば、避難所に避難せず、自宅にとどまる。
- 津波が発生した際の安全な場所（避難目標、津波一時避難施設、頑丈な建物の上階や高台等）への避難路を把握しておく。

第２　共助への取組み

市長公室・福祉サービス部・消防局

１．自主防災組織の防災力向上

（１）現況

市は、「船橋市自主防災組織補助金交付規則」を定め、昭和 54 年４月１日から施行し、防災用資機材の充実や活動に対し補助金を交付し、組織の育成・強化を図っている。

自主防災組織は、町会・自治会、マンション管理組合の住民組織を単位として結成されており、現在、市内の 540 の町会・自治会、マンション管理組合で結成されている。結成率にして、58.6%である。（令和５年４月現在）

① 自主防災組織の根拠及び目的

災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、地域住民の協働の精神による自発的な防災活動の推進を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するため、自主防災組織の設置促進に努める。

なお、自主防災組織の結成促進にあたっては、町会・自治会、又はマンション管理組合を単位として行う。

② 自主防災組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、各地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については、自主防災組織規約を設けておく必要がある。

そのための「統一様式」を活用し、各地域の実態を踏まえた自主防災組織規約の整備を引き続き促進する。

③ 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統とその活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるべきことであるが、標準的な例としては、おおむね次のとおりとする。

ア　組織系統　　自主防災組織系統図

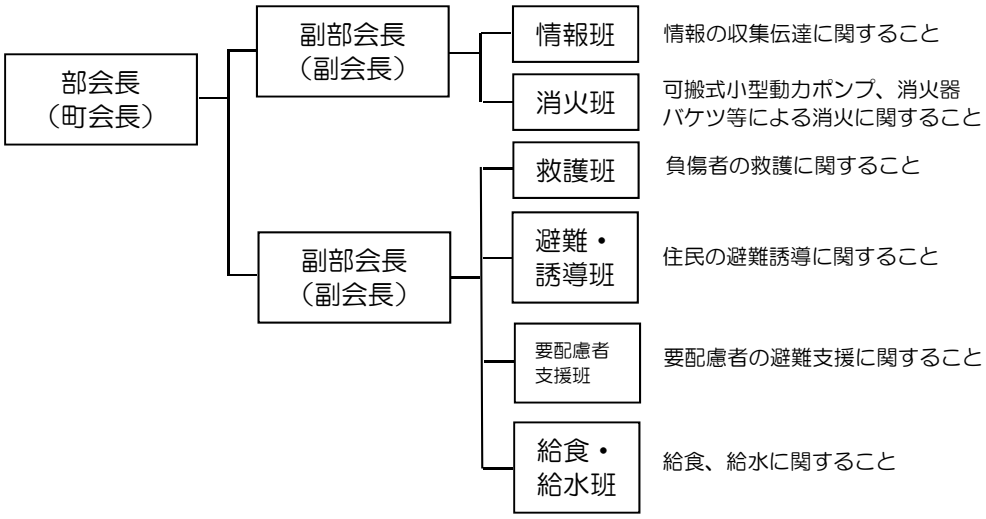

イ　活動内容

平常時の活動	災害時の活動
○防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ○初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ○消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 ○地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 ○避難行動要支援者を中心とした要配慮者の支援内容や支援者の選出方法等のルールづくり	○市内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難情報等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○出火防止及び初期消火の実施 ○救出・救護の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所の運営 ○要配慮者への情報伝達、避難行動要支援者への避難誘導・支援 ○要配慮者の避難所環境の配慮

（2）事業計画

① 組織活動の促進

市は、市民に対し、自主防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、市民が自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供する。また、防災関係機関の協力を得て、活動についての助言、あるいは援助を行うことにより、自主防災組織の持続的な運営、資機材の整備・強化を支援する。

自主防災組織は、大規模災害発生時には、地域における住民の避難行動の促進や避難所運営活動の核ともなりうる組織である。市は日頃からこの活動を支援し、自主防災組織による、地域のハザードマップづくりや避難訓練、避難経路の点検、避難行動要支援者を中心とした要配慮者の支援方法検討などの取組みを促進するものとする。

② 自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備を促進するため助成を行う。

③ 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするために、24 コミュニティを単位として、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。

また、地域内に要配慮者の通所・入所施設を有する自主防災組織については、当該施設に対する協力関係の強化を促進し、災害時の介護・避難の援助、施設備蓄飲料水・物資提供等の相互支援、協力関係づくりに努める。

④ 中高層マンション等の防災対策の推進

市内の中高層マンション等において、一定階ごとに備蓄を行うなど、災害時に外部からの支援が困難となる状況に備えた対策の推進を行う。

⑤ 地区防災計画の策定の推進

自助・共助による自発的な活動のために、地区ごとの地域の実情や特性に応じた地区防災計画の作成を推進する。

2．自主防災組織リーダーの育成

防災を主管する課は、防災関係機関と協力して、次のとおり自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及に努める。

① 防災関係機関の協力を得て、『地域防災リーダー養成講座』など自主防災組織のリーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化を図る。

② 地区別防災カルテ及び災害時行動マニュアルの作成配布等を通じて、地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を共同で進める。

３．事業所等防災組織の防災力向上

（１）防災・防火管理体制

複数の用途が存在し、管理権原が分かれている高層ビル、地下施設等の各管理権原者は、火災の際の混乱と惨事を防ぐため建物全体の消防訓練、災害時の通報、連絡、避難誘導、消火活動等の相互協力体制をあらかじめ協議し、一体的な防火管理ができるよう、統括防火管理体制を確立する。

消防法第８条及び大規模地震等に対応した自衛消防力の確保を目的とする消防法第 36 条に基づく防災管理制度の規定により「消防計画」を作成すべき学校、病院、事業所、その他多数の人が出入りする施設、統括防火管理を必要とする雑居ビル等は、利用者、従業員の安全を確保するとともに、被害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

そのために自衛消防組織を編成し、施設内における安全確保はもちろん、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めるものとする。さらに、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

―――― 消防法第８条 ――――

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（―中略―大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（中略）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、（中略）その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

（２）消防計画の作成指導

消防局は、百貨店、スーパーマーケット、病院、工場等で多数の人が出入または勤務する防火対象物については、消防計画に大規模地震対策を含め作成するよう指導を徹底する。

特に危険物施設及び高圧ガス等関係事業所に対して、消防局及び県は、当該事業所の予防規程及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制確立に努める。

（３）自衛消防隊編成の促進等

消防局は、百貨店、スーパーマーケット、病院、工場等で多数の人が出入または勤務する事業所、施設について、自衛消防に必要な資機材を備えた自衛消防隊の編成及び隊員教育訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図る。

（４）危険物施設及び高圧ガス施設などの防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

（５）中小企業の事業継続

地震災害等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図る。

４．ボランティアとの連携

（１）趣旨

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人と連携して、効果的な応急対策を実施するものとする。

そのため、発災時に迅速な受入れができるよう受入れ・調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たす災害ボランティアリーダーの養成に努める。

（２）ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

① 一般分野

- 在宅の高齢者等の部屋掃除・ゴミ出し等
- ニーズ調査、現地調査、周知活動
- 被災地における軽作業
- 自治会等が行う避難所運営の補助
- 炊き出し、食料品等の配布補助

② 専門分野

- 避難所・救護所等での医療・救護
- 高齢者や障害者等の要配慮者の介護
- 被災者へのカウンセリング
- 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定
- 外国語の通訳、手話による通訳
- ペットの保護
- その他専門的知識、技能を要する活動

（3）ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

また、特に福祉や医療と関わるボランティア団体は、市及び市社会福祉協議会などと日頃から連携をとるものとする。

① 個人

- 医療関係者
- 被災建築物応急危険度判定士
- 被災宅地危険度判定士
- その他

② 団体

- 日本赤十字社千葉県支部奉仕団（船橋市赤十字奉仕団）
- 千葉県社会福祉協議会及び船橋市社会福祉協議会
- 船橋市アマチュア無線非常通信連絡会
- 船橋 SL ネットワーク
- 日本防災士会千葉県支部
- 特定非営利活動法人千葉県防災士会
- 船橋防災連絡会
- 船橋市国際交流協会
- その他ボランティア活動団体

（4）ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるものとする。

（5）災害ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を進める。また、県や日本赤十字社の行う研修会等の活用を図る。

（6）訓練の実施

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、日頃から千葉県社会福祉協議会及び船橋市社会福祉協議会（ボランティアコーディネーター含む）と連携を図り、災害時に備えた訓練を行う。

第３　防災訓練

市長公室・消防局・保健所

１．市が行う訓練

市は、以下の訓練を実施する。なお、実施にあたっては実施者に事前に訓練の進行やシナリオを与えず、想定のみ与える実践的な訓練（ブラインド型訓練）の実施も検討する。また、実施後には検証を行い、体制や対応策の改善に努める。

（１）総合防災訓練

大地震発生を想定し、市及び防災関係機関が市民と一体となって、発生後の実際の行動について、市総合防災訓練実施要綱を定め総合的な訓練を実施する。

（２）地区防災訓練

自主防災組織、町会・自治会、学校、事業所等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練と警察署、消防局、消防団等の協力のもとに実施する。

①　実施時期

原則として要請により随時実施する。

②　訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、応急給水訓練、応急炊出し訓練、発電機操作その他の訓練

（３）職員の参集訓練

災害対策本部、各避難所等の非常時の配備体制を確保し、各防災関係機関や市民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。

参集訓練の実施にあたっては、公共交通機関、自家用車、オートバイ、自転車等の利用を一部制限または全部禁止するなどのほか、勤務時間内外のさまざまな条件を加味したものとするようにし、ノウハウの蓄積・更新に努める。

訓練内容

非常参集訓練、情報伝達訓練、本部運営訓練

（４）無線通信訓練

災害時には、情報の伝達収集に必要な電話網（有線通信）が不通または利用困難な状況になることが予想される。

そのため、無線通信による情報の伝達収集が必要となるが、防災無線の利用については、通信の要領、機器の操作方法等にある程度の習熟が必要とされる。

市及び防災関係機関による連絡伝達訓練を以下のように実施する。

① 実施方法

ア 発災対応型訓練

・災害発生を想定して実施する本部と指定医療機関及び防災関係機関、各避難所との通信訓練

・被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線（固定系）及び防災 MCA 無線により行う避難情報等伝達訓練

・災害情報の収集・伝達を図ることを想定して、千葉地区非常無線通信協議会、日本アマチュア無線千葉県支部及び隣接市との合同非常無線通信訓練

イ その他訓練

・総合防災訓練のみならず、平常時から訓練を行い、通信機器の操作の習熟、職員間・組織間の連携に努める。

② 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

③ 研究検討事項

各伝達事項について、通信文例を作成し、伝達の過程で生じることが予想される「聞き取り間違い」、「所要時間のロス」等を特に研究検討し、災害時に際して、より実践的な通信文例の作成の参考にする。

（5）中学生の防災力向上

中学生は、平日昼間に大規模災害が発生した場合、地域における防災活動の担い手として期待されることから、防災指導や出前講座を通して中学生の防災力向上を図る。

（6）一般市民への防災啓発

一般市民の防災力と意識の向上を目的として、出前講座や防災指導（講話）を通した啓発活動を行う。

（7）消防職員の訓練

消防に関する計画に基づき消防活動の円滑な遂行を図るため、関係機関との連携による訓練を実施する。

また、消防職員の技能や災害対応能力を向上させるため、資機材等の整備を進める。

（8）避難訓練等

施設などにおける避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、または単独で訓練を実施するものとする。地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことが必要である。

（９）図上訓練

市幹部職員を対象とした災害対策本部設営訓練のほか、予告をしない訓練や研修、講習会を実施して、市職員の地域防災計画及び各種防災マニュアルの習熟とともに防災に対する意識の向上と対応力強化を図る。

（１０）病院前救護所訓練

発災時に設置される病院前救護所の設置、運営訓練を関係医療機関と連携し、実施する。

２．防災関係機関が行う訓練

各防災関係機関において、個別訓練を行い防災活動の円滑化を図る。

学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難に係る施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

３．避難所運営訓練

大規模災害時において、避難所運営は市職員、教職員等だけが主体となるものではなく、地域住民も一体となって、円滑に進められる必要がある。そこで、住民、市職員、教職員が連携して避難所運営を行うことができるよう、避難所運営訓練を実施する。実施にあたっては、標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」に沿って訓練を行い、各避難所の実情に即した避難所運営マニュアルを作成する。

第２節　防災体制の整備

第１　防災組織の整備　　市長公室・総務部・消防局

１．市

市は、以下の防災に関わる組織・体制を整備し、市域の災害予防対策並びに応急対策が的確に実施されるよう図っている。また、災害時またはそのおそれのある時に設置される災害対策本部が迅速的確に機能しうるよう、その体制の充実、連絡体制の整備等に努めている。

（１）市防災会議

①　設置の根拠等

次の法律、条例等を根拠に市防災会議を設置する。

ア 災害対策基本法第 16 条

イ 船橋市防災会議条例

ウ 船橋市防災会議運営要領

②　所掌事務

ア 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

〈資料 18 船橋市防災会議委員の構成〉

（２）市消防団

地域に密着した火災予防活動や、災害時の災害防ぎょ活動等に大きな役割を果たす消防団の活性化を図るため、町会・自治会等の理解と協力を得ながら消防団活動への積極的な参加を促進するとともに、活動の拠点となる器庫や施設の整備を推進する。

（３）災害対策本部体制

災害対策本部体制において、各部や班の意思決定者については代理要員を、職員についてはローテーションを考慮した交代体制を整備する。

（４）職員に対する教育

①　研修の実施

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には、率先して活動を行う責務を有している。

これらの活動の実施に万全を期するため、次のとおり、研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア　新規採用職員研修

新たに市職員として、採用された者に対して、防災関係職員としての心構えと意識付けを行う。

イ　職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき及び困難または特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技修得演習を実施する。実施の時期は、内容に応じて、所属長が決定する。

また実施の内容は、担当の応急業務により実際的なケースを想定し行うよう配慮する。

ウ　防災士資格取得

市は、災害時や緊急事態において迅速な対応や判断を行う知識や技能を身につけるため、市職員の防災士資格取得を進める。

エ　その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、国、県及びその他関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

②　船橋市災害対応ハンドブックの作成及び配布

職員用の「船橋市災害対応ハンドブック」を作成し、非常時においては、応急対策活動マニュアルとして、平常時には、職員研修用のテキストとして、活用を図るよう全職員に配布している。

なお、「船橋市災害対応ハンドブック」の内容はおおむね次のとおりとする。

―――――　船橋市災害対応ハンドブックの内容　―――――

○　市職員としての責務　　○　災害時の行動指針
○　応急活動フロー
○　組織・分掌事務
○　避難所・避難場所一覧

③ 職員による自主的な備蓄

職員は、勤務時間中の被災に備えて、職場に食料品や運動靴、着替え等を用意しておく。

（５）被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施体制の確保

県は「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」（平成７年 10 月制定）に基づき、被災建築物応急危険度判定士を認定し、登録・養成を行う。

県は「千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」（平成 15 年３月制定）に基づき、被災宅地危険度判定士を認定し、登録・養成を行う。

また、市は各判定士の名簿を整備するとともに、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定が迅速に行えるよう事前の計画の検討や必要な資機材の確保などに努める。

（６）業務継続体制の整備

市は、市の庁舎や職員、電力等の被災を想定するとともに、通常業務の優先順位付けを行い、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を作成し、災害時においても限られた人的・物的資源の中で速やかに優先業務を継続・再開・開始できる体制の整備やデータのバックアップを進めている。

本来、業務継続計画とは業務の継続や早期の再開のための計画である。市においては、災害対応が業務そのものであり、それを第一優先とする。また、その後の災害対応の段階が移行していくなかで、災害対応業務の縮小と優先順位に従った通常業務の再開を行う必要がある。

（７）情報の整理・分析手法の確立・一元化

市は、平常時においても WebGIS（地図情報システム）等を活用して、各課が所管する情報を GIS 化し、各課が横断的に利用できる体制を整備する。そして災害時においては市及び情報・通信、エネルギー分野等の機関から迅速に情報を収集し、整理・分析できるよう、手法の確立・一元化を図るとともに、職員が WebGIS（地図情報システム）等の入力・操作方法に習熟できるよう、研修等を実施する。

（８）園児・児童・生徒に対する防災対策

市は、園児・児童・生徒に対して、次のとおり、防災知識の普及に努める。

① 園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。
② 保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高校を単位とする、震災等に対処した実践的な訓練を年１回以上行う。
③ 学校や園で被災した場合の親との引渡しの方法について、親たちと協議の場を設け、方針を定めておく。
④ 大規模地震時には、自宅に戻れず施設に待機せざるをえない事態も発生しうるため、必要な飲料水、食料品等について備蓄を行う。
⑤ 園児・児童・生徒の親たちが帰宅困難者となった際の連絡手段、情報共有手法について検討し実践する。

（９）その他

消防団ほか消防関係機関は、毎年３月１日から３月７日までの春季火災予防運動期間、11 月９日から 11 月 15 日までの秋季火災予防運動期間に、火災予防思想の普及のため防火ポスター展の開催や、公共広場、駅コンコース等においての防火キャンペーンを実施する。

２．県

県は、千葉県防災会議を設置し、県域の災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施を図っている。

３．防災関係機関

市域を所管するまたは市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」（以上国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以上公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの）、及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努める。

また、業務継続計画（BCP）を作成し、これを定期的に見直して、災害に関する最新の知見を反映させることで、速やかに優先業務を継続・再開・開始できるように努める。

第２　情報連絡体制の整備　　市長公室・消防局

１．施設・設備の整備

（１）現況

①　市の有線施設

災害対策に関わる市庁内課・室の電話を災害時優先電話として、東日本電信電話株式会社に登録し、災害時の優先通話が確保できるようにしている。

②　市の無線施設

市域に情報が伝達できるよう、防災行政無線（固定系）子局及び防災行政無線（固定系）戸別受信機を整備している。

また、災害発生時の情報連絡体制を確保するため、各避難所や公用車、自衛隊、警察、ライフライン事業者、主要鉄道駅、災害医療協力病院、大型商業施設等には防災 MCA 無線を設置している。

〈資料２ 防災行政無線（固定系）子局一覧〉

〈資料３ 防災行政無線（固定系）受信機一覧〉

③　県の施設

ア　千葉県防災行政無線（衛星系・地上系・移動系）

県では、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、県庁と地域振興事務所、土木事務所、健康福祉センター等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等を、地上系、衛星系、移動系の通信網で結んでいる。

イ　千葉県防災情報システム

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での、被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化、共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するシステムを整備している。被害情報、気象情報のほか、災害対策調整、映像情報、県民との情報、職員参集などの機能を持つ。

※1 防災行政無線（固定系）子局／戸別受信機：防災情報伝達のための無線装置であり、子局は屋外に設置されたスピーカー及び受（発）信装置、戸別受信機は室内用のスピーカー内臓小型受信装置

※2 防災 MCA 無線：双方向で通話可能な無線装置であり、半固定型、携帯型、車載型に区分される

ウ 消防庁消防防災無線

災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信の確保のため、消防庁消防防災無線（国土交通省無線）を整備し運用している。また、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に、中央防災無線網（緊急連絡用回線）を整備し、運用している。

エ　防災相互通信用無線

災害現場等において、防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、防災相互通信用の移動局を県庁に配備している。

オ　震度情報ネットワークシステム

県は、各市町村へ計測震度計を設置し、82 箇所の観測点からの震度情報をオンラインで収集するシステムを導入した。各市町村の本庁舎内もしくはその敷地内に設置された計測震度計による震度情報は、千葉市内全 6 区の震度情報とともに、オンラインで県に提供されている。今後は設置環境の精査や現行の震度計を次世代計測震度計の仕様を満たすものに更新するなどしてシステムの信頼性向上を図るとしている。

（2）事業計画

①　機器の整備

ア　非常時の通信手段の整備

確実な情報連絡が図れるよう、非常時の通信手段について見直し、整備を行う。

イ　防災行政無線（固定系）の整備

防災行政無線の聴取困難地域について、子局の新設及び戸別受信機の設置により解消を図る。

また、定期的な点検を実施し、維持補修に努める。

②　災害時優先電話指定の拡充

市各部、市出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充を電話局に要請し、非常時緊急連絡体制の確立に万全を期す。

③　ミニバイクの整備点検

消防局、市出先機関等に配備したミニバイクを定期的に整備・点検を実施し、災害時において、確実な運用が図られるよう努める。

２．情報連絡系統・担い手の確保

（１）無線従事者の確保

市職員に対して、無線従事者資格の修得を積極的に奨励し、無線従事者の増員・確保を図る。

（２）船橋市アマチュア無線非常通信連絡会との連携強化

船橋市アマチュア無線非常通信連絡会との連携を強化し、市内全地区にわたる情報収集拠点網の維持に努める。

また、災害時を想定した訓練の実施、情報連絡技術研修の実施等により非常時緊急連絡体制の多ルート化に万全を期す。

（３）要配慮者に対する情報連絡者の確保

聴覚・視覚・知的障害など、多様な情報取得困難者を想定した情報伝達手段により情報が伝達されるよう体制の整備を図る。

要配慮者に対する情報連絡者の確保については、外国人などを含めた要配慮者に対する情報連絡のために、通訳や手話等専門的技術を有する団体や個人等を把握し、災害発生時に情報伝達や相談業務のための避難所への派遣等の協力が得られるよう、ネットワークの構築に努める。

（４）全国瞬時警報システム（J-ALERT）

国が発信する緊急情報を受信した市町村等が、自動で防災行政無線等を起動させる全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入している。

受信した情報を発信する機器の整備や発信媒体の拡充を進め、広範囲に緊急情報が配信できるよう努める。

（５）災害情報共有システム（L アラート）

地方公共団体が災害発生時に放送局等のメディアを通じて地域住民等に必要な情報を迅速かつ効率的に伝達できる災害情報共有システム（L アラート）を導入している。

発信媒体の拡充を進め、広範囲に必要な情報が配信できるように努める。

（６）災害に対応した連絡系統の確保

情報連絡員の配置等により、災害時の職員への連絡網を確立し、また、各機関との窓口の調整を行い、随時、情報を更新することにより、災害に対応した連絡系統の確保に努める。

（７）情報配信システムの導入

市では、以下の情報配信システムを導入した。多様な情報配信手段を確保し、市民に対する周知徹底を図る。また、市では、職員の参集時の安否確認メールシステムを導入し、定期異動後に訓練を実施している。

① ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）の配信

市では、ふなばし情報メールサービスの登録者に対して、防犯情報や災害情報、火災・救急情報などを、必要に応じて配信している。

② 災害緊急情報「ふなばし防災エリアメール」の配信

NTT ドコモ、KDDI（au）、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル及び楽天モバイルが提供している「エリアメール」「緊急速報メール」のサービスを活用して、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・市からの緊急情報などが市内にいる人の各社の携帯電話に配信される。

③ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用

市では、市公式の X（旧ツイッター）・フェイスブック・LINE アカウントを設け、様々な情報発信を行なっており、災害時には被災情報や安否情報などを発信することが可能である。

④ ふなばし減災プロジェクト

「ふなばし減災プロジェクト」のインターネットサイトで災害情報を共有し、災害時の被害軽減を図る。

⑤ 市公式アプリ「ふなっぷ」

市では、市公式アプリ「ふなっぷ」にて、様々な情報発信を行っており、災害時にはふなばし情報メール（ふなばし災害情報）と連動して発信することが可能ある。

（8）安否確認体制の拡充

子育て支援施設や学校、障害者施設、高齢者施設と家族等との安否確認体制の構築について検討を進める。また、民間事業者の安否確認体制の実態を把握するとともに、安否確認システムの導入促進など、一層の体制の充実に向けた啓発を行う。

第３　防災拠点の整備　　市長公室・保健所・消防局

１．活動拠点の整備

①災害医療施設

災害医療対策本部は状況に応じ、各地域での保健活動の現場活動拠点となる施設として、中央保健センター・東部保健センター・西部保健センター・北部保健センターを活用する。

②消防施設

ア　消防局・消防指令センターの整備

消防局庁舎・消防指令センターは、消防活動の拠点としての機能を適切に発揮する必要があるが、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」にあるため、必要な所定の耐震性を確保するとともに、浸水想定区域外へ移転する必要がある。

イ　消防署所の整備

消防署所は消防活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、消防庁舎として必要な所定の耐震性を確保するとともに、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」のいずれかにある消防署所においては、かさ上げ等を行い、浸水による被害を最小限に留める必要がある。また、災害時における現場到着時間の短縮を図るため、適正な配置を検討するとともに、既存施設の改修を行い、効果的な運用を図る。

２．受援拠点の整備

自衛隊応援部隊及び広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）が迅速に活動を開始することができるよう、以下の敷地を活動拠点となる宿営地・本部用地等として選定している。

機　関		活動拠点となる敷地
自衛隊応援部隊		船橋市運動公園の敷地内
広域緊急援助隊（警察）		船橋市運動公園の敷地内
緊急消防援助隊（消防）	集結・宿営	豊富高校
	宿営	日本大学理工学部（船橋校舎） 船橋市運動公園の敷地内 船橋市行田運動広場 消防訓練センター

第３節　都市防災構造化の推進

第１　市街地の整備　都市計画部・都市整備部

１．市街地整備の促進

既成市街地などの建築物が密集した地区は、駅周辺の整備、商店街の近代化を図るとともに、道路・公園等の確保を図るなど、地域特性を生かした住環境の向上と安全なまちづくりを促進する。

第２　オープンスペースの整備　都市整備部・道路部・経済部

１．幹線道路沿道の不燃化

国道、主要地方道、自動車専用道路及び幅員 16m以上の都市計画道路（県道含む）を対象として、沿道の不燃化を促進する。

２．公園・緑地の整備

（１）都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

（２）公園の防災機能強化

災害時の避難地として、また、市民の身近な防災拠点としての役割を果たせるよう、耐火性の樹種の導入、水の確保、トイレ設置等に配慮した公園整備を図る。

公園・緑地の現況（令和４年度末現在）

区　分			開設面積(ha)	箇所数
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	58.84	679
		近隣公園	27.81	11
		地区公園	10.60	2
	都市基幹公園	総合公園	58.57	3
		運動公園	19.36	1
特殊公園		墓園	3.00	1
都市緑地			41.13	144
合　　計			219.31	841

３．農地・緑地等の保全

計画的な宅地化を進めるとともに、残存する農地・緑地等に対しては、市民のための貴重な緑の都市空間として、保全のための各種施策を活用するなどして、オープンスペースとしての農地・緑地等の保全を図る。

第３　道路・橋梁の整備

道路部・都市整備部

１．幹線道路等の整備

（１）主要幹線道路

現在、計画されている北千葉道路、国道 296 号バイパスの整備や主要交差点における立体化整備の促進を引き続き関係機関に要請していく。

東日本高速道路株式会社においては、高速道路等の設計に当たって、耐震設計基準に従って、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、より一層の安全性を高めるため特別な配慮を行う。高速道路等の維持に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実態の変化に対応した適切な措置を講じる。

① 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。

② 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、取るべき行動等の広報を行う。

③ 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

（２）幹線道路

市街地における交通の円滑化や主要幹線道路とのネットワーク化を図るため、南北道路及び中心市街地循環道路の強化並びに整備を優先的に進めていく。

（３）地域間連絡道路

１・２級道路を中心に防災活動上の障害となる狭隘・線形不良・歩車道不分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。

（４）その他の整備

交差点改良、道路改良及び排水の整備等、区間に応じた災害に対する補強整備を行う。また、道路の路面の損傷については逐次補修したり、路面下空洞調査を実施し、良好な道路の維持、交通安全の確保及び震災時の道路破壊を防止するための整備を促進する。

特に緊急輸送道路に指定されている路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う 。

２．生活道路の整備

生活道路の整備については、要配慮者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員４m未満の解消に努める。

その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良や排水の整備に努める。

３．道路環境の整備

（１）良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により樹種の選定に配慮する。

（２）道路の拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要な配慮を行う。

（３）特に不特定多数の人が集まり、災害時の避難の安全や消防・救急救助活動に支障の大きい重点地域については、民営の駐車場の確保に努めるなど、道路上の駐車防止につながるよう、市が必要な指導を行う。

（４）道路上の放置自転車対策として、道路や歩道に放置されている自転車等の撤去を行うことで、緊急車両の進入路や避難路の確保を図る。

４．橋梁防災計画

改訂された道路橋示方書に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。老朽化の著しい橋梁の架替並びに耐震対策として、落橋防止装置の整備など橋梁の維持管理に努める。

国や県、東日本高速道路株式会社においても、各自管理する橋梁については、落橋防止装置等の設置と耐震化を進めている。

（１）市の対策

市内の跨線橋等重要橋梁全 24 橋のうち、耐震化が必要な 17 橋について、落橋防止工事を順次実施するとともに、既設橋梁について、点検結果を踏まえ順次補修を行う他、特に老朽化の著しい橋梁については、架替及び補強を行う。

第４　建築物の耐震・不燃化・防災機能の整備

市長公室・都市計画部・建築部・管理部

１．防火・準防火地域の指定等

必要に応じて延焼遮断帯の整備及び避難場所・避難路等の安全確保を重点とするとともに、駅周辺及び商業地域等を中心に指定した防火地域あるいは準防火地域により、建築物の不燃化を促進する。

２．民間建築物の耐震化

市では、船橋市耐震改修促進計画に基づき、令和 7 年度までに住宅の耐震化率を 95%とすることを目標とし、住宅の所有者等に対して、啓発、知識の普及、情報提供及び国庫補助金等を活用した耐震化の支援を行い、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するための助成事業を実施している。

３．市施設の耐震化・窓ガラスの飛散防止

市の施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。

このため市では、国土交通大臣による「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」に沿って定められた「千葉県耐震改修促進計画」を踏まえ、「船橋市地域防災計画」と整合を図り、「船橋市耐震改修促進計画」を策定している。市計画では、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化の目標の設定、目標を達成するために必要な施策等を定めている。市施設の耐震化については、早期の完了を目指している。

なお、市立小・中学校及び特別支援学校については、平成 27 年度までに耐震化を完了している。外壁剥落防止についても順次進めていく。

また、各施設の窓ガラス飛散防止対策については、市民の多く集まる施設（宿泊可能避難所、福祉避難所等）を優先して順次整備し、建物の改修や新たに建設する建物についても同様に飛散防止措置を行う。

４．屋根不燃化の促進

市全域が屋根不燃化地域であり、市は木造建築物の屋根不燃化措置等の延焼防止措置を指導する。

５．市施設の防災体制の整備

市災害対策本部組織としての役割を中心にして、個々の施設の性格・実情に応じて、次のことを基本的事項とする防災計画を作成し、実践的な防災体制の確立を図る。

（１）施設利用者の安全第一

火災、地震等の災害発生時の「施設利用者の安全」を第一に考えていく。

（２）体制の整備

非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定をふまえ、職員・利用者に対する防災手引書作成及び実践的な訓練の定期的実施を推進する。また、趣旨の周知徹底を図るための標識・案内板等のデザインや設置場所を実践的なものとする。

（３）防災点検の実施

事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

（４）施設周辺地域との交流

日頃の交流を通じて、非常時の地域ぐるみ防災体制の素地づくりに努める。

６．市立学校の施設整備

（１）基本方針

市立小・中学校、特別支援学校、高校の施設整備については、以下の２つの視点から災害対応力を充実・強化するよう推進する。

○　児童・生徒の安全確保
○　一時避難場所、避難所の機能強化

（２）整備状況

市はこれまで、市立小・中学校、特別支援学校、高校について、応急必需品の備蓄、防災 MCA 無線の整備、校舎の耐震改修などを行ってきた。今後も、学校施設の安全性強化及び災害時対応力の強化に努めていく。

災害発生時には、防災機関の被災、損壊・交通渋滞等による道路機能の麻痺、通信施設の被災等さまざまな事態が相乗し、市をはじめとする中枢防災機関による応急復旧対策の実行が一時的に不可能になることは避けられない。

地域における防災活動拠点は、災害発生直後の混乱期にも、各地域において、自主防災組織や町会等の住民組織が中心となって、必要最小限の初期的応急対策を自主的に行えるよう整備されるものである。

市は情報の収集・伝達、飲料水・食料品・その他物資の供給等を行うために必要な機能を整備する。

- ○　応急必需品等の備蓄
- ○　自家発電装置、照明設備の整備
- ○　防災 MCA 無線の整備
- ○　電話・ＦＡＸの整備
- ○　防災用井戸または貯水槽の設置
- ○　塀の生垣化・フェンス化
- ○　ＬＰガス自動警報遮断装置の整備
- ○　小・中学校の窓ガラスの安全ガラス化
- ○　窓ガラスの飛散防止
- ○　校具備品に転倒防止装置
- ○　校舎及び体育館の耐震改修
- ○　マンホールトイレや受水槽への給水栓の整備

第５　ライフライン施設の整備　市長公室・下水道部

１．上水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新または補強が必要な施設等があり、水道事業者及び水道用水供給事業者は次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

（１）耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について、目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進計画を作成する。

（２）緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、更新または補強を行う。

（３）速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を推進する。

（４）広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも市民に水を供給できる機能を確保する。

（５）水道事業体の施設整備計画

① 千葉県企業局

５箇年毎に実施計画を作成し、施設の耐震強化対策を実施する。

② 市町村水道事業（習志野市企業局）

計画的に施設の耐震強化対策等を実施する。

ア 管路の更新による耐震化

イ 緊急時給水拠点の確保

ウ 緊急遮断

エ 緊急連絡管の整備

オ 水源（井戸等）の耐震化対策

２．下水道施設

（１）基本方針

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震による機能の麻痺を最小限にとどめるよう新設の下水道施設については、「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）」に基づき、耐震対策を平成１２年度から実施している。それ以前に整備した下水道施設については、「船橋市公共下水道総合地震対策計画」に基づき、耐震化を進めている。

また、風水害等の対策として、「船橋市下水道施設耐水化計画」に基づき、耐水化を進めている。

（２）事業計画

① 防災対策について

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物について、「船橋市公共下水道総合地震対策計画」に基づき、耐震化を実施する。

② 減災対策について

船橋市下水道部業務継続計画に基づき、大規模災害時においても、下水道機能を迅速かつ高いレベルで維持、回復できるよう、優先実施業務を整理し、対応の目標時間達成に向けて、事前対策や訓練を実施する。

３．電気施設

（１）施設の現況

①　変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2G を下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各系数により補正している。

②　送電設備

ア　架空送電設備

送電線は、台風を考慮した風圧加重で支持物や電線の強度設計がなされている。なお、地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいのでこれによる検討は一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を付設する場合は地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

イ　地中送電設備

154ＫＶ以上のケーブルヘッドについては水平加速度 0.3G、共振正弦３波に耐えるよう耐震設計を行っている。

③　配電設備

震度６（水平最大加速度 0.3G）の地震に対し、おおむね送電可能の施設としている。

④　通信設備

水平最大加速度 0.5G に耐えうるよう機器を施設している。

『千葉県地域防災計画』

（２）保守・点検の要請

市は、電力会社に対し、電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めるよう要請を行う。

４．都市ガス施設

（１）基本方針

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

『千葉県地域防災計画』

（２）事業計画

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

① 製造施設

ア 施設は、その使用条件、重要度などに応じて、ガス事業法などの諸法規・基準に基づいて設計し、安全性及び耐震性を確保する。

イ 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設備、設置並びに保安用電力の確保等を行い、二次災害の防止のための措置を行っている。

② 供給施設

ア 新設の際は、ガスホルダーやガス導管の設計は、ガス事業法などの諸法規並びに基準に基づいて地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離などを考慮している。

イ ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限にくい止めるポリエチレン管（ＰＥ管）を採用している。

ウ 既設の設備は、二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

③ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

④ その他の安全施設

ア 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、ＳＩセンサーの設置を行っている。

イ 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200 ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメータ）の普及促進に努めている。

５．電話施設

（１）通信施設震災防止対策

① 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度６（弱・強）に対して軽微な損傷、震度７に対しては倒壊を回避する。

② 局外設備

ア 土木設備

・マンホール・ハンドホール及び埋設管から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

・構造系の異なる接続部の耐震性を強化する。

・耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ　線路設備

・中継ケーブル網設備の２ルート化及び地中化を推進する。

・幹線系ルートは、優先順位を付け、高規格な中口径管路・とう道に収容し、設備の耐震性強化を図る。

③　局内設備

ア　交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ　通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

④　その他

震度４以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

『千葉県地域防災計画』

（２）塩害対策

本市は、塩害を被り易い地勢にあるため、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

（３）通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

（４）東日本電信電話株式会社千葉支店における災害通信施設の整備

東日本電信電話株式会社千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、孤立防止用衛星電話及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

（５）市の取組み

市では、通信会社が上記の対策の整備促進を図るため、日頃から連携に努めるものとする。

６．鉄道

（１）施設の耐震性

新たな耐震性設計手法が確立されるまでの当面の間は、鉄道事業者は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成７年７月運輸省通達）及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」（平成７年７月運輸省通達）に基づき鉄道施設の耐震対策に努めている。

①　東日本旅客鉄道株式会社

ア　耐震列車防護装置

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置設備の改良を行っている。

イ　構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

ウ　列車の線路からの逸脱防止対策

営業運転中に大規模地震が発生して強い揺れに見舞われた場合でも、車両が脱線しないよう、また、脱線しても車両が大きく横に移動しないよう安全対策を実施する。

② 東京地下鉄株式会社の事業計画

ア　既存の鉄道構造物は「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成７年７月運輸省通達）及び「既存鉄道構造物の耐震補強に関する指針」（平成 13 年６月国土交通省通達）により対応する。

イ　新設の鉄道構造物は「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成 10 年 12 月運輸省通達）により対応する。

③ その他の民営鉄道

在来の土木構築物については、建設当時に使用されていた地震荷重が考慮されている。

平成７年１月 17 日の阪神・淡路大震災に伴い運輸省（現国土交通省）は、当面の緊急措置として緊急性の高いものから優先的に耐震補強工事の実施を通達したところであり、鉄道事業者はこれを受けて各施設の耐震性を強化する。

（２）市の取組み

市では、整備の促進について、日頃から鉄道事業者と情報の共有に努めるものとする。

第４節　被害の軽減

第１　津波対策

市長公室・下水道部

１．津波浸水想定区域対策

（１）津波ハザードマップの作成・周知

市は、地震防災対策特別措置法第 14 条第２項に基づき、国及び県が行った津波浸水想定や国の作成した「津波対策推進マニュアル」等を活用して、過去の津波遡上記録や現状の地形等を勘案し、津波浸水想定区域や避難対象地域、避難場所及び避難困難地域における津波一時避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成し、周知を行っている。

なお、津波ハザードマップの整備にあたっては、適宜見直しを図り、地域特性の反映や周知、利活用の促進に努めるものとする。

（２）避難対象地域、避難場所及び避難困難地域における津波一時避難施設等の指定

市は、「津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（平成 30 年千葉県）」等を基に作成した、避難対象地域、避難場所、避難路及び避難困難地域における津波一時避難施設等の指定を含めた「津波避難計画」を作成し、周知していく。

（３）津波避難計画の作成・周知

市は、津波ハザードマップの作成、津波一時避難施設等の指定を踏まえ、市民等に求める避難方法等、安全を確保するための津波避難計画を作成し、周知に努めるものとする。

２．防災施設の整備

（１）護岸の整備

護岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象として、昭和 40 年度より、海老川水門付近から日の出、西浦、市川市境の西浦橋付近に至るまでの約 5.9km の区間の護岸工事を完了している。

この防潮堤は、高さ A.P.＋5.6m（波の打ち上げ高を考慮し、波浪の影響がある箇所にあっては、A.P.＋6.3m～8.0m）で整備されている（別図「船橋地区護岸構築図」参照）。今後下水道部は引き続き、県その他の関係機関に対して、防潮堤について、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の沈下状況、液状化をふくむ耐震性診断を実施し、診断の結果、堤体等の安全性、有効性に問題がある施設については、改修、補強等を行うよう要請する。

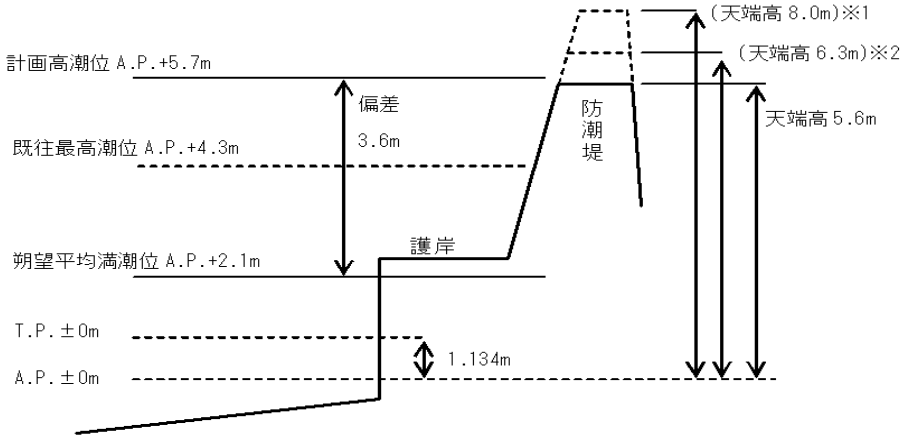

※1：日の出護岸（南側）の既設天端高さ
※2：栄護岸（南側）、西浦護岸（南側）の既設天端高さ

図　船橋地区護岸構築図

（２）水門・陸閘※の操作等

水門・陸閘※の操作については、東京湾内湾に津波注意報又は津波警報等が発表された場合、県及び受託者がこれを実施する。

日の出水門、栄水門、西浦水門は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により自動閉鎖する仕組みとなっている。海老川水門は速やかに手動操作により閉鎖する。陸閘は、潮位高と予想津波高の和が、県葛南港湾事務所が設定した潮位を超えると予想される場合に閉鎖する。

また、県は、平常時においては水門・陸閘の点検、護岸の巡視、操作訓練等を実施し、有事の際に、機能が十分発揮されるよう万全を期す。

※陸閘（りっこう）：堤防を切って設けられた河川への出入り口を閉鎖する門のことで、洪水の時には陸閘が閉められ堤防としての役割を果たす

表　市が操作委託を受けている排水機場・水門一覧

河川名	種別	名称
海老川	排水機場	船橋排水機場（海老川水門） 海老川排水機場（海老川水門）

３．津波に対する自衛体制の確立

（１）県から市への津波情報受伝達対策

千葉県防災行政無線一斉受令端末により市の端末に津波情報が伝達される。その他に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）で津波警報が伝達される。

（２）地域住民等への情報伝達体制の確立

住民・観光客が海岸・海上で遊戯する施設等の管理者に対し日ごろから伝達手段の確保、情報共有ができるよう指導していくとともに、市民や観光客に対しても「防災訓練」「出前講座」等を通じ津波に対する知識の普及に努める。

第２　地盤沈下・液状化対策　環境部・道路部・下水道部・建築部

１．地盤沈下の防止

昭和 38 年ごろから始まり、昭和 44 年に年間最大沈下量 24.3cm とピークに達していた市における地盤沈下は、地下水等の採取規制により沈下量は沈静化しているが、市は今後とも地下水の汲み上げについて、船橋市環境保全条例、その他の関係法令に基づき規制し、地盤沈下を防止する。

２．地盤の液状化対策

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、東京湾岸の埋立地において、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。

本市においても、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がりなどの様々な液状化被害が発生した。

液状化による被害では、経済的な被害が大きかったものの、人的被害はほとんどなかった。

これらの液状化被害を最小限とするため、ハザードマップ等を通じて、液状化危険度分布に関する情報の周知を図り、以下の対策を講じる。

（１）橋梁等の液状化対策の推進

道路部及び各道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁について、地盤改良や支持杭を打ち込むなどの対策を講じ、地盤の液状化による交通等への被害を最小限に抑える。

（２）河川･海岸施設等の液状化対策の推進

地震に伴う液状化により河川・海岸施設が破損した場合、発生直後には津波による被害が想定される。また、早期の復旧が困難である場合は洪水等による浸水の危険性も考えられる。

下水道部及び各河川・海岸管理者は、堤防、護岸、水門、樋管等の各施設に関し、河川構造物の耐震性能照査指針（国土交通省）に基づき、点検を実施し、危険度が高いと判定された箇所より液状化対策等を実施する。

（３）ライフライン施設の液状化対策の推進

下水道部は、下水道管路施設について、マンホールの浮上防止等の液状化対策を実施して、機能の麻痺を最小限にとどめる。

また、道路部はライフライン管理者に対しても、液状化対策を推進するよう啓発を行う。

（４）建築物の液状化対策の推進

建築部は、建築物の所有者、設計者からの液状化対策に関する相談に対し適切に対応する。

第３　土砂災害の防止

市長公室・建築部

１．宅地造成地災害対策

丘陵部や急傾斜地等における宅地の造成については、がけくずれまたは土砂の流出による災害を防止するため、必要に応じて、宅地造成等規制法により規制区域を設け、危険のないよう充分な行政指導を行う。

また、河川沿いの平野部や谷津田等の軟弱地盤地域における宅地の造成についても、宅地造成等規制法その他の関係法令に基づき、一定の行為に対し必要な規制を行い、危険のないよう充分な行政指導を行う。

２．がけ崩れ災害対策

がけくずれ災害に対するものとして「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和４４年　法律第５７号）に基づき急傾斜地崩壊対策事業があり、急傾斜地を所有している関係地権者全員の総意による事業要望に基づき千葉県と協議したものの中で、事業採択基準に合致したものを県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定し、対策工事を施行する。

また、この採択基準に合致しないがけ地の整備事業を行おうとするがけ地所有者等に対しては、平成１０年度に制定した「船橋市がけ地整備事業費補助金交付要綱」に基づく整備事業で対応し、急傾斜地の崩壊による災害から市民の命と身体を守るため、がけ地の崩壊防止に努めている。

〈資料 23 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域一覧〉

３．土砂災害警戒区域等

県知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を土砂災害警戒区域に、さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を土砂災害特別警戒区域に指定する。市は県と協力し、指定された区域における避難体制を整備するとともに、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造、開発規制の対策を進める。

〈資料 23 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域一覧〉

４．警戒避難体制の確立

市は、危険が予想される場合の防災パトロールの実施、避難情報の伝達・周知方法の検討、整備を行っている。

第４　ブロック塀等対策

都市整備部・建築部・教育委員会・こども家庭部

１．生垣化等の推進

市民が接することの多い公民館等の接道部にあるブロック塀、万年塀等について、生垣化等による緑化を図る。また、「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」に基づき、工場、事業所、一定以上の宅地開発行為を行う事業者等に対して、緑の保存と緑化、宅地への生垣設置等必要な措置を講ずるよう指導する。また、同条例にある助成制度を実施し、地域ぐるみの緑化推進を図っていく。

２．指導の強化

ブロック塀等の単独工事や既設のブロック塀や石塀に関して、正しい施工方法や補強方法について、安全化の徹底を図る。

また、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和 58 年９月制定）等に基づき、市民に対して、ブロック塀等の正しい施工方法や補強方法、地震時のブロック塀等重量塀からの危険回避等について、普段からのＰＲ強化に努める。

３．実態調査に基づく改善指導

市では、従前から小学校の通学路に面するブロック塀等の現況調査を行っている。また、平成 30 年６月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による倒壊被害を受け、再調査を実施した。その結果、大地震の際、倒壊の危険が大きいコンクリートブロック塀が 70 件あることがわかり、所有者及び管理者に補修工事等を含めた適切な維持管理の注意喚起を行った。今後、それらの塀で未だ改善されていないものについては、引き続き安全化の指導及び啓発に努めていく。

４．危険コンクリートブロック塀等の撤去

撤去費用への補助制度により危険コンクリートブロック塀の撤去を促進している。

第５　落下物等対策　市長公室・都市計画部・教育委員会・建築部

１．落下物の範囲

地震時に落下または転倒し、直接人的被害を及ぼしたり、避難の際の障害物となる危険のある物には、以下のようなものがある。

（１）屋内落下物
①シャンデリア等照明器具　②棚上の物品　③家具等　④天井・壁材
⑤窓ガラス

（２）屋外・ビル関連の落下物
①窓ガラス　②外装材（外壁タイル、モルタル等）の剥落
③ウインド式クーラー　④屋上・屋外広告物　⑤高架式水槽

（３）屋外・道路上の落下物
①自動販売機　②路上への陳列商品等　③屋外広告物
④路上に放置された自転車・バイク

２．屋内の落下物防止対策

家具類の固定等の必要性と家具転倒防止器具の普及について、パンフレットや「広報ふなばし」、「出前講座」等を通して市民にＰＲしていく。

３．建築物の落下物防止対策

（１）学校や子育て支援施設

学校や子育て支援施設の窓ガラスについて、優先して出入口に面する部分を中心に安全ガラス化を順次整備していく。その他落下・転倒防止のために必要な事前指導の徹底を図る。

（２）公共的施設等

百貨店、複合商業施設、文化的施設等の多くの人が集まる公共的施設等について、弾性のある材料の使用、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講ずるよう進める。

（３）その他

「千葉県落下物防止対策指導指針」（平成２年 11 月制定）に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

４．道路上の落下物等防止対策

屋外広告物は、公衆に対する危害を防止することなどを目的に、必要な物件は許可を受けることとしており、適切な管理業務により道路上への落下防止に努めるよう指導する。

また、路上に設置された自動販売機は「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）を周知し、路上に放置された自転車や陳列商品等について、転倒防止措置を講ずるなど災害予防のための事前指導の徹底を図る。

特に、不法に設置されたものについては、避難場所に指定される施設の周辺地区や国道、主要地方道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面するものを中心に、警察署等の関係機関と連携して、指導取締りを強化する。

第６　火災の防止

市長公室・保健所・消防局

１．出火の防止

（１）建築物の火災

①　住宅の火災

自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化、消火器具等の普及と取扱い方及び家具転倒防止等について指導を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

②　防火対象物

防火対象物については、同意事務、着工届及び使用開始届に伴う検査に際し、火災時の建築物及び消防施設等の防火上の指導を行う。

③　立入検査等

消防法第４条の規定により消防対象物に対して立入検査を実施し、火災予防の徹底を図る。
また、一般住宅等についても、住宅防火訪問等を通じて、出火防止のための指導を行う。

『消防法第８条第１項』
『消防法施行令第６条』
『建築基準法第２条第２号』

（２）危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
また、貯蔵、取扱の保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

（３）石油コンビナートの事故防止対策

石油コンビナート等特別防災区域の隣接地区として、関係法令及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 31 条に基づく「千葉県石油コンビナート等防災計画」により総合的な防災対策の推進を図り、災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。

（４）化学薬品等による出火防止

市（保健所）は、引火性の薬品類が取り扱われている薬局等及び化学薬品を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査を行い、以下のとおり、保管の適正化を指導する。

主な指導事項	１化学薬品容器の転倒落下防止措置
	２化学薬品収納棚の転倒防止措置
	３混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底
	４化学薬品等収納場所の整理整頓
	５初期消火資機材の整備

（５）出火防止知識の普及

各家庭及び事業所における出火防止措置について、以下の点について、その徹底を図る。

①　まず身の安全を確保する
②　耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備
③　家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
④　火を使う場所の不燃化及び整理・整頓の徹底
⑤　防炎カーテンなど防炎製品使用の普及
⑥　灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
⑦　消火器の設置、風呂水の汲みおきとバケツの備え等消火用具準備の徹底
⑧　ガス漏れ警報器や漏電遮断器など出火防止のための安全機器の普及

２．初期消火体制の確立

（１）消防用設備等の適正化

消防用設備等については、火災発生時に有効な機能が発揮されるよう、維持管理について指導の徹底を図る。

（２）消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器具の備えを呼びかける。

（３）排水栓又は消火栓を活用した初期消火活動の普及

消防車両が容易に進入できない狭い道路が多い地域や木造住宅の密集地域において、道路上に設置されている上水道の排水栓又は消火栓を活用し、町会・自治会等の自主防災組織による迅速な初期消火活動の普及を図る。

３．延焼拡大の抑止

（１）常備消防の強化

①　基本方針

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備、器具の普及などによる消防需要増大に対応するとともに、年々高層、深層化する都市構造の変化に伴う災害の多様化、大規模化に対応できる消防活動体制の強化並びに地域の特殊性に応じた災害対策の充実強化を図る。

また、消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

②　整備目標

ア　消防局・消防指令センターの整備

消防局庁舎・消防指令センターは、消防活動の拠点としての機能を適切に発揮する必要があるが、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」にあるため、必要な所定の耐震性を確保するとともに、浸水想定区域外へ移転する必要がある。

イ　消防署所の整備

消防署所は消防活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、消防庁舎として必要な所定の耐震性を確保するとともに、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」のいずれかにある消防署所においては、かさ上げ等を行い、浸水による被害を最小限に留める必要がある。また、災害時における現場到着時間の短縮を図るため、適正な配置を検討するとともに、既存施設の改修を行い、効果的な運用を図る。

ウ　消防車両等の整備

多様化する都市型災害に対応するため、車両及び資機材の計画的な整備･拡充を図る。

エ　消防水利の整備

水道管の断裂や通行障害等のため、使用不能となることが予想される地域を優先し、耐震性を有する貯水施設の計画的な整備を図る。

オ　訓練指導体制の充実

職員の資質向上のため、訓練指導体制の充実を図る。

（２）消防団の整備強化

地域住民に密着している消防団の活性化を図るため、活動拠点である消防団器庫ほか消防用資機材、携帯用無線機等の整備・点検・増強を進める。

（３）海水等を利用した大規模消火システムの整備

海水等を利用した大規模消火システムの活用により、震災発生に伴う断水等によって消火栓が使えなくなった場合、又は、多量の消火用水を必要とする場合等に対応するため、下水道管及び雨水放流管などを利用して東京湾の海水を内陸部に引き込み、ＪＲ船橋駅南側を中心とした 1,010 ﾍｸﾀｰﾙを消火活動可能範囲とする。

①　ポンプで圧送管を通じて内陸の消火栓に海水を送る。
「圧送管方式」　取水箇所５箇所

②　下水道の雨水放流管に海水を逆流させマンホールから取水する。
「下水道利用方式」　取水箇所８箇所

③　海や河川・水路などを直に利用する。
「直接取水方式」

第７　危険物・毒劇物等対策　保健所・消防局

１．危険物製造所等

危険物製造所等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

（１）設備面の対策

①　地震による局所的な応力集中による危険物タンクの配管や接合部等の変形、破損漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法について再検討する。

②　地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備等について配置換えを検討する。

③　防火塀等の倒壊防止を検討する。

④　停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の確保について検討する。

⑤　設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

（２）保安体制面の対策

① 消防法により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵しまたは取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、危険物保安監督者･保安統括管理者･施設保安員を配置する。

② 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。

③ 「定期点検記録表」に基づく点検及び地震後の異常の有無確認について的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。

④ 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

２．少量危険物施設

火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防機関を通して指導し、地震時の災害を防止する。

（１）設備面の対策

① 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵または取扱の技術上の基準遵守について指導する。

② 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

（２）保安体制面の対策

① タンクの元弁及び注入口の弁またはふたは、危険物を出し入れするとき以外は閉鎖するように指導する。

② 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。

③ 定期自主検査の完全実施を指導する。

３．高圧ガス・液化石油ガス施設

県は関東経済産業局の指導のもと、高圧ガス施設及び液化石油ガス販売事業者に対し、安全対策に関する指導を行っている。

（１）保安教育の実施

防災関係機関は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

（２）防災訓練の実施

防災関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

４．毒物・劇物貯蔵取扱施設

保健所は、毒物・劇物貯蔵取扱施設に対して以下の指導を実施する。

① 営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させ、その保有量に応じた貯蔵設備を設けさせる。
② 営業者及び毒物劇物取扱責任者は毒物・劇物の流出によって、市民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、ただちに保健所または警察署、消防署に届出るよう徹底させる。
③ 緊急事態発生の通報を受けたときは、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、防災上適切な応急措置を講ぜられる体制の確立を図る。
④ 毒物劇物の販売業及び業務上取扱う者（要届出者）等に対し、当該営業所等における毒物及び劇物の管理、責任体制を明確にするため危害防止規定の作成を指導する。
⑤ 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物、劇物の保管設備について、盗難及び防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

５．放射線等使用施設

現在、国（文部科学省）においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年法律第 167 号）に基づき、ＲＩ（ラジオアイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。

また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより、震災時においても監視体制をとるなど各種の安全予防を実施している。

市（保健所）においては、これらの施設について、ＲＩの所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し実態の把握に努めるとともに、応急対策活動の円滑な実施のため、警察等関係機関と連携を図る。

６．危険物等の輸送

危険物等を大量に輸送する場合、走行車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等の携行義務など種々の規制が行われている。

今後とも警察等で毎年定期的に路上取締りを実施するとともに、危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

第８　文化財の保護　　生涯学習部・消防局

文化財建造物や彫刻等は木造のものが多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

（１）消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆う設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

（２）防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切に指導する。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年１月 26 日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

第５節　安全避難の環境整備

第１　避難場所等の指定・整備　　市長公室・健康福祉局

１．一時避難場所

（１）整備基準（指定のための目安）

一時避難場所については、延焼火災などから一時的に身を守るために避難するための役割・機能を兼ね備えた施設となるよう整備を図っていく。洪水・津波等の災害により危険が及ぶ場所については、その際には避難することができない旨を看板等で明確にして指定緊急避難場所として指定する。

指定にあたっては、災害対策基本法施行令に規定する基準を満たす場所であることの他に、以下を指定の目安とする。

―――――　一時避難場所指定の目安　―――――

○　耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
- がけ地等損壊する危険性のあるものが付近にないこと
- 緑地や耐火建物群などの防火帯に面するなど火災の熱から十分に安全性を保てること
- 相当の広さを有し、１人当たりの面積が２m^2以上、少なくとも１m^2以上確保できること
- 津波や堤防の決壊による浸水のおそれのある場所ではないこと

○　ある程度のオープンスペースが確保されていること
○　なるべく四方に出入口が常時確保されていること
○　情報の伝達上の便利が得やすいこと
○　なるべく避難所を兼ねられる施設であること
○　なるべく公共施設であること

〈資料１　避難施設一覧〉

（２）整備目標

災害時の一時避難場所として、迅速な避難行動がとれるよう引き続き誘導看板等の整備を進めていく。

２．広域避難場所

（１）整備基準（指定のための目安）

広域避難場所については、次の６つの目安にしたがって、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。洪水・津波等の災害により危険が及ぶ場所については、その際には避難することができない旨を看板等で明確にして指定緊急避難場所として指定する。

指定にあたっては、災害対策基本法施行令に規定する基準を満たす場所であることの他に、以下を指定の目安とする。

―――― 広域避難場所指定の目安 ――――

- ○ 相当程度のオープンスペースが確保されていること
- ○ 火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されていること
- ○ なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- ○ オープンスペースは、なるべく公共施設であること
- ○ 敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として、耐火造建物であること
- ○ 原則として、市域の各地点から２km 圏（緊急時における徒歩１時間程度の距離）に１か所確保されること

〈資料１ 避難施設一覧〉

（２）整備目標

災害時の広域避難場所として、迅速な避難行動がとれるよう引き続き誘導看板等の整備を進めていく。

また、市街化状況、指定区域の拡大・人口増加等の変化により、必要に応じて、追加指定し、整備を行っていくものとする。

３．宿泊可能避難所

（１）整備基準（指定のための目安）

避難所指定は、次の目安にしたがって、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。洪水・津波等の災害により危険が及ぶ場所については、その際には避難することができない旨を看板等で明確にして避難所として指定する。

なお、本計画において、避難所と記載のある箇所は、宿泊可能避難所を指すものとする。

指定にあたっては、災害対策基本法施行令に規定する基準を満たす場所であることの他に、以下を指定の目安とする。

―――――― 避難所指定の目安 ――――――

○ 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること
○ 被災者の現住地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保する
○ 情報の伝達上の利便性が得やすいこと
○ 耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）
○ なるべく公共施設であること

〈資料１ 避難施設一覧〉

（２）整備目標

災害時の避難所として、市立の各小・中学校、公民館等の教育委員会所管施設を中心として指定し、耐震診断を行い、必要な整備・改修を進めていく。

また、一時避難場所との違いや避難所の機能・役割を明確にするため、宿泊可能避難所と明示した看板の整備を図る。

避難所施設の改修工事等の際には、マンホールトイレの整備を可能な限り行う等、避難所の防災機能の向上を図る。

（３）避難所の鍵の保管等

避難所の管理責任者は、災害時の迅速な開設を行えるよう、平常時から訓練を実施し開設実務の習熟に努めるとともに、鍵の保管方法等を所属職員に周知徹底しておく。

（４）市の方針

市では、自宅が無事な者に対しては、在宅避難を推奨しており、また食料品等の配給についても、自宅が無事な者に対しては、持寄り等の協力を要請することを基本方針とする。

避難所の整備を推進することにあわせて、個人や事業者に建物の耐震化の促進、食料品等の備蓄の促進を啓発していく。

４．津波一時避難施設

（１）整備基準（指定のための目安）

津波一時避難施設の指定は、次の目安にしたがって、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を進める。

―――――― 津波一時避難施設指定要件 ――――――

項目	要件
施設の所在地	・避難対象地域内、または同地域に隣接する地域
構造	・耐震性が確保された※1RC（鉄筋コンクリート造）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の構造物 ・耐震性の確保された、高い開放性を有する※2S（鉄骨造）の構造物（自走式自動車車庫（立体駐車場）など）
高さ（階高）※3	・浸水想定区域における浸水深※4 に相当する階に２を加えた階以上の建物（想定される浸水深 3m（２階の高さ）の場合は４階以上） ただし、浸水深が 1m 以下の場合は２階以上の建物

※1「耐震性が確保された」とは、耐震診断によって安全性が確保されていること又は建築基準法に基づく昭和 56 年６月以降の耐震基準が適用されていることをいう

※2「高い開放性を有する」とは、津波が通り抜けることにより建築物等の部分に津波による波力の影響を受けにくい構造のもの

※3 屋上がある場合はそれを１階とみなす

※4 浸水深は、その建物の存する地点の浸水深（千葉県公表）とする

〈資料１ 避難施設一覧〉

（２）整備目標

津波からの避難に利用する津波一時避難施設等の指定については、津波浸水予測結果に応じて、協定の締結などを進めていく。

５．福祉避難所

（１）整備基準（指定のための目安）

福祉避難所は、避難施設では対応できない要配慮者のために、何らかの特別の配慮がなされた避難所である。

市では、『災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書』を締結した各事業者及び必要な設備等を整えた避難所等または、社会福祉施設などの施設において、福祉避難所を開設するものとする。さらに、必要に応じて教室や保健室も含めて、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を設けて、福祉避難室として使用する。また、福祉避難所が不足する場合を想定し、応急措置的な避難所が提供できるよう、民間の宿泊施設等に対して協力を求めるものとする。

なお、あらかじめ福祉避難所を開設することができる施設について指定を行い、併せて、受け入れ対象として特定した要配慮者とその家族が避難できる避難所であることを公示する。

<資料１ 避難施設一覧>

<資料１０ 災害時応援協定締結先一覧>

（２）市の方針

市では、あらかじめ受け入れ対象者の把握を行い、それに応じて福祉避難所の確保・指定に加えて、福祉避難所の環境整備を進める。

災害時に特に必要性が高まる福祉サービス、健康に関すること、心のケア等、要配慮者特有の相談対応や、要配慮者に配慮した食料品・福祉用具を含む生活用品などの備蓄を進めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に対象区域に居住する避難行動要支援者を把握し、施設規模と比較し、収容が困難になることが想定される場合には、近隣の避難所や福祉避難所との連携方法をあらかじめ調整するものとする。

さらに、一般の避難所で対応できない場合に、迅速に福祉避難所や医療機関、社会福祉施設等に移送、入所できる体制についてもあらかじめ調整を行うものとする。

第２　避難誘導体制の整備　市長公室

１．標識等の整備

（１）現況

①　誘導標識

誘導標識は、「避難場所」周辺に設置されている。

②　避難場所・避難所表示板

避難場所及び避難所表示板は、「避難場所」及び「避難所」の敷地内出入口付近等に設置し、「避難場所」及び「避難所」としての周知を図る役割を果たすものである。

（２）事業計画

① 避難場所等周辺の安全性確保

一時避難場所及び広域避難場所周辺について、船橋市防災アセスメント調査をもとにして、安全な避難の確保の観点から、現況調査及び安全性の検討を行い見直し整備を進める。

② 誘導標識等の整備

すでに設置済みの誘導標識、避難施設表示板の維持管理を行う。必要に応じて、その避難所が保有する機能や、標高などの表示も行う。

さらに、避難場所であるが避難所予定施設ではない施設に避難した市民が避難所に移動できるよう、避難場所から避難所への誘導標識の整備も行う。

③ 避難場所などの案内図の整備

避難場所などの案内図は、避難場所等の防災関連施設の位置や機能を地図上に表示するものであり、地理不案内な人に対してはもちろん、施設の所在を知っている市民に対しても周知を図る役割を果たすものであり、内容の再検討を行い、整備・増設を進める。

２．避難実施体制の確立

（１）市の対策

① 状況判断基準等の確立

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また関係機関・隣接市等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、避難情報を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。

② 避難先の安全確保

ア 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

イ 情報通信手段の維持管理

避難所等に配備した、防災 MCA 無線が災害時の状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう維持管理に努める。

ウ 避難に時間を要する地域や、避難が困難な地域に対しては、水平避難だけでなく、垂直避難も必要であるとの観点から、公共の施設だけでなく、当該地域の周辺の民間施設についても一時避難場所として利用できるよう協定の締結に努める。

（２）警察の対策

① 避難場所等の周知徹底

平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。

② 要配慮者への対応

災害時の適切な避難誘導を行うため、県、市町村等関係機関と緊密に連携を図り、要配慮者の実態把握等に努める。

③　管理者対策

百貨店、駅、商店街等多人数が集合する場所の管理者対策を徹底し、管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等について検討しておくよう要請する。

④　帰宅困難者対策

大規模災害発生時は、公共交通機関が運行を停止し、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、県、市町村関係機関と連携して「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平素から積極的に広報するとともに、帰宅困難者の支援施設や徒歩帰宅支援ルートなど、帰宅困難者への対応について、自治体や関係機関と協議しておくものとする。

（3）施設管理者・事業者等の対策

鉄道施設や大規模集客施設などにおいては、地震発生時に利用者等が安全に避難できるよう、日頃から、最寄りの避難場所や避難所の位置や避難体制について確認を行い、各施設の職員や従業員が誘導を行うものとし、施設管理者・事業者等はその体制整備に努める。

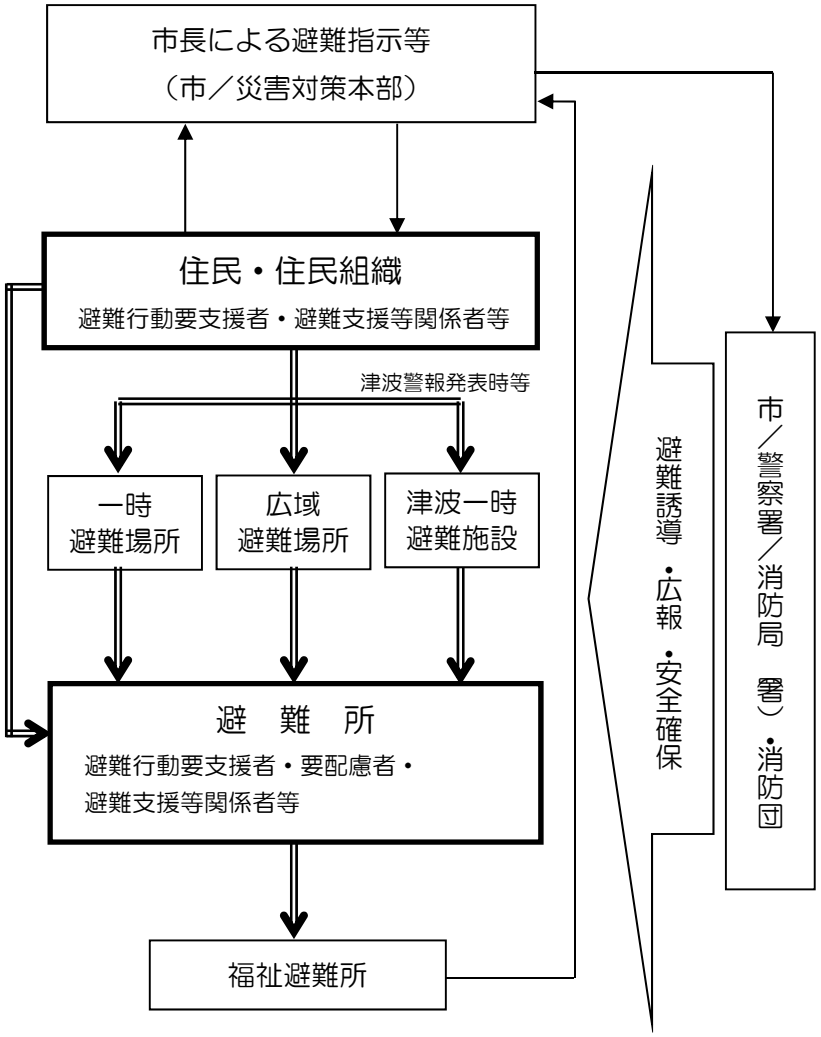

：人の流れ、　→　：情報の流れ

図　広域的な災害時の避難誘導体制の概念図

第３　避難所運営体制の整備　市長公室・健康福祉局

１．避難所の運営マニュアルの整備

大規模災害時には市職員のみによる避難所の運営が困難となるおそれがある。自主防災組織など、地域住民と一体となった避難所の運営を行うことができるよう、平常時から、避難所ごとに避難所の開設、備蓄品の管理、避難所の空間配置の検討などを行い、市職員、施設管理者、自主防災組織等の住民組織の役割分担を明確にした、市の標準となる「船橋市避難所運営マニュアル」を作成し、配布している。

２．避難所運営体制の整備

「船橋市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営を想定した防災訓練等の実施により、施設管理者や自主防災組織等の相互の意識の向上と連携体制の整備を図る。このため平常時から避難所運営委員会の設立に努める。

３．要配慮者への配慮

避難所における要配慮者に対する配慮については、一般の避難所に福祉避難室を設置するほか、後述の第９節にて詳細を述べているとおり、要配慮者の特性・状態にあわせて、要配慮者の相談窓口の設置や、福祉避難所の設置・活用を行い、できるだけ迅速かつ的確に要配慮者の課題に対応できる体制を整えるものとする。

４．女性や子育て家庭への配慮

災害時における避難所運営では、男女別更衣室・トイレ、授乳場所等の設置など、女性のニーズを反映し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を行う必要がある。

そこで、避難所運営委員会に女性が参加することはもちろん、各避難所での避難所運営マニュアル作成の際にも、地域の女性が参加することが望ましい。

市は、避難所運営体制の整備において、その検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努めるものとする。

避難所運営における女性に配慮した主な取組みは、下記のとおりである。

- 避難所の設置・運営委員会への女性の参加
- 初動期から女性職員の避難所配備
- 男女別更衣室・トイレの設置
- 授乳場所の設置
- 女性や子育て中の家庭等の生活空間の配置に対する配慮
- 生理用品などの衛生用品、乳幼児用品などの備蓄
- 女性相談支援員等による相談窓口の開設

第６節　救援・救護体制の整備

第１　給水体制の整備　　市長公室

１．防災用井戸の整備

生活用水の給水施設として、小・中学校等に順次、防災用井戸の整備を進める。また、民間企業等が所有する井戸の使用について、協定の締結に努める。

〈資料５ 防災用井戸一覧〉

２．飲料用ペットボトルの備蓄

避難所となる施設の防災倉庫等に飲料用ペットボトルの備蓄を行う。

３．給水車の配備

災害時の飲料水の確保、給水対策のため、市は給水車を配備している。なお、給水車は渇水対策にも活用されるものであり、平常時から業務や防災訓練などでも活用を行い、点検・維持管理を兼ねた運用訓練を行うものとする。

４．緊急時協力体制の整備

千葉県企業局や習志野市企業局と、災害時の給水体制等について協議を行う。

また、市民及び自主防災組織等に対して、日頃より貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な働き手となるよう育成する。

５．給水栓の整備

避難所となる施設の受水槽に給水栓の設置を行い、災害時の飲料水の確保を図る。

６．応急給水用仮設給水栓の配備

災害時の飲料水の確保のため、避難所周辺の消火栓または排水栓からスタンドパイプやホースを接続することにより、応急給水が可能となる資機材（応急給水用仮設給水栓）を千葉県企業局から貸与を受け、小・中学校等の一部の避難所に配備する。

第２　救急・救助体制の整備　消防局

１．救急・救助体制の整備

大規模災害の発生により、多数の傷病者が出た場合における救急救助体制は、消防団及び自主防災組織等の関係機関との連携が重要である。

今後更に関係機関との合同訓練・教育等を推進した救急救助体制の整備・充実を図る。

２．市民の自主救護能力の向上

市民の自主救護能力の向上は、平常時の救急事故発生時に対してはもとより、大規模災害発生時の救急救助体制において、その資する役割は大きい。消防団をはじめ市民に対して自主救護能力の向上について、その必要性を広報し応急手当の普及啓発活動の推進を図る。

また、大規模災害発生時の救急医療体制等を市民に対して広報し、その連携により救急救助体制の円滑化を図る。

第３　応急医療体制の整備　市長公室・健康部・保健所・病院局

１．初動医療体制の整備（大規模災害時）

（１）病院前救護所参集者の編成

災害時に病院前救護所にて活動する者は、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋・鎌ヶ谷支部等の医療関係者等により編成する。

市は各病院前救護所に参集する者をあらかじめ定め、迅速な応急医療体制の整備に努める。

（２）医療提供体制

市は、大規模な災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な医療が行われるよう、以下の体制を整備する。

①市内の災害医療協力病院前に病院前救護所を設置し、傷病者のトリアージ及び軽症者（トリアージ緑）の治療を実施する。原則として傷病者は病院前救護所に自助・共助で向かい、トリアージで中等症者・重症者と判定されたら災害医療協力病院へ収容される。

②災害医療協力病院では、主に中等症者の治療を実施する。重症者については、生命維持の応急処置を行いつつ災害拠点病院に転院を図ることを基本とするが、対応が可能な場合は治療を行う。

③市立医療センター(災害拠点病院）では、災害医療協力病院から転院してきた重症者及び他の一般医療機関では対応できない重症者を受け入れる。

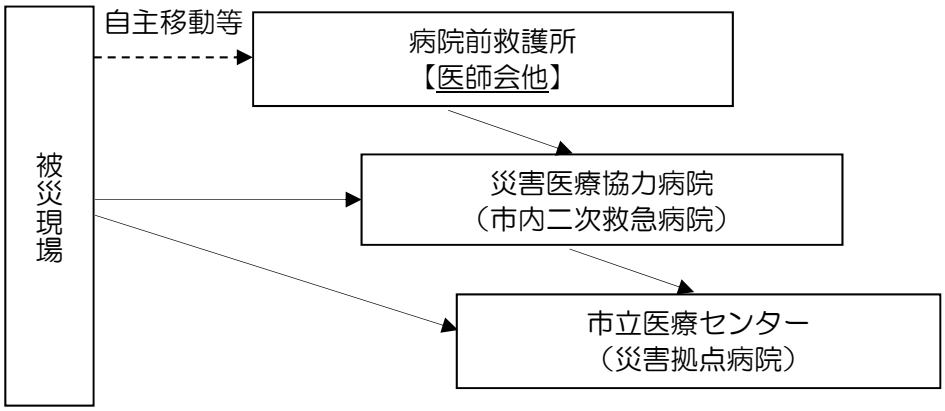

※傷病者は原則として病院前救護所でトリアージを受けることになるが、例外的に明らかな重症等の場合には、災害医療協力病院・災害拠点病院へ直接搬送されることもある

※「病院前救護所」は、主に発災直後～４８時間以内を目途に、災害医療協力病院の玄関前等に設置され次の機能を有するものとする

①傷病者の重症度を判別する「トリアージポスト」

②軽症者（トリアージ緑）への応急的な処置を行う「治療エリア」

〈資料９ 市域内の災害拠点病院および災害医療協力病院一覧〉

※「災害医療協力病院」とは、病院前救護所では対応困難な中等症の傷病者等（主にトリアージ黄色）を受入れて、高度な治療・処置を行うことのできる医療機関である。平常時は輪番制で夜間・休日の二次救急対応を担当し、患者の受入れを行なっている

※「災害拠点病院」とは、災害医療協力病院等では対応困難な重症の傷病者（主にトリアージ赤）を受入れて、より高度な治療・処置を行うことのできる医療機関である。県の指定によるもので、船橋市立医療センターが該当する

（３）医師会等との連携の強化

市（市長公室、健康福祉局及び消防局）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等と、病院前救護所の設置・運営、傷病者の搬送、病院前救護所参集者の編成、物資・要員の調達等について協議し、初動医療体制を確立しておく。

２．医療器具及び医薬品の適正配備

病院前救護所で使用する医療器具及び医薬品の配備にあたっては、医師会等の指導協力を得て、適正な配備に努める。

また医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等の協力を得て、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

３．保健センター・医療センターの活用

（１）保健センターの活用

地域に密着した健康づくりのための相談・講座・検診等の拠点となる各保健センターを災害時に活用する。

（２）医療センターの充実

医療センターは、救急医療に対する要望に応えるため、東葛南部保健医療圏における災害拠点病院としての役割を果たすとともに、日頃から地域医療支援病院として、救急医療機器の整備及び医療従事者の確保を行い、救急医療の充実を図る。平常時の地域医療との連携を災害時に活用するものである。

第４　ごみ処理体制の整備　環境部

被災やその後の応急活動に伴って発生した瓦礫の保管場所の選定を行う。

１．ごみ処理施設の適正な保守管理

大規模な地震が発生した場合には、多量のごみが市内各所において発生することが予測されるため、平常時からごみ処理施設の保守管理を徹底し、安全性・耐震性の確保に努める。

２．災害廃棄物の仮置場の検討

災害により大量の廃棄物の発生が想定されることから効率的な処理を行うため、「若松公園」、「法典公園」、「ふなばしアンデルセン公園」、「ふなばし三番瀬海浜公園」を災害廃棄物の一次仮置場と指定する。また、災害の規模によっては、一次仮置場の追加も想定されることから、今後も適切な候補地の検討を行う。

３．収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討する。また、他の自治体・民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

４．処理方法について

災害廃棄物の処理については、本市の処理施設において行うが、被災状況によっては、必要に応じて関係機関と協議し処理する。

また、アスベスト、PCB、放射性物質など国がその処理方法を定めている有害物質については、適正な処理を行うことができるよう、国の指針に沿って検討を進める。

第５　し尿処理体制の整備　市長公室・環境部

１．災害用仮設トイレの整備

避難所に災害用仮設トイレを配備する。防災訓練等の機会を通じて、職員や自主防災組織等の地域住民が組立てや運用手法を熟知できるよう努める。

２．仮設用資材の整備

災害用仮設トイレの整備と並行して、仮設用資材の整備を推進するため、今後、県、その他の関係機関との連携を図りながら、災害用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

仮設トイレのほか、携帯トイレや簡易トイレなど、多様な災害用トイレの活用を検討する。

３．運搬・管理体制の確立

被災者の生活に防疫上の支障が生じることのないよう、避難所等のし尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、環境班が行う。

また、収集運搬能力が不足する場合は、協定締結民間事業者等に協力を求める。

４．処理方法の検討

収集したし尿の処理については、し尿処理場での処理に加え、下水処理場への緊急投入等、適切な処理計画の検討を進める。

第６　防疫・衛生、保健体制の整備　保健所・環境部

１．避難所等の防疫・衛生、保健活動体制の整備

避難所を中心とした被災者の生活環境の衛生状態を良好に保つため、必要な資機材調達体制を整備する。厚生労働省、県、自衛隊等への応援要請のための情報収集体制の整備を図る。

また、感染症等の発生・まん延に備え、消毒、ねずみ等の駆除、飲料水検査などに対して、迅速に対応できるための体制づくりを行う。

２．被災者の健康の保持のための体制整備

保健師等による訪問指導・健康相談など、被災者の健康を保持するための体制が避難所や福祉避難所等にて確立できるよう、保健活動マニュアルを作成する。

３．放浪ペットの保護・収容体制の整備

被災によって放浪するペットの保護・収容対策について、関係機関と協議を行い、保護・収容施設の確保や協定締結など、事前に体制づくりを行う。

第７　行方不明者の捜索、遺体の安置・埋葬体制の整備

保健所・環境部・病院局

１．行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、警察が自衛隊、千葉海上保安部、市などと連携して行う。

災害救助犬協会との協定を活用し、行方不明者や遺体の捜索を行う体制の整備を行う。

また、船橋市漁業協同組合と協力し、津波被害等によって海に流された遺体の捜索を行うための体制の整備を行う。

２．遺体の安置・埋葬

遺体の安置場所の設定、遺体の搬送・検視・検案、身元確認・遺留品整理の方法等について、市は県や警察、医師会、歯科医師会、医療機関、葬祭事業者等と日頃から調整を図るものとする。

（１）安置場所等の確保

災害により多数の死者が発生した場合には、広範な遺体の安置場所の確保が必要となる。

市は、遺体の安置場所として、運動公園の体育館を活用する。災害の規模が大きく、そこだけで遺体を収容できない事態となった際は、看護専門学校の体育館、船橋アリーナ等も含め、設置場所について検討する。

遺体安置場所において必要な納体袋や遺体保存のためのドライアイス等の確保についても、業者との協定の締結を行うなど、体制を整備する。

（２）搬送手段等の確保

遺体の安置所までの搬送に関しては、警察及び市の関係部局が連携して行う。

また、全日本冠婚葬祭互助協会との協定を活用し、遺体搬送や安置を行うための体制を整備する。

<資料 10 災害時応援協定締結先一覧>

（３）遺体の検視・検案体制の整備

遺体の検視・検案については、医師会等と連携して警察が主体的に行う。検案医師について、医療関係団体の協力を得ることができるよう、日頃から医師会、歯科医師会等との連携を強化する。

３．遺体の火葬・仮埋葬

遺体の火葬または仮埋葬を円滑に行うためには、死者数の把握と火葬場の状況調査、仮埋葬の場所確保が必要となる。

（１）火葬の体制整備

市では、平常時と同様に、四市複合事務組合による馬込斎場・しおかぜホール茜浜を火葬場として想定し、構成四市と協議の上で、計画を策定し、対処する。また、火葬場におけるライフラインの復旧が遅れた場合に備えて、災害時用の燃料の確保策を検討する。

（２）仮埋葬の体制整備

遺族が速やかな火葬を望む場合や、都合により納骨できない場合、身元不明者の焼骨が多数に及ぶ場合等、様々な事態が想定されることから、あらかじめ火葬に関する相談窓口の設置や応急的な納骨場所・仮埋葬場所の確保等を行う必要がある。

第７節　備蓄体制の整備

第１　備蓄品の整備

市長公室

１．整備目標

（１）備蓄意識の高揚

各家庭や企業等における３日分以上の食料品や飲料水、生活必需品の備蓄の啓発を図るとともに、自主防災組織への食料品等の備蓄や炊き出し用機材の整備を、補助金の活用等を通じて働きかける。

（２）備蓄・調達体制の整備

市の行う備蓄及び調達は、自助・共助による備蓄物資を補う目的で行われるものであるが、必要な物資を持ち出すことが出来ない場合も想定できるため、必要とされる食料品や飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を図る。

備蓄目標は、企業等とあらかじめ協定を締結し、国や他の自治体などからの救援物資が到達するまでの期間を３日間とし、その間、家屋の全壊、焼失により避難する住民の必要数量に、帰宅困難により一時的に避難する者の必要数量（1 日分）を計上した数量とする。

断水等により避難する住民は、必要な物資を持ち出すことが可能と考えられるため、必要数量に計上しない。

備蓄目標及び備蓄数

備蓄目標　避難者３日分、帰宅困難者１日分　※１			単位	配布基準	R4年度末 現在　※４	R4年度末 達成率
食料品・水※２	主食類	357,224	食	一人３食／日	333,500	93%
	離乳食	6,007	食	一人３食／日	6,144	102%
	粉ミルク	124,603	g	一人１３５ｇ／日	132,864	107%
	飲料水※4	366,000	ℓ	一人３ℓ／日	91,560	25%
生活必需品※３	毛布	44,000	枚	一人１枚	44,227	101%
	乳児用紙おむつ	23,402	枚	一人８枚／日	23,436	100%※5
	大人用紙おむつ	13,838	枚	一人６枚／日	13,888	100%※5
	生理用品	32,524	枚	一人８枚／日（４週に１回換算）	76,864	236%※5

※1 平成 29・30 年度防災アセスメント調査、平成 30 年 10 月人口統計により算出。全壊・焼失による避難者 39,000 人、帰宅困難者 5,000 人(東日本大震災)の想定による

※2 主食類は、３歳以上。離乳食は 1、2 歳、粉ミルクは０歳を対象

※3 乳児用おむつは０～２歳、大人用紙おむつは要介護３以上（令和４年４月現在）。生理用品は 12～51 歳の女性のみで、４週に１回使用することを想定

※4 飲料水は備蓄品のみを記載しており、受水槽や防災井戸は含まない

※5 令和６年度末時点で、購入から３年以上が経過している衛生用品については、利活用（状態によっては廃棄）する予定

（３）食料品・生活必需品・その他の備蓄資機材

緊急用食料品、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄を進める。

特に、食料品、生活必需品のうち緊急に調達することが困難と予想されるものについては、薬円台・小室・三咲・東船橋・芝山・夏見・行田・古和釜の各防災倉庫及び３ヶ所の公園にあるコンテナ倉庫、市立小・中学校及び特別支援学校、高等学校、公民館等のすべての避難所に配置している。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、適宜入れ替えもしくは点検整備を実施するなど、品質管理及び機能の維持に努めるよう、計画的な備蓄・運用を推進する。

高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者や女性等、多様な避難者に配慮した物品の備蓄を行っているが、必要な物品について定期的に検討を行う。

〈資料７ 防災倉庫等一覧〉
〈資料８ 備蓄品目一覧〉

第２　備蓄庫等の整備　市長公室

１．現況

市では、備蓄拠点として、８箇所の防災倉庫及び防災備蓄センター、避難所、コンテナ倉庫、水防倉庫等を整備している。

２．整備目標

（１）防災倉庫やコンテナ倉庫及び市立小・中学校の余裕教室など、備蓄の拠点となる施設を整備する。

〈資料７ 防災倉庫等一覧〉

（２）船橋市防災備蓄センターに支援物資等の集積場所・輸送拠点と備蓄庫としての機能を持たせて、食料品や資機材等の備蓄を行う。

（３）災害活動に従事する消防車、市の公用車などへの燃料の供給を確保するため、災害対策用自家用給油取扱所を北消防署小室出張所敷地内に整備している。

第３　緊急調達体制の整備　　市長公室

１．現況

災害時に生活必需品、水、食料品等が調達できるよう、大型商業施設、食品コンビナート、各地の公設地方卸売市場等との協定を締結している。また、そのほか、燃料の確保、物資の搬送、医療活動、応急復旧活動、緊急放送・避難場所の確保等が迅速に行えるよう、医師会、各市町村、各種組合、放送事業者その他との協定を締結している。

受入れた救援物資等を集積場所から各避難所等へ配布する際、必要に応じて中継物流施設として各保健センターなどを使用する。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

２．整備目標

今後も、既存の協定の有効性等について絶えず検証を行うとともに、市内各事業所等との新規の協定締結を促進し、物資の確保等、民間事業者等との災害時の協力連携体制の強化に努める。

また災害時に積極的な協力が得られるよう、年に一回は担当者や連絡先の確認を行う。

第８節　緊急輸送の環境整備

第１　陸上輸送の環境整備　市長公室

１．緊急輸送道路

（１）県が指定する緊急輸送道路

県は以下の基準に基づき、市域内を通過する京葉道路、東関東自動車道、国道 14 号、296 号、357 号などを緊急輸送道路として指定している。

ア　第１次緊急路線

隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる市町村道等

イ　第２次緊急路線

第１次緊急路線を補完し、市町村役場、主要な防災拠点を相互連絡する県道等

ウ　第３次緊急路線

その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路

（２）市が指定する緊急輸送道路

県の指定した路線と有機的に連携を保つことを基本にして、以下の各施設と県が選定する緊急輸送道路を結ぶ路線を、あわせて指定する。

なお、この指定は、必要に応じて、その都度見直す。

緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設

- ○　市役所及び防災拠点施設、消防局（署）、警察署、医療機関等の主要公共施設
- ○　広域避難場所、一時避難場所、避難所、防災倉庫
- ○　地方卸売市場、輸送拠点、ヘリコプター臨時離発着場及び千葉港（船橋地区）

千葉県緊急輸送道路１次路線

ﾙｰﾄ番号	路　線　名
②	東関東自動車道水戸線
⑧	京葉道路
⑪	国道 14 号
⑫	国道 16 号
⑲	国道 296 号
㉒	国道 357 号、東地区１号臨港道路、市川市道 0115 号線、船橋市道 09-001 号線、船橋市道第 00-076 号線、船橋市道 16-026 号線、船橋市道 16-027 号線、臨港道路中央１号、臨港道路中央２号、臨港道路中央４号
㉖	国道 464 号
㉝	県道８号線（船橋我孫子線）
㊵	県道 180 号線（松戸原木線）

千葉県緊急輸送道路２次路線

ﾙｰﾄ番号	路　線　名
△8	県道 15 号線（千葉船橋海浜線）、市道第 18-001 号線
△20	県道 57 号線（千葉鎌ヶ谷・松戸線）
△22	県道 59 号線（市川印西線）
△23	県道 61 号線（船橋印西線）
△26	県道 69 号線（長沼船橋線）
△68	県道 288 号（夏見小室線）、市道第 00-045 号線
△99	市道第 00-039 号線、第 00-033 号線
△100	市道第 00-034 号線
△101	市道第 00-066 号線
△102	市道第 13-001 号線
△103	市道第 12-005 号線

千葉県緊急輸送道路３次路線

ﾙｰﾄ番号	路　線　名
□2	船橋埠頭線、市道第 11-020 号線、第 11-027 号線
□7	市道第 10-019 号線、第 10-032 号線、第 10-028 号線

船橋市緊急輸送道路

ﾙｰﾄ番号	路　線　名
1	県道９号線（船橋松戸線）
2	市道第 00-050 号線
3	市道第 00-044 号線
4	県道 288 号線（夏見・小室線）
5	市道第 00-102 号線
6	市道第 00-004 号線
7	市道第 00-005 号線
8	市道第 00-013 号線
9	市道第 00-019 号線
10	市道第 00-033 号線
11	市道第 00-045 号線
12	市道第 00-039 号線
13	県道 39 号線（船橋停車場線）
14	県道 156 号線（船橋埠頭線）
15	東地区２号臨港道路
16	市道第 35-014 号線

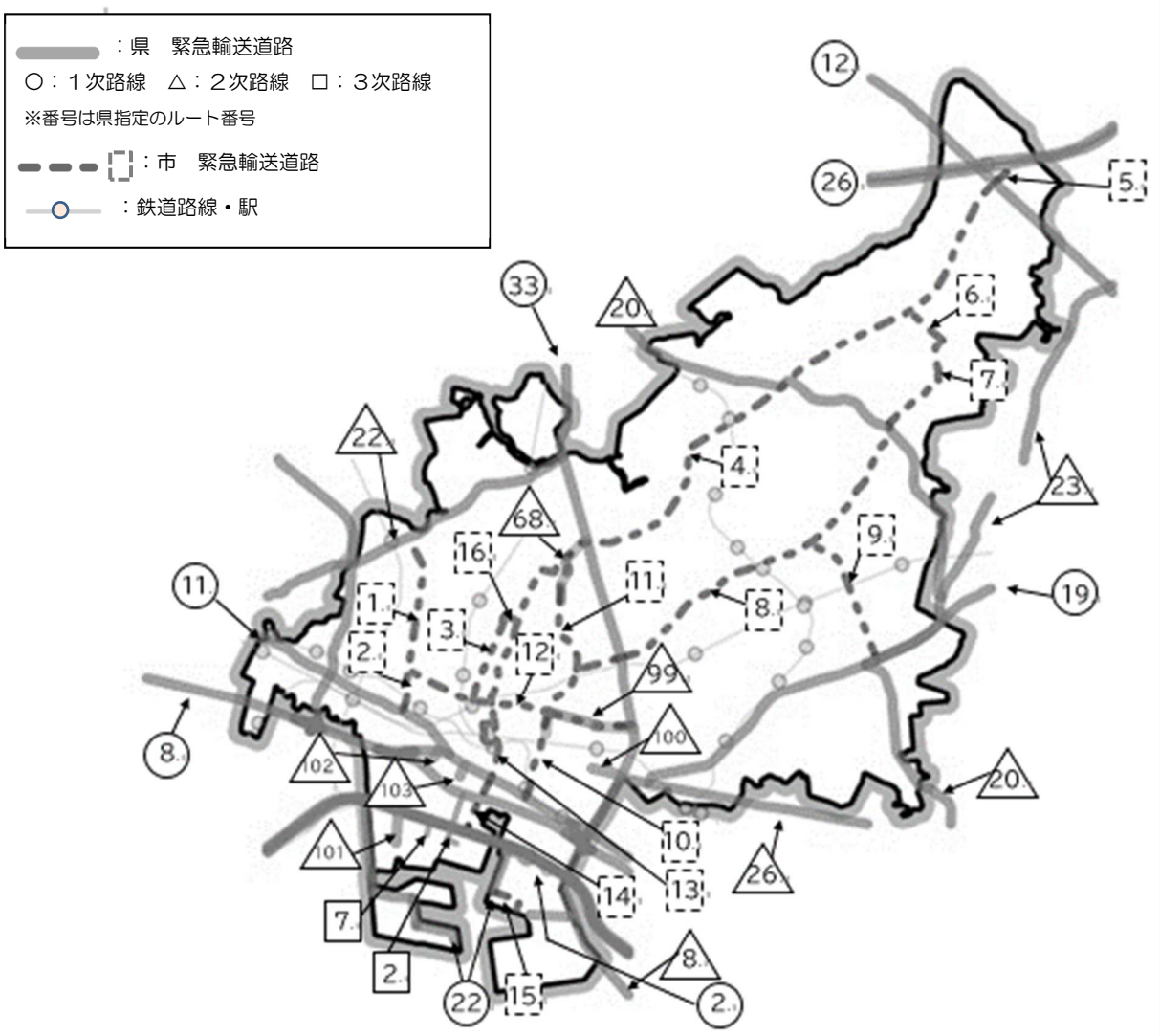

図　市内の緊急輸送道

２．集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管、輸送、市内各地区への配布を効率的に行うため、以下の施設について災害時物資の集積場所及び輸送拠点としての機能が確保できるよう施設並びに災害時の運用方法の整備を図る。

受け入れた救援物資等を集積場所から各避難所等へ配布する際、必要に応じて中継物流施設を検討する。

区　　分	施設の名称	所　在　地
陸上輸送	船橋市防災備蓄センター	行田 2-8-10
陸上輸送	船橋市地方卸売市場	市場 1-8-1
陸上輸送	日本大学理工学部	習志野台 7-24-1
海上輸送	船橋競馬場	若松 1-2-1

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

３．民間との協定締結の推進

災害時の食料品や生活物資、応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、「災害時における救助物資等の輸送業務に関する協定」の締結先の拡充を検討する。

４．整備目標

上記の地区以外への適切な集積場所・輸送拠点の整備について、防災公園の整備なども含めて、今後も継続して検討する。

５．緊急通行車両等の申請

災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前において、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けることができる。

第２　航空輸送の環境整備　　市長公室・消防局

１．ヘリコプター臨時離発着場設置予定地の指定

（１）ヘリコプター臨時離発着場の定義

ヘリコプター臨時離発着場とは、災害時において指定基準並びに下記の条件を満たし、緊急輸送等に使用するものとする。

［運用の条件］

① 災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送。

② 地面効果外ホバリング 95%以下の重量で運行すること。

［離着陸地帯の条件］

① 位置及び方向：原則として地上とし、やむをえない場合は高さ 15m 以下の仮想離着陸地帯を設定することが出来ること。

② 長さ及び幅　：長さ及び幅は、使用機の全長＋20m 以上。全長 20m 以上の使用機については全長の２倍以上とする。

③ 設置帯　　：使用機の全長以上で使用機の運航に十分に耐える強度を有すること。また、表面は十分に平坦であり、最大縦断勾配及び最大横断勾配は５％であること。

④ 着陸地の表面：設置帯を除き、約 30cm 程度の高さを限度として、できる限り平坦であること。

〈資料 11 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧〉

（２）指定基準

指定にあたっては、各消防（局）本部が選定し、千葉県緊急消防援助隊受援計画に記載されている「ヘリコプター離着陸可能場所一覧」との整合を考慮し、消防局と連携すること。

① 離発着の場所

ア　平坦で安全な場所であること。

イ　進入・離脱経路の延長線上に建物・バックネット・フェンス等の障害物がないこと。

② 離着陸における必要面

ア　大型ヘリコプター　　100m×100m

イ　中型ヘリコプター　　50m×　50m

ウ　小型ヘリコプター　　30m×　30m

※ただし実災害時には周辺の障害物等の諸条件を視認の上、勘案して離発着の可否を判断するため、「中型規模」の離発着場に大型ヘリコプターが離発着する事もある

③　避難場所との関連

離発着場が避難場所や避難所施設と共用する場合には、実災害時には避難者の収容状況を勘案して離発着の判断をする必要があり、その為の連絡調整については離着陸誘導の実働を行う消防局の計画との整合を図ること。

④　人員、物資の輸送計画との連携

指定にあっては、緊急輸送道路、並びに物資集積拠点等の輸送計画との整合を図ること。

（3）設置予定地

市街化の状況に応じて、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次ヘリコプター臨時離発着場予定地の指定を行う。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。また、避難を目的とした空間の利用と重複しないように配慮する。

第３　海上輸送等の環境整備　市長公室・企画財政部

１．港湾施設の整備

災害が発生した場合、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送にあて、緊急物資等の輸送が終了した後も被災した港湾施設が復旧するまでの間、最小限の港湾機能を保持する必要がある。

このため、災害に対して耐久性を備えた港湾施設の整備を計画するとともに、既存の構造物、けい留施設等の耐震補強を行うよう、国、県及び民間事業者その他関係機関に要請する。

なお、大規模地震発生時に緊急物資や避難者を輸送するための耐震強化岸壁が以下のとおり整備されている。

○葛南中央地区　東ふ頭Ａ・Ｂ岸壁

延長：計 260m、水深：7.5m

○葛南中央地区　中央ふ頭Ｅ岸壁

延長：計 240m、水深：12m

第９節　要配慮者の安全確保

第１　基本的考え方　　市長公室・健康福祉局

いわゆる「要配慮者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な者をいう。そのため、病弱者、高齢者、障害者等、何らかのハンディキャップを持つ人のほか、妊産婦及び乳幼児や日本語に不慣れな外国人等を「要配慮者」として想定する。

市では、要配慮者対策の推進のため「要配慮者避難支援ガイドライン」を作成し、町会・自治会や自主防災組織等の地域住民の方々への啓発に努めている。

また、「船橋市総合計画」においては、地域防災力の向上の中の主な取り組みとして、要配慮者に対する避難支援等の推進を掲げている。

このようなことから、要配慮者対策に必要な施策を実施し充実を図る。

１．基本的な要配慮者の範囲

災害時に危険回避行動や避難行動を行うことが困難であり、避難生活も含めて、支援を必要とする方について、主に次のような人を対象とする。

（１）高齢者の方

一人暮らし、高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症の方など

（２）心身に障害等のある方

肢体不自由、内部障害、視覚・聴覚・音声・言語障害、知的・精神・発達障害、難病患者、小児慢性特定疾病児童等

（３）状況によって手助けが必要となる方

妊産婦、乳幼児、外国人

２．要配慮者支援の内容

過去の災害から、避難生活が被災者の心身に大きな負担をかけることが明らかである。特に要配慮者は、適応力が十分でないことから、特別な配慮が必要となる。

また、在宅での避難生活や、やむを得ず車中泊での避難生活をされる場合も想定される。

このようなことから、要配慮者の避難状況やニーズを的確に把握し、避難生活の支援に努める。

３．要配慮者支援における自助・共助・公助の役割

（１）自助の役割（要配慮者自身や家族）

自分の身は自分で守ることを基本とし、自ら的確な防災行動の実施に努める。

（２）共助の役割（地域や自主防災組織）

自分たちの住んでいる地域は自分たちで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上に努める。

（３）公助の役割（市や消防など）

要配慮者への、防災情報の伝達等の体制整備に努める。

第２　避難行動要支援者への支援　　市長公室・健康福祉局

１．基本的考え方

災害発生直後など一刻を争う事態では、行政機能も混乱し、支援体制が整うまでには時間を要することが想定されるため、発災時の避難行動要支援者の安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援については、阪神・淡路大震災において、倒壊家屋等から救出・救助された人の９割以上が、自助や共助であったように、自助・共助を基本とし、日頃からの近所づきあいの延長の地域における助け合いが重要・不可欠である。

そのため、被害を少しでも軽減するため、避難行動要支援者の安全確保対策については、自助・共助・公助の役割を明らかにするとともに、避難行動要支援者情報を地域で共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

２．避難行動要支援者名簿の作成

市では、地域住民における避難行動要支援者支援活動のバックアップと避難者のうち緊急入所が必要な人のリストアップなどを目的に、健康福祉局の所管業務遂行上のために収集した要配慮者情報から、以下の要件（船橋市避難行動要支援者名簿登載基準）の者を抽出して避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿を作成する。さらに、避難行動要支援者の中から、手上げにより同意を得た者について、外部提供用の名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者である市社会福祉協議会、消防団、警察署へ、また、安心登録カード事業を通じ、地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員へ情報提供を行う。（避難行動要支援者名簿の更新は適宜行うが、避難支援等関係者への情報提供は年に１回行う。）

―――――― 船橋市避難行動要支援者名簿登載基準 ――――――

在宅で暮らす次の者（施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などに長期に入所、入院や居住している者は対象としない）

① ６５歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯でかつ要支援1から要介護2の者
② 要介護３以上の者
③ 身体障害者手帳所持者（１・2級）ただし免疫障害者を除く
④ 療育手帳所持者（A判定）
⑤ 精神保健福祉手帳所持者（１級）
⑥ 指定難病患者のうち、筋萎縮性側索硬化症患者、24時間人工呼吸器装着者
⑦ 小児慢性特定疾病児童等のうち、24時間人工呼吸器装着者
⑧ その他市長が認めた者
- ①から⑦に該当しないが、相応の支援を必要とすると認められる者
- 災害時要援護者名簿（旧制度）に登載されていた者で、①から⑦に該当しないが、引き続き避難行動要支援者名簿への登載を希望する者

なお、避難行動要支援者名簿情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用とし、データの流出の防止等、情報管理の適切な措置を講ずる。さらに、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の提供を行う場合には、個人情報の取り扱いや避難支援等関係者個人に、災害対策基本法に基づく守秘義務が課されていること等の説明を十分行い、覚書を交わす等の措置を講ずる。

―――――― 避難行動要支援者名簿情報 ――――――

①氏名　②生年月日　③性別　④住所又は居所
⑤電話番号その他連絡先
⑥避難支援等を必要とする理由（名簿に登載する者の要件）
⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

３．個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿登載者のうち、個別避難計画を作成することへの同意を得られた者について、避難支援関係者と連携した個別避難計画の策定に努める。

４．安心登録カード事業との連携

市では、市社会福祉協議会の実施する安心登録カード事業とも連携を図りながら、地域での避難行動要支援者を中心とした要配慮者の情報の把握・共有について進める。また、外部提供用の避難行動要支援者名簿との定期的な情報共有を行う。情報開示については、本人の同意のもと、市（健康福祉局、危機管理課、消防局）のほか、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員等に周知をする。

５．消防団・警察の協力

市は、平常時から避難支援等関係者である消防団・警察署に外部提供用の避難行動要支援者名簿を提供することにより、消防団・警察署は避難行動要支援者を事前に把握するよう努め、災害時には、可能な限り避難支援等の活動に協力する。

第３　平常時の備え

市長公室・健康福祉局

１．要配慮者の取組み

要配慮者は、日頃から以下のような事項を自ら備えるよう努める。また、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が実施主体となって、自治会連合協議会、民生児童委員協議会、地区連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会が協力して実施する「安心登録カード事業」に積極的に登録するよう努める。

① 地域とのコミュニケーション（地域の防災訓練への参加等）
② 家具などの転倒防止
③ 災害情報の入手手段の確認
④ 災害時に備えた食料品、常備薬、日常生活用具などの確保
⑤ 災害時に必要な支援内容の発信

２．地域の取組み

過去の大きな災害事例では、すべての地域に防災関係機関の救援が十分に行き渡ることが困難な状況の中、地域の人たちの結集力により多くの人命が救われました。

救える命を一人でも救うためには、地域における防災活動の担い手である地域の方々が日頃からの活動を通して、地域住民が要配慮者の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、住民同士が力をあわせて防災対策に取り組むことが大切である。このような観点から、以下のような課題に取組み、災害時の防災行動に努める。

① 避難支援における地域力の必要性
② 避難支援のための計画やルールづくり
③ 避難行動要支援者を中心とした要配慮者情報の把握
④ 防災訓練等の実施
⑤ 安心登録カード事業の普及・啓発

３．市の取組み

市は、避難行動要支援者の安全な避難を図るため、地域住民による実効性のある支援体制の確立のための取組みを最重要課題と認識し、積極的な支援に努めるとともに、福祉避難所の指定や備蓄品の整備など、避難生活に特別な配慮が必要となる要配慮者に対する施策も講ずる必要がある。このようなことから、以下の課題に取組み、要配慮者対策施策の実施に努める。

① 避難行動要支援者の避難支援活動の促進
② 市が保有する避難行動要支援者情報の把握・管理
③ 地域住民や社会福祉施設等との情報伝達体制の整備
④ 医療的ケアが必要な人への対応
⑤ 要配慮者に配慮した食料品等の備蓄
⑥ 福祉避難所の指定
⑦ 社会福祉施設等との連携・協力体制の構築
⑧ 緊急時通報装置の設置拡大や簡易スプリンクラー等の安全機器の普及促進
⑨ 要配慮者避難支援ガイドライン等の活用による地域住民への指導・ＰＲの実施

第４　社会福祉施設等における対策　福祉サービス部

１．防災計画の策定

社会福祉施設等の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の指揮組織も含めた職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、職員等の防災意識の高揚、地域の自主防災組織等との連携等について検討し、防災計画を策定する。

２．防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、職員及び利用者等に対して避難場所、避難経路など災害時における対応方法を周知するとともに、市及び地域の自主防災組織等との連携により、定期的に防災避難訓練を実施する。

３．社会福祉施設間の災害支援協定の締結

東日本大震災では、被災施設から他施設への避難、被災施設への他施設からの介護職員等の派遣などの支援が行われ、即応性があったことから、あらかじめ、県内の施設や近隣都県の施設との間で、災害時における被災施設入所者及び一時利用者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れの支援について、協定を結ぶよう努める。

また、事業者団体における支援体制の構築にも努める。

４．地域住民との連携

社会福祉施設等の管理者は、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

５．施設・設備の整備・充実

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に施設の倒壊や、火災の発生によって、避難をより困難にすることのないよう施設や設備の点検を常に行うとともに、非常用発電機、災害時対応資機材、備蓄物資、医薬品等の安全確保のために必要な機能を備えた防災拠点となる社会福祉施設等について、検討し、その整備・充実に努める。

第５　外国人への対策　市長公室

１．外国人への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等の整備を進める。言語、生活習慣、災害に対する意識の異なる外国人を「要配慮者」として位置づけ、発災時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、次のような対策を進めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。また、県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」を活用する。

① 多言語によるパンフレット「防災ハンドブック」、ちらし等の作成配布
② 避難場所、避難場所誘導標識等の多言語標記の実施
③ 各避難所で活用する多言語標記や意思伝達のためのツールを配備
④ 外国人を含めた防災訓練・防災教育・避難所訓練の実施
⑤ 多文化防災講座、災害時外国人支援サポーター養成事業の実施
⑥ 市の防災イベントへの国際交流協会の参加
⑦ 災害多言語支援センターの設置場所と活動拠点の提供及び運営の支援、情報発信の実施
⑧ 多言語版「ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）」による配信

２．災害多言語支援センターの設置

災害多言語支援センターは船橋市国際交流協会が設置するものとし、市は設置場所と活動拠点の提供及び運営の支援、情報発信を実施する。

なお、災害多言語支援センターは、市本庁舎もしくは災害ボランティアセンターのうち、必要とされる支援内容に応じて適切な場所に設置するものとする。

第 10 節　帰宅困難者の安全確保

第１　想定される事態　市長公室

災害発生時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

（１）大量かつ短期間に発生する帰宅困難者

市は、東京都心部に近接し、鉄道や国・県道など交通網が整備され、大規模集客施設や人口密集地域を有していることなどの地域特性があり、通勤時間等に災害が発生した場合は、大量の帰宅困難者が生じる可能性がある。

東日本大震災では、ピーク時の避難者及び帰宅困難者が 5,480 名（発災 12 時間後）に達したが、帰宅困難者は翌日には解消された。

帰宅困難者は一時的に大量に生じるが、鉄道網などの復旧の進捗状況にもよるが、おおむね短期的に解消される特徴を持つ。

（２）社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、観光客や買い物客など「組織に属さない」人々は、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到するなど、混乱発生の大きな要因となることも考えられる。

（３）帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足等により帰宅困難者が危険に遭遇したり、一斉に帰宅行動がとられることによる交通の混乱や、沿道の避難所等での飲料水、食料品、トイレ等の不足など、帰宅経路における混乱も予想される。

（４）安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、被災地には、安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

（５）飲料水、食料品、毛布等の不足

自宅に帰ることが困難となり、職場や学校等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、飲料水、食料品、毛布等の備蓄がない場合、職場等における混乱も予想される。

第２　関係機関との連携

市長公室

県、周辺市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者等の関係機関とともに、帰宅困難者・滞留者対策に関する課題や基本的な考え方、関係機関の役割分担、取組むべき事項などについて取りまとめた「千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針」に基づき、「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、具体的な帰宅困難者等の対策を検討・実施する。

また、船橋駅あるいは西船橋駅など公共交通機関の要衝については、「船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会」を平成 24 年に設置して、行政機関や鉄道機関のほか、近隣の商業施設等も交えて、具体的対応策について協議を行っている。なお、津田沼駅においても習志野市と連携し、「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設置し、同様の対応策の協議を進めていく。

帰宅困難者支援施設として、駅周辺及び主要幹線道路沿線のホテルなどと協定締結を推進する。

〈資料１　避難施設一覧〉

第３　帰宅困難者に備えた対策

市長公室・こども家庭部・教育委員会

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となることから、帰宅困難者に関連する全ての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携・協力して対策を行う必要がある。

また、個人が事前に準備・行動できること・すべきことを知ることは、大きな混乱や不安を防ぐことにつながることから、平常時からの一人ひとりの備えが重要である。

以下に市の取組みを整理する。

① 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

② 帰宅困難者訓練により、駅・大規模集客施設の滞留者・利用者等の防災意識の向上や支援方策の検証・検討を行う。

③ 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の使用について普及・啓発を図る。

④ 九都県市の「災害時帰宅支援ステーション」や本市の「帰宅困難者支援施設」について、市民等への周知を行うとともに、事業者への協力を呼びかけ、協定締結を促進していく。

⑤ 駅周辺における混乱防止や支援等について、駅周辺の事業者や関係機関、本市等で構成する「船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会」を設置し、官民で協働・連携して検討を行っている。

〈資料１　避難施設一覧〉

第２章　応急対策計画

節	主な記載内容	細目	主な担当部署、担当班
第１節 応急活動体制	夜間・休日等の体制、配備体制の検討・執行、害対策本部	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６ 第７	全ての課※
第２節 情報の収集・伝達	情報連絡体制、地震・津波情報、道路・鉄道・ライフライン情報の収集、被害状況の調査、罹災（被災）証明書発行	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	本部統括班、第２収容班 本部統括班 都市施設班、道路班、本部統括班 本部統括班、第1調査班 第１・２調査班、第1供給班
第３節 災害時の広報	広報活動の内容、実施手順	第１ 第２ 第３	本部統括班 本部統括班、消防救急班、第２復旧支援班 本部統括班、消防救急班
第４節 消防・救急救助活動等	消防・救急救助活動、危険物等対策	第１ 第２ 第３	消防救急班 消防救急班 消防救急班
第５節　警備・交通対策	千葉県警察災害警備計画、道路交通規制	第１ 第２	 道路班
第6節 園児・児童生徒などの安全確保	学校・放課後ルーム・保育所等・幼稚園における安全確保	第１ 第２ 第３	第２教育班、本部統括班 第３供給班、、第1教育班、本部統括班 第３供給班、本部統括班、第２教育班
第7節 避難対策	津波注意報･警報発表時･要配慮者・帰宅困難者の避難対策、避難所の開設･運営	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６ 第７ 第８ 第９ 第10 第11	本部統括班、第２教育班、第１・２要配慮者支援班、第３供給班、第１復旧支援班 第１・２災害医療対策班、第１・２要配慮者支援班 第１～４収容班、第１調査班、第２教育班、第２協力班 本部統括班、第１復旧支援班、消防救急班 本部統括班、消防救急班、第１教育班 第１～４収容班、第１復旧支援班 消防救急班、本部統括班 本部統括班、第1～４収容班、第1・2要配慮者支援班、第1復旧支援班、第1調査班、第1・2協力班 本部統括班、第１～３供給班、第１～４収容班、第１災害医療対策班 本部統括班、第1～4収容班、第2生活再建班
第8節 応急医療救護	災害医療対策本部・病院前救護所の設置、重症傷病者の搬送、収容医療機関、心のケア	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	第１・２災害医療対策班 消防救急班 第１・２災害医療対策班、消防救急班 第１・２災害医療対策班、消防救急班 第１災害医療対策班、職員動員班
第9節 緊急輸送対策	輸送手段、輸送拠点	第１ 第２ 第３	本部統括班、第２復旧支援班、第１～３供給班 第１～３供給班 第１～３供給班
第10節 緊急輸送道路・港湾等の確保	緊急輸送道路、港湾施設、ヘリコプター臨時離発着場の開設	第１ 第２ 第３	道路班 都市施設班 消防救急班、本部統括班

節	主な記載内容	細目	主な担当班
第11節 ライフラインの応急対策	上水道・公共下水道・電気・都市ガス・電話・鉄道の応急対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６	第1供給班 本部統括班、下水道班 都市施設班 都市施設班 都市施設班 道路班
第12節 建物・宅地応急対策	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅、応急修理	第１ 第２ 第３ 第４	第２調査班、ボランティア班、本部統括班 第２生活再建班、第2災害医療対策班、第1要配慮者支援班 第２生活再建班、第２調査班
第13節 生活救援対策	飲料水・食料品・生活必需品の供給、災害相談窓口の開設	第１ 第２ 第３ 第４	第１・３供給班 本部統括班、第１～３供給班、第２教育班 本部統括班、第１供給班 本部統括班
第14節 清掃・防疫等	障害物の除去、災害廃棄物の処理、防疫・衛生・保健活動の実施、安否不明者の捜索・遺体の安置・埋葬	第１ 第２ 第３ 第４	道路班、環境班、下水道班、第２生活再建班 環境班、本部統括班、収容班 第１・２災害医療対策班、第１医療看護班、本部統括班、 第１・３供給班、環境班、ボランティア班 第１生活再建班、第４収容班、消防救急班、環境班、 第１・２医療看護班
第15節 応急教育と応急保育	応急教育、 応急保育の実施	第１ 第２	第１・２教育班 第３供給班
第16節 公共施設等の応急対策	道路・橋梁・河川の応急措置、その他公共施設の安全確保	第１ 第２ 第３	道路班 下水道班 第１医療看護班、第2協力班、第2要配慮者支援班
第17節 災害救助法の適用	災害救助法の適用	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	
第18節 ボランティアの協力	ボランティアの受入	第１ 第２ 第３ 第４	ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、本部統括班、第２調査班、 第１災害医療対策班、第１・２要配慮者支援班、 国際ボランティア班
第19節 災害応援計画	被災地応援活動の展開、避難者の受入	第１ 第２ 第３ 第４	危機管理課※ 危機管理課※ 危機管理課※
第20節 帰宅困難者対策	帰宅困難者への支援	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	本部統括班・道路班・第2教育班

市災害対策本部体制における担当班名を記載している。

※ 災害対策本部設置前

第１節　応急活動体制

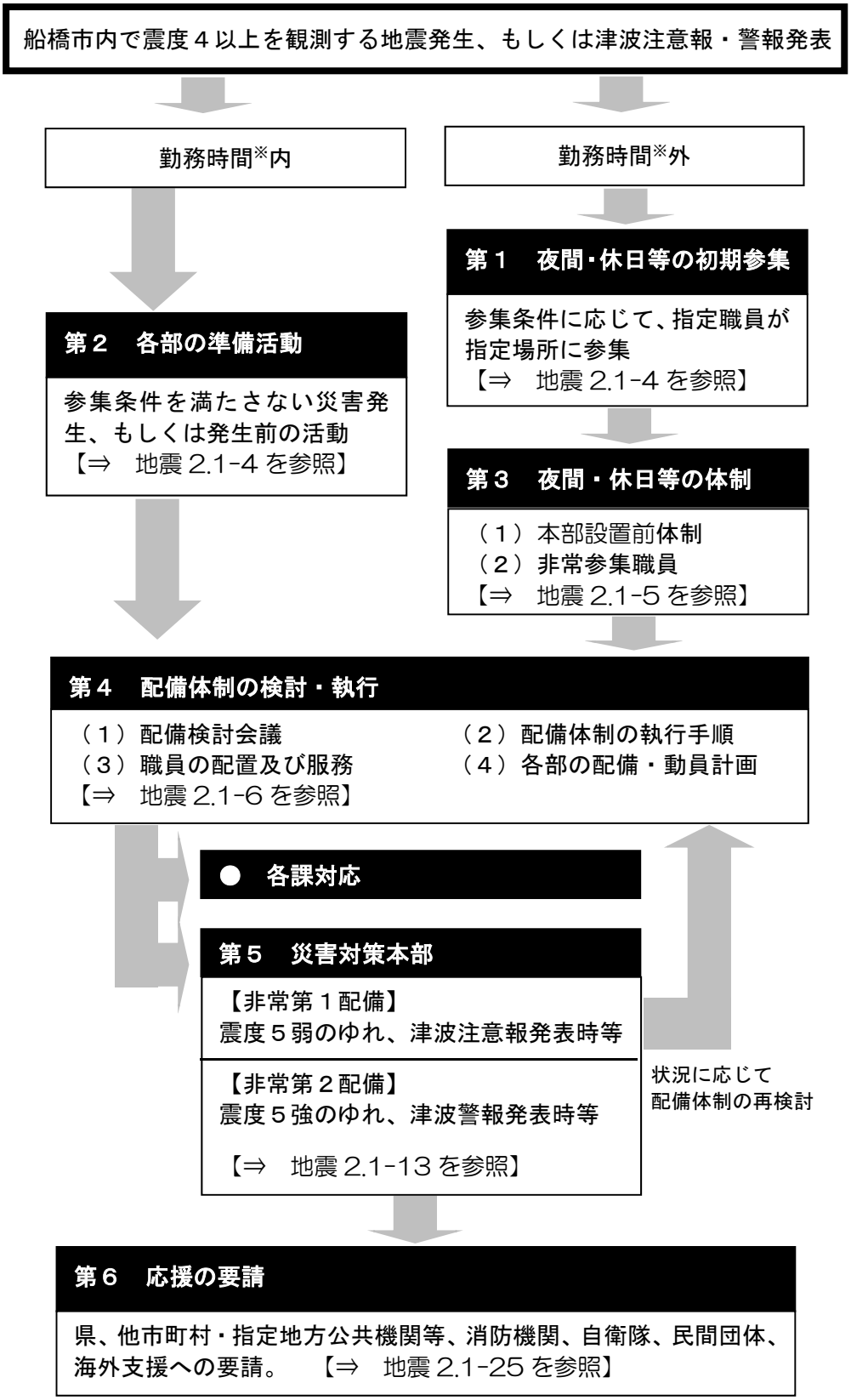

※勤務時間とは平日の午前８時４５分から午後５時１５分をいう

第１　夜間・休日等の初期参集　全ての課

１．参集条件

勤務時間※1 外において、市内で以下の震度を観測するような大規模な地震が発生した場合、その震度に応じて、市職員は指示を待たずに参集し、対応を実施する。津波警報・注意報の発表状況に応じた参集も以下に示す。

<table>
<tr><th>震度・津波</th><th colspan="2">参集職員</th><th>参集場所</th></tr>
<tr><td>1.市内で震度４を観測し、市長が必要と認めた時
2.南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）の発表
3.千葉県北西部で長周期地震動階級３以上を観測
4.北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表</td><td colspan="2">危機管理課の職員</td><td>勤務場所</td></tr>
<tr><td>1.市内で震度５弱
2.東京湾内湾に津波注意報の発表※4
3.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</td><td colspan="2">部課長職以上職員
各施設長※2
危機管理課の全職員</td><td>勤務場所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1.市内で震度５強以上
2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報の発表※4</td><td rowspan="2">全ての職員※3</td><td>避難所非常参集職員</td><td>各指定避難所</td></tr>
<tr><td>職場非常参集職員</td><td>勤務場所</td></tr>
</table>

震度計の不具合等により、万一、市内の震度が計測、発表されなかった場合は、隣接市（市川市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、白井市）のいずれかの市の最も高い震度を基準に参集する。

※1 勤務時間とは平日の午前８時４５分から午後５時１５分をいう
※2 各施設長は、所長、場長、館長、園長など
※３全ての職員（常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員）が非常参集職員であり、参集場所により避難所非常参集職員か職場非常参集職員となる。なお、全所属の保健師については、災害医療対策本部での動員が優先される
※4 海外等遠地における地震による津波が予想される場合、事前に配備検討を行い、職員の参集体制等を決定する

２．参集手段

公共交通機関や二輪車、徒歩など、迅速に参集できると思われる手段を考慮し、参集を開始する。日頃から各職員は、公共交通機関の運休や交通渋滞の発生時でも参集できる手段について検討を行うものとする。

第２　各部の準備活動　全ての課

各部（局）長は、災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、必要な職員を配備して、準備活動を実施する。

また、参集条件を満たしていない場合であっても、部（局）長は何らかの対応が必要と想定される際には、市長公室長（危機管理課長）にその旨を伝達し、即時に対応がとれるよう準備を進め、各施設の状況を踏まえて、必要な職員の配備を順次開始するものとする。

第３　夜間・休日等の体制　全ての課

（１）本部設置前体制（本庁舎）

① 本庁警備員室員及び消防局警防指令課職員は災害情報を受報したとき、ただちに危機管理課長に連絡する。また、本庁警備員室員は、あらかじめ指名された職員または市長その他の職員が登庁するまでの間、市長公室長もしくは危機管理課長の指示に従い、情報の収集にあたる。

② 登庁した職員は、市長公室長もしくは危機管理課長の指示に基づき「本部設置前体制」をしき、本部開設までの初期応急活動を行う。

③ 「本部設置前体制」は、災害対策本部の設置により、必要な引継ぎを行った後、それぞれの体制へ移行する。

（２）非常参集職員

市域内において震度５強以上のゆれの発生や大津波警報・津波警報の発表を知った時、または、本部長（市長）が必要と認めた時は、全職員は非常参集職員としてあらかじめ指定された場所に参集し、応急対策業務にあたる。なお、震度５弱以下のゆれや津波注意報発表時においても、大きな被害が出る可能性はあるため、全職員は参集に備えるものとする。

市長は、あらかじめ市内及び近隣市に居住する職員を避難所の要員として指名し、避難所非常参集職員とする。その他職員は勤務場所に参集する。

（３）任務

任務は、おおむね次のとおりとする。

本庁舎	ア．防災行政無線の利用による市民への情報伝達 イ．防災 MCA 無線の利用その他の方法による情報収集 ウ．県及び防災関係機関との連絡 エ．災害対策本部開設の準備 オ．避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 カ．住民対応 キ．参集したその他の職員の指揮 ク．その他市長公室長または危機管理課長の指示した事項
消防局・中央消防署合同庁舎及び消防指令センター	ア．警防本部、署隊本部設置の準備
避難所	ア．避難所の開設・運営 イ．災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動 ウ．地区内の住民の避難誘導 エ．住民対応 オ．収容班への引継ぎ

第４　配備体制の検討・執行　　全ての課

１．配備検討会議

（１）開催の時期

市の区域内で震度５弱以上のゆれを観測した時、あるいは津波注意報・警報が発表された時は、迅速に配備検討会議を開催する。なお、震度４のゆれを観測した時や、津波注意報・警報が発表されていない時でも、必要に応じて配備検討会議を開催するものとする。

勤務時間外において、会議の構成員の参集状況によらず、参加できない者が多数いても市長の判断に基づいて順次、会議を開催し、配備体制の決定を行う。

さらに、災害発生から時間が経過した後も、状況の変化に応じて、市長が必要と認めたとき、または次に掲げる配備検討会議の委員である関係部（局）長から市長公室長を通じ市長に要請があったときに開催する。市長が不在の場合は、副市長（危機管理担当）、副市長（消防担当）、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。なお、災害対策本部設置時の本部長（市長）についても上記の順で代理する。

（２）会議の構成員等

配備検討会議は、災害対策本部員会議への速やかな移行も見据えて、災害対策本部員会議の構成員で構成する。なお、情報収集及び対応策検討のための事務局を市長公室危機管理課に置く。

配備検討会議の構成

○　市長	○　副市長（危機管理担当、消防担当）
○　危機管理監	○　建設局長
○　健康福祉局長	○　教育長
○　教育次長	○　消防局長
○　市長公室長	○　企画財政部長
○　総務部長	○　税務部長
○　市民生活部長	○　高齢者福祉部長
○　健康部長	○　福祉サービス部長
○　こども家庭部長	○　医療センター事務局長
○　保健所長	○　保健所理事
○　環境部長	○　経済部長
○　地方卸売市場長	○　都市計画部長
○　都市整備部長	○　道路部長
○　下水道部長	○　建築部長
○　管理部長	○　学校教育部長
○　生涯学習部長	○　議会事務局長
○　会計管理者	

（3）代理の出席について

配備検討会議の構成員が出席できない場合は、会議の迅速な開催のため、当該部の担当班長等が代理として出席する。また、代理者の出席も困難な場合は、電話・防災 MCA 無線等で、報告を行うものとする。

ただし、構成員の出席状況によらず、市長の判断に基づいて順次、配備検討会議を開催するものとする。

（4）協議事項

配備検討会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

―――― 配備検討会議の協議事項 ――――

ア．被害情報の収集及び分析
イ．県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
ウ．適切な配備体制の検討
エ．市長からの特命事項
オ．その他

（5）配備体制の決定の流れ

ア　市長は、災害発生後、できるだけ早期に市長公室長及び危機管理監をはじめ、各部長等と配備検討会議を開催し、配備基準や被害状況を勘案し、配備体制を検討する。

イ　市長は、各課対応または災害対策本部の設置を決定する。また、状況に応じて、配備体制の再検討を行う。

ウ　危機管理監は、配備体制の検討及び市長の決定に際して、助言を行う。

エ　災害対策本部の本部長は市長とする。

オ　市長及び配備検討会議の構成員は、非常事態にあって配備検討会議を開催するいとまのない時は、ただちに配備体制を決定し、災害対策本部を設置する。

カ　市長が不在の場合は、副市長（危機管理担当）、副市長（消防担当）、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。

【参照】
地震 2.1-9
第 4 配備体制の検討・執行
2.配備体制の執行手順
「地震災害時の配備体制の時期及び内容」

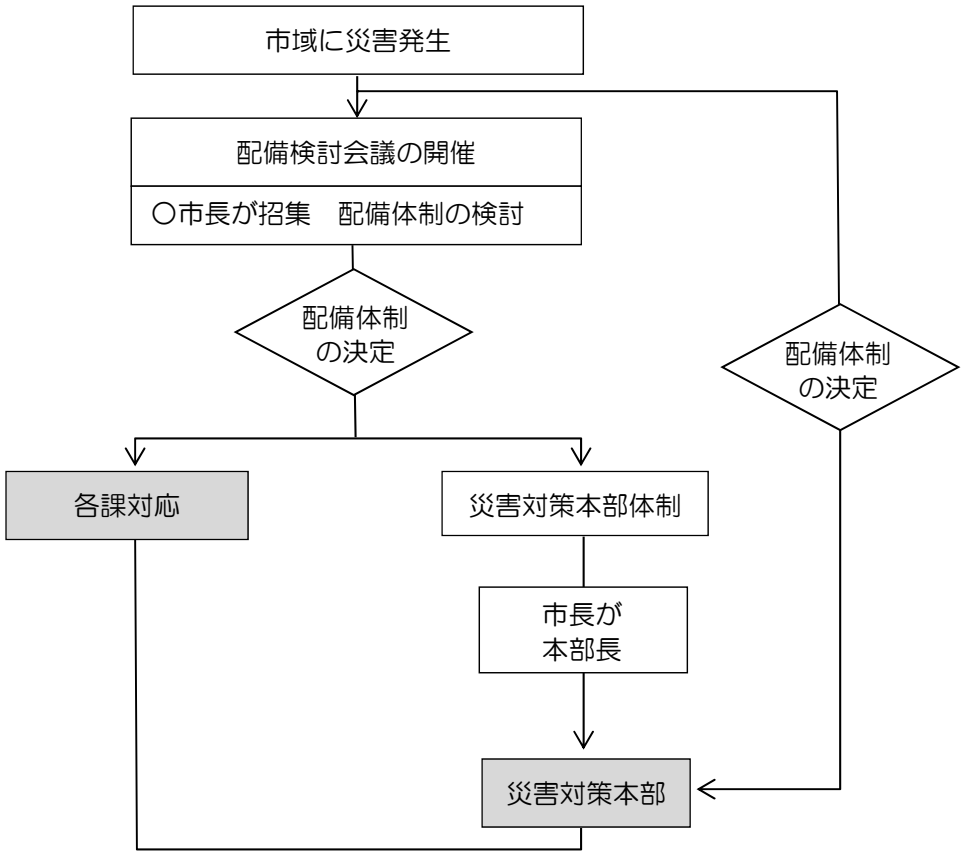

※状況に応じ配備体制の再検討

（6）動員の手続き

職員の動員の手続は、職員動員班がおおむね次に示すような経路を経て、庁内放送を主な手段として行うものとする。

各部（局）長は、部（局）内の各班の災害対策本部における各部の行動マニュアルを定めるとともに、部（局）所属の職員に対して、周知徹底させておくものとし、また休日や夜間等の勤務時間外に災害対策本部体制の指示を受けた時も、所属職員に対し、ただちに必要な指示を行えるよう、必要な課員の住所・連絡方法について、常に把握しておくものとする。

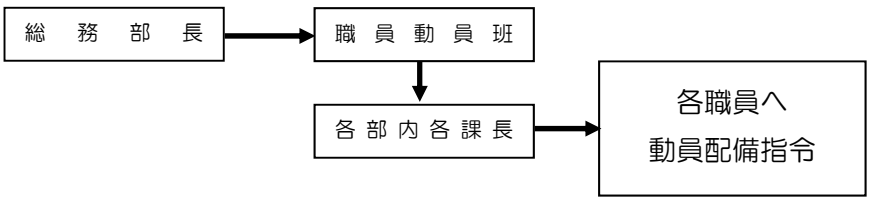

（消防救急班を除く各班）

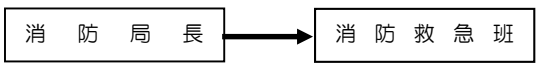

各職員へ動員配備指令

（消防救急班）

動員配備の手続きの流れ

２．配備体制の執行手順

市長は、災害対策本部体制をとるべき事態となった場合に、災害に対処するため、災害対策本部（本部長：市長、副本部長：副市長（危機管理担当））を設置し、必要な体制配備指令を職員動員班を通じて行うものとする。

また、必要に応じ、現地災害対策本部を設置し、適宜現地災害対策本部長及び本部員を指名する。

表　地震災害時の配備体制の時期及び内容

区分	種別	指揮	配　備　時　期※1	配　備　体　制
災害対策本部設置前	各課対応	―	1.市域で震度４のゆれを観測し、市長が必要と認めたとき 2.南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき 3.千葉県北西部で長周期地震動階級３以上を観測 4.北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表 5.その他の状況により各部局長が必要と認めたとき※2	1.各部局が職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2.事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部設置後	非常第１配備	市長	1.市域で震度５弱のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき※3 3.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 4.その他の状況により市長が必要と認めたとき	1.災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2.各班において定める職員動員計画に基づき、必要な職員数を配備し、状況に応じて増員を行える体制とする。 3.事態の推移に伴い速やかに非常第２配備に移行しうる体制とする。
	非常第２配備		1.市域で震度５強以上のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたとき※3 3.その他の状況により本部長が必要と認めたとき	1.災害対策本部を設置し、全ての職員が災害対応に従事する体制とする。（配備時期１・２に該当する場合は自動設置） 2.交代体制を確保するため、職員を３グループに区分する。

※１震度計の不具合等により、万一、市内の震度計が計測、発表されなかった場合は、隣接市（市川市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、白井市）のいずれかの市の最も高い震度を基準に配備体制を決定する

※２その他の状況とは、公共交通網が甚大な被害を受け、運休が予想される場合などを指す

※３海外等遠地における地震による津波が予想される場合、事前に配備検討を行い、職員の参集体制等を決定する

３．職員の配置及び服務

（１）職員の配置

各部（局）長は、職員の参集状況に応じ、順次、災害応急対策のための班を編成するとともに、次の措置を講ずるものとする。

ア．災害に対処できるよう職員を配置
イ．職員の非常参集方法及び交代方法の措置
ウ．高次の配備体制に移行できる措置
エ．他部（局）への応援の要請

（２）職員動員の報告

消防救急班及び第１医療看護班を除く各班は、職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて、職員動員班に報告する。消防救急班は警防指令課長に報告する。

職員動員班は、職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、に報告する。報告の時期については、職員動員班の指示による。ただし、夜間休日の発災で、職員の参集状況が刻々と変化する際には、職員動員班が指示するまで、60 分毎とする。

（３）職員の服務

すべての職員は、災害対策本部体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の地震が発生したときには、次の事項を遵守するものとする。

なお、すべての職員とは、常勤職員のほか、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含むものとする。

また、応急活動を実施することが困難である者その他本部長（市長）が認める者は動員から除外することができる。

① 主に勤務時間内における遵守事項

ア．勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
イ．不急の行事、会議、出張等を中止する。
ウ．正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
エ．市民に不安を与えたり、市民の誤解を招かないよう、発言には細心の注意をする。
オ．自らの所属する班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、班長の指示により他の班への協力を求められたときは積極的にこれを遂行する。

② 主に勤務時間外における遵守事項

ア．夜間・休日等の参集条件（地震 2.1-4）に該当することを知ったときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。
イ．負傷などやむを得ない理由によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段でその旨を所属長へ連絡する。
ウ．災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装の着用、飲料水及び食料品１食分以上とする。
エ．参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

４．各部の配備・動員計画

各部（局）長は、災害時における職員動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正し、関係職員に対してその旨の周知を図るとともに、各部長は、作成もしく修正した計画を随時、総務部長に報告する。

第５　災害対策本部　全ての課

１．設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

⑴ 市域に震度５弱以上またはこれに準ずる地震災害が発生したとき
⑵ 東京湾内湾に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき※
⑶ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
⑷ その他の状況により市長が必要と認めたとき
※海外等遠地における地震による津波が予想される場合、事前に配備検討を行い、職員の参集体制等を決定する

２．本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所本庁舎９階危機管理課及び災害対策本部室に置く。ただし、設置することが不可能な場合は、消防指令センター６階に置く。

なお、非常第１配備において、本部の運営に支障がない場合においては、本部室を設置せず、各執務場所において、執務を行うものとする。

３．本部の設置または廃止の通知

本部を設置または廃止した場合は、次表の各連絡担当者は、ただちに、以下のとおり電話その他適切な方法により通知する。

（１）報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・班	職員動員班	庁内放送・市防災行政無線 防災 MCA 無線 FAX・電話・口頭 その他迅速な方法
市役所出先機関	各主管部 担当班	市防災行政無線・防災 MCA 無線 FAX・電話・口頭 その他迅速な方法
市民	本部統括班	市ホームページ(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ) ふなばし減災ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄｳｪﾌﾞｻｲﾄ 市防災行政無線・広報車 ふなばし防災エリアメール ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）・LINE・FAX・ 市公式アプリ「ふなっぷ」 X（旧ツイッター）・フェイスブック・YouTube 報道機関　その他迅速な方法
県知事 （県葛南地域振興事務所地域防災課） 各警察署長	本部統括班	県防災情報システム 県防災行政無線・防災 MCA 無線 FAX・電話 その他迅速な方法
隣接市	本部統括班	県防災情報システム 県防災行政無線・FAX・電話 その他迅速な方法
報道機関	本部統括班	電話・口頭または文書

（２）その他

災害対策本部（非常第２配備）が設置されたときは、本部設置建物正面玄関に「船橋市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、あわせて本部員会議等の設置場所を明示するなどして、市民等の問合せの便宜を図るよう努めるものとする。

４．組織・運営等

本部の組織及び運営は、市災害対策本部条例の定めるところによる。

（１）組織

① 災害対策本部

本部の組織は、次のとおり構成する。

災害対策 本部員会議	本部長（市長）
	副本部長（副市長）
	危機管理監
	本部長付（建設局長　健康福祉局長　教育長　教育次長）
	本部員（市長公室長　企画財政部長　総務部長　税務部長　市民生活部長　高齢者福祉部長　健康部長　保健所長　保健所理事　福祉サービス部長　こども家庭部長　環境部長　経済部長　地方卸売市場長　都市計画部長　都市整備部長　道路部長　下水道部長　建築部長　議会事務局長　会計管理者　医療センター事務局長　管理部長　学校教育部長　生涯学習部長　消防局長）
本部連絡員	各班管理職等

統括責任者	災害対策本部構成班
市長公室長	本部統括班　　国際ボランティア班
企画財政部長	第１復旧支援班　　第２復旧支援班
総務部長	第２収容班　　職員動員班
税務部長	第１調査班
市民生活部長	第１収容班　　ボランティア班
高齢者福祉部長	第１要配慮者支援班
健康部長	第２災害医療対策班　第３収容班 第２医療看護班
保健所長	第１災害医療対策班
福祉サービス部長	第１生活再建班　　第２要配慮者支援班 第４収容班
こども家庭部長	第３供給班
環境部長	環境班
経済部長	第１供給班
地方卸売市場長	第２供給班
都市計画部長	情報管理班
都市整備部長	都市施設班
道路部長	道路班
下水道部長	下水道班
建築部長	第２調査班　　第２生活再建班
議会事務局長	議会班
会計管理者	第１協力班
医療センター事務局長	第１医療看護班
管理部長	第１教育班
学校教育部長	第２教育班
生涯学習部長	第２協力班
消防局長	消防救急班

災害対策本部の構成及び事務分掌は次のとおりとする。

災害対策本部事務分掌

各班に共通 する事務	1．班の庶務に関すること。 2．本部長（市長）、関係機関及び他の班との連絡・調整に関すること。 3．班内職員の動員、配備に関すること。 4．班の所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ及び本部長（市長）への報告に関すること。 5．班の所管施設の応急対策及び災害復旧計画のとりまとめ並びに本部長（市長）への報告に関すること。 6．他の班への応援に関すること。

◎○：課長が班長となる課

※　調査班、収容班、災害医療対策班、要配慮者支援班、供給班については、
業務を複数の班で連携して行うため、「◎」の班長が、他の「○」の班長との
総合調整をする

- 救助・救命期　：おおむね災害発生３日目まで
- 復旧期　　：おおむね災害発生から４日目以後

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
市長公室長	本部統括班	○危機管理課 ◎市民の声を聞く課	救助・救命期	・災害対策本部の設置、運営に関すること ・本部員会議の開催に関すること ・各班の被害、対応状況の把握に関すること ・無線による情報の収集及び伝達に関すること ・被害状況の県への報告に関すること ・気象情報、災害情報の把握及び伝達に関すること ・警察との連携、調整に関すること ・自衛隊の派遣撤収要請に関すること ・ライフライン事業者との連絡、調整に関すること ・協定締結団体への連絡、要請に関すること ・応援職員等の受入れの総合調整に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・被害、対応状況のとりまとめに関すること ・報告書の作成・編集に関すること ・災害相談窓口の開設に関すること
		○広報課	救助・救命期	・災害対策本部の設置、運営に関すること ・本部員会議の開催に関すること ・各班の被害、対応状況の把握に関すること ・災害関連情報の発表に係る総合調整に関すること ・報道機関との連絡、調整に関すること ・ホームページ、SNS などによる情報提供に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・被害、対応状況のとりまとめに関すること ・報告書の作成・編集に関すること
		○秘書課	救助・救命期	・災害対策本部の設置、運営に関すること ・本部員会議の開催に関すること ・各班の被害、対応状況の把握に関すること ・本部長、副本部長の秘書に関すること
			復旧期	同上

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
市長公室長	国際ボランティア班	○国際交流課	救助・救命期	・通訳、翻訳ボランティアニーズの把握に関すること ・通訳、翻訳ボランティアの要請に関すること ・ボランティアの受付け ・災害多言語支援センターの設置場所と活動拠点の提供及び運営の支援
			復旧期	同上
企画財政部長	第1復旧支援班	○財政課 行政経営課 政策企画課	救助・救命期	・避難所の開設及び避難者の収容に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・災害復興推進体制の検討に関すること ・災害復興計画の検討、作成、推進に関すること
	第2復旧支援班	○契約課 財産管理課	救助・救命期	・庁舎の点検、復旧に関すること ・庁舎電源の確保に関すること ・公用車の管理に関すること ・燃料の確保に関すること ・協定締結団体への連絡、要請に関すること（燃料） ・職員（教育委員会職員、応援職員含む）の食事の手配に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・活動状況の取りまとめ
総務部長	第2収容班	○デジタル行政推進課 総務法制課	救助・救命期	・避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・避難所における避難者の把握及び名簿の整理 ・情報システムの点検・復旧に関すること
			復旧期	同上
	職員動員班	○職員課 人事課	救助・救命期	・職員（教育委員会職員含む）の動員に関すること ・職員（教育委員会職員含む）の安否確認及び罹災状況の把握に関すること ・他の班への協力、応援に関すること ・職員の派遣に関すること ・応援職員の必要人数、経費負担等に関すること
			復旧期	同上
税務部長	第1調査班	◎資産税課／債権管理課 税務課／市民税課	救助・救命期	・避難所の開設及び避難者の収容に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・災害相談窓口の開設 ・住家の被害状況調査チームの編成に関すること ・住家の被害状況の調査に関すること ・住家の被害状況調査結果の判定に関すること ・住家の罹災・被災証明に関すること ・市税の減免措置などに関すること ・被害箇所や状況の入力、集計に関すること

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
市民生活部長	第1収容班	◎戸籍住民課／自治振興課／三山市民センター／出張所／船橋駅前総合窓口センター	救助・救命期	・避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・避難所における避難者の把握及び名簿の整理 ・周辺を含めた所管施設の被害状況の確認に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること ・市役所本庁舎への避難者の対応に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・災害相談窓口の開設 ・所管施設の被害状況の把握、保全に関すること
	ボランティア班	○市民協働課 男女共同参画センター 市民安全推進課 市民活動サポートセンター	救助・救命期	・市社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・ボランティアニーズの把握に関すること ・ボランティアの要請に関すること
			復旧期	上記の事務に加え、 ・女性相談窓口の開設
高齢者福祉部長	第1要配慮者支援班	◎介護保険課 高齢者福祉課 地域包括支援センター 地域包括ケア推進課	救助・救命期	・所管施設利用者の安否確認に関すること ・所管施設の保全、安全確保に関すること ・避難所に避難した要配慮者の把握 ・要配慮者支援を行うボランティアの受入れに関すること ・福祉避難所の開設に関すること ・民間の介護保険施設の被害状況の把握に関すること ・避難者の福祉避難所への送致に関すること ・保健活動チームによる避難所や居宅における巡回の保健指導に関すること
			復旧期	同上
健康部長	第2災害医療対策班	○健康政策課／保健センター 健康づくり課／地域保健課	救助・救命期	・災害医療対策本部の設置・運営に関すること ・医療機関との連絡調整に関すること ・保健活動支援拠点を開設・運営し、保健活動地区拠点毎に保健活動チームを編成すること ・保健活動チームによる避難所や居宅における巡回の保健指導に関すること ・医療４団体との連絡調整に関すること ・医薬品、資機材等の調達に関すること ・避難所や居宅における精神保健活動に関すること ・医療・看護・助産・要配慮者支援等を行う専門ボランティアの受入れに関すること ・防疫活動に関すること ・所管施設利用者の安否確認に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること
			復旧期	同上
	第3収容班	○国保年金課	救助・救命期	・避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・市役所本庁舎への避難者の対応に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・災害相談窓口の開設

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
健康部長	第２医療看護班	○看護専門学校	救助・救命期	・生徒の安全確保に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること ・第１医療看護班への協力、応援に関すること ・遺体安置所の設置調整・協力に関すること
			復旧期	同上
保健所長	第1災害医療対策班	◎衛生指導課／動物愛護指導センター ◎健康危機対策課／保健総務課	救助・救命期	・災害医療対策本部の設置・運営に関すること ・医療４団体との連絡調整に関すること ・医薬品、資機材等の調達に関すること ・避難所や居宅における精神保健活動に関すること ・医療・看護・助産・要配慮者支援等を行う専門ボランティアの受入れに関すること ・防疫活動に関すること ・医療機関との連絡調整に関すること ・保健活動支援拠点を開設・運営し、保健活動地区拠点毎に保健活動チームを編成すること ・保健活動チームによる避難所や居宅における巡回の保健指導に関すること ・避難者同伴のペットなどに関すること ・所管施設利用者の安否確認に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること
			復旧期	同上
福祉サービス部長	第1生活再建班	○地域福祉課／福祉政策課	救助・救命期	・日本赤十字社との調整に関すること ・避難行動要支援者名簿及び名簿のシステムに関すること ・安否不明者の捜索の受付けに関すること ・遺体安置所の開設・運営に関すること
			復旧期	上記の事務に加え、 ・国や県、市民などからの義援金の受入れ、被災者への受渡に関すること ・災害相談窓口の開設 ・身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬に関すること ・災害救助法による実費請求、支払いに関すること ・弔慰金、見舞金の支給に関すること ・被災者生活再建支援制度に関すること ・災害援護資金の貸付に関すること ・住宅等災害復旧資金利子補給制度に関すること
	第2要配慮者支援班	○身体障害者福祉作業所太陽 ○障害福祉課／指導監査課／身体障害者福祉センター	救助・救命期	・所管施設利用者の安否確認に関すること ・所管施設の保全、安全確保に関すること ・避難所に避難した要配慮者の把握 ・要配慮者支援を行うボランティアの受入れに関すること ・福祉避難所の開設に関すること ・民間の障害者施設の被害状況の把握に関すること ・避難者の福祉避難所への送致に関すること
			復旧期	同上

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
福祉サービス部長	第４収容班	○生活支援課	救助・救命期	・避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・他の班への協力、応援に関すること ・安否不明者の捜索の受付けに関すること ・遺体安置所の開設・運営に関すること
			復旧期	上記の事務に加え、第１生活再建班の以下の業務への協力、応援を行う ・日本赤十字社からの物資などの受入、被災者への受渡に関すること ・国や県、市民などからの義援金の受入れ、被災者への受渡に関すること ・身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬に関すること ・災害救助法による実費請求、支払いに関すること ・弔慰金、見舞金の支給に関すること ・被災者生活再建支援制度に関すること ・災害援護資金の貸付に関すること ・住宅等災害復旧資金利子補給制度に関すること ・災害相談窓口の開設

※行方不明者は「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者」、安否不明者は「行方不明者となる疑いのある者」とする

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
こども家庭部長	第３供給班	こども発達相談センター／マザーズホーム／母子・父子福祉センター 子育て支援センター／児童ホーム／療育支援課／放課後ルーム 保育園／地域子育て支援課／家庭児童相談室／児童相談所開設準備課 ○こども政策課／こども家庭支援課／子育て給付課／保育入園課／保育運営課	救助・救命期	・児童、生徒の安否確保に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること ・保育所等、民間の障害児施設の被害状況の把握に関すること ・応急給水及び給水車に関すること ・物資の搬送に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・義援品（救援物資）の受入れ、保管、被災者への受渡に関すること ・応急保育計画の調整に関すること ・女性相談窓口の設置に関すること ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付
環境部長	環境班	クリーン推進課／清掃センター 資源循環課／西浦処理場／廃棄物指導課／ ○環境政策課／環境保全課／馬込衛生管理事務所	救助・救命期	・避難所等のごみの収集および処理に関すること ・避難所等のし尿の収集および処理に関すること ・し尿収集業者との連絡調整に関すること ・災害廃棄物の処理及び仮置場の確保に関すること ・各清掃工場、西浦資源リサイクル施設、清掃センター及び西浦処理場の点検、復旧に関すること ・遺体安置所の開設・運営に関すること ・遺体の納棺・火葬・埋葬に関すること ・災害により発生した大気、水質、土壌汚染（汚濁）などへの対策に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・災害相談窓口の開設 ・災害国庫補助事業に関すること ・被害の取りまとめ

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
経済部長	第1供給班	◎商工振興課／農水産課／農業センター／消費生活センター	救助・救命期	・応急食料品及び生活物資の確保、搬送に関すること ・水道事業者の被害・復旧の情報収集に関すること ・応急給水及び給水車に関すること ・協定締結先への連絡、要請に関すること（食料品、生活物資） ・商業、工業、農業、漁業施設などの被害状況の調査に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること ・活動状況の取りまとめ
			復旧期	上記の事務に加え ・義援品（救援物資）の受入れ、保管、被災者への受渡に関すること ・住家以外の建物の被害状況調査結果の判定に関すること ・住家以外の建物の被災証明に関すること
地方卸売市場長	第2供給班	○総務課	救助・救命期	・青果・水産物の確保、搬送に関すること ・協定締結先への連絡、要請に関すること （全国公設地方卸売市場協議会） ・所管施設利用者の安否確認に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること
			復旧期	同上
都市計画部長	情報管理班	○都市計画課 技術管理課 都市政策課	救助・救命期	・被害、対応箇所や状況の把握・集計と、建設局の初動体制の総括に関すること ・他の班への協力・応援に関すること
			復旧期	同上
都市整備部長	都市施設班	○都市整備課 公園緑地課 飯山満土地区画整理事務所	救助・救命期	・建設局本部の初動対応 ・所管施設等の点検、修復に関すること ・ライフライン事業者（電気、ガス、電話など）の被害、復旧に係る情報収集に関すること
			復旧期	同上
道路部長	道路班	○道路計画課／道路維持課／道路管理課／道路建設課	救助・救命期	・建設局本部の初動対応 ・緊急輸送道路の確保に関すること ・道路・橋梁の点検、修復に関すること ・道路・橋梁上の障害物の除去に関すること ・道路の交通規制の実施に関すること ・鉄道・バス等の被害、復旧に係る情報収集に関すること ・被害の取りまとめ
			復旧期	同上
下水道部長	下水道班	○下水道総務課／下水道河川計画課 下水道建設課／下水道施設課 下水道河川管理課／河川整備課	救助・救命期	・建設局本部の初動対応 ・下水道管、施設などの点検、修復に関すること ・河川護岸等の点検、修復に関すること ・港湾、水門、防潮堤などの被害、復旧に係る情報収集に関すること ・被害の取りまとめ
			復旧期	同上

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
建築部長	第2調査班	○建築指導課 建築課※	救助・救命期	・建設局本部の初動対応 ・被災建築物応急危険度判定に関すること ・避難所の被災建築物応急危険度判定に関すること ・避難所の被害状況の把握に関すること ・被災建築物応急危険度判定を行うﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの受入れに関すること ・協力依頼先への連絡、要請に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・住家等の被害状況の調査に関すること ・住家等の被害状況調査結果の判定に関すること ・被災住宅の応急修理に関すること ・応急仮設住宅の確保、建設に関すること
	第2生活再建班	○住宅政策課 宅地課／建築課※）	救助・救命期	・建設局本部の初動対応 ・被災宅地危険度判定に関すること ・被災宅地危険度判定を行うﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの受入れに関すること ・急傾斜地の応急処置に関すること ・市営住宅入居者の安否に関すること ・市営住宅の点検、復旧に関すること ・被災住宅の障害物の除去に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・被災者への住宅のあっせん、提供に関すること ・災害相談窓口の開設 ・被災住宅の応急修理に関すること ・応急仮設住宅の確保、建設に関すること ・災害復興住宅の確保、建設に関すること ・応急仮設住宅、災害復興住宅への家電製品、生活必需品の提供に関すること

※　建築課は第２調査班としての「被災建築物応急危険度判定業務」の終了後、「住宅支援に関する業務」を第２生活再建班として、実施する

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
議会事務局長	議会班	○総務調査課 議事課	救助・救命期	・議員の安否確認及び罹災状況の把握に関すること ・議員への情報提供に関すること
			復旧期	同上
会計管理者	第1協力班	○選挙管理委員会事務局 会計課 農業委員会事務局 監査委員事務局	救助・救命期	・避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・他の班への協力、応援に関すること
			復旧期	同上
医療センター事務局長	第1医療看護班	○総務課／医事課 経営企画室／新病院建設室	救助・救命期	・入院患者や外来診察者の安否確認に関すること ・病院施設の点検、復旧、機能保全に関すること ・医療センター職員の動員に関すること ・医療センター職員の安否確認及び罹災状況の把握に関すること ・医療センター職員の派遣に関すること ・医療センター職員の食事の手配に関すること ・入院患者及び負傷者の医療、助産、救護に関すること ・患者給食の調達及び管理に関すること ・医薬品、資機材等の調達及び管理に関すること
			復旧期	同上

統括責任者	班	班員	時期	分掌事務
管理部長	第1教育班	○教育総務課 施設課	救助・救命期	・児童・生徒の安全確保に関すること ・教職員との連絡調整に関すること ・教育委員会職員の派遣に関すること ・各学校の被害状況の取りまとめ ・他の班の協力、応援に関すること ・避難所の応急危険度判定に関すること ・学校施設の被害状況の把握に関すること ・協定締結先への連絡、要請に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・学校の被害状況の調査に関すること ・学校の被害状況調査の結果に基づく応急復旧に関すること
学校教育部長	第2教育班	○学務課／指導課／保健体育課 総合教育センター／小・中学校 市立船橋高校／船橋特別支援学校	救助・救命期	・各学校の被害状況の把握に関すること ・児童・生徒の安全確保に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること ・県立学校、私立学校、幼稚園の被害状況の把握に関すること ・帰宅困難者の情報収集及び避難所への誘導に関すること ・避難所の開設・運営の支援に関すること ・応急教育計画の調整に関すること ・他の班への協力、応援に関すること
			復旧期	上記の事務に加え ・避難者への給食活動に関すること ・学用品の調達、供給に関すること
生涯学習部長	第2協力班	○社会教育課／文化課／埋蔵文化財調査事務所／青少年課 市民文化ホール／生涯スポーツ課／青少年会館 郷土資料館／飛ノ台史跡公園博物館／西図書館 市民文化創造館／青少年センター／公民館	救助・救命期	・避難所の開設及び避難者の収容に関すること ・周辺を含めた所管施設の被害状況の確認に関すること ・所管施設の点検、復旧に関すること ・他の班への協力、応援に関すること ・被害の取りまとめ
			復旧期	同上
消防局長	消防救急班	消防局各課及び各署	救助・救命期	・消防職員、消防団員の動員に関すること ・消防職員、消防団員の安否確認及び罹災状況の把握に関すること ・消防職員、消防団員の派遣に関すること ・消防職員、消防団員の食事の手配に関すること ・警防本部・団警防本部の設置、運営に関すること ・署隊本部の設置、運営に関すること ・水防、火災の警戒防ぎょに関すること ・被災者の救出、救護、搬送等に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・被害の取りまとめ
			復旧期	同上

※行方不明者は「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者」、安否不明者は「行方不明者となる疑いのある者」とする

② 本部員会議

現在の被害及び対応状況について、情報共有を図るため、本部に本部員会議を置く。

本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部長付、本部員及び本部員が必要と認めた本部職員で構成する。

なお、本部員が会議に出席できない場合は、当該部の担当班長等が代理として出席する。また、代理者の出席も困難な場合は、電話・防災 MCA 無線等で、報告を行うものとする。

③ 災害医療対策本部

保健所長は、市が災害対策本部（非常第２配備）を設置したとき、または災害医療対策本部の参集基準（震度５強以上）に係る災害発生時には、災害医療対策本部員及び第１・２災害医療対策班とともに、速やかに保健福祉センター２階に災害医療対策本部を設置する。

ア 災害による医療機関の被災状況や傷病者に関する情報の収集、報告、提供、医療救護活動に関し、総合的な調整を第１災害医療対策班及び２災害医療対策班が連携して行う

イ 医療従事者、医薬品、資機材、その他医療救護に必要な物資の確保、配置、配分、被災傷病者等の搬送体制の確保等を行う

ウ 外部からの医療支援に係る調整を行う

（２）本部の運営等

① 本部室の設置

本部長（市長）は、災害対策本部体制としたときは、速やかに本部室を設置する。

ただし、非常第１配備において、本部室を設置せずとも本部の運営に支障がない場合はこの限りではない。

ア 報告事項

本部長、副本部長、危機管理監は、本部室の設置後に参集し、各班の状況報告を基に対応方策を検討する。

必要に応じて本部長（市長）付及び本部員を本部へ召集する。

イ 協議事項

本部室における協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長（市長）もしくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

―――――― 本部室における協議事項 ――――――

○ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
○ 災害救助法の適用に関すること
○ 災害応急対策方針の検討に関すること
○ その他災害対策の重要事項に関すること

② 本部室の運営上必要な資機材等の確保

本部統括班は、本部室が設置されたときは、次の措置を講ずる。

ア 本部室開設に必要な資機材等の準備

○ 市災害対策図板（各種被害想定図ふくむ）の設置
○ 被害状況図板・ホワイトボード等の設置
○ 住宅地図等の確保
○ ラジオ・テレビ・パソコン・コピー機（プリンター）の設置
○ 被害状況連絡票その他の書式類の確保
○ その他必要資機材の確保

イ 通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

○ 防災 MCA 無線
○ 電話
○ ＦＡＸ

ウ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

エ 本部（指揮室・本部室）の配置

市役所本庁舎９階危機管理課及び災害対策本部室（ただし、設置が不可能な場合は、消防指令センター６階）に配置する。

③ 本部の標識等

本部が設置されたときは、正面に「船橋市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部員会議等の設置場所を明示する。

（3）市災害対策本部の廃止の決定

本部長（市長）は、市域において災害が発生する危険が解消したと認めた時、または災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は、本部を廃止する。その決定方法については、配備体制の検討の場合に準ずるものとする。

（4）保健活動地区拠点

① 保健活動地区拠点を設置する時

保健活動地区拠点は、必要に応じて災害対策本部設置時（非常第２配備時）に、各保健センターに設置される。

② 保健活動地区拠点の要員

保健活動地区拠点は、第１・２災害医療対策班の職員及び全所属の保健師のうち、保健活動地区拠点に直接参集すると指定されている者で構成される。

第６　応援の要請・受援体制　全ての課

１．応援要請発動の基準

市災害対策本部が設置され、本部長（市長）が応援要請の必要があると判断した時。

２．県への要請

（1）要請の手続き

県知事に応援または応急措置の実施を要請する場合は、本部統括班が県（防災危機管理部防災対策課）に対し、県防災行政無線または電話等をもって行い、後日速やかに文書を送付することとする。

連　絡　先	電　　話	県防災行政無線（衛星電話）
防災対策課	０４３－２２３－２１７５	５００－７３１７

（2）要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事　　項	根拠法令
県への応援要請または応急措置の実施の要請	１．災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ２．応援を必要とする期間 ３．応援を希望する職種別人員並びに物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ４．応援を必要とする場所 ５．応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ６．その他必要な事項	災害対策基本法 第 68 条

（3）派遣職員の経費負担

法令に基づく国、県及び他の市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、以下の表のとおり法令に基づき行う。

表　法令に基づく国、県及び他の市町村からの派遣職員の経費負担

	給　与　等　の　種　別	給与等支払者	経　費　負　担
国	俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、遠隔地手当、期末手当、勤勉手当、暫定手当、公務災害補償またはこれらに相当するもの 退職年金、退職一時金その他共済制度による給付	国	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受けた県または市町村が負担
	退職手当		国が負担
	通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、またはこれらに相当するもの 災害派遣手当、旅費	派遣を受けた県、市町村	派遣を受けた県または市町村が負担
県・他市町村	給料手当（退職手当を除く）、旅費、退職年金、退職一時金その他共済、制度による給付	派遣した県・市町村が支給	派遣を受けた県、市町村が負担
	退職手当		派遣した県、市町村が負担

3．他市町村・指定地方公共機関等への要請

（1）県内市町村への要請

県内市町村への要請については、本部統括班が「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成８年２月 23 日）に基づいて、次の事項を明らかにして、県内市町村長へ口頭、電話等により要請をし、事後に文書を提出するものとする。なお、応援に要した費用の負担については、協定に基づき行う。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
1．食料品、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2．被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3．救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供 4．救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣 5．被災者の一時収容のための施設の提供 6．被災傷病者の受入れ 7．遺体の火葬のための施設の提供 8．ゴミ、し尿等の処理のための施設の提供 9．ボランティアの受付及び活動調整 10．前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	1．被害状況 2．応援の種類 3．応援の具体的な内容及び必要量 4．応援を希望する期間 5．応援場所及び応援場所への経路 6．前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（2）県外の自治体への要請

① 中核市災害相互応援協定

本部統括班は、「中核市災害相互応援協定」（平成 15 年９月１日）に基づき、船橋市が所属する「北海道・東北・関東ブロック」の幹事市へ支援を要請する。ブロック内の協定市が協力して支援を行う。広域災害発生時には中核市市長会の会長市へ支援を要請することができ、各ブロックを横断した「応援チーム」とブロック内の被災市以外の協定市が協力して支援を行う。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

② 災害時における相互応援に関する協定

神奈川県横須賀市への要請については、「災害時における相互応援に関する協定」（平成８年５月 28 日）また、埼玉県川口市への要請については、「災害時における相互応援に関する協定」（平成８年６月 21 日）に基づき、本部統括班が各市に要請を行う。

上記災害時応援協定締結先への要請については、電話のほか、災害時に規制を受けにくい衛星携帯電話を利用して行う。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（3）他の指定地方公共機関等への要請

他の指定地方公共機関等に応援または応援のあっ旋を求める場合、本部統括班は、それぞれの機関に対し、無線または電話等をもって行い、後日速やかに文書を送付することとする。

なお、要請は次の表に掲げる事項を明らかにして行う。また、費用の負担については、法令に基づき行う。

ただし、「災害時における協力に関する協定」等を締結している機関についての要請方法及び費用の負担については、協定等に基づき行う。

表　協力要請一覧

要請の内容	事項	根拠法令
応援の要請	1．災害の状況及び応援のあっ旋を求める理由 2．応援を希望する機関名 3．応援を必要とする期間 4．応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 5．応援を必要とする場所 6．応援を必要とする活動内容 7．その他必要な事項	災害対策基本法 第67条
職員の派遣の要請	1．派遣のあっ旋を求める理由 2．派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数 3．派遣を必要とする期間 4．派遣され職員の給与その他の勤務条件 5．その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第30条 地方自治法 第252条の17
緊急放送の要請 ※ＮＨＫ千葉 ※千葉テレビ ※ベイエフエム ※株式会社ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局	1．放送要請の理由 2．放送事項 3．希望する放送日時・送信系統 4．その他必要な事項	災害対策基本法 第57条

４．消防機関への要請

消防救急班は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）等の規定に基づき応援を要請する。

① 「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を要請する。

② 地震による同時火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生じることが見込まれる場合、本部長（市長）は、県知事を通して消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

５．自衛隊の災害派遣要請

（１）災害派遣要請基準

災害に際し、人命または財産を保護するための応急対策の実施が対策本部の職員等の動員だけでは不可能または困難で、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。

（２）派遣要請の手続き等

① 要請手続き

ア 自衛隊の災害派遣要請については、本部統括班が県（防災危機管理部防災対策課）に対して、次の事項を明記した文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または県防災行政無線電話または一般電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

県知事への要請ができない場合、本部長（市長）はその旨及び災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知を行う。また、事態の推移に応じ派遣を要しないことを決定した場合は、ただちにその旨を連絡するものとする。この場合、事後速やかに県知事に通報する。

なお、自衛隊は災害に際し、その事情に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

① 災害の情況及び派遣を要請する理由。この場合、事後速やかに県知事に通報する。
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

イ 緊急避難や人命救助を必要とする場合、事態が急迫し県知事に依頼するいとまがないとき、もしくは通信の途絶等により県知事への依頼ができないときは、直接下記へ要請し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

表　緊急の場合の連絡先

部隊名 駐屯地名	連絡先	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊 第１空挺団第１ 普通科大隊 （習志野）	第１空挺団第１普通科大隊長 （運用訓練幹部）	第１普通科大隊部隊当直幹部
	防災 MCA 無線　　６００	

部隊名 駐屯地名	連絡先	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊 第１空挺団 （習志野）	第１空挺団長 （第３科防衛班長）	駐屯地当直司令
	県防災行政無線 632-721　（当直　632-725）	

②　災害派遣部隊の受入れ措置等

本部長（市長）が県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、本部統括班が中心となり、次のとおり部隊の受入措置を行う。

なお、ヘリコプターの運用に関する調整については、消防救急班が行う。

表　災害派遣部隊の受入手順

項　目	活　動　内　容
準　　備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資機材等の確保・調達を行う。派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所、ヘリコプター臨時離発着場、受入れのために必要な措置及び準備を行う。
受　　入　　れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上、作業の推進を図る。なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空地を指定する。
県　　へ　　の 報　　告	本部統括班は、派遣部隊の到着後、県（防災危機管理部防災対策課）に報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって県知事に対しその旨を報告する。 ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

〈資料 11　ヘリコプター臨時離発着場適地一覧〉

（3）災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊の活動範囲は、以下の表のとおりとなっている。

表　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項　　目	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、市が提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が破損し、または障害物がある場合の啓開除去。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は市が準備したものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。
炊き出し及び給水	被災者に対し炊き出し及び給水を実施する。
物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与、または救恤（きゅうじゅつ）品の譲与。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他必要に応じて、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

6．民間団体への要請

（1）協力を要請する業務

災害時に協定を締結している事業所・団体等や自主防災組織、赤十字奉仕団等の民間団体等へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

ア．異常現象、災害危険箇所を発見した場合等に市または防災関係機関に通報すること。
イ．災害に関する注意報・警報、その他の情報を区域内の住民に速やかに伝達すること。
ウ．災害時における広報広聴活動に協力すること。
エ．避難誘導、負傷者の救出・搬送等罹災した市民に対する救助・救護活動に協力すること。
オ．被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務に協力すること。
カ．被害状況の調査に協力すること。
キ．被災地域内の秩序維持に協力すること。
ク．道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動に協力すること。
ケ．応急仮設住宅の建設等の業務に協力すること。
コ．生活必需品の調達等の業務に協力すること。
サ．その他市が行う災害応急対策業務に協力すること。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（2）協力要請の方法

災害時に民間団体へ協力を要請する方法については、本部統括班が調整を行いながら、各業務の所管班が中心となり、要請を行う。

なお、要請にあたっては、以下の事項を明らかにして行う。

① 活動の内容　② 協力を希望する人数
③ 調達を要する資機材等　④ 協力を希望する地域及び期間
⑤ その他参考となるべき事項

各班が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときで、この計画に定めのない場合については、本部統括班が本部長（市長）の指示に基づき、その責任者に対して要請する。要請の方法については、電話、防災 MCA 無線等を使用して依頼を行う。

7．国土交通省との情報交換

国土交通省関東地方整備局との協定により、国交省からの情報連絡員（リエゾン）が災害対策本部へ派遣され、被害状況の情報交換を行う。

情報連絡員の情報をもとに、国土交通省は緊急災害派遣隊（TEC−FORCE）を必要に応じて派遣し、市災害対策本部が行う、災害応急対策に対する技術的な支援を行う。

8．海外支援の受入れ

（1）外務省経由の海外支援

外交ルートを通じ、外務省へ海外から支援の申し入れがあり、外務省から県・市へ要請の打診があった場合は、本部員会議で協議し、本部長（市長）が決定する。

（２）直接市へ申し入れのある海外支援

ＮＧＯ（非政府機関）団体等から直接本部や関係部へ支援の打診があった場合は、本部員会議で協議し、本部長（市長）が決定する。

第７　応援職員等の受入体制　全ての課

１．応援職員等受入に関する役割

応援職員等の受入れにあたって、各班等の役割は以下のとおりとする。

（１）本部統括班

応援職員等の受入れの総合調整に関すること。

（２）第２復旧支援班

応援職員等の食事の手配に関すること。但し、第２復旧支援班への応援職員等の人数の連絡は受入部署とする。

（３）職員動員班

①各部署から要求される応援職員等の必要人員数、具体的な職種、必要資格等の把握に関すること

②応援職員等の経費負担に関すること

③応援職員等の活動に必要な宿舎の確保に関すること

（４）受入部署

①応援職員等の必要人員数、具体的な職種、必要資格等について職員動員班へ報告すること

②応援職員等の活動に必要な備品提供等の各種活動支援に関すること

※受入担当者は各班長が置かれている所属の課長補佐とする

２．受入場所

受入場所は本庁舎の大会議室、７０５会議室、６０２会議室を候補とする。

第２節　情報の収集・伝達

第１　情報連絡体制

本部統括班・第２収容班

１．指定電話・連絡責任者の指定

（１）指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限する。

なお、指定電話は、あらかじめ「災害時優先電話」として東日本電信電話株式会社に登録しておくものとする。

（２）連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

２．災害対策本部室等への要員の派遣

（１）災害対策本部室要員

災害対策本部室には各班の情報を集約・整理する職員の他に班を越えた調整が必要であるため、可能な限り管理職が常駐する。不可能である場合は、係長職相当が代理として常駐する。

（２）防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を災害対策本部（事務局・本部統括班）に派遣する。

なお、連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

３．有線通信網の利用方法

（１）FAX 等の優先利用

災害対策本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてＦＡＸによる文書連絡によって行う。

（２）非常・緊急通話の利用

電話等による通話もしくは指定電話相互間の通話がいずれも不能もしくは困難な場合は、以下のとおり、非常または緊急通話（電報）として、他に優先して取り扱うよう請求し利用する。（根拠となる法律：災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第８条）

① 利用方法

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の電話（災害時優先電話）により行う。

市から発信を請求する場合には、102 番（電報の時は 115 番）を回し、「非常通話」または「緊急通話」であることをはっきり告げて、申し込む。

なお、緊急の場合等で、非常通話と確認できる場合については、通常の電話等からも利用できる。

② 接続順位

優先利用の請求を受けた電話取扱局は、以下の区分により、優先的な取扱を実施する。

区　分	内　　容
非常通話	他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の市外通話に優先して接続する。

（3）消防通信の利用

消防局、各消防署・分署・出張所間に消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網が整備されている。

4．有線通信が途絶した場合の措置

（1）県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え非常電源として発動発電機が配置され、常時通信が確保されている。

また、必要に応じ防災相互通信用無線、消防救急デジタル無線（主運用波 2ch）や伝令の派遣、警察無線、非常無線、本部連絡員携帯無線機、防災情報システムの活用による。

<資料 2 防災行政無線（固定系）子局一覧>

<資料 3 防災行政無線（固定系）戸別受信機一覧>

（2）市各班（出先機関）との連絡

市出先機関及び災害現場等に出動している各班との連絡は、防災 MCA 無線により行う。また、消防救急デジタル無線、警察無線、非常無線や伝令の派遣による。

（3）アマチュア無線の利用

船橋市アマチュア無線非常通信連絡会の協力により、災害対策本部と各地区の連絡体制を確保するための「非常通信」を行う。

（4）その他非常通信の利用

台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

（５）幹部職員自宅への防災 MCA 無線配備

幹部職員に対しては、防災 MCA 無線を自宅に配備している。勤務時間外の安否確認については、電話による連絡のほか、これも活用する。

５．無線通信の運用

（１）通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に災害対策本部においては、本部統括班の統括責任者である市長公室長が、市防災行政無線管理運用規程に基づき、通信の統制を行う。

（２）通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

① 使えない（不通・故障・バッテリー不良や充電不足等）
② 混雑している（話中・宛先不明・通信回線数の不足等）
③ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な伝達手段に切りかえることが最も必要であるため、次のように対応する。

―――― 対応策事例 ――――

① 使えない時

当然、代替の通信手段によることとなるが、場合によっては、伝令を派遣して連絡する。

② 混雑している時

防災ＭＣＡ無線は１回あたりの通話可能な時間が「３～５分間」と制限があるため、１回あたりの送信時間は短く、適宜、間合いを入れるとともに、１通話の完了まで簡潔明瞭に終らせるよう心掛ける。

③ 聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、可能な限り自分が移動して対応する。
また、電波が弱くて聞き取りが困難な時は適当な場所に移動する。
（無線通信は、１ｍの移動により、電波の送受信の状態が大きく変化することもある。）

６．通信連絡系統

災害時の市本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。

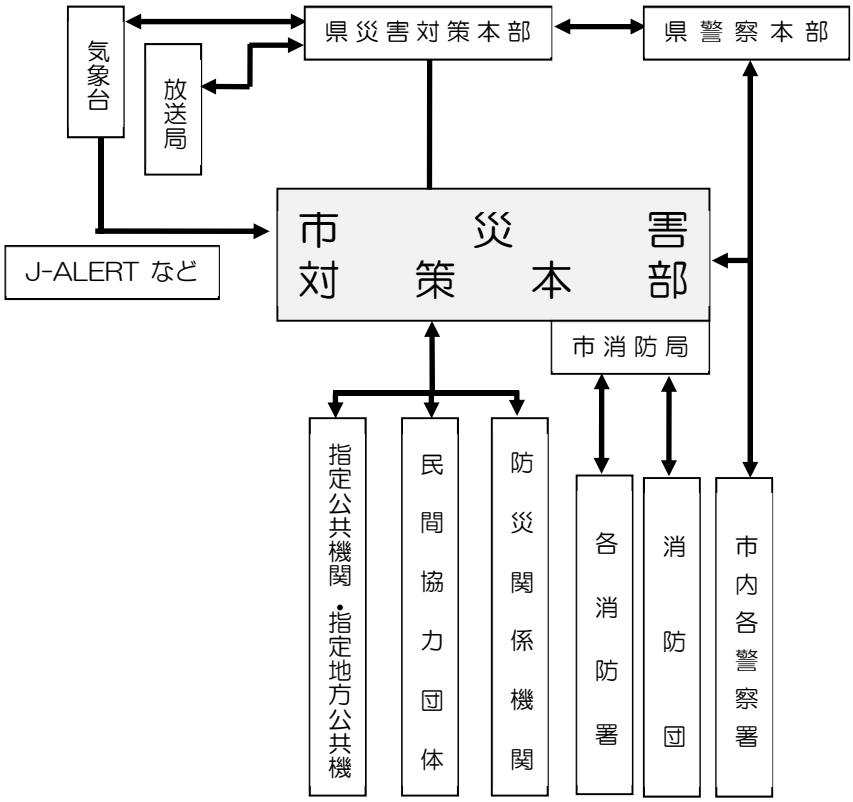

市本部を中心とする通信連絡系統図

７．メール・電話等による情報伝達

市職員は、職員安否・参集確認メール、電話等を活用して、発災直後あるいは参集途上において各自の状況を必ず各班に報告する。

８．情報システムの点検・復旧について

第２収容班は情報システム（基幹系・情報系ネットワーク等）の被害状況を確認し、破損・停止している場合、システムや機器の保守管理等を委託している各システム会社と連携を取り、復旧に当たる。

第２　地震・津波情報

本部統括班

１．警報及び情報等の種類

気象庁及び銚子地方気象台から、県を通じて通知される地震・津波に関する警報及び情報等の種類は次のとおりである。

（１）地震情報

- 震度速報
- 震源･震度情報
- 推計震度分布図に関する情報
- 各地の震度に関する情報
- 長周期地震動に関する観測情報
- 震源に関する情報
- 遠地地震に関する情報
- その他の情報

（２）津波警報・注意報、津波情報、津波予報

①　津波警報・注意報の種類

種類	津波の高さ 予想の区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報※	10m～ 5～10m 3～5m	10m 超 10m 5m	巨大
津波警報	1～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	表記しない

※大津波警報は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表される「特別警報」に位置づけられている

〈資料 19 地震・津波情報等の種類〉

②　津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報で発表される。

③　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には津波予報が発表される。

２．市の情報収集体制

気象庁の行う大津波警報・津波警報・注意報は、地震発生後３分程度で発表されることになっているが、近地地震による津波対策としては間に合わない場合が予想される。

このため、震度４以上の地震を感じた時は、次のとおり、市の情報収集体制を確立する。

①　水位テレメータ装置の監視強化

②　市域に関するテレビ・ラジオ放送の聴取

③　支援協定先の事業所等、防災 MCA 無線が設置されている施設や事業所からの情報提供

また、津波注意報・警報が発表された時は、防災 MCA 無線などを活用し、県葛南港湾事務所や海老川水門などと連絡を取り、水門等の閉鎖状況や水位の状況などについて情報収集に努める。

３．警報及び情報等の伝達系統

警報及び情報等の受領伝達は、本部統括班が担当する。本部統括班は、必要と認める場合は、所定の伝達系統により、速やかに警報及び情報等を伝達する。

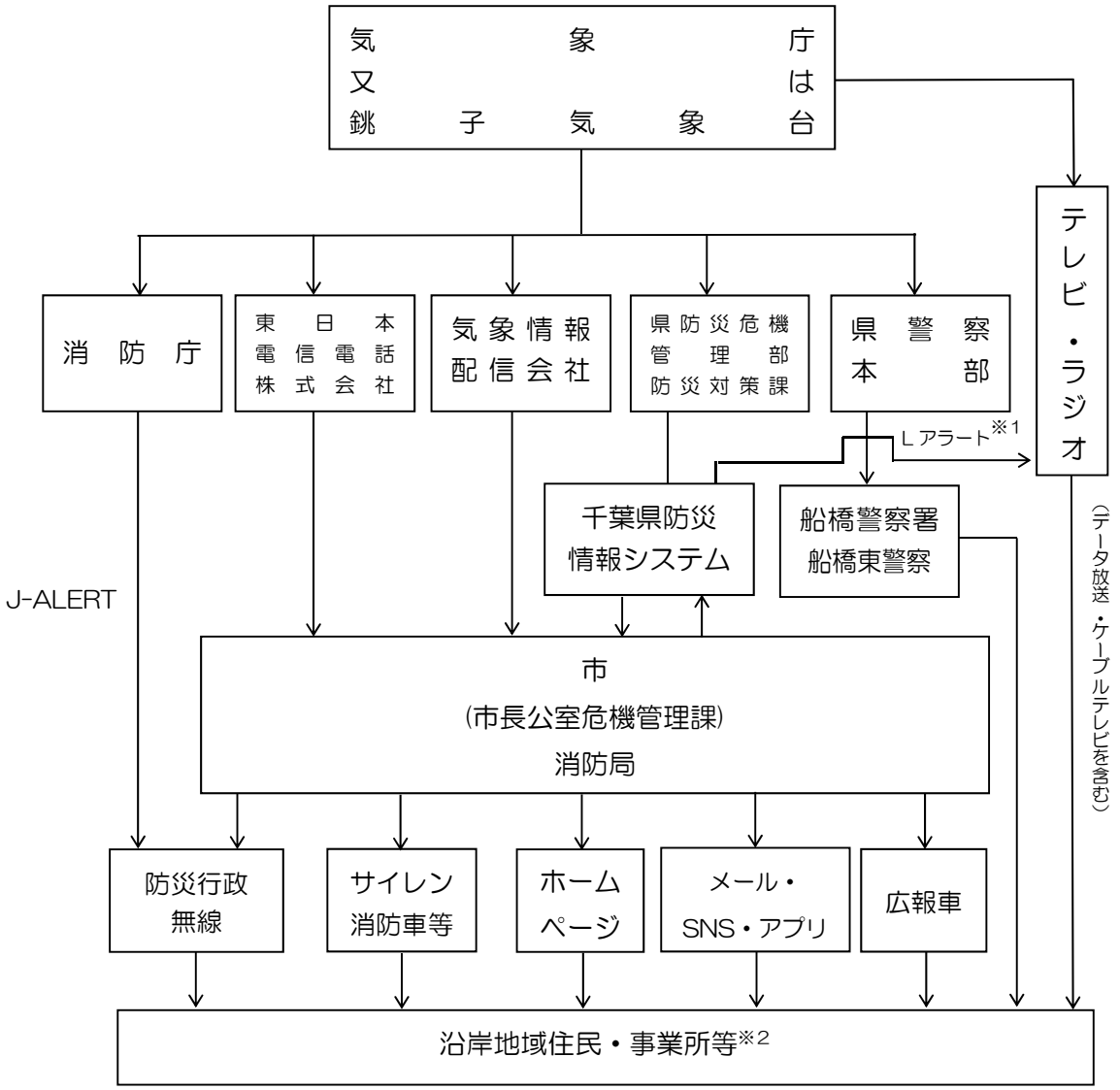

※１　Ｌ アラート：総務省が普及促進する、自治体、ライフライン事業者が発信した災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ネット等に一括配信するシステム

※２　津波警報等については、防災ＭＣＡ無線等を活用し、船橋市漁業協同組合、ふなばし三番瀬海浜公園、京葉食品コンビナート協議会、各津波一時避難施設にも伝達を行う

※　　大津波警報・津波警報が発表された際は、気象庁から携帯電話事業者を通じて対象エリアに緊急速報メールが発信される

図　警報及び情報等の伝達系統

第３　道路・鉄道・ライフライン情報

都市施設班・道路班・本部統括班

１．道路・鉄道情報の収集

道路・鉄道など交通に関する情報の収集は、交通規制対象道路を重点にして、以下のとおり、市及び警察機関が協力して行う。

（１）県警察本部

① 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

② 警察署警備本部、隣接都県警察及び警察庁と連携を密にして交通情報の収集を行う。

③ 道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。

（２）市

道路班は、各警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣するなどして、以下の事項について、交通情報の収集を行い、本部統括班へ報告する。

―――― 収集すべき主な交通情報 ――――

⑴ 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
⑵ 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
⑶ 交通規制の実施状況
⑷ 特に危険と認められた道路及び橋梁
⑸ その他必要な事項

２．ライフライン情報の収集

電気・ガス・電話については都市施設班が、上水道については第１供給班が、被害・復旧に係る情報収集を各該当事業者から行い、本部統括班へ報告する

―――― 収集すべき主な交通情報 ――――

⑴ 各ライフライン施設の被害状況及び復旧の見通し
⑵ その他必要な事項

第４　被害状況の収集・伝達　　本部統括班・第１調査班

１．被害状況の収集

（１）収集すべき情報の内容

災害発生後、収集すべき情報は、別記「報告の様式」に基づくが、おおむね次のとおりとする。

収集した情報は、WebGIS 等を活用して集約し、情報の一元化を図る。ライフラインが使用できない場合には、紙媒体による情報の伝達・収集・とりまとめを行う。

発災からの時間経過に応じた収集情報		
１時間以内	３日以内	４日以後
各地震度、震源地等の情報	→	→
余震等の情報	→	→
被害概要、職員の非常参集状況		
火災・延焼情報	→	→
救急・救助活動情報	→	→
危険物漏洩情報、ガス漏れ情報	→	→
河川被害情報	→	→
道路・橋梁被害情報	→	道路・交通機関の不通・復旧見込みの情報
道路交通情報、交通規制情報	→	
崖崩れ・崩壊危険箇所情報	→	→
火災・建物倒壊等被害情報	→	→
避難・安否情報（市民行動情報）	避難情報	→
けが人、生埋め、死者数等情報	→	→
ライフラインの被害情報	→	ライフラインの障害・復旧見込みの情報
	避難所開設の情報	避難所運営・廃止情報
	水・食料品等救援物資情報	→
		２次災害に影響を与える気象情報

（2）収集の実施者

被害状況収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

表　市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
各施設の管理者	○所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ○所管施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連部課	○農・商・工業施設、危険物取扱施設等の物的被害 ○その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
避難所 非常参集職員	避難所周辺の ○人的被害 ○住家の被害（物的被害） ○火災発生状況及び火災による物的被害
市消防局 各課、各署所	○人的被害 ○住家の被害（物的被害） ○火災発生状況及び火災による物的被害 ○危険物取扱施設の物的被害 ○要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○その他消防活動上必要ある事項
各警察署	○被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ○交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ○犯罪の防止に関し取った措置 ○その他活動上必要ある事項
その他の防災機関	○市の地域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対しすでに取った措置 ○震災に対し今後取ろうとする措置 ○その他活動上必要ある事項

2．被害状況の取りまとめ

（1）情報の総括責任者

情報の統括責任者は市長公室長とし、本部統括班が被害状況の最終とりまとめを行う。

（2）各班から本部への報告

各班は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部（災害対策本部員会議事務局・本部統括班）へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。なお、被害状況の報告については、県の被害情報等報告要領の様式によるものとする。

報告の区分	報告の時期	留　意　事　項
発　　生 （被害概況速報及び応急措置状況報告）	覚知後、ただちに報告。以後詳細が判明の都度報告。	○人的被害及び住家被害を重点に現況を把握次第ただちに報告する。 ○迅速性を第１に報告のこと。 ○部分情報、未確認情報も可。 ただし情報の出所を明記のこと。 ○応急対策の実施のつど必要と認める事項を。
経　　過 （被害概況報告及び応急措置状況報告）	定時報告は、原則として、１日１回とし、毎日、午前９時までにとりまとめて報告。 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合。	○災害緊急報告として報告した情報をふくめ、確認された事項を報告する。 ○全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。 ○応急対策の実施の間、必要と認める事項を。
確　　定 （災害確定報告及び建物被害確定報告）	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合(県への報告は応急対策終了後 10 日以内)	○被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする。

表各班の災害対策本部に対する報告項目及び担当班

【被害状況】

項目	担当班と確認先	
被害の概要	担当班	本部統括班
	確認先	船橋警察署、船橋東警察署、陸上自衛隊第１空挺団、千葉市消防局（ヘリコプター）、気象庁等
人的被害、火災被害	担当班	消防救急班
	確認先	船橋警察署、船橋東警察署等
ライフライン（電気、電話、ガス）施設被害	担当班	都市施設班
	確認先	東京電力パワーグリッド、ＮＴＴ東日本、京葉瓦斯（ガス）等
ライフライン（水道）施設被害、商工業被害、農林水産業被害	担当班	第１供給班
	確認先	千葉県企業局、習志野市企業局、商工会議所等
鉄道・バス被害、帰宅困難者の発生状況	担当班	道路班、第２教育班
	確認先	鉄道・バス事業者、大規模小売店舗等
道路被害	担当班	道路班
	確認先	千葉国道事務所、県葛南土木事務所等
がけ崩れ等の被害	担当班	第２生活再建班
	確認先	土砂災害警戒区域等
下水道・河川護岸施設被害、海岸保全施設被害	担当班	下水道班
	確認先	県葛南港湾事務所等
医療施設被害	担当班	第１・２災害医療対策班
	確認先	災害拠点病院、災害医療協力病院、市内医療機関、薬局
学校施設被害（県立・私立、幼稚園含む）	担当班	第１・２教育班
	確認先	各学校（県立・私立含む）、幼稚園
保育施設、放課後ルーム等被害（民間施設含む）	担当班	第３供給班
	確認先	保育所等、放課後ルーム、認可外保育施設等
文教施設被害	担当班	第２協力班
	確認先	各文教施設
社会福祉施設被害（民間施設含む）	担当班	第１・２要配慮者支援班
	確認先	各社会福祉施設
清掃（し尿、廃棄物処理）施設被害	担当班	環境班
	確認先	各処理施設
住家被害	担当班	第１調査班
	確認先	各住家
食中毒や感染症の被害	担当班	第１災害医療対策班
	確認先	―

目	担当班と確認先	
市の出先施設の被害	担当班	各班
	確認先	各出先施設
本庁舎の被害	担当班	第２復旧支援班
	確認先	―

【対応状況】

項目	担当班と確認先	
職員の安否、動員数	担当班	職員動員班
	確認先	各班
市施設の応急復旧	担当班	各施設所管班
	確認先	各施設
避難所の開設 避難者の受入	担当班	第１・２収容班
	確認先	各避難所
帰宅困難者の受入	担当班	第２教育班
	確認先	各帰宅困難者支援施設、駅周辺避難所
医療救護	担当班	第１・２災害医療対策班
	確認先	災害拠点病院、災害医療協力病院、市内医療機関、薬局
道路交通、規制	担当班	道路班
	確認先	船橋警察署、船橋東警察署等
物資供与、輸送、保管	担当班	第１供給班
	確認先	―
公用車、燃料の確保	担当班	第２復旧支援班
	確認先	―
ボランティアの受入	担当班	ボランティア班
	確認先	市社会福祉協議会、船橋 SLネットワーク等

（３）被害状況の取りまとめ

本部統括班は、各班からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意するものとする。

ア．確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
イ．至急確認すべき未確認情報の一覧
ウ．情報の空白地区の把握
エ．被害軽微もしくは無被害である地区の把握

３．調査チームによる被害状況調査

（１）災害地調査の実施

本部長（市長）は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ税務部長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

調査結果はただちに本部統括班に報告する。本部統括班は、災害救助法の適否を確認し、本部長（市長）に報告する。第２調査班については、第１調査班と緊密な連携を図るものとする。また、第２生活再建班、都市施設班、道路班、下水道班は、各所管施設等の被害状況の調査と応急措置を行う。

（２）第１調査班による被害状況調査

①　調査チームの編成

第１調査班の統括責任者である税務部長は、本部長（市長）の指示に基づき、災害地調査実施のための調査チームを編成する。調査チームには、建築士資格を有する者などに加え、必要に応じて船橋測量調査協力会などに応援を要請するものとする。調査チームの数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定する。

②　調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

―――― 調査事項 ――――

○　災害の原因（二次的原因）
○　被害状況
○　応急措置状況
○　災害地市民の動向及び要望事項
○　現地活動実施上の支障要因等の状況
○　建物の応急危険度調査
○　その他災害対策上必要な事項

③　実施要領

ア　調査の際、重要な情報を得たときは、ただちに第１調査班の統括責任者である税務部長を通じて、本部統括班へ報告する。

イ　調査には、公用車の他、二輪車（オートバイ、自転車等）も活用する。

ウ　調査に必要となる資機材は、平常時より準備を行う。

（３）建設局による被害状況調査

建設局は、発災初動時においてあらかじめ定めた調査対象施設の被害状況を調査し、可能な範囲で応急処置を行う。被害状況の現場確認は、公用車で現場にでている建設局の職員が行う。本庁舎周辺の被害状況の調査、応急処置については別途本庁舎から派遣された職員が行う。

４．県等への報告

被害情報の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合または発生が予測される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

（１）被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

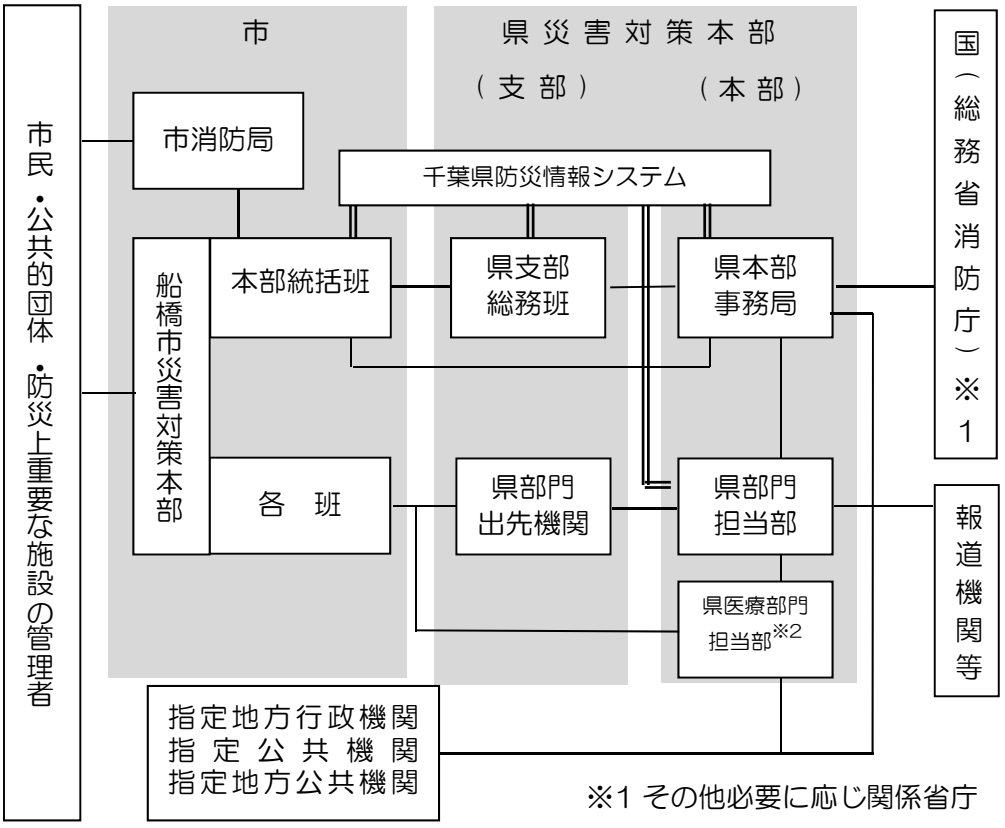

凡　例 ═══ 千葉県防災情報システムによる報告ルート

——— 電話・ＦＡＸ等による報告ルート

（２）報告すべき事項等

市が県（防災対策課及び葛南土木事務所）へ報告すべき事項は、以下のとおりとする。

① 災害の原因
② 災害が発生した日時
③ 災害が発生した場所または地域
④ 被害の状況
⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
　○ 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
　○ 主な応急措置の実施状況
　○ その他必要事項
⑥ 災害による住民等の避難の状況
⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
⑧ その他必要な事項

（３）各機関が実施する情報収集報告

① 市

市域に災害が発生したとき、または発生が予測されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム(故障時は電話・FAX)により県本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定以上の火災や震度５強以上の震度を記録した場合には、被害の有無を問わず、「火災・災害等即報要領(令和元年６月改正)」により、第１報等について県とあわせて国(総務省消防庁)に報告する。

また、同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

② 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告または、通報する。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

（４）収集報告にあたって留意すべき事項

① 発災初期の情報収集にあたっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119 番通報の入電数など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

② 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。

③ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。

④ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、または被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施するものとする。

⑤ 市は、罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。

（5）国及び県への連絡先

国（総務省消防庁）または県(防災対策課)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡により行うものとする。

<table>
<tr><td rowspan="2">国への連絡先</td><td colspan="2">勤務時間内</td><td>総務省消防庁震災等応急室
・消防防災無線
120-90-49013/120-90-49033（FAX）
・地域衛星通信ネットワーク
048-500-90-49013/048-50090-49033（FAX）
・ＮＴＴ回線
03-5253-7527／03-5253-7537（FAX）</td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務時間外</td><td>総務省消防庁宿直室
・消防防災無線
120-90-491022/120-90-490367789（FAX）
・地域衛星通信ネットワーク
048-500-90-49102/048-500-90-49036（FAX）
ＮＴＴ回線
03-5253-7777／03-5253-7553（FAX）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">県への連絡先</td><td rowspan="2">県配備設置前</td><td>勤務
時間内</td><td>県防災危機管理部防災対策課災害対策室
・県防災行政無線
500-7316／500-7298（FAX）
・地域衛星通信ネットワーク
012-500-7316／012-500-7298（FAX）
・ＮＴＴ回線
043-223-2175／043-222-1127（FAX）</td></tr>
<tr><td>勤務
時間外</td><td>県防災行政無線統制室
・県防災行政無線
500-7225／500-7110（FAX）
・地域衛星通信ネットワーク
012-500-7225／012-500-7110（FAX）
・ＮＴＴ回線
043-223-2178／043-222-5219（FAX）
・宿日直携帯
090-5751-3278</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県配備設置後</td><td>県災害
対策本部
設置前</td><td>県防災危機管理部防災対策課災害対策室
・ＮＴＴ回線
043-223-2175／043-222-1127（FAX）
・県防災行政無線
500-7316／500-7298（FAX）</td></tr>
<tr><td>県災害
対策本部
設置後</td><td>県災害対策本部事務局
・ＮＴＴ回線
043-223-3329／043-222-0100（FAX）
・県防災行政無線
500-7316／500-7630（FAX）</td></tr>
</table>

第５　罹災（被災）証明書等の発行・減免にかかる調査

第 1～2 調査班・第 1 供給班

１．住家の調査

市域の被災状況の報告を参考とし、第１調査班の統括責任者である税務部長は、市民からその後に求められる罹災（被災）証明書発行及び減免措置を速やかに実施するための準備として、調査チームを編成する。

なお、編成を構成する者として、税務部所属職員とともに職員であるかを問わず、建築士資格を有する者などを加えるものとする。

調査チームは現地の状況を整理し、適宜、災害対策本部長へ報告を行う。

（１）調査チームの編成

第１調査班	地域防災計画における罹災（被災）にかかる調査、統計、証明書発行を担当
第２調査班	建築士資格を有する職員など（被災建築物応急危険度判定士の資格は問わず）
災害時 支援協定締結先	・船橋測量調査協力会 ・船橋市建設業協同組合　ほか
その他	被災状況により、調査チームの編成を十分に確保できないとき、緊急対応として上記以外の職員等を応援要員として充てる。

（２）調査事項

①　災害初動期における現地調査

災害初動期に実施する現地調査においては、個々の物件に対する詳細調査を実施するのではなく、災害救助法の適用に該当するか否かを市域全体において具体的に把握する。

――――――　災害初動期における現地調査の実施項目　――――――

- 外観目視や初動期の被災建築物応急危険度判定などを参考とした全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊（準半壊に至らない）の簡易判定と所在等の把握
- 建物被害にかかる液状化の発生状況
- 調査対象物件の居住者や所有者に関する情報収集
- 聞き取り調査を実施する場合には被災証明書や罹災証明書の要否
- 広域にわたる被害が認められる場合には全棟調査の実施要否
- 罹災証明書発行の基礎となる罹災物件台帳を作成

② 罹災証明書を発行するための現地調査と罹災（被災）証明書発行申請窓口の開設

震災発生から適切な時期に、第１調査班の統括責任者である税務部長は、罹災証明書を発行するための現地調査をするための体制への移行を指示する。

なお、調査にあたっては「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府・令和３年３月改定）をはじめ、以下の資料、並びに県による指針、通知等をもとに適切に取扱うとともに、迅速に調査票を整理、罹災程度の判定を行い、市民の求めにより速やかに罹災証明書の発行が行えるよう努める。

また、罹災証明書を発行した際には、台帳として必要な項目のデータ管理を行う。

―――――― 罹災証明書発行にかかる内閣府指針等 ――――――

- 災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き
- 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料
- 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）
- 住家被害認定調査票及び調査票の使い方
- 災害に係る住家の被害認定について

③ 罹災（被災）証明書発行申請の受付窓口の開設

第１調査班は、現地調査の状況を精査し、適切な時期に罹災（被災）証明書発行申請の受付窓口を開設し、広く市民への周知、広報を行う。

なお、受付窓口の設置当初においては、状況により休日など市民からの求めに応じた運用を考慮するとともに、他の支援策や相談にかかる相談窓口の開設との調整を行い、情報の一元化と利便の向上を図る。

④ 罹災（被災）証明書の発行

罹災（被災）証明書は受付窓口における手渡しを基本とし、市民の求めや状況に応じて、郵送など適切な方法により発行するものとする。

⑤ 罹災判定への不服に対する取扱い

罹災証明書に記された判定内容への不服を申し立てられた場合、罹災判定を行うための現地調査の進捗状況などにより、適切な時期に前述の内閣府指針等をもって再調査の実施と判定を実施し、不服申し立て者への通知を行う。

⑥ 罹災調査にかかる物件の統計について

罹災物件台帳へ掲載され、罹災証明書の発行により蓄積されたデータについて、第１調査班は、災害対策本部長へ定期的に状況報告を行うとともに、国や県への照会や報告、また、市の罹災関連事業を取り扱う各課に宛てて、その求めに応じて遅延なきよう提供すること。

⑦　罹災（被災）証明書発行にかかる事務の移管について

災害対策本部長は、災害対策本部の解散を検討するにあたり、第１調査班の統括責任者である税務部長と罹災（被災）証明書発行事務の引継ぎについて協議を行う。

また、協議の結果、罹災（被災）証明書発行事務を引き継ぐ危機管理課との間に十分な調整を行い、支障無く引継が可能であると判断されたときには、これを実施する。

２．商工業施設等の非住家の被災証明書の発行

第１供給班は、事業者等からの求めに応じ、商工業施設等の非住家について、被災した届出があったことのみを証明するための被災証明書を発行する。

第３節　災害時の広報

第１　広報活動の内容　本部統括班

１．市

本部統括班は、本部長（市長）の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

広報活動は、広報車や防災行政無線、防災ラジオによる情報伝達のほか、災害対策本部や避難所での掲示、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、ふなばし防災エリアメール、SNS、市公式アプリ「ふなっぷ」及びふなばし減災プロジェクトウェブサイトでの情報発信によるものとする。

主な広報活動の内容
(1) 地震発生直後の広報
ア．地震、津波に関する情報
イ．出火防止及び初期消火の呼びかけ
ウ．パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
エ．避難情報の伝達
オ．要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ
カ．市内の被害状況の概要
①延焼火災の発生状況
②建物破壊の発生状況
③道路破損、がけくずれその他地盤災害の発生状況
④電気、水道、ガス、電話等各種インフラの被害の発生状況
キ．市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること
①本部の設置
②避難所の設置
③救護所含む医療機関の状況
④その他必要な事項
(2) 被害の状況が静穏化した段階の広報
ア．地震、津波に関する情報
イ．被害情報及び応急対策実施状況に関すること
①被災地の状況
②避難所の開設状況
③応急給水、応急給食等の実施状況
④医療機関の状況
⑤その他必要な事項

<資料 14 広報文例>

主な広報活動の内容
ウ．安心情報 ①「……地区は被害なし」 ②「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 ③その他被害のない事実または軽微な事実を内容とする情報 エ．生活関連情報 ①電気、ガス、水道、下水道の復旧状況 ②食料品、生活必需品の供給状況 オ．通信施設の復旧状況 カ．道路交通状況 キ．バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 ク．医療機関の活動状況 ケ．その他必要な事項

２．警察署（船橋警察署・船橋東警察署）

警察署は、市本部（署所含む）その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主な広報活動の内容
⑴ 災害の状況及びその見通し ⑵ 避難・救援活動に関すること ⑶ 治安状況及び犯罪の予防に関すること ⑷ 道路交通規制に関すること ⑸ その他警察措置に関すること

３．企業局（千葉県企業局船橋水道事務所、習志野市企業局）

千葉県企業局及び習志野市企業局は、市本部と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主な広報活動の内容
⑴ 水道施設の被害状況及び復旧見込み ⑵ 給水拠点の位置及び応急給水状況 ⑶ 水質についての注意 ⑷ その他災害発生時に必要な事項

４．東日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社は、災害のために通信が途絶したとき、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ・テレビ等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

なお、地震の振動で受話器がはずれた場合、通話中と同じ状態になり、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、地震のおさまった後には必ず受話器の確認を行うよう周知する。

おもな広報事項は以下のとおりである。

主な広報活動の内容
⑴ 通信途絶、利用制限の理由
⑵ 通信途絶、利用制限の内容
⑶ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
⑷ 通信利用者に協力を要請する事項
⑸ 災害用伝言ダイヤル「１７１」の提供開始
⑹ その他事項

５．東京電力パワーグリッド株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また停電の状況、復旧予定時間等については、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

主な広報活動の内容
⑴ 第１段階（安全、危険防止） 〇無断昇柱、無断工事をしないこと 〇断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、 最寄の事業所に通報すること 〇屋外へ避難する場合は、安全器またはブレーカーを切ること 〇地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと 〇その他事故防止のため留意すべき事項
⑵ 第２段階（被害状況） 〇停電区域　〇停電事故復旧状況　〇停電事故復旧見込み
⑶ 計画停電 〇停電区域　〇停電区域の停電日時　〇停電に伴う注意事項

６．京葉瓦斯（ガス）株式会社

災害時には、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、以下の表のとおり、広報車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段を尽くして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区に周知する。

主な広報活動の内容
⑴ 地震発生時（供給を継続している場合） 〇ガス栓を全部閉めること 〇ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること 〇ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること また、ガス栓、メーターコックを閉め、すぐ京葉瓦斯（ガス）に連絡すべきこと。 ⑵ 地震発生時（供給停止をした場合） 〇ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、京葉瓦斯（ガス）から連絡があるまで待つこと 〇ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ京葉瓦斯（ガス）が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用できないこと。 ⑶ ガス供給を再開する場合 〇あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の実施当日はなるべく在宅すること 〇点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと 〇内管検査及び点火試験等の実施当日に不在の場合は、必ず最寄の営業所に連絡すること 〇ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、ただちにガスの使用を止め、最寄の営業所に連絡すること

第２　広報の実施手順　　本部統括班・消防救急班・第２復旧支援班

１．広報活動の決定

広報活動を実施する決定は本部長（市長）が行う。

災害時に市が行う広報活動は、おおよそ、次の２つの場合が想定される。

⑴ 本部（長）の自主的な判断による場合
⑵ 各担当部、防災関係機関からの広報依頼による場合

いずれの場合についても広報情報の不統一を避ける点から、指揮命令系統を次のとおりとし広報ルートの一本化を図る。

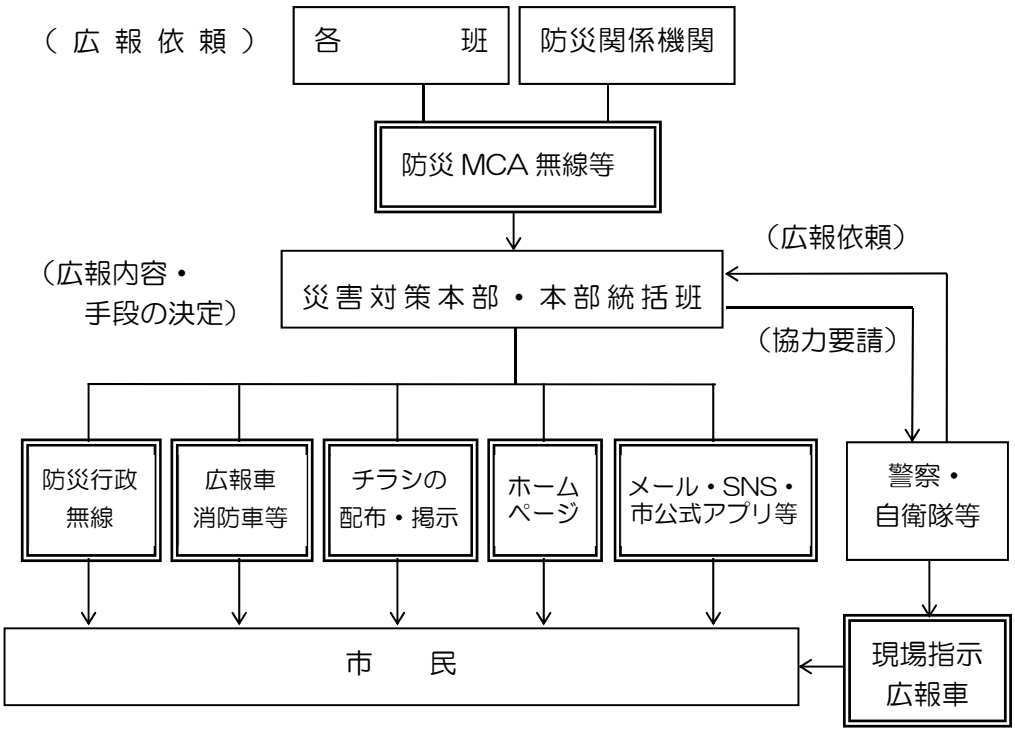

〈資料 14 広報文例〉

２．広報活動の方法（手段）

（１）防災行政無線（固定系）・防災 MCA 無線の利用

固定系親局（危機管理課無線室操作卓及び消防局警防指令課遠隔制御器）から市内各所に設置した子局を通じて、市内全域に必要な情報を同時に伝達できる。

なお、操作により地域別・子局別の放送も可能である。

また、必要に応じて防災 MCA 無線も使用して情報伝達を行う。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア．避難情報等 イ．津波に関する情報 ウ．その他	○事態の切迫してる感じをまず伝えること。 ○屋外受信機は、聞き取りにくいため、次の配慮を行う。 ●音量・音質・響鳴を考慮 ●ゆっくり正確に伝える。 ●2 回以上繰り返す。
一　斉　伝　達 ア．地震発生直後の地震情報 イ．地震発生直後の出火防止初期消火の呼びかけ ウ．地震発生直後の要配慮者保護、人命救助の協力呼びかけその他注意事項 エ．安心情報 オ．市本部、救護所の設置等応急対策の実施状況	○市本部体制が着実に活動してる感じをまず伝えること。 ○屋外受信機は、聞き取りにくいため、次の配慮を行う。 ●音量・音質・響鳴を考慮 ●ゆっくり正確に伝える。 ●2 回以上繰り返す。

（2）広報車の利用

本部統括班は、必要に応じ他の部の拡声器付き車両も動員して必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。

他の部の車両の動員については、第２復旧支援班（財産管理課）を通じて要請する。

なお、広報車による広報は、音声のみによらず、ビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア．避難情報等 イ．津波に関する情報	○事態の切迫してる感じをまず伝えるよう努めること。 ○屋内にいる場合、聞き取りにくいため次の配慮を行う。 ●音量・音質・響鳴を考慮。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●３回以上繰り返す。 ●車両をゆっくり運行させる。
時期または地域を限定した伝達 ア．地震、津波に関する情報 イ．防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ．安心情報 エ．生活関連情報 オ．通信施設の復旧状況 カ．道路交通状況 キ．医療機関の活動状況	○市本部体制が着実に活動してる感じをまず伝えるよう努めること。 ○屋内にいる場合、聞き取りにくいため次の配慮を行う。 ●音量・音質・響鳴を考慮。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●３回以上繰り返す。 ●車両をゆっくり運行させる。

（3）本庁舎、保健活動地区拠点及び避難所における掲示等

本部統括班は、情報の途絶による無用な混乱を防止するため、可能な限り印刷物の配布もしくは掲示に努める。なお、印刷物の掲示または配布については、本庁舎では本部統括班職員が、保健活動地区拠点及び避難所においては、各施設担当職員が行うものとする。

（4）インターネット・メール・SNS 等の活用

本部統括班は、非常災害時における災害情報等を、市ホームページに掲載し、また、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、ふなばし防災エリアメール、X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、市公式アプリ「ふなっぷ」及びふなばし減災プロジェクトウェブサイトにおいて情報の速報を行い、さらに、住民からの被害状況等の情報を、電子メールにより受入れる。

第３　報道機関への発表・協力要請　本部統括班・消防救急班

１．市の発表

市災害対策本部長（市長）の指示により、本部統括班（広報課）が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

発表は、原則として、本部長の決定に基づき、本部長または本部長が指名した者（副本部長、市長公室長等）が共同記者会見方式で行う。その際は、事前の関係機関との連絡・調整に努めるものとする。

２．警察署（船橋警察署・船橋東警察署）の発表

報道発表内容については、事前に市（本部）と連絡・調整を図るものとする。

３．緊急放送等の要請

市は、株式会社ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局の放送機能を積極的に活用する。また、その他のラジオ、テレビについても緊急時における情報連絡手段として有効に活用する。

なお、ラジオ、テレビ（株式会社ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局を除く。）に対する緊急放送の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告するものとする。

（1）県への要請

勤務時間内	防災行政無線 ＴＥＬ 防災行政無線 ＦＡＸ	防災対策課 500-7320 012-500-7320 500-7298 012-500-7298
勤務時間外	防災行政無線 ＴＥＬ 防災行政無線 ＦＡＸ	防災行政無線統制室 500-7225 012-500-7225 500-7110 012-500-7110

（2）放送機関への要請

機関名・窓口	県防災行政無線		一般の電話	
	電　話	ＦＡＸ	電　話	ＦＡＸ
日本放送協会 千葉放送局	500-7393	500-7394	043-203-0593	043-203-0396
千葉テレビ放送（株）報道制作局報道部	579	579	043-231-3111	043-231-9371
（株)ジェイコム千葉 ＹＹ 船橋習志野局	市防災 行政無線		0120-914-000	047-425-2119

第４節　消防・救急救助活動等

第１　消防活動　　消防救急班

１．初期活動

市内に相当の被害が発生したとき、消防救急班及び消防団は、事前計画に基づきただちに非常時の配備体制をとる。また、参集職員をもって部隊の増強を図る。消防救急班及び消防団は、下記の初期活動を実施する。

① 情報収集（被害状況の把握）
② 警防本部（消防団警防本部）、署隊本部の設置
③ 全無線局の開局及び点検
④ 車両・機材等の安全確保、出動車両・機材の増強
⑤ 受援体制の有無決定
⑥ 重要防ぎょ地域の状況把握

２．消火活動

消防救急班及び消防団は、下記のとおり、消火活動にあたる。

（１）避難地・避難経路優先確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地・避難経路確保の消防活動を行う。

（２）重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

（３）消火可能地域優先の原則

同位出動区に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

（４）市街地火災消防優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動にあたる。

（５）重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

（６）災害現場活動の原則

ア．出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急、救助活動の成算等を総合的に判断し行動を決定する。

イ．火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ．火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

（７）海水等を利用した大規模消火システムの活用

震災発生に伴う断水等によって消火栓がつかえなくなった場合、下水道管及び雨水放流管などを利用して東京湾の海水を内陸部に引き込み、ＪＲ船橋駅南側を中心とした 1,010 ﾍｸﾀｰﾙを消火活動可能範囲とする。

ア．ポンプで圧送管を通じて内陸の消火栓に海水を送る。
「圧送管方式」

イ．下水道の雨水放流管に海水を逆流させマンホールから取水する。
「下水道利用方式」

ウ．海や河川・水路などを直に利用する。
「直接取水方式」

３．消防団の活動

警防本部内に消防団警防本部を設置する。

（１）出火の防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止を呼びかける。

出火した場合は、住民と協力して、初期消火に全力をあげる。

（２）災害対応

消防隊に比べ、大量動員が可能であり地域の実情に精通していること、多様な職業に従事している団員の様々な技術や知識を生かすことが可能であること等から、消防団は地域の実情に即し、その特色を十分に生かした活動を行う。

（３）情報の収集

各分団ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を署隊本部及び団本部に報告する。

また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。

その他必要な情報の収集・報告を行うとともに署隊本部あるいは団本部からの指示命令の伝達を行う。

（4）救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

（5）避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

4．受援計画

この計画は、大規模災害時に通常の消防体制では対応することが困難であると予想される災害に、千葉県内及び全国の消防機関が迅速、かつ的確に対応するため、千葉県消防相互応援計画及び千葉県消防広域応援基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき応援要請を行う。

受援要請については、受援を必要とする災害が発生し、消防局長が受援要請を決定した場合は、市長に報告する。市長は千葉県知事に対して要請を行うものとする。

消防応援協定の状況

協定・計画・要綱名	内　　容
千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下の全市町村及び一部の事務組合が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処する協定 （消防組織法第 39 条）
千葉県消防広域応援基本計画	千葉県内市町村の地域において、大規模災害等の発生に対し地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣により、広域消防応援体制の確立を図る。
緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱	消防庁において、全国消防応援体制を図る大規模災害時の消防応援体制の確立を図った。 （消防組織法第 44 条）

5．海上保安部の活動

船舶火災または海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。

第２　救急救助活動　　消防救急班

１．消防救急班の救急救助活動

（１）活動方針

大規模災害により多数の死傷者が発生した場合には、消防局長は、消防救急班内に警防本部、消防署に署隊本部を設置し、関係機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助活動を実施する。

（２）活動体制

警防本部及び署隊本部は、消防職員をもって構成し、その任務分担は、船橋市消防警防本部及び署隊本部運用要綱に定める。

（３）活動の原則

救急救助活動は、おおよそ次のとおり行う。

① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

③ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

〈資料９ 市域内の災害拠点病院および災害医療協力病院一覧〉

（４）非常災害時の任務

非常災害時には、警防本部、署隊本部及び消防団警防本部が設置される。

① 消防救急班

（警防本部）

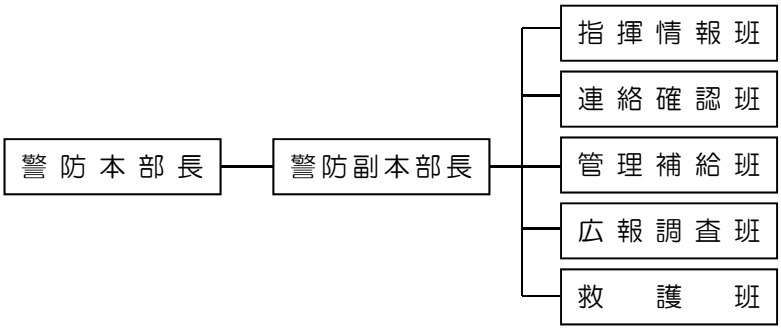

（署隊本部）

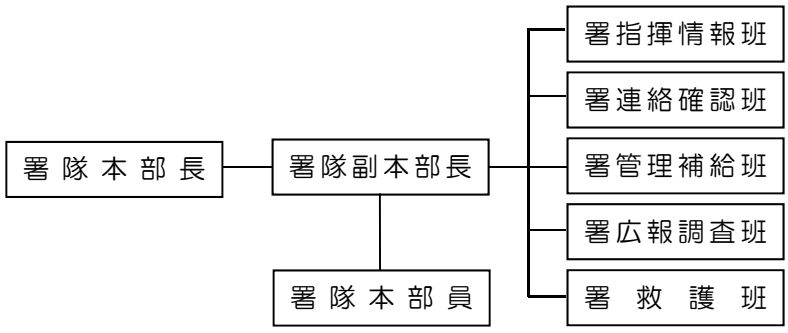

（消防団警防本部）

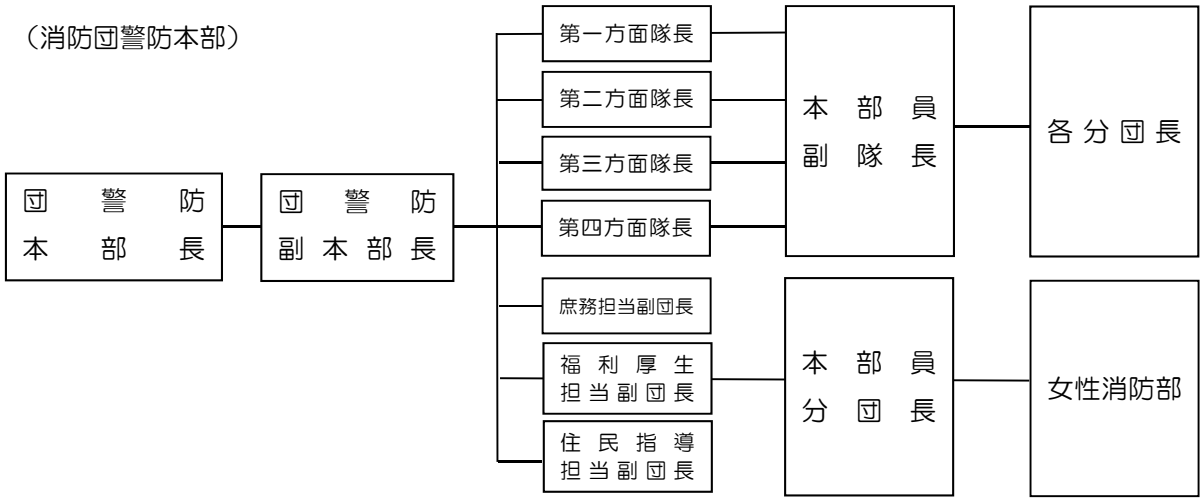

２．警察署の任務

（１）救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所を重点に行う。

（２）救出した負傷者は応急処置を施したのち、日本赤十字救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。

（３）外部提供用の避難行動要支援者名簿により避難行動要支援者を事前に把握しておき、災害時には可能な限り避難支援等を行う。

３．海上保安部の任務

（１）海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。

（２）負傷者、医療、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。

（３）避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

第３　危険物・毒劇物等対策　消防救急班

１．高圧ガス等の保管施設の応急措置

消防救急班は、必要に応じて保安措置等についての指導を行い、県や関東経済産業局など関係機関との情報連絡を行う。

２．危険物製造所等の応急措置

消防救急班は、以下の対応措置をとる。

① 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の出火等の防止措置

② 混触発火等による火災の防止措置は、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

３．火薬類保管施設の応急措置

消防救急班は、火薬類保管施設での火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。また、施設の責任者及び現場の警備責任者（警察官）と連携して、応急対策の実施にあたる。

４．危険物等輸送車両等の応急措置

消防救急班は以下の対応措置をとる。

① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止または使用制限の緊急措置命令を発する。

第５節　警備・交通対策

第１　千葉県警察災害警備計画

地震災害、風水害、津波災害、事故災害はもとより、今後発生が予想される「首都直下地震」、「南海トラフ地震」等の甚大な被害が予想される大規模災害にも的確に対処できるよう、関係機関が相互に連絡を密にして一体的な活動を行うように努めるとともに、防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進について万全を期すものとする。

１．震災警備の任務

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

２．警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

（1）連絡室

県内に震度４以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震観測情報が発表された場合等

（2）対策室

県内に震度５弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

（3）災害警備本部及び現地警備本部

県内に震度５強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、または内閣総理大臣の警戒宣言が発表された場合等

３．災害警備本部の設置

警備体制を発令した場合は、災害警備本部等を設置して指揮体制を確立する。

警察署の施設が甚大な被害を受けた際は、警察署外に臨時の代替警備本部を設置する。

代替警備本部の設置場所は下記のとおり、第一施設に設置が困難な場合は、第二施設に設置するものとする。

○　船橋警察署

第一施設：運動公園内

第二施設：市役所本庁舎内

○　船橋東警察署

第一施設：船橋アリーナ内

第二施設：習志野台出張所内

４．警備活動要領

警備体制の下、状況に応じて、地震災害、風水害、津波災害、事故災害等の伝達、対策要員の参集、救出救助、交通規制等を実施する。

地震被害が発生した場合には、次の活動を実施する。

① 救出救助
② 避難誘導・立入禁止措置（二次災害の防止）
③ 被害情報の収集及び報告
④ 交通規制
⑤ 帰宅困難者対策
⑥ 社会秩序の維持（犯罪の予防）
⑦ 身元確認
⑧ 行方不明者の捜索
⑨ 遺体の検視
⑩ 広報活動
⑪ 警備部隊の応援要請
⑫ 通信機材・装備資機材の支援要請

５．警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

① 被害状況等のまとめ
② その他必要な事項

第２　道路の交通規制等　道路班

１．交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、ただちに規制にかかる区域または道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

（１）公安委員会の交通規制

① 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路における交通の規制を行う。
② 公安委員会は、県内または隣接・近接都県の地域に係る災害が発生またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止または制限するなど、緊急通行路の確保にあたる。

（２）警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路における交通の規制を行う。

（３）警察官の交通規制

① 警察官は道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険または交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で交通規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

② 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他の必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

（４）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置

① 自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、前記（３）②の職務の執行について行うことができる。

② 自衛官及び消防吏員は、前項の命令をし、または措置をとったときは、ただちにその旨を警察署長に通知する。

（５）道路法に基づく道路管理者の行う交通規制

ただちに障害物が除去できない場合、道路破損、欠壊、その他の事由により交通に危険が伴うと認められた場合、沿道建物の倒壊の恐れがある場合に、道路班はただちに通行止め等の必要な措置を講じるとともに、所轄警察署等関係機関に報告する。

（６）道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の指示を行うものとする。また、運転者がいない等やむを得ない状況においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

２．交通規制の指針

（１）交通規制の対象となる道路は、「千葉県緊急輸送道路１次路線・２次路線」及び「船橋市緊急輸送道路」（本章第 10 節　第１「緊急輸送道路の確保」）の中から選定する。

（２）緊急輸送道路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

（３）緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止または制限を行う。

（４）交通規制を担保するため、必要により交通検問所（市域内）を設置する。

（５）交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく、道路標識等を設置、または現場における警察官の指示等により行う。

３．道路被災時等の交通規制

市内の道路の交通規制については、各警察署が県道・国道及び市道の道路管理者と協力して、おおむね次のとおり実施するものとする。

（１）交通規制必要区間の調査及び報告

本部長（市長）は、災害の発生が予想され、または災害が発生したときは、職員を派遣し、道路及び道路施設の巡回調査を行う。道路施設の被害により危険な状態が予想され、もしくは発見したときまたは通報等により承知したときは、ただちに本部長（市長）に報告するとともに、関係機関に通知し、交通の安全と円滑を図るための交通規制の実施に協力する。

（２）交通規制の実施

本部長（市長）は、必要があると認めるときは、警察署等の関係機関と協力して、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため（道路法第 46 条）、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行、迂回の指示等適切な通行の禁止または制限を行い、交通秩序の維持及び安全確保に努める。

４．運転者のとるべき措置

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

（１）車両運転中である場合には、次の要領により行動すること。

①　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

②　停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

③　引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意する。

④　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

（2）車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動する。

①　津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しない。

②　津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転する。

（3）災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内にある場合は次の措置をとること。

①　速やかに、車両を次の場所に移動させる。

- 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

②　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車する。

第６節　園児・児童生徒などの安全確保

第１　学校

第２教育班・本部統括班

１．在校中に発生した場合の対応

（１）初期対応

教職員は、緊急地震速報を受けた時、あるいは地震による大きなゆれを感じた時など地震により被害が発生する可能性がある時は、児童生徒に対して、一時避難行動指示を行い、避難経路の確保や火災等二次災害の防止を行う。

（２）安否確認・情報収集

ゆれがおさまった後、校長は、学校内に対策本部を設置し、児童生徒及び教職員の安否確認を行い、校内及び周辺の被災状況の把握、地震の規模や震度、津波に関する情報などの収集を行う。

（３）避難誘導

避難の際には、上級生が下級生を誘導することができるよう、日頃から訓練を行う。

学校施設が市指定避難所となっている場合、外部からの避難者が参集してくる可能性があるので、避難誘導を行うものとする。

（４）避難後の対応

避難誘導を行った後は、改めて児童生徒及び教職員の安否確認を行い、行方不明者の捜索及び負傷者の搬送を行う。校外活動中の学級等があれば、同行する教職員等を通じて、安否確認を行う。

また校内に火災が発生している場合、教職員は消火活動にあたり、危険箇所がある場合は、応急対応あるいは人が近づかないような処置を行う。

教職員は、施設の状況、避難の状況について、防災 MCA 無線及び電話等を用いて、第２教育班を通じて、本部統括班に連絡を行う。

（５）保護者への引渡し

災害時においては、保護者へ直接引き渡すことを基本とする。教職員は保護者へ迎えの連絡をし、引渡しが完了するまで、学校において児童を保護する。

児童生徒の引渡し状況は「引渡しカード」を用いて、管理を行い、学校内で共有する。対応に変更があれば、保護者に連絡する。

２．在宅中に発生した場合の対応

（１）安否確認

校長及び教職員は、ゆれがおさまったら、迅速に学校等に参集を行い、あらかじめ定められた連絡方法で、児童生徒・教職員の安否確認を行う。また、安否確認の連絡とあわせて、児童生徒及び家族が適切に避難行動を行うよう促す。

（２）情報収集

参集した教職員は、参集後、速やかに周辺地域の被災状況や学校施設等の被害状況の把握に努め、安否確認把握状況とあわせて、防災 MCA 無線や電話等を用いて、第２教育班を通じて、本部統括班に情報伝達を行う。

（３）避難所開設支援

参集した教職員のうち、手の空いた職員は、所在施設において、避難所の開設を担当している避難所非常参集職員及び第１～４収容班の職員の支援を行う。

３．下校途中に発生した場合の対応

下校途中の児童生徒は、自ら近くの安全な避難所等へ避難し、状況の把握を行うとともに、公衆電話や自身もしくは近くにいる人の携帯電話等を用いて、家族や学校と連絡を取る。連絡を取る際には、災害用伝言サービス等も活用し、日頃から、周辺の避難所の位置の把握や、安否確認連絡方法の習熟に努める。

４．特別な支援を必要とする児童生徒への対応

児童生徒の状態にあわせて下記のような配慮を行う。

聴覚障害	○ 赤色灯やメッセージボードを活用して、避難行動開始を促し、避難誘導を行う。
視覚障害	○ 大声で具体的な指示を出す。 ○ 周囲の状況は具体的に説明し続け、周囲の児童生徒にも落ち着いた避難行動を呼びかける。 ○ 誘導ロープや手つなぎ、鈴を鳴らすなどにより、避難の際に集団から離れないよう対応する。
知的障害・ 発達障害	○ パニックを起こさないように声をかけて安心させる。 ○ 児童生徒に寄り添い、飛び出し等の衝動的な行動に対応する。 ○ 誘導ロープや手つなぎ、鈴を鳴らすなどにより、避難の際に集団から離れないよう対応する。
病弱・肢体不自由	○ 教職員が抱えたり、車椅子や歩行器等による歩行を支援する。 ○ 人工呼吸器やバッテリー等機材は必ず同時に搬出する。
アレルギー	○ 食事を提供する時は、アレルギーの有無の確認を行う。

第２　放課後ルーム、放課後子供教室

第３供給班・第１教育班・本部統括班

１．初期対応

職員は在所中に、緊急地震速報を受けた時、あるいは地震による大きなゆれを感じた時など地震により被害が発生する可能性がある時は、避難経路の確保や火災等二次災害の防止を行い、児童の安全確保に努める。

２．保護者への引渡し

災害時においては、「児童カード」または、「放課後子供教室登録申込書」に記載されている保護者へ直接引き渡すことを基本とする。職員は保護者へ迎えの連絡をし、引渡しが完了するまで、放課後ルームもしくは、放課後子供教室において児童を保護する。ただし、建物被害が甚大な場合においては、避難所へ児童を誘導し安全確保を努める。

第３　保育所等、幼稚園　第３供給班・本部統括班・第２教育班

１．開園中に発生した場合の対応

（１）初期対応

保育士・教職員は、緊急地震速報を受けた時、あるいは地震による大きなゆれを感じた時など地震により被害が発生する可能性がある時は、避難経路の確保や火災等二次災害の防止を行い、園児の安全確保に努める。

（２）安否確認・情報収集

ゆれがおさまった後、園長は、園児及び保育士・教職員の安否確認を行い、園内及び周辺の被災状況の把握、地震の規模や震度、津波に関する情報などの収集を行う。

（３）避難後の対応

避難誘導を行った後は、改めて園児及び保育士・教職員の安否確認を行い、行方不明者の捜索及び負傷者の搬送を行う。園外活動中の学級等があれば、同行する保育士・教職員等を通じて、安否確認を行う。

また園内に火災が発生している場合、保育士・教職員は消火活動にあたり、危険箇所がある場合は、応急対応あるいは人が近づかないような処置を行う。

保育所等は、施設の状況、避難の状況について、防災 MCA 無線及び電話等を用いて、第３供給班（保育運営課）を通じ、本部統括班に連絡を行う。幼稚園は、第２教育班が各幼稚園に連絡し、施設の状況、避難の状況について聞き取りを行い、その情報を本部統括班に報告する。

（4）保護者への引渡し

災害時においては、保護者へ直接引き渡すことを基本とする。保育士・教職員は保護者へ迎えの連絡をし、引渡しが完了するまで、園において園児を保護する。

ただし、建物被害が甚大な場合においては、避難所へ園児を誘導し安全確保を努める。

園児の引渡し状況は「引渡しカード」等を用いて、管理を行い、施設内で共有する。対応に変更があれば、保護者に連絡する。

2．閉園中に発生した場合の対応

（1）安否確認

保育士・教職員は、ゆれがおさまったら、迅速に施設等に参集を行い、参集ができなかった保育士・教職員の安否確認を行う。また、安否確認の連絡とあわせて、園児及び家族が適切に避難行動を行うよう促す。

また、園長は保育士・教職員の安否確認を行う。

（2）情報収集

参集した保育士・教職員は、参集後、速やかに周辺地域の被災状況や施設等の被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて園児の安否確認を行う。

また、安否確認把握状況とあわせて、防災 MCA 無線や電話等を用いて、第３供給班（保育運営課）を通じて、本部統括班に情報伝達を行う。

3．特別な支援を必要とする園児への対応

園児の状態にあわせて下記のような配慮を行う。

聴覚障害	○ 赤色灯やメッセージボードを活用して、避難行動開始を促し、避難誘導を行う。
視覚障害	○ 大声で具体的な指示を出す。 ○ 周囲の状況は具体的に説明し続け、周囲の園児にも落ち着いた避難行動を呼びかける。 ○ 誘導ロープや手つなぎ、鈴を鳴らすなどにより、避難の際に集団から離れないよう対応する。
知的障害・ 発達障害	○ パニックを起こさないように声をかけて安心させる。 ○ 園児に寄り添い、飛び出し等の衝動的な行動に対応する。 ○ 誘導ロープや手つなぎ、鈴を鳴らすなどにより、避難の際に集団から離れないよう対応する。
病弱・肢体不自由	○ 保育士・教職員が抱えたり、車椅子や歩行器等による歩行を支援する。
アレルギー	○ 食事を提供する時は、アレルギーの有無の確認を行う。

第７節　避難対策

第１　津波注意報・警報発表時の避難

本部統括班・第 2 教育班・第 1・2 要配慮者支援班・第 3 供給班・第 1 復旧支援班

１．避難誘導の実施

気象庁より津波注意報・警報が発表されたときは、沿岸部を中心に防災行政無線、広報車、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、ふなばし防災エリアメール、津波フラッグ等を利用して地域住民等にその周知を図るとともに、「千葉県葛南港湾事務所」、「京葉食品コンビナート協議会」等へ通報し、防災関係機関と協力して沿岸の事業所、施設利用者・来訪者等への周知に努める。

また、「千葉県葛南港湾事務所」及び同所から市が管理委託を受けている「海老川水門」と連絡を緊密に取り、沿岸部の水門の閉鎖状況等についての状況把握に努める。公共施設及び災害対策基本法第７条に基づく「防災上重要な施設」の管理者は、事前に策定された避難計画等にしたがい、災害発生時の来訪者・入所者・利用者の安全を確保し、必要により避難誘導を実施する。さらに、「船橋市漁業協同組合」へ連絡し、漁業船舶への通報並びに沿岸部の広報等についても協力を得ることとする。

<資料 19 地震・津波情報等の種類>

（１）行政機関の避難指示等

津波情報から、早期に避難ができるよう体制を確立する。また、強い地震（震度４以上）や弱いが長くゆっくりした揺れを感知し、市長が必要と認める場合、海浜にいる者、海岸付近の住民はただちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。護岸外の地域、特にふなばし三番瀬海浜公園の立地する潮見町については、事業所、施設の利用者・来訪者等の一時緊急避難場所として、地域内事業所の建物の活用について協力を得られるよう検討を進める。

地震発生後、気象庁より津波注意報が発表されたときに市長は、海浜にいる者、海岸付近の住民等にただちに海浜から退避するものとする。また、津波警報が発表されたときは、避難対象地域全域を対象に避難するよう指示するものとする。

（２）行政機関の避難誘導

津波警報が発表されたときに、市は消防・警察と連携して防災行政無線、広報車、メガホン等により、市指定の避難場所に誘導することを基本として、地域内事業所、住民等の自主避難と連動して、迅速、的確に実施し得るよう体制を確立する。また、要配慮者等、避難行動に時間を要する者には早期に避難を促すよう、連絡を行う。

（３）地域住民等の自主避難

地域住民等の避難誘導を町会、自治会、自主防災組織等の役割として明確に位置付け、これらと行政機関とが連動し早期に自主的な避難ができる体制を確立する。

（4）海岸域からの自主避難

海岸に近い公園等の多数の人々が集まる場所については、行政機関の避難誘導に連動して、または先行して管理者等が自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立を指導する。

（5）船舶避難

県、港湾及び漁港管理者を含む関係者は、千葉港台風・津波等対策委員会の規約に基づく、千葉港長の勧告に従い対処するほか、有事における自主避難意識と体制を確立する。

2．避難行動

津波警報発表時、市民は下記の点に留意して、津波からの避難行動を実施する。

① 強いゆれや長時間のゆっくりとした地震を感じたら、沿岸部にいる者は警報を待たずに避難を行う体制を整えること

② 地震を感じなくとも、津波注意報、警報が発表されたときは、海岸から離れて、速やかに避難すること

第２　避難行動要支援者等の避難支援

第１・２災害医療対策班・第１・２要配慮者支援班

1．避難支援の実施

避難行動要支援者の安否確認、救出・救護、避難誘導は、町会・自治会等が管理する安心登録カード登録者名簿を基に、町会・自治会活動や安心登録カード事業の仕組みを通じた地域ぐるみの支援体制により行う。

また、市より、要配慮者が早期に避難できるよう、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）・ふなばし防災エリアメール・FAX・文字放送等の多様な手段による避難情報等の伝達を行う。

さらに、各避難所職員においては、地域住民等から協力を得て、避難行動要支援者の安否情報の収集に努める。

また、小・中学校等の宿泊可能避難所以外の避難行動要支援者の避難状況を連携して収集に努め、安否情報を整理する。

なお、避難支援等関係者は自分自身及びその家族の安全確保を優先した上で、避難行動要支援者の支援にあたり、避難行動要支援者に対しては避難支援等関係者などによる避難支援が困難になる可能性があることを理解してもらう。

２．要配慮者の避難状況の把握

要配慮者支援班（本部）は、各避難所の要配慮者の避難状況を取りまとめ、緊急入所者及び福祉避難所移送対象者等を整理し、福祉避難所等の開設準備を行い、その選別した情報を各避難所へ伝達する。福祉避難所への移送の判断は、避難所を巡回して保健指導に当たる災害医療対策班・要配慮者支援班の保健師が中心となって行う。この際、災害医療対策班・要配慮者支援班の保健師は、避難所等にて助産を受けた産婦・新生児に対しても、避難所生活に戻るまでの間、福祉避難所にてケアを行うことを考慮に入れて情報整理に努める。

各避難所においては、その選別情報に基づき、個別支援調査表（氏名・性別・住所・生年月日・家族構成・健康状態などが記入されたもの）を準備し、緊急入所等の準備をする。

また、災害医療対策班は、船橋市医師会等と共に市災害対策本部に災害医療対策本部を設置し、医療的ケアを要する人または家族へ医療機関の情報を提供するとともに避難所、福祉避難所及び社会福祉施設等へも情報提供を行う。

３．福祉避難所の開設準備

要配慮者支援班（本部）は、迅速な要配慮者の受入を行うため、福祉避難所予定施設（特別支援学校、公民館及び老人福祉センター等）の被害状況及び要配慮者の避難状況を踏まえ、開設する福祉避難所を決定するとともに、あらかじめ福祉避難所に配置される職員を招集し、搬送車の確保を含め開設準備を行う。

ただし、開設準備が整うまでの間は、緊急入所などの対象者であっても、小・中学校避難所の教室に一時的に収容する。

また、被災状況等を踏まえ、社会福祉施設等に要配慮者の受入及び車両による搬送協力の可否を確認し、緊急入所等の措置を実施するための要請を行う。

第３　帰宅困難者に対する支援

第 1～4 収容班・第 1 調査班・第 2 教育班・第 2 協力班

市は、帰宅困難者を一時的に受入れる施設を確保するとともに、飲料水や情報等を提供するなど、安全に帰宅するための支援を行う。

一方、帰宅困難者自身も、安全な帰宅が可能となるまで、むやみに移動は行わず、事業所での事業継続や避難所の運営や周辺の救援活動の支援を行う。

（１）避難所での受入れ

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者については、一時的に各避難所において、その他の避難者と同様に受入れ、速やかに災害対策本部（本部統括班）へ状況を報告するものとする。

災害対策本部体制前であっても、避難者が施設に集まった場合や、鉄道事業者から要請があった場合は、駅近くの避難所等において職員を配備し、避難者の受入れを行う。

（2）『災害時帰宅支援ステーション』の活用

地域の避難者も同時に受入れる避難所が、想定を超える帰宅困難者の受入れによって過度の負担が生じないように、九都県市が指定している『災害時帰宅支援ステーション』に関する情報提供を行う。

（3）協定による対応

『災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定』を締結した帰宅困難者支援施設（ホテル事業者等）は、水・トイレや休憩場所、鉄道の運行状況や通行可能な道路の情報の提供など、帰宅困難者に対する支援を行う。

〈資料 1 避難施設一覧〉
〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

第４　警戒区域の設定　本部統括班・第１復旧支援班・消防救急班

災害が発生するか、発生しようとしている場合、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

本部長（市長）は、警戒区域の設定に伴い、立ち退き指示等を警察等の協力を得て実施する。

表　警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内　　容	根拠法令
市　　長	災害が発生するか、発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
消防吏員 消防団員	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第 21 条
消防吏員 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設置して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止もしくは制限することができる。	消防法第 28 条
警察官	市職員が現場にいないとき、または市職員から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、実施後ただちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法第 63 条第２項 消防法第 28 条
海上保安官	市職員が現場にいないとき、または市職員から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、実施後ただちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法第 63 条第２項

設定権者	内容	根拠法令
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、市長もしくは市職員がその場にいないとき、この職権を行うことができる。 この場合、実施後ただちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法第63条第３項
消防局長または消防署長	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、または総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができる。	消防法第23条の２

第５　避難情報の発令

本部統括班・消防救急班・第１教育班

高齢者等避難、避難指示等の発令者は、下記のとおり、それぞれの法律により定められている。

１．実施責任者

発令者	避難情報を発令する要件	根拠法規
市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは指示を行う。	災害対策基本法第60条
県知事	知事は、災害の発生により市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって指示を行う。	災害対策基本法第60条６項
警察官	⑴ 市長から要請があったとき。 ⑵ 市長が避難の指示をできないと認められ、指示が急を要するとき。 ⑶ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	⑴ ⑵ 災害対策基本法第61条 ⑶ 警察官職務執行法第４条

発　令　者	避　難　情　報　を　発　令　す　る　要　件	根拠法規
海上保安官	(1) 市長から要請があったとき。 (2) 市長が避難の指示をできないと認められ、指示が急を要するとき。	(1) (2) 災害対策基本法 第 61 条
水防管理者、 県知事の 命を受けた 県職員	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条
自　衛　官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第 94 条

2．避難情報を発令する場合

災害の状況により様々な場合が想定され得るが、避難情報を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえる観点から、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の２つを想定する。

（1）局地的な災害による場合

―――― 地域を限定した避難情報の発令 ――――

ア．津波による災害のおそれがあると判断されたとき。
イ．河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
ウ．火災が拡大するおそれがあるとき。
エ．爆発のおそれがあるとき。
オ．ガス等の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
カ．地すべり、がけくずれ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
キ．大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
ク．その他住民の生命及び身体を守るため必要と認められるとき。

（2）広域的な災害による場合

―――――― 広域的な避難情報の発令 ――――――

ア．延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき。
イ．ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
ウ．県本部長から避難情報発令の要請があったとき。
エ．その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

※津波による避難情報発令基準は「津波避難計画」による
※土砂災害による避難情報発令基準は第３部第２章第６節「土砂災害対策」及び第３部第２章第８節「避難対策」による
※洪水による避難情報発令基準は第３部第２章第８節「避難対策」による

３．避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

４．避難情報の内容

避難情報の発令は、次のことを明らかにして行う。

―――――― 避難情報の内容 ――――――

⑴ 避難対象地域（町丁名、施設名等 ）
⑵ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
⑶ 避難先・避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
⑷ その他（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

５．避難情報の伝達等

（1）関係地域内住民等への伝達

避難情報を発令した場合、本部統括班及び消防救急班は、防災行政無線、広報車、サイレン・警鐘等により伝達するとともに、報道機関の協力を得るなど関係地域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

ただし、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行うものとする。

その他第２部 第２章　第３節　「災害時の広報」による。

なお、避難情報解除の連絡は、避難情報の伝達に準じて行う。

（２）隣接市等関係機関への通報

市長が避難情報を発令したとき、または警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、本部統括班は、次の要領により、必要に応じて関係機関等へ連絡するものとする。

① 国・県の関係機関

自衛隊及び海上保安部、各警察署、その他の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

② 学校施設等の管理者

第１・２ 教育班等を通じて、避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

（３）県への報告

本部統括班は、避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

―――― 記録事項及び県等への報告 ――――

ア．災害の様態及び被害の状況
イ．避難情報を発令した日時
ウ．避難対象地域、住民数
エ．開設避難所

第６　避難

第１～４収容班、第１復旧支援班

１．避難の方法・誘導

（１）避難の方法

避難の方法については、避難場所や避難所へ避難するほかに、親戚や友人宅など、近隣でより安全な場所、建物や、その時点にいる建物内でより安全な部屋、上階への移動など、状況に応じた適切な避難行動をとるものとする。

（２）避難場所・避難所への避難の誘導方法

避難場所・避難所への避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを目途とする。

―――― 避難の誘導時に留意する事項 ――――

⑴ 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、心身障害者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させるよう努める。
⑵ 避難経路は、本部長（市長）から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して、行うように努める。

（３）地域住民の場合

指定地域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行う。

① 地域内から避難所に至るまでの避難誘導は、消防団員、町会自治会組織、自主防災組織等が行う。

② 本部長（市長）は、各収容班に対して、必要と認める避難所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。また、一時避難場所及び広域避難場所から避難所までの避難誘導を行う。

（４）学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所等、事業所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

（５）百貨店その他多数の人が集まる施設の場合

百貨店その他多数の人が集まる施設における避難の誘導は、利用者の安全を考慮して、施設内に収容させることが困難な場合に避難誘導を行うなど、その施設であらかじめ定められた防災計画、避難計画に基づき、各施設管理者を代表とした各施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

なお、避難が困難な場合は関係機関等との連携を検討する。

（６）交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、利用者の安全を考慮して、駅舎等に収容させることが困難な場合に避難誘導を行うなど、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

（７）避難所ではない施設に避難者が来た場合

勤務時間内において、避難所に指定されていない市有施設に避難者が来た場合、当該施設職員は避難者に対して、近隣の避難所についての情報提供を行い、当該施設からの退去と自主的な移動を促す。その場合、避難所に指定されていない市有施設職員は、近隣の避難所に移動が想定される避難者数を本部統括班へ報告する。また、民間施設に避難者が来た場合は、民間施設職員が近隣の避難所へ誘導を行う。ただし、津波警報発表時など、緊急を要する場合は、施設の安全性を考慮した上で、一時的に避難者を受入れるものとする。

２．携行品

携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。
なお、自動車による避難及び家財の持出し等は行わない。

―――――― 避難時の携行品 ――――――

服　装：動きやすく、重ね着で温度調節ができるよう心掛け、防寒を兼ねて靴下、帽子、軍手なども準備しておく。
持ち物：一時避難における携行品は、貴重品、並びに非常持出袋に収納可能な程度の荷物とする。準備があれば、１人数食分程度の食料品と 2～3 リットルの飲料水、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、タオル等。必要に応じて、常備薬、お薬手帳、保険証、アレルギー対応食品、メガネ、入歯、オムツ、生理用品を用意する。

第７　避難路及び避難場所の安全確保

消防救急班・本部統括班

１．市の任務

消防救急班及び本部統括班は、避難情報が発令された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長（市長）及び警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導・避難情報の伝達にあたるよう協力依頼する。

なお、避難情報の発令時点以後の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの一時避難場所・避難道路の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

２．警察の任務

警察は、避難情報が発令された旨の通報を受けた時は、ただちに避難誘導員を要所に配置する。避難誘導員は夜間時の照明資材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を期する。

第８　避難状況の報告

大規模な災害が発生し避難情報が発令されたとき、もしくは自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施した時は、各班は、所管する市の施設のほか市以外の施設や事業所などから被害状況などを確認し、本部統括班へ報告する。

なお、連絡の方法は、防災 MCA 無線、電話・ＦＡＸ等による。

被害状況などの確認の流れ

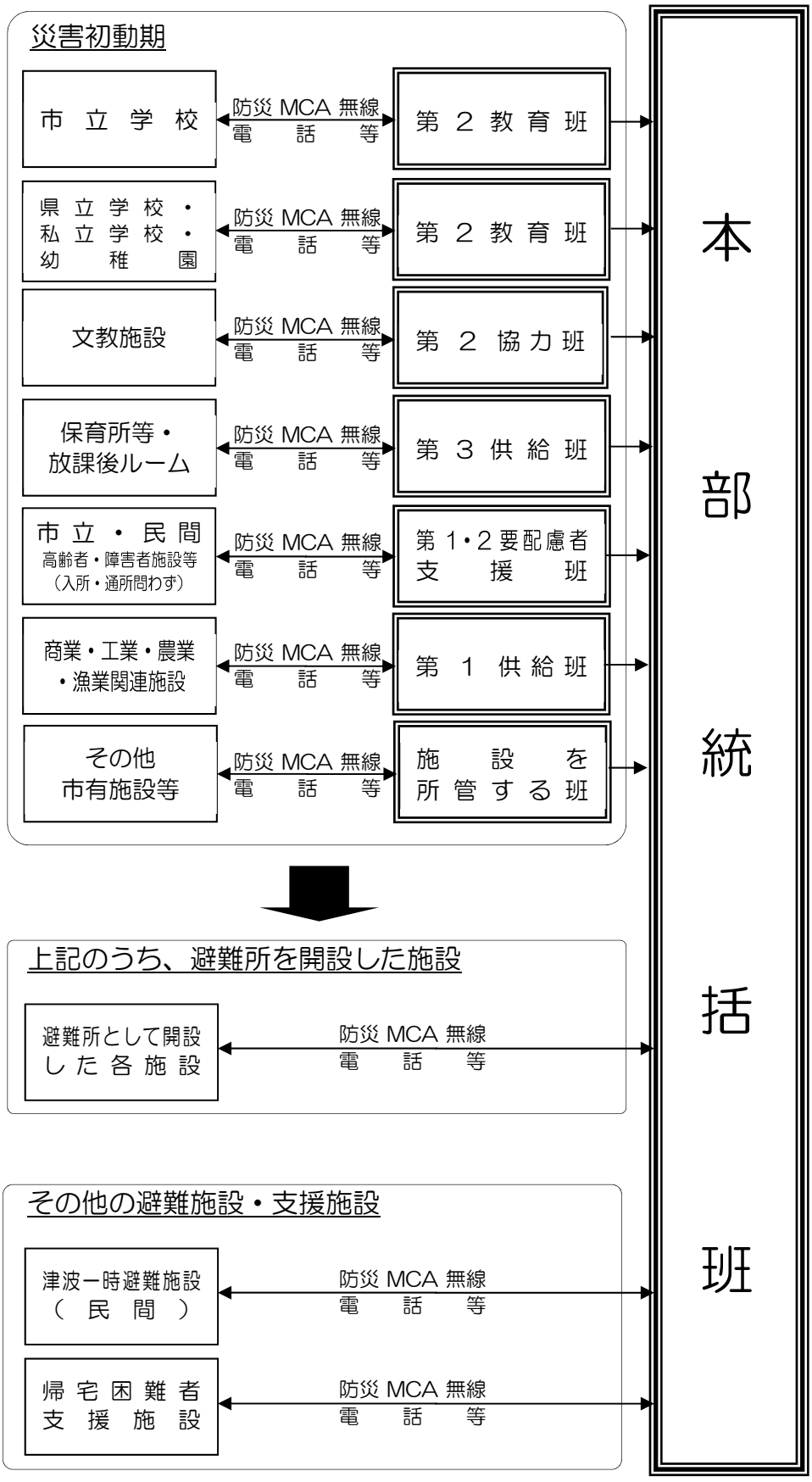

第９　避難所の開設

本部統括班・第 1～4 収容班・第 1・2 要配慮者支援班・第 1 復旧支援班・第 1 調査班・第 1・2 協力班

１．開設の担当者

災害の規模により避難所を開設する必要がある時は、避難者、各施設の管理責任者・教職員と収容班等の職員が避難所の開設を行う。また、夜間・休日等の場合も避難者とあらかじめ指定された市職員（避難所非常参集職員等）が開設を行う。

〈資料 1　避難施設一覧〉

２．開設の手順

避難所開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

⑴　施設の門を開ける
⑵　施設の入口扉を開ける
⑶　避難所の施設の安全を確認する。
　　（すでに避難者がいる時は、広いスペースに誘導する）
⑷　避難所内事務所を開設
⑸　電話、無線等により避難所開設の旨を本部に報告
⑹　避難者の受入れ（収容）スペースを指定
⑺　すでに避難している人を指定のスペースへ誘導
　※　以下、第 10「避難所の運営」の項へ

３．開設時の留意事項

（１）開設

避難所の開設は、原則として、本部長（市長）の指示により行う。

ただし、本部長（市長）からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断された時は、施設管理者や避難所非常参集職員等が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

また、地域の住民等がすでに避難している場合、速やかに避難所の安全性を確認し、施設が危険であると判断した場合、施設内の避難者を速やかに外部あるいは別の避難所に誘導するものとする。

（２）学校避難所の各部屋の割当て

学校が避難所となっても、原則的には教育活動をできるだけ早く再開することが学校の任務であるので、学校の提供できる施設について、避難所として割り当てする必要がある。

原則として割り当ては、次のとおりとする。

機　　能	割り当てる部屋
本部・情報連絡	事務室、校長室、職員室、コンピュータ室
地域住民の避難所	体育館、多目的室、空き教室
残留児童・生徒の避難所及び学習室	普通教室
福祉避難室	空き教室や多目的室など

※理科室、図工室、美術室、金工・木工室等は安全性の観点から、避難所としての使用は極力さける

※避難所の火災等第二次災害の防止や、電気容量の関係で暖房器具の持ち込みを原則禁止する

（３）受入れスペースの指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、「船橋市避難所運営マニュアル」に基づいて、町会・自治会や自主防災組織等が中心となり、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な運営ができるように取り計らう。なお、スペースの設定にあたっては、男女別の更衣室、授乳室、洗濯物干場の確保を行う。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープで掲示する等わかりやすいものになるよう努める。

（４）仮設トイレの設置

各避難所のトイレの状況を確認し、使用できない場合には、仮設トイレの設置を行う。

車イス用のトイレの設置については、段差の少ない場所、出入りのしやすい場所等の配慮を行う。また、女性専用のトイレを設置し、設置場所については、安全面やプライバシーの確保を図るため目隠しを行うといった配慮をする。

（５）報告

避難所の状況については、避難所運営委員会を通じて把握し、第１・２収容班（災害対策本部室）に電話（ＦＡＸ）または防災 MCA 無線により報告する。ただし、避難所開設前は、施設所管課が各施設と連絡をとるものとする。

＜避難所開設前＞

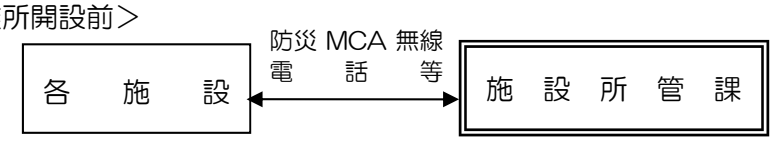

＜避難所開設後＞

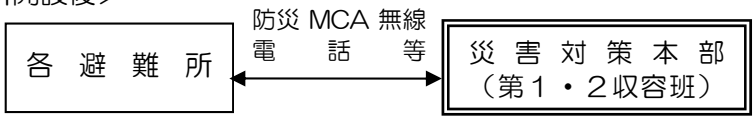

また、あわせて、本部統括班から県へ、開設の状況（箇所数及び収容人数、開設期間の見込みなど）を報告する。

（６）避難所運営本部の開設

上記の措置をとった後、避難所内に避難所運営本部を速やかに開設し、「避難所運営本部」と表示する。また、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお避難所開設以後は、避難所運営本部には要員を常時配置しておく。また避難所運営本部には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備しておく。

（７）避難所における職員の交代体制

夜間・休日に避難所非常参集職員により避難所開設を行った場合は、その後収容班等から交代要員が来るまで、避難所運営を続ける。また、避難所運営を行う職員はグループをつくり、職員が交代で勤務にあたれるような体制とする。

４．福祉避難所の開設及び緊急入所の実施

要配慮者支援班（本部）は、福祉避難所予定施設（特別支援学校、公民館及び老人福祉センター等）及び社会福祉施設等の被災状況を把握し、開設する福祉避難所及び緊急入所先を決定する。

福祉避難所予定施設は、特別支援学校、公民館、老人福祉センター等とする。緊急入所の受入施設は、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設等）、介護老人保健施設、障害者施設（入所支援施設）とする。

（１）小・中学校における福祉避難室の確保

避難所となる小・中学校では、教室等に福祉避難室を確保し、要配慮者の受入れを行うとともに、緊急入所や他の福祉避難所へ移送対象者についても、一時的に受入れる。

収容班は、要配慮者支援班（本部）からの要配慮者の選別情報に基づき、緊急入所者及び福祉避難所移送対象者については、個別支援調査表の作成を行う。

（２）公共施設における福祉避難所の開設

福祉避難所職員は、要配慮者の特性に応じた避難生活の場所を確保し、開設状況、受入れの可否、搬送方法等を要配慮者支援班（本部）へ報告する。

要配慮者支援班（本部）は、避難所ごとに、避難所から福祉避難所へ移送する要配慮者リスト等を提供し、各福祉避難所職員に受入開始を指示する。

福祉避難所では、要配慮者の立場に立った避難生活の実施のため、可能な限り避難者への配慮に努める。

（３）社会福祉施設等への緊急入所等の実施

要配慮者支援班（本部）は、緊急入所及び福祉避難所としての受入の可否及び搬送の可否を確認する。

要配慮者支援班（本部）は避難所ごとに、避難所から社会福祉施設等へ移送する要配慮者リスト等を移送手段を含めて提供し、受入先に応じた移送手段の準備が整い次第、順次、家族等の自家用車、公用車及び社会福祉施設等の車両により移送する。

（４）千葉県 DWAT（災害福祉支援チーム）との連携

市に災害救助法が適用、もしくは適用される可能性がある災害が発生した場合、要配慮者支援班（本部）と県（健康福祉部健康福祉指導課長）の調整を得て、千葉県 DWAT（災害福祉支援チーム※）の派遣があった場合は、速やかに情報の共有を図り、要配慮者に適切な支援を行う。

※災害時における２次被害を防ぐため、避難所等に駆けつけ、配慮が必要な者に対し福祉支援を行う専門職チーム

第 10　避難所の運営

本部統括班・第 1～3 供給班・第 1～4 収容班、第 1 災害医療対策班

１．運営の担当者

避難所の運営は、各収容班や協力班などの複数の職員や教職員、施設管理者なども参加して、自治会・町会や自主防災組織の代表者などが主体となって、避難所運営委員会を結成し担当する。男女双方の要望や意見を反映させるため、男性だけでなく女性を避難所運営委員会に入れる。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、避難所運営委員会が行う。

<資料 1　避難施設一覧>

２．運営の協力

避難所となった各学校長は学校管理業務の一環として、教職員を指揮し、学校避難所の運営に協力する。また、避難所運営委員会の代表者が中心となった避難所の運営に対し、避難者や自宅被災者などの地域住民あるいは帰宅困難者などの滞在者も協力を行う。

３．運営の手順

避難所運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

⑴ 避難者カード・要配慮者カードの配布
⑵ 避難者名簿の作成、本部への報告
⑶ 要配慮者の把握（避難者カードと避難行動要支援者名簿の突合や避難者の状態により）
⑷ 居住区域の割り振り
⑸ 食料品、生活必需品の請求、受取、配給
⑹ 避難所の運営状況の報告
⑺ 避難所運営記録の作成

４．運営上の留意事項

（１）避難者の把握

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、避難した市民等に対して、避難者カードを配布し、各世帯単位に記入するよう指示する。避難者カードの記載とあわせて、必要に応じて要配慮者カードを使用し、聞き取りを行う。

収容班は、避難者カードの情報を避難者名簿に集約した後、収容班（本部）へ報告する。

また、要配慮者カードが提出された場合は、収容班（本部）に避難者カードの情報とあわせて報告を行う。

（２）要配慮者の把握

収容班及び避難所運営委員会が、避難者カードを基に避難行動要支援者名簿の突合や避難者の状態により、要配慮者支援班（本部）へ報告する。

（３）避難所居住区域の割振り

居住区域の割り振りは、可能な限り、地域地区（町会等）ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員（20 人程度をめどとする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう、指示して、以後の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

子育て家庭や女性だけの家庭等に対しては、生活空間の設置に対する配慮を行う。

また、避難者数が減少し、避難所内のスペースに余裕が出てきた段階で、不公平にならないよう配慮しながら、避難者の使用面積を拡大し、プライバシーの確保を図るものとする。

―――― 居住区の代表者(班長)の役割 ――――

ア．市（本部）からの指示、伝達事項の周知
イ．避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
ウ．物資の配布活動等の補助
エ．居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
オ．環境衛生班が行う消毒活動等への協力
カ．施設の保全管理

（４）女性への配慮

居住区域の割振りにあたっては、女性に配慮し、女性専用の更衣室、授乳室、洗濯物干場及びトイレの確保を行う。また、女性専用の物資については女性が配付を行うなど配慮する。

（５）感染症対策

避難所の運営にあたっては、マスク、消毒液、間仕切り等の備蓄品の活用やスペース確保等により避難者間の感染防止に努める。

（６）要配慮者等への配慮

避難生活を送る上で配慮を必要とする方に対しては、避難所内の福祉避難室※や福祉避難所への移送を検討する。

（７）食料品、生活必需品の請求、受取り、配給

避難所運営委員会は、避難所全体で集約された食料品、生活必需品、その他物資の必要数について本部統括班へ報告し、各供給班において調達を行う。

また到着した食料品や物資を受け取った時は、そのつど、物品受払簿に記入の上、各居住区域ごとに配給を行う。

（８）避難所の運営状況及び運営記録の作成

避難所運営委員会は、避難所の運営状況について、本部（各収容班長が取りまとめ）へ報告する。

また傷病人の発生等、特別の事情のある時は、そのつど必要に応じて、報告する。避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

（９）被災者の移送

① 被災者の他市等への移送

本部長（市長）は、被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、県知事に対して、非被害地もしくは小被害地である他市町または隣接県地区への収容を要請する。

② 他市町村からの被災者の受入れの協力

本部長（市長）は、県知事から他市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の要請を受けた場合は、積極的に協力する。

※避難所内の福祉避難室：施設内の畳がある部屋などの要配慮者のための区画であり、それほどの支援を必要としないものの、何らかの支援が必要な要配慮者に利用してもらう。それ以上の支援が必要な要配慮者については、学校ではなく福祉避難所へ移ってもらうことになる

（１０）地域の自警

各避難所運営委員会は、避難者の安全を確保するため、また、避難所及び住家等の周辺環境の警備のため、避難所周辺の自警団を結成し、治安維持に努める。

（１１）地域等との連携

各収容班長及び職員は、避難所運営に関わる問題を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関することなどについて、地域の自治会組織、自主防災組織及び団体と協力連携して、避難所のスムーズな運営がなされるようにする。

（１２）避難所外で生活する被災者に対する支援

市及び各避難所運営委員会は、在宅の被災者や、やむを得ず、避難所に滞在することができない車中泊等の被災者が、必要な物資や食料品を避難所に受け取りに来た場合には、避難所に避難している避難者と同様に配布サービスを行う。

また、在宅被災者もできるだけボランティア等などで避難所運営に協力を行うものとする。

（１３）避難所におけるペット対策

市は、獣医師会等関係団体との協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

項　目	概　　要
避難所での 飼養の原則	動物の飼い主は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼養することを原則とする。
ペットの把握	避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 １ 飼い主の氏名と住所 ２ 動物の種類と数 ３ 動物の特徴（性別・体格・毛色 等）
飼養場所の指定	避難所運営委員会は、避難所における飼養場所の指定を行う。
一時収容施設等への 受入調整	市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から一時収容施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

第 11　避難所の集約・統合・撤収

本部統括班・第 1～4 収容班、第 2 生活再建班

ライフラインが回復し、仮設住宅への入居が開始される時期になると、避難者数の減少に伴い、避難所の撤収や集約・統合が進められる。同時に、避難所の集約・統合によって、避難所運営委員会の集約・統合を同時に進めることも求められる。

避難所運営委員会を中心とし、避難者や地域住民、ボランティアは協力して、避難所の閉鎖に伴う後片付けや清掃、避難者の移動支援を行う。特に自立が困難な避難者に対しては、市が適切な受入れ先のあっせんを行い、自立に対する支援を行うものとする。

避難所の集約・統合・撤収に向けた避難者の合意形成、避難所の後片付けは、以下の手順で行う。

① 避難所運営委員会は、ライフラインの復旧状況などから災害対策本部と避難所撤収の時期について協議する。

② 避難所が私立学校など民間の施設の場合には、避難者の減少に伴い早期に公的な施設の避難所に統合・集約する。避難所の統廃合は、概ね私立学校などの民間施設、県立高校、市立高校、市立中学校、市立小学校、市立施設（公民館など）の順に集約することを基本とする。ただし、福祉避難所として開設した施設は、この順によらず、要配慮者の避難を優先するものとする。

③ 災害対策本部の指示を受けて避難所運営委員会は、避難所閉鎖の準備に取りかかる。

④ 各避難所運営委員会は、避難所閉鎖のために、事務引継書を作成する。

⑤ 避難所の閉鎖時期や撤収準備などについて避難者に説明し、避難者の合意形成を行う。事前に住民リーダー等と協議を重ねる。

⑥ 避難所の閉鎖や集約に伴う避難者の移動にあたっては、民生委員や自治会などと協議し、できるだけ血縁や地縁のつながりを保てるよう配慮して執り行う。

⑦ 避難所の閉鎖にあたって、設備や物資について、返却、回収、処分などを災害対策本部と協議して実施する。

⑧ 避難者は地域住民やボランティアの協力も受けて、避難所施設内外の片付け、整理・整頓、清掃とごみ処理を行う。

⑨ 避難所運営委員会は、避難所運営に用いた各種の記録、資料を災害対策本部に提出し、避難所閉鎖の日に解散する。

第８節　応急医療救護

第１　災害時の初期医療体制　　第１・２災害医療対策班

１．災害医療対策本部

保健所長は、災害対策本部（非常第２配備）が設置された場合に、災害対策本部の下部組織として、第１・２災害医療対策班を中心に、保健福祉センター２階に災害医療対策本部を設置し、必要な体制配備指令を行うものとする。

災害医療対策本部は、最も尊重されるべき市民の生命を守るため、市域における災害時医療の指揮命令、調整を行う統括及び地域医療活動の継続、復旧を目的とし、医療機能全般を所管するものとする。

災害医療対策本部は、次のとおり保健所長が本部長となり、保健所次長、健康部長、保健所理事並びに船橋市地域災害医療コーディネーターにより構成され、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の代表者の協力を得ながら運営をする。

災害医療対策本部	本部長	保健所長
	副本部長（本部長代理）	保健所次長
	副本部長	健康部長（第２災害医療対策班、総合調整）
		保健所理事（第１災害医療対策班、事務部門統括）
	災害医療コーディネーター	船橋市地域災害医療コーディネーター委嘱者
医療関係団体の代表者	船橋市医師会	会長
	船橋歯科医師会	会長
	船橋薬剤師会	会長
	千葉県柔道整復師会	船橋・鎌ヶ谷支部長

なお、市内震度５強以上を観測した場合、以下の表に掲げる者は、災害医療対策本部へ速やかに自動参集し活動するものとする

対象者	備考
災害医療対策本部員	
第１・２災害医療対策班の班員	あらかじめ別の参集場所を指定されているものと除く
他班の保健師	あらかじめ別の参集場所を指定されているものと除く

また、医療関係団体の代表者は震度６弱以上を観測した場合、災害医療対策本部へ参集し、本部長（保健所長）に協力するものとする。

２．情報伝達の流れ

情報伝達にあたっては、電話・ＦＡＸのほか、市域内の災害医療協力病院に設置する防災ＭＣＡ無線及び広域災害救急医療情報システム（以下「ＥＭＩＳ※」という）等を活用し、第１・２災害医療対策班が傷病者の受入れ可否等について確認する。

また、県との情報連絡並びに県内各医療機関の状況確認については、「ちば救急医療ネット」やＥＭＩＳなどを活用する。

※）ＥＭＩＳ（Emergency Medical Information System）とは、各医療機関がインターネットを介してインフラや人員、薬の量、患者の数等の所定の項目を入力することで、市内医療機関全体の置かれている状況を一括して把握することができるシステムのこと

３．病院前救護所

本部長（保健所長）は以下のとおり、病院前救護所の設置及び運営を行う。

（１）設置基準

震度６弱以上　…　本部長の指示があったものとみなし、自動的に設置を開始

震度５強　　…　本部長が被災状況を鑑み、必要に応じて設置を指示

（２）設置場所

本部長（保健所長）は、応急並びに医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、病院前救護所を設置する。

病院前救護所は、市内の災害医療協力病院の入口等に設置することを基本とし、状況に応じて迅速な設置に努める。

〈資料９ 市域内の災害拠点病院および災害医療協力病院一覧〉

（３）病院前救護所の設置及び運営

病院前救護所の設置、運営の実務は、市内震度６弱以上を観測した場合の自動参集若しくは災害医療対策本部の要請により参集する医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の会員が中心となり、災害医療対策本部と連携を図るものとする。

なお、市に災害救助法が適用され、災害医療対策本部と県（健康福祉部長）との調整を経て県医療救護チームやＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム※1）、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム※2）などが派遣された場合、速やかに傷病者や医薬品、医療用資材等の情報を共有し、医療現場の指揮系統の確立と個々の役割を明確化する。

※１）ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）とは、厚生労働省医政局が設立した発災から４８時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する（主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。）

※２）ＪＭＡＴ（Japan Medical Association Team）とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣するもの

（４）主な活動

病院前救護所での主な活動は以下のとおりとし、不測の事態に対しては、災害医療対策本部と調整のうえで、適切に対応するものとする。

また、被災状況によっては、災害医療対策本部の指示を受け、外部支援を含む他の医療関係機関や団体による応急救護や保健衛生活動との連携、情報共有を図る。

病院前救護所の主な活動

〇あらかじめ指定された病院前救護所への参集基準である市内震度６弱を観測した場合の自動参集、並びに病院前救護所の開設・運営
〇傷病者のトリアージ及び軽症者への応急的な処置並びに中等症以上の者の災害医療協力病院内への搬送
〇災害時カルテ、傷病者記録の作成、災害時処方箋の発行
〇地域における医療活動、保健衛生活動との相互連携、情報共有
〇災害医療対策本部への報告、応需の伝達と調整

４．災害医療協力病院

（１）災害医療協力病院とは

平時は、病院群輪番制病院として市内の二次救急医療を担っている病院で、病院前救護所の設置場所となる。

（２）主な活動

〇入院患者の安全確保
〇外来受入可否の判断、緊急手術以外の手術の中止
〇病院前救護所の設置並びに参集者が集まるまでの軽症者への治療
〇病院前救護所でのトリアージにより中等症以上と判定された傷病者への、院内での治療・処置
〇院内での治療が不可能な場合の転送調整
※調整は災害医療対策本部を通して行う
〇災害医療対策本部への報告等
※ＥＭＩＳや防災ＭＣＡ無線等を使用

５．県が行う支援・調整

（１）県による医療救護

県は、市に災害救助法が適用されたとき、県地域防災計画に基づき、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療救護チーム、ＤＭＡＴ を編成、派遣等を実施し、市はこれを受入れ、活動の補助を行う。

（２）県による外部医療支援の調整

県は、相互応援協定などに基づく外部からの医療支援（ＤＭＡＴ、ＪＭＡＴなどを含む）並びにボランティア受入れなどの受援実施にあたり、連絡調整、その他必要な措置を講じ、市災害対策本部をはじめとする関係機関との連携を図り、市が設置する病院前救護所へ医療支援を行う。

また、県は、避難生活が長期化した際は、市が設置する避難所内に避難所救護センターを設置し、心療内科、歯科等によるケアを含めた対応を図るとともに、必要に応じて周辺地域の巡回医療を行う。

（３）収容医療機関の広域的確保

県は、協定等に基づき派遣した医療救護チーム等による応急救護の後、入院治療を要する傷病者を収容する施設を広域的に確保する。

第２　重症傷病者の搬送体制

消防救急班

１．搬送体制

原則として、被災現場から病院前救護所までは、周辺住民の支援を受けるなどして、被災者自身の移動によるものとする。

また、災害医療協力病院で治療できない重症者及び他の一般医療機関では治療できない重症者の収容医療機関（治療可能な医療機関）への搬送については、災害医療対策本部が中心に調整を行い、消防救急班職員、その他市職員が、県その他関係機関の協力を得て行う。

２．搬送の方法

市は、収容医療機関への搬送を次のとおり行う。

(1) 病院前救護所から中等症以上の傷病者を引き継いだ災害医療協力病院は、院内で治療可能か検討し、治療できない場合には治療可能な収容医療機関に搬送するため、市災害医療対策本部に配車・搬送を要請する。
(2) 消防救急班職員、その他市職員により、救急車、搬送車、防災ヘリなど、可能かつ適切な手段を用いて搬送する。

第３　傷病者を収容する医療機関の確保

第１・２災害医療対策班・消防救急班

１．収容医療機関の受入れ体制の確立

第１・２災害医療対策班は、消防救急班と協力して、防災 MCA 無線、ＥＭＩＳ及び電話等を活用し、市内全ての病院の被災状況と収容可能なベット数を速やかに把握し、搬送される傷病者の収容を要請する。また、市内のみならず、近隣市の医療機関についても情報を収集するとともに、県への支援要請について検討する。

〈資料９ 市域内の災害拠点病院および災害医療協力病院一覧〉

第４　医薬品・医療用資材の確保

第１・２災害医療対策班・消防救急班

１．各病院前救護所の対応

⑴ 病院前救護所で使用する医薬品・医療用資材については、病院前救護所用として保管してあるものを使用する。
⑵ 国や県が派遣又は自主的に支援を行う医療チームは、原則として、自己が携行した医薬品・医療用資材を使用する。

２．不足時の調達方法

第１・２災害医療対策班は、各病院前救護所で使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、薬剤師会、その他医薬品・医療用資材取扱業者、県（健康福祉部）、日本赤十字社及び各医療機関等に協力を要請して、補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社千葉県支部（千葉県赤十字血液センター）に確保されている血液または各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、第２災害医療対策班は、必要に応じて市民への献血を要請する。

第５　心のケアの実施

第１災害医療対策班・職員動員班

１．避難所における対応

第１災害医療対策班は、避難所における避難者の精神状態に配慮して、医師、保健師、臨床心理士等の巡回の手配を行う。必要に応じて専門家による相談窓口を設置する。特に子どもや高齢者、障害者など、要配慮者の精神状態に注意を払い、必要に応じて、第１災害医療対策班が国や県に対して、専門家の派遣を要請するものとする。

２．電話相談窓口の設置

第１災害医療対策班は、必要に応じて医師及び保健師等による電話相談窓口を設置し、被災者のメンタルケアを実施する。

３．児童・生徒への対応

教育委員会は、千葉県教育委員会と連携して、被災児童・生徒に対するメンタルケア対策を実施し、状況に応じて専門家を学校に派遣するものとする。

４．災害対応従事者への対応

遺体捜索にあたる者など災害対応に従事する者も精神的な負担は多大なものとなる。災害対応従事者に対しても健康管理やメンタルケアが実施できるよう、対応を行う。

５．日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、被災地への「こころのケアチーム」の派遣を行なっている。市及び県は、情報の提供などにおいてこれに協力するものとする。

第９節　緊急輸送対策

第１　輸送手段の確保

本部統括班・第 2 復旧支援班・第 1～3 供給班

１．車両等の調達

（１）市保有車両の把握

第２復旧支援班（財産管理課）は、災害発生後、輸送活動に調達可能な市保有車両の状況や燃料の残量等について把握し、市災害対策本部に報告する。

（２）協定等の活用

各班は、災害の状況により必要と認める場合は、輸送業者との協定等を活用し、輸送手段を確保する。

各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、市の指定場所に待機する。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（３）燃料の調達

第２復旧支援班（財産管理課）は、各班の専用管理車両、第２復旧支援班（財産管理課）管理の市保有車両及び借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

調達は、市内の供給業者に対してあらかじめ定められた方法により供給を要請し行う。

２．配車計画

（１）輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

―――― 輸送対象の優先順位 ――――

ア．負傷者、病人、要配慮者等の罹災者の搬送
イ．罹災者の避難のための対策要員の輸送
ウ．医療・助産における対策要員及び資機材の輸送
エ．罹災者救出のための対策要員及び資機材の輸送
オ．公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
カ．飲料水の供給のための輸送
キ．救助物資の輸送
ク．遺体の捜索及び処理のための輸送
ケ．埋葬のための輸送
コ．その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

（２）配車手続き等

① 第２復旧支援班（財産管理課）が、本部長（市長）の指示に基づき、各班で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。

② 第２復旧支援班（財産管理課）は、災害の状況に応じて各班に対し、必要となる車両の待機を要請する。

③ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各班の要員をもってあてる。

④ 防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

３．緊急通行車両の確認

（１）緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として事前の届出が可能な車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

―――― 緊急通行車両の範囲 ――――

ア．警報（地震予知情報）の発表及び伝達並びに避難の指示に関するもの
イ．消防、水防その他応急措置に関するもの
ウ．被災者の救難（救護）、救助その他の保護に関するもの
エ．災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの（教材運搬等）
オ．施設及び設備の応急の復旧に関するもの（整備・点検）
カ．清掃、防疫、その他の保健衛生に関するもの
キ．犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
ク．緊急輸送確保のための措置に関するもの
ケ．その他災害発生の防ぎょ、拡大防止等に関するもの

（２）緊急通行車両の確認

緊急通行車両として事前の届出をした車両は、災害発生時に県警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所などで所定の手続きを受け、緊急通行車両としての確認を受ける必要がある。

（３）緊急通行車両標章及び証明書の交付

① 車両の使用者は、知事または公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第３２条の２の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。

② 前項の確認をしたときは、知事または公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書が交付される。

③ 交付された標章は、運転手席側（助手席側）の内側のウインドガラス上部の前面から見やすい個所に貼付し、証明書は当該車両に備えつける。

④ この届出に関する事務手続きは、県防災危機管理部防災対策課長、県葛南地域振興事務所地域防災課長、または、公安委員会(交通部交通規制課長、高速道路交通警察隊長または警察署長)に行う。

４．車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両によることができない場合、もしくは、著しく緊急性を要する場合等には、第１～３供給班は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

なお、各機関への要請については、本章第１節　第６「応援の要請」の定めるところにより本部統括班を通じて行う。

⑴ 航空機（自衛隊等のヘリコプター）による輸送
⑵ 鉄道（ＪＲ東日本・京成・東武・新京成・東葉高速等）による輸送
⑶ 船舶等による輸送

第２　輸送拠点・集積場所

第 1～3 供給班

市内各地区への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として、次の施設を物資の輸送拠点に指定する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」または「災害時物資輸送拠点」を表示する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の確保を行う。

輸送拠点は、災害時において調達した物資等や他県市からの救援物資を受入れ、保管し、各地域へ配布するための仕分け等も実施する。

受け入れた救援物資等を集積場所から各避難所等へ配付する際に、必要に応じて中継物流施設を検討する。

区　　分	施設の名称	所　在　地
陸上輸送	船橋市防災備蓄センター	行田 2-8-10
陸上輸送	船橋市地方卸売市場	市場 1-8-1
陸上輸送	日本大学理工学部	習志野台 7-24-1
海上輸送	船橋競馬場	若松 1-2-1

第３　物資輸送

第 1～3 供給班

（１）輸送を実施する範囲

第１～３供給班が実施する輸送の範囲は、次のとおりとする。

―――――― 輸送の範囲 ――――――

ア．食料品及び生活必需品の輸送
イ．各班が輸送を担当する定めのあるもので、状況によって応援を必要とするもの
ウ．各対策項目のうち、輸送についての明確な定めのないもの

（２）輸送の実施

第１～３供給班は本部からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、物資等の輸送を実施する。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

第 10 節　緊急輸送道路・港湾等の確保

第１　緊急輸送道路の確保　道路班

１．道路の復旧順位

道路班は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により復旧する。

（１）本部長（市長）の指示に基づき、船橋建設業協同組合などの協力を得て、市指定の路線から順次復旧を図る。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（２）地域によって指定の路線から復旧を図ることが困難な場合、もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じてその他の路線の復旧を図る。

（３）県指定の路線については、県が確保にあたるが、市が災害対策実施上の必要から、県の指定路線を啓開作業する場合は、県知事に対してその旨を通知する。

２．道路復旧作業の内容

（１）市

道路班は、次のとおり、緊急輸送道路の復旧のための作業を実施するものとする。

① 緊急輸送道路の被害状況を確認し、災害対策本部に報告する。

② 災害対策本部から指示された箇所の通行確保を図る。なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される時は、警察等の関係機関と連絡の上、通行止め等の必要な措置をとる。

③ 人員、車両、資機材等に不足がある時は、他部または本章第 1 節　第 6「応援の要請」の定めに基づく応援要請を本部長（市長）に求める。

④ 緊急輸送道路の復旧作業が完了した時は、速やかに本部長（市長）にその旨を報告する。

（２）県葛南土木事務所

県は、被害を受けた県指定路線（千葉県緊急輸送路）について、第１次緊急路線から順次速やかに復旧し、交通の確保に努めることになっている。本部長（市長）は、そのうち救助活動及び避難のための道路については、特に重点的に復旧作業にあたるよう要請するものとする。

確保作業の手順は、災害の状況等に応じて決められるが、おおよそ次のとおり行われる。

① 国道及び県道について、市から被害箇所を発見した旨の通報を受けた時はただちに必要な指示もしくは関係機関への通報を行い、状況に応じて、所属職員を現場に派遣し、必要な対策を講ずる。

② 応急対策活動及び救助活動の基幹となる主要道路を最優先に、道路上に散在する破損・倒壊物等交通上障害となる物の除去を行い、救援活動のための車両用走行帯を確保する。

③ 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。

（3）千葉国道事務所・首都国道事務所

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

（4）東日本高速道路株式会社

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

3．交通規制の依頼

災害対策本部は、人命救助や食料品、生活必需品、医薬品、その他資機材の搬送などを、迅速かつ適切に行うために、交通規制による緊急輸送道路の確保がやむを得ないものであると判断したときは、警察に対して、交通規制を行う路線、規制の目的、期間を伝え、交通規制を要請する。

交通規制による緊急輸送道路の確保については、本部統括班が関係各班と協議を行い、災害対策本部長が最終判断を行うものとする。

4．警察の情報提供

船橋警察署及び船橋東警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

第２　港湾施設の確保　都市施設班

1．集積ヤードの確保等

都市施設班は、下水道班と連携し葛南港湾事務所等に荷役施設・接岸施設等の被災状況を確認し、葛南港湾事務所、関係機関等と連携をはかり、集積ヤードを確保する。

また、救援物資輸送等にあたる船舶の活動が速やかに実施できるよう、海上保安部と連携をはかる。

2．その他

（1）救援物資等の受入れ施設の確保については、港湾法に基づき県からの委託により港湾施設に関する調整を行っている「京葉港港湾運送事業協同組合」へ協力を要請する。

（２）埠頭構内の荷役作業等に必要な人員・機材の確保については、港湾の物流業者等の施設利用や管理を統制している「千葉港運協会」に協力を要請する。

（３）救援物資受入れ施設確保に伴う海上の状況調査、並びに情報収集連絡のため、関係機関の協力を得て、通信体制を確立し、迅速な情報の収集伝達を行う。

また、市が支援協定先や、避難施設指定先に設置する防災ＭＣＡ無線などを活用し、様々な情報の伝達を円滑に行うため、平常時より通信訓練を実施すると共に、連絡先となる部署、担当者との書面による確認を毎年行う。

第３　ヘリコプター臨時離発着場の開設

消防救急班・本部統括班

ヘリコプター臨時離発着場の開設の決定は、自衛隊や警察などからの要請に応じて本部長（市長）が決定する。

消防救急班及び本部統括班は、本部長（市長）の開設の指示に備えて、ヘリコプター臨時離発着場の開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

〈資料 11　ヘリコプター臨時離発着場適地一覧〉

第 11 節　ライフラインの応急対策

第１　上水道

第１供給班

１．震災時の活動体制

本部長（市長）は震災時においては、千葉県企業局及び習志野市企業局に対して応急活動体制を速やかに確立するよう要請する。

また、第１供給班は被害及び応急復旧状況について、千葉県企業局及び習志野市企業局に定期的に確認を行い、本部に連絡を行う。

２．千葉県企業局の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大４週間以内を目処に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て復旧を行う。

（１）被害発生の把握及び緊急措置

① 地震の規模により、市と密接に連携して必要な応急体制を構築する。

② 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水個所の切り離し等の措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

なお、管路パトロールについては、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合と協力して実施する。

（２）応急復旧

復旧期間の目標を立て、次の方針に基づく復旧計画を立て実施する。

① 被害状況に基づき、速やかに復旧体制を確立するとともに、市民への広報、保安対策に万全を期する。

② 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は仮配管等による仮復旧とする。

③ 施工にあたっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。また、給水装置の復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

④ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

⑤ 復旧完了後、ただちに充水・洗浄を行い、水質確認をして速やかに通水する。

（３）応急復旧資機材の確保

千葉県企業局の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、災害時の応援協定を締結している製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。

３．習志野市企業局の応急復旧

習志野市企業局は、警戒宣言発令時又は地震発生時の被害状況により、習志野市企業局災害対策本部を設置し、水道施設の応急対策を講じる。

（１）活動内容

① 情報収集と緊急措置

習志野市企業局災害対策本部は、被災の情報収集と同時に緊急措置を行い、水道施設からの水の流出防止と施設破損に伴う危険物等による二次災害の防止等を図る。

② 応急復旧体制の整備

習志野市企業局災害対策本部は、集められた被災情報に基づき、速やかに応急復旧体制を整える。

習志野市企業局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、千葉県に応援を要請し、応急復旧体制を整える。

（２）応急復旧体制

災害による施設の被災状況を的確に把握し、早期復旧を図り一日も早く平常給水を回復するため応急復旧体制を確立する。

第２　公共下水道

本部統括班・下水道班

船橋市下水道部業務継続計画に基づき、下水道機能の継続・早期回復を行う。

１．管渠の応急措置

（１）下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講ずる。

（２）幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。

（３）枝線の被害については直接本復旧を行う。

（４）多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないようマンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

（５）工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

２．下水処理場・ポンプ場等の応急措置

（１）下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期するとともに、自家発電装置の燃料の確保を図る。

（２）下水道施設に浸水をきたした場合には、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

３．資機材、車両及び人員の確保

（１）職員の動員・配備は、本章 第１節第４ 配備体制の検討・執行による。

（２）下水道施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行う。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（３）応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。

災害の規模により多くの資機材もしくは車両を必要とする場合には、指定工事店等所有の資機材等の緊急調達を行う。

なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供もしくは関係会社等からの調達協力を要請する。

４．災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、本部統括班に防災行政無線（同報無線）その他による広報を要請し行う。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況にあわせてそのつど決定する。

第３　電気　　都市施設班

１．震災時の活動体制

（１）市

都市施設班は、防災 MCA 無線などを用いて、東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社に被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、本部統括班に報告する。

（２）東京電力パワーグリッド株式会社

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は、千葉総支社に非常災害対策本部を、京葉支社に総括班を設置して対応にあたる。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集・出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

２．電気の応急復旧

（１）各設備の運転保守について

①　災害発生時においても、原則として送電を継続する。

②　浸水、建物により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合または運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、やむを得ない場合はこの限りではない。

（２）被害状況の収集、周知

①　被害状況の収集

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

②　被害状況の周知

ア　本部統括班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、チラシ等を利用し、その状況(被害数、復旧見込み等)の周知に努める。

イ　市に被害状況及び復旧を定期的に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力を要請する。

３．計画停電への周知・対応

東京電力パワーグリッド株式会社は、万一、計画停電を行わざるをえない事態に至った際には、速やかに市あるいは市災害対策本部へ報告するとともに、あらゆる手段を用いて市民への周知に努める。

また、人工呼吸器等電源等が必要不可欠な者や病院等に対して可能な限りの配慮を行う。

第４　都市ガス　　都市施設班

１．震災時の活動体制

（１）市

都市施設班は、防災 MCA 無線などを用いて、京葉瓦斯（ガス）株式会社供給保安部保安指令センターに対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、本部統括班に報告する。

（２）京葉瓦斯（ガス）株式会社

①　動員、配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、市民一般に及ぼす影響が大きく、迅速かつ適切に実施する必要がある。社内規定に基づき日常保安の確保を基本として、非常災害対策を行う。

②　情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、工場、お客さまサービスセンター及び供給所等が被害情報収集の拠点となる。これらの拠点は、衛星携帯電話、災害時優先電話、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも十分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。

③　消費者に対する広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。

また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

２．ガスの応急復旧

ガス供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設の復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

第５　電話　　都市施設班

１．震災時の活動体制

（１）市

都市施設班は、防災 MCA 無線などを用いて、NTT 東日本千葉支店に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、本部統括班に報告する。

（２）東日本電信電話株式会社

①　災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と密接な連絡を図る。

②　情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される津波警報、利根川水系等の洪水予報について速やかに関係市町村へ通報する。

③　災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

ア　通信途絶、利用制限の理由と内容

イ　災害復旧措置と復旧見込時期

ウ　通信利用者に協力を要請する事項

エ　災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

（３）その他の通信事業者

①　災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と密接な連絡を図る。

② 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

③ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

ア 通信途絶、利用制限の理由と内容

イ 災害復旧措置と復旧見込時期

ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ 災害用伝言板の提供開始

第６ 鉄道

道路班

１．震災時の活動体制

（１）市

道路班は、防災 MCA 無線などを用いて、鉄道事業者に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、本部統括班に報告する。

（２）各鉄道事業者

① 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

② 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

２．発災時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。

（１）運転規制

機関名	運転規制の内容
東日本旅客鉄道株式会社	地震が発生した場合の列車の運転の取扱いは次による。 １．加速度値が 100 ガル以上の場合、全列車を停止させ、保線社員等が全線を点検実施し、異常のないことを確認後運転規制を解除する。 ２．加速度値が 80 ガル以上 99 ガル未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺の申告がなく、保線社員等が要注意箇所を点検実施し、異常のないことを確認後、速度規制を解除する。 ３．列車を停止させた場合、速やかに最寄の停車場の駅長または指令と連絡をとりその指示を受ける。
京成電鉄株式会社	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 １．自社の震度計が震度４(40～99 ガル)の場合、ただちに列車停止の手配をとる。指定点検箇所の異常の有無を確認の上、25 ㎞/h 以下の注意運転を行う。安全確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。 ２．震度計が震度５弱以上(100 ガル以上)の場合、運転を中止し、全線の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から逐次運転を再開する。
東京地下鉄株式会社	強い地震が発生した場合は、次の取扱いを行う。 １．地震注意報（25 ガル以上） 先発列車のあった駅までは、注意運転とする。運転士の報告に基づき運転規制を解除する。 ２．地震警報（40 ガル以上） 全列車緊急停止させ、以下の運転規制により取り扱う。 （１）第３地震警報（40 ガル以上） 先発列車のあった駅までは、25km/h 以下の注意運転 （２）第２地震警報（80 ガル以上） 先発列車のあった駅までは、15km/h 以下の注意運転 （３）第１地震警報（100 ガル以上） 運転見合せ 工務及び電気関係区長の報告に基づき運転規制を解除する。
東葉高速鉄道株式会社	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 １．40 ガル以上 全列車を緊急停止させた後先行列車のあった駅まで 25km/ｈ以下の注意運転とし、駅長及び乗務員の報告に基づき運転規制を解除する。 ２．80 ガル以上 全列車を緊急停止させた後先行列車のあった駅まで 15km/ｈ以下の注意運転とし、駅長及び乗務員の報告に基づき運転規制を解除する。 ３．100 ガル以上 全列車を緊急停止させた後、運転見合わせとし、駅長及び運輸施設部長の点検完了後、運転規制を解除する。
鉄道事業者その他の	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 １．震度５弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。 ２．震度４の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

（2）乗客の避難誘導

機関名	避　難　誘　導　方　法
東日本旅客鉄道株式会社 その他の鉄道事業者	1　駅における避難誘導 ⑴駅長は、駅係員を指揮して臨時避難所場所等、安全な場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 ⑵旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 2　乗務員が行う旅客の避難誘導 ⑴列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 ⑵列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として旅客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 イ 特に交通弱者等に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。
東京地下鉄株式会社	1　駅における避難誘導 駅務管区長は、あらかじめ指定された避難場所を旅客に周知し、その方向の出入口に誘導する。 2　列車における旅客の避難誘導 ⑴列車が駅に停止している場合は、駅務管区長の指示による。 ⑵列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア 駅務管区長は、列車が駅間に長時間停止し、乗客の誘導が必要になったときは、救援隊を組織し乗客を安全な方向の隣接駅へ誘導する。 イ 交通弱者の介添え等について、旅客の協力を求め降車させる。 ウ 車内放送等により避難誘導等について説明し、危険防止を図りながら整然とした避難誘導をする。

（3）事故発生時の救護活動

機関名	救護活動の内容
東日本旅客鉄道株式会社 その他の鉄道事業者	災害発生時には、駅係員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。
東京地下鉄株式会社	駅係員、乗務員等は、死傷者の救出・救護を最優先とし、二次災害及び被害拡大の防止に努め、旅客の安全を図る。

第 12 節　建物・宅地応急対策

第１　被災建築物応急危険度判定

第 2 調査班・ボランティア班・本部統括班

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の被害状況を調査・判定し、その結果を表示することで、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

１．活動体制

被災建築物応急危険度判定は、災害対策本部長（市長）の責任において実施し、第２調査班が実務を担当する。

なお、被災建築物応急危険度判定の実施は、以下による他「船橋市震前判定計画」に定めるものとする。

２．判定実施の計画

地震により多数の建物に被害が生じ、被災建築物応急危険度判定の実施が宣言された場合、第２調査班は被害分布及び、避難所などの重要な建築物の分布を考慮して作業の優先順位等を検討し、判定実施計画を作成する。

第２調査班は判定実施計画に基づき、地元の判定士への参集要請、判定に必要な資機材等の準備を行う。

なお、この調査は罹災証明のための被害程度認定の調査ではなく、被害拡大を防ぐための緊急の調査であり、概ね発災から 3～7 日以内を目安に効率的に広範囲の調査に着手するように計画する。

３．被災建築物応急危険度判定士の派遣要請及び受入れ

（１）被災建築物応急危険度判定士の派遣要請

第２調査班は、参集した地元の判定士だけでは必要判定士数に達しない場合、被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

（２）被災建築物応急危険度判定士の受入れ

判定士の受入に際しては、第２調査班が県災害対策本部と十分に調整を行う。

なお、個人等ボランティアを受入れる場合は、第２調査班がボランティア班と連携して、市社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターとの協議により行う。

４．被災建築物応急危険度判定実施の広報

判定を実施するときは、第２調査班は、本部統括班及び各収容班と協力し、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線、チラシ等の配布などあらゆる手段を通じて周知を図る。

５．判定作業の概要

（１）危険度の判定の結果は、次の３区分で行う。判定結果については、被災建築物へ表示し、使用者等に注意を促す。

① 調査済 ［緑色］
② 要注意 ［黄色］
③ 危　険 ［赤色］

（２）判定は、判定実施区域の範囲や被災状況の程度等によるが、原則として被災建築物の全てについて外観調査により判断することを基本とする。

６．判定実施後にとるべき措置

被災建築物応急危険度判定実施後にとるべき主な措置は、以下のとおりである。

① 市所有建築物について、危険防止のための応急的建物補強措置。
② 立入禁止措置。
③ 被災度区分判定の実施促進。
④ 被災度区分判定は、県・国・関係団体の協力を得て、判定結果の通知を受けた建築物所有者が自己の責任において、建築構造技術者へ依頼して行うよう促進する。
⑤ 判定調査結果のとりまとめ及びデータの公表。
⑥ 市民相談の実施。

第２　被災宅地危険度判定

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握するとともに、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図るものである。

なお、被災宅地危険度判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」及び「船橋市被災宅地危険度判定実施要綱」に基づくものとする。

第３　応急仮設住宅などの確保

第 2 生活再建班・第 2 災害医療対策班・第 1 要配慮者支援班

１．応急仮設住宅の必要戸数の把握

「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」を参考にして、第２生活再建班は、避難者数を基に、応急仮設住宅の必要戸数（借上げ戸数＋建設戸数）を推計する。

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与は原則、県が実施するため、必要戸数を県へ要望する。

２．市営住宅の一時使用・民間等からの住宅の借上げ

市営住宅に空きがある場合は、仮設住宅として使用することも計画する。第 2 生活再建班は、空きのある市営住宅について点検を行い、一時使用が可能であれば、入居までの事務手続きを実施する。

また、第 2 生活再建班は、独立行政法人都市再生機構の UR 賃貸住宅の借上げの調整を行う他、民間の不動産団体との連携により、空き住戸物件を借上げ仮設住宅として使用するための調整・事務手続きを実施する。

３．応急仮設住宅の建設

（１）建設の実施機関

応急仮設住宅建設の実施は、本部長（市長）が行い、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、県知事が行い、県知事による救助のいとまがないときは、本部長（市長）が行う。

なお、市のみで処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他の関係機関の応援を得て、実施する。

（2）用地・資材等の確保

①用地の確保

応急仮設住宅の建設地は、以下の条件を考慮し、第２生活再建班が関係各班と調整の上、事前に選んだ候補地リストから選定する。なお、建設地が不足した際には、以下の条件を考慮し、改めて選定する。

ただし、被害状況によりやむを得ない場合は、市内小・中学校体育館に間仕切りを設けて応急住宅の一部として利用するものとする。

〈資料 13 応急仮設住宅建設候補地リスト〉

ア　用地の主な調達先

区　分		留意すべき事項
市	市の公園	①平坦な地形にあり、面積 1000 ㎡以上を有するものであることが望ましい。 ②少なくとも２年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。
	市有未利用地	
県	県の公園	
	県有未利用地	
国有未利用地		①災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸付を受けることが可能である。 ②所管する関東財務局に照会し、提供を要請する。
その他公有未利用地		
民有未利用地		①将来のトラブルを避けるため、正規の土地賃貸借契約書を締結する。 ②市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第 356 条第１項に基づき裁判所に申し立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。
防災協力農地		平成９年９月 10 日に創設された防災協力農地登録制度で、あらかじめ農地所有者の協力により災害時の市民の安全確保と復旧活動に役立てる用地として確保している土地のうち、長期使用を承諾している土地。

イ　用地選定上のめやす

○　浸水、がけくずれ等の危険がないこと
○　飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
○　児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し可能な限り、罹災者の生活圏内にあること
○　交通の便がよいこと
○　なるべく公有地であること
○　敷地が広大であること

②資材等の確保

災害救助法が適用されない場合で、本部長（市長）が応急仮設住宅の建設を決めたときは、第２生活再建班が関係各班長と連携し、船橋建設業協同組合などに協力を要請し、資材等を確保する。

<資料 10 災害時応援協定締結先一覧>

（３）建設の実施

①建設戸数

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流失し自らの資力では、住宅を得ることができない者のために建設する。

②建設の基準

ア　建設住宅は平家建とし、必要に応じてこれと同程度の長屋建とする。

イ　設置の規模は実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。設置に要する費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定によるものとする。

ウ　応急仮設住宅を同一敷地または近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

エ　高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。

③着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。

応急仮設住宅の供与期間は２年（特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第７条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第 85 条第３項後段の規定にかかわらず同項の許可期間を延長した場合においてはその期間）以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

④建設の実施

災害救助法が適用されない場合、第２生活再建班は関係各班長と連携し、船橋建設業共同組合などに協力を要請し、応急仮設住宅の建設工事を実施する。

また、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設工事は、県の監督の下、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人千葉県建設業協会にあっ旋された業者が行う。

４．入居者の選定

（１）入居資格基準

①　住家が全焼、全壊または流失した者であること

②　居住する住家がない者であること

③　自らの資力では、住宅を確保することのできない者であること

④　災害時において、船橋市に居住していた者であること

特定の資産のない高齢者や障害者のいる世帯、一人親世帯などを優先して選定する。

（2）入居者の選定

入居資格基準に基づき、被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力その他を勘案の上、第２生活再建班が決定する。

（3）応急仮設住宅の管理

第２生活再建班は、仮設住宅への入居が円滑に進むよう関係各班長と調整を行うとともに、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅と入居者の管理を行う。

また、第２災害医療対策班及び第１要配慮者支援班は、応急仮設住宅などの入居者に対して、巡回の保健指導を行い、身体及び精神面のケアを行う。

第４　被災住宅の応急修理

第 2 生活再建班・第 2 調査班

１．応急修理実施の決定

（1）実施者

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用され、なおかつ、本部長（市長）が必要と認めたとき、第２生活再建班及び第２調査班が行う。なお、災害救助法の適用前であっても、緊急性や必要性が認められる場合は、応急修理を実施する。ただし、市のみにおいて処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

（2）対象者

応急修理の実施の対象者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けており、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定によるものとする。

（3）応急修理の給付内容

応急修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分又は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分について、実施（給付）するものとする。

修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定によるものとする。

２．修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて判断し、「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」については応急仮設住宅入居者の被害の程度・住宅困窮の状態等に準じ、災害救助法の定める範囲で行う。

３．修理の実施

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

（１）応急修理の内容

応急修理は、以下のとおりとする。

①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

②日常生活に必要な最小限度の部分の修理

（２）実施期間

①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

原則として災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

②日常生活に必要な最小限度の部分の修理

原則として災害発生の日から３ヶ月以内に完了するものとする（国の災害対策本部が設置された災害においては、６ヶ月以内に完了）。

（３）修理の実施

第２生活再建班及び第２調査班の統括責任者である建築部長は、修理対象住宅の選定を終えた後、ただちに住宅の応急修理実施に必要な要員の確保を船橋建設業協同組合などに要請し、設計・監督等の総括事務にあたる。資材が不足する場合には、第３　「応急仮設住宅などの確保」３.「応急仮設住宅の建設」と同様に行う。

４．市営住宅の応急修理

既設の市営住宅または付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう、第２生活再建班及び第２調査班が応急修理を次のとおり実施する。

（１）市営住宅または付帯施設の被害状況は、第２生活再建班及び第２調査班が早急に調査を行う。

（２）市営住宅または付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。

（３）市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第 13 節　生活救援対策

第１　飲料水・生活用水の供給　　第１・３供給班

１．補給給水源の確保

（１）千葉県企業局給水場（注水指定場所）

大規模地震が発生した場合、千葉県企業局は、速やかに給水場の配水池に、応急給水用の水を確保する。

表　千葉県企業局給水場（注水指定場所）

施設名	所在地	有効貯水量	備考
船橋給水場	行田	18,000m^3	市川市、浦安市
北習志野分場	習志野台	4,000m^3	
北船橋給水場	大穴北	104,000m^3	鎌ケ谷市
計		126,000m^3	

（２）給水栓

施設の受水槽に給水栓を設置し、補給給水源として使用する。

また、応急給水用仮設給水栓等を用いて、消火栓や排水栓から応急給水用の水を確保する。

（３）防災用井戸

市内に設置した防災用井戸により、災害時の生活用水を確保する。

また、協定の締結等により、民間企業等が所有する井戸の使用について、協力を得る。

２．需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される時は、第１供給班は、ただちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況把握の方法は次によることとする。

―――― 被害状況把握の方法 ――――

⑴ 市災害対策本部への被害情報
⑵ 県災害対策本部への被害情報
⑶ 市民からの千葉県企業局への通報
⑷ 市民からの習志野市企業局への通報
⑸ テレビなど報道機関からの情報

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、あわせて本部長（市長）へ報告するものとする。

―――――― 本部長への報告 ――――――
⑴ 給水機能停止区域、世帯、人口
⑵ 復旧の見込み
⑶ 給水チーム編成状況及び必要見込み
⑷ 応急給水開始時期
⑸ 給水所（拠点）の設置（予定）場所

３．給水所（拠点）の設定

（１）設定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行うものとする。

給水所（拠点）の設定は、指定避難場所、避難所及び指定浄給水場を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定するものとする。

（２）周知・広報

給水所を設定した時は、本部統括班は、被災地市民に対する周知を行い、第１・３供給班は給水活動を行う際に設定した場所及びその周辺に「給水所」と大書した掲示物を表示するものとする。

４．応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる車両として、給水車を配備するとともに、ポリタンク等の給水用資機材を各小・中学校避難所・防災倉庫に備蓄する。

なお、不足車両及び資機材等の調達は、他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

５．応急給水の実施

（１）給水基準

給水の量は、飲料用として１人１日最低水量３リットルとする。以後、復旧工事の進捗等により順次増量する。なお必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求めるものとする。発災から３日間の生命維持に最低必要とされる水量、１人１日３リットルを飲料用として優先し、状況に応じて生活水を含めた給水を行う。

給水量の目安（発災日を基準として）

経過日数	目標水量	根拠
～３日	３ﾘｯﾄﾙ／人・日	生命維持に最低必要な飲料水量
～１０日	２０ﾘｯﾄﾙ／人・日	炊事、洗面、トイレなど生活水準を維持するために最低限必要な水量

（２）市による給水

① 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、千葉県企業局と習志野市企業局との連携のもとに、第１・３供給班が共同して行う。

第１・３供給班は、千葉県企業局及び習志野市企業局からの給水を受け市所有の給水車を用いて拠点への搬送を行う。

② 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、第１・３供給班が、給水所となった施設の各班担当職員、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による給水活動全体に支障が生じないように留意する。

また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与の形をとって行うよう努める。

③ 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症心身障害児・者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により、第１・３供給班が給水を行うよう千葉県企業局に要請する。

④ 市有防災用井戸による給水

第１・３供給班は、応急給水用仮設給水栓が配備されている市有防災用井戸において生活用水の給水を行う。

〈資料５ 防災用井戸一覧〉

（３）千葉県企業局による給水

震災時における応急給水の方法は、浄・給水場における拠点給水、車両による運搬給水及び応急復旧の進捗に伴い設置する仮設給水栓等により実施する。

① 浄・給水場での給水

船橋給水場、北船橋給水場、北習志野分場においては、応急給水施設から直接給水を行う。

② 車両による運搬給水

医療施設、福祉施設等の重要施設に対しては、千葉県企業局の所有する給水車等を最大限に活用し、優先して給水を行う。

③ 仮設給水栓による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、市と千葉県企業局が協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

なお、被害状況によっては設置場所を変更する。

（４）習志野市企業局による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、習志野市企業局が市と協力して応急給水を実施する。

（５）その他

断水の被害状況に応じ、船艇による港湾での給水支援の要請を検討する。

第２　食料品の供給

本部統括班・第 1～3 供給班・第 2 教育班

１．食料品の供給実施の決定

（１）供給実施の決定者

本部長（市長）は、災害により、

① 避難所に収容され、または食料品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が

② 相当数の規模で発生し

③ 相当程度の期間、その状態が継続する。

と判断された場合に食料品の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から７日以内となるが、内閣総理大臣との協議のうえ、期限を延長することができる。

また、市のみにおいて処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

（２）供給対象者

食料品を配布する対象者は、原則として次のとおりとする。

① 住家の被害が全壊、焼失であって避難所に避難した者
② 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料品を得る手段のない帰宅困難者
③ 災害応急対策活動従事者（※）
④ その他食料品を得る手段のない者

※ 災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

２．食物アレルギー対応食品等の必要数の把握

応急食料品の必要数は、避難所運営委員会が情報収集し、本部統括班が集約して、市災害対策本部に伝達を行う。

収容班及び避難所運営委員会は、避難者が避難所に来た際に避難所カードとあわせて、アレルギーや嚥下、咀嚼障害など食事制限に関する情報を把握する。その情報をもとに、避難所運営委員会が本部統括班に食物アレルギー対応食品等を要請する。

３．食料品の確保

食料品の確保は、第１供給班が行う。

（１）協定締結業者からの調達

指定業者・協定締結業者などから、緊急調達を行う。その際、業者の被害状況の確認も行う。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（２）政府所有米穀の調達

政府所有米穀の調達は、県知事に要請し、農林水産省農産局長の指示を受けて、卸売業者から調達する。ただし、県知事との連絡が取れない場合は、直接農林水産省農産局長に要請するものとする。

（３）救援物資の受入れ

他市町村等から受入れた救援物資を集積場所に保管する。

４．供給活動の実施

（１）食料品の輸送

食料品供給に関する輸送業務は各供給班が行い、必要に応じて第１・３ 供給班は、各防災倉庫から必要な食料品などを搬送する。

また、必要に応じて協定を締結した運送事業者などへ搬送を要請する。調達した食料品及び県から支給を受けた食料品を指定の集積場所に集め、車両をもって、精米工場、避難所等の給食地へ輸送するなど食料品の輸送業務が効率的に行われるよう総括する。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（２）食料品の集積場所

① 食料品の集積場所（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

食料品の集積場所	電　　話	防災 MCA 無線
船橋市防災備蓄センター	―	３７７
船橋市地方卸売市場	４２４－１１５１	３５４
日本大学理工学部	４６６－５３３０	５８１
船橋競馬場	４３１－２１５６	７２１

② 各供給班は、集積場所における食料品等救援物資の受入れ・区分け・在庫管理・積込み等を行う。

（３）食料品の供給

① 供給食料品

供給する食料品は、災害発生３日目までは、備蓄品を中心に供給を行う。４日目以後は、炊き出しまたは協定等による支援物資により行う。

② 炊き出しの実施

炊き出しは、必要に応じて、第２教育班が、自衛隊、赤十字奉仕団、自主防災組織及び民間業者、ボランティア等と連携して行う。

第３　生活必需品の供給

本部統括班・第１供給班

１．供給実施の決定

（１）供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）は、必要と認めたとき、生活必需品供給の実施を決定する。

なお、市のみにおいて処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

（２）供給対象者

災害対策活動従事者を除き、「第２　食料品の供給」を準用する。

２．需要の把握（被害状況の把握）

生活必需品の応急給付は、必要に応じて確保し順次行うものとする。

○寝　　具…毛布等
○衣　　服…シャツ、ズボン、パンツ、靴下等
○身の回り品…タオル、運動靴、軍手、傘、オムツ等
○炊事用具…鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
○食　　器…茶わん、皿、はし、スプーン等
○日 用 品…石鹸、ティッシュ、歯ブラシ、マスク、ゴミ袋等
○光熱材料…ライター、ロウソク、灯油等

なお、要配慮者向けの用品は多岐にわたるため、最も効果的な投入となる品目を選定し、給付するよう努める。

３．生活必需品の確保

（１）協定締結業者からの調達

第１供給班は、本部長（市長）の指示に基づき、迅速に市内または市外の業者から調達する。その際、業者の被害状況の確認も行う。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（２）県からの生活必需品調達

市の調達量に不足が生じたとき、または調達が困難なときは、県に備蓄物資の融通等を要請するものとする。

（３）救援物資の受入れ

他市町村や赤十字等から受入れた救援物資を集積場所に保管する。

４．供給活動の実施

（１）配分計画等の樹立

第１供給班の統括責任者である経済部長は、食料品や生活必需品の輸送及び配分計画をたて、これにより迅速な避難所等への輸送及び供給を行う。

必要に応じて、自衛隊や物流業者に応援を要請する。

<資料 10 災害時応援協定締結先一覧>

（２）生活必需品の集積場所（保管場所）

① 生活必需品の集積場所は、原則として、次のとおりとする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

生活必需品の集積場所	電　　話	防災 MCA 無線
船橋市防災備蓄センター	―	３７７
船橋市地方卸売市場	４２４－１１５１	３５４
日本大学理工学部	４６６－５３３０	５８１
船橋競馬場	４３１－２１５６	７２１

② 各供給班は、集積場所における生活必需品等救援物資の受入れ・区分け・在庫管理・積込み等を行う。

（３）生活必需品の供給

① 供給（貸与）基準

生活必需品の供給（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。

② その他については、第２　「食料品の供給」を準用する。

第４　災害相談窓口の開設　本部統括班

１．災害相談窓口の開設

（１）相談所の設置

本部長（市長）が必要を認めた場合は、関係部局から人員を選出し、本庁舎に被災者またはその関係者からの家族の消息、住居の確保、医療情報、各種支援制度等に関する問合せの相談に応じるための、災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。相談窓口人員の選出にあたっては、女性の相談員の配置を考慮し、本部統括班が調整を行う。また、選出された人員の中から必要に応じて避難所等への巡回災害相談を実施する。

（２）関係機関との連携

県及び関係機関と連携し、種々の相談に対し速やかかつ適切に対応する。

２．県による災害相談の実施

（１）県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育等の個別相談窓口を設置する。

（２）被災者への相談事業等の展開

災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において、専門家等による相談等の事業を行う。

① 要配慮者への巡回相談事業及びヘルプサービスの実施

② 被災児童生徒及び親への相談事業の実施

（３）被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。

３．防災機関による災害相談

（１）各警察署

船橋警察署及び船橋東警察署は、警察署、交番その他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

なお、相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関に連絡して、その活動を促す。

（２）その他防災関係機関

本部長（市長）は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

第 14 節　清掃・防疫等

第１　障害物の除去　道路班・環境班・下水道班・第２生活再建班

災害により住家等に障害物が運び込まれて、一時的に居住できない者に対して、障害物の除去を行うとともに、道路及び河川の障害物の除去を行い、被災住民の生活の確保を図る。

がれき等の解体撤去作業時には、騒音・振動・粉塵の抑制に配慮するとともに、アスベスト等の有害物質の飛散防止に配慮する。

１．住居内の障害物の除去

（１）家屋等に運び込まれた土石・竹木等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、要配慮者の世帯等について、必要に応じ近隣住民・自主防災組織等が地域ぐるみの除去作業を行う。

（２）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

①　対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

②　内容

第２生活再建班は、技術者等を動員して除去する。

③　費用の限度

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人件費とし、１世帯あたりに要する限度額は、災害救助法の定めるところによる。

④　期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了する。

２．道路の障害物の除去

道路交通に支障となる障害物については、道路班が関係機関と連携して、速やかに除去し道路交通の確保を図る。

３．河川等の障害物の除去

河川等の機能を阻害する障害物については、下水道班が関係機関と連携して、除去を行う。

４．障害物集積所の確保

障害物の集積場所については、関係各班と協議して、環境班が決める。

第２　災害廃棄物の処理　環境班・本部統括班・収容班

災害廃棄物の処理にあたっては、環境班内に災害廃棄物対策本部を置き、体制を整備し実施する。

１．建物瓦礫等

（１）処理すべき量の推定

市における災害廃棄物の容積は、千葉県北西部直下地震では約 300 万立方メートルと予測され、千葉マリンスタジアム（約 106 万立方メートル）の約３倍に相当する。

表　災害廃棄物量予測結果（建物瓦礫等）

地震	発生量（トン）	体積（㎥）
千葉県北西部直下地震	3,130,000	2,990,500

※平成 29･30 年度船橋市防災アセスメント調査　報告書より抜粋

（２）ごみ処理体制の確立

① ごみ処理施設の被害状況を把握し、本部に報告する。必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

② 「船橋市災害廃棄物処理計画」に基づいて「船橋市災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を確立する。

③ 市で処理困難な場合には、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」により応援を要請する。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（３）災害廃棄物の処理について

①災害廃棄物の収集

障害物として道路等に排出された災害廃棄物は、環境班が主導し、車両を適宜配車して収集・運搬する。

②一次仮置場

一次仮置場の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。なお、一次仮置場については必要に応じ、消毒等の環境対策を行う。

一次仮置場では、災害により発生した廃棄物を処理するまでの間保管するものとし、仮置場内での分別、搬入・搬出管理や安全対策等を行う。

―――――　一次仮置場の選定に関する留意点　―――――

ア　搬入搬出に支障が生じないよう前面道路幅が６m以上あること
イ　病院、福祉施設や学校等の隣接地を避けること
ウ　起伏のない平坦地であること
エ　地盤が固いこと
オ　各種災害（洪水や内水、土砂災害等）の被災エリアではないこと
カ　十分な面積があること

③その他留意事項

災害廃棄物の処理について以下の点に留意する。

ア　災害廃棄物の運搬については、市民に対し一次仮置場への自己搬入の協力を要請する。

イ　市民への周知は、本部統括班と環境班が連携して行う。

ウ　廃棄物の種類により、運搬時の廃棄物の飛散、流出、悪臭の漏れ及び落下等の防止策を講じ、適正な搬出・運搬を行う。

④生活ごみの収集

腐敗しやすい生ごみ等の生活ごみは、防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境班は発災後３日以内に収集・運搬のできる体制を確立し、清掃工場において焼却処理する。

（４）二次仮置場

南部清掃工場及び北部清掃工場の隣接地２箇所を二次仮置場の候補地とし、必要に応じ、二次仮置場を開設する。

２．危険物等の対策

アスベスト・ＰＣＢ等の危険物は、環境班が一般家庭や企業等に対して、所有者が適正に処理するよう啓発を行う。

（１）アスベスト

※　昭和３０年～４０年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用された

アスベストを使用した建築物の解体作業の際は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）等に準じて、アスベストの飛散防止措置を講じるよう解体業者に指導する。

――― 被災場所、一時保管場所における取扱いについて ―――

○ 吹き付け石綿等の廃石綿等及び廃石綿等の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。

○ 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿等又は廃石綿等の疑いのある物を除去等回収した場合にあっては、次のとおり取り扱う。

- プラスチック袋を用いてこん包した上で、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないよう区別して保管、運搬する。
- 保管場所には、廃石綿等の保管場所である旨表示する。

―――― 処理について ――――

○ 吹き付け石綿等の廃石綿等又は廃石綿等の疑いのある物については、適正に処理できる施設において処分する。

○ 可燃物（木材、紙くず、プラスチック類等、石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。）については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。

○ 石綿の付着・混入が疑われるものまたは倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分または埋立処分を行う。

○ 吹き付け石綿等の廃石綿等又は廃石綿等の疑いのある物を埋め立てた場合にあっては、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

※ 石綿含有成形板等の廃石綿等と比較して飛散性の低い石綿含有廃棄物についても、同様に取扱うことが望ましい

『廃石綿、感染性廃棄物やＰＣＢ廃棄物が混入した災害廃棄物について（R5.6、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規則課、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）』

（2）ＰＣＢ

※　コンデンサー等の電気機器や熱媒体等に昭和２８年（1953年）頃から使用され始め、昭和 47 年（1972 年）頃まで製造されていた。慢性毒性があり昭和 49 年（1974 年）に法律により製造・輸入が禁止された

PCB 廃棄物は、発災時においても平時と同様に、事業者に適正な保管を指導する。

――― PCB を含む災害廃棄物を一時保管する際の留意点 ―――

○ 保管場所にはＰＣＢ廃棄物の保管場所である旨表示する。
○ ＰＣＢ廃棄物は屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所の確保ができない場合は、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）など、風雨にさらされず、ＰＣＢ廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。
○ ＰＣＢ廃棄物に他の廃棄物などが混入するおそれのないよう、仕切りを設ける、離れて保管するなどの措置を講じる。
○ 保管場所では、暖房などの発熱機器から十分離すなど、ＰＣＢ廃棄物が高温にさらされないための措置を講じる。
○ 地震等によりＰＣＢ廃棄物やその収納容器が落下、転倒などしないような措置を講じる。

『廃石綿、感染性廃棄物やＰＣＢ廃棄物が混入した災害廃棄物について（R5.6、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規則課、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）』

（3）フロン類

※　冷蔵庫・冷凍庫・エアコンの冷媒や断熱材等として使用

家庭用の冷蔵庫・冷凍庫、エアコンに含まれるフロン類は家電リサイクル法に基づき製造業者等がリサイクルする際にあわせて回収・処理することになる。

市が回収した冷蔵庫等は、同法５４条に基づき製造業者に引き渡すか、廃棄物処理法に定める廃棄物処理基準に従って処理されることになっており、これらに従うことによりフロン類の適正な回収を行う。ただし、個々の災害現場の判断に基づいて、人命や財産の保護、衛生上の措置等が優先して行われることを妨げない（環境省通知：平成１６年７月２３日付け環廃対発第０４０７２３００２号等による）。

（4）トリクロロエチレン等

※　有機塩素系溶剤、ドライクリーニングや脱脂洗浄等の溶剤

産業廃棄物として、事業者の責任において処理するよう指導する。家屋の倒壊等により搬出が困難なものは、家屋の解体撤去時に搬出、処理するよう指導する。

（５）ＣＣＡ処理木材

※　ＣＣＡとは銅、クロム、砒素を含んだもので木製電柱、家屋の土台などに防腐剤、白蟻対策として使用されてきた

環境班は現地調査により CCA 処理木材の使用を確認し、発生量を解体事業者に見積らせ、その処理方法について事業者に指示する。

（６）感染性廃棄物

※　医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物をいう

通常時同様、排出者の責任において処理する。震災時に設置される救護所等で発生するものは救護所を担当する医師と市が協議し、適正な処理方法を確保する。

―― 災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて ――

（収集について）

○ 「感染性廃棄物」等と記されている容器、または、バイオハザードマークのついた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する。（容器を破損しないような方法で収集・運搬する。）

○ 注射針、点滴用の針、メス等の鋭利なものの取扱いについては、手などを傷つけないように注意し、金属製、プラスチック製等で耐貫通性のある堅牢な容器に入れて運搬する。

バイオハザードマーク

感染性廃棄物の容器の例

※ 感染性廃棄物を収納した容器には、関係者が識別できるよう、感染性廃棄物であることを明記することとなっていますが、必ずしもバイオハザードマークが付いているとは限りません。

『廃石綿、感染性廃棄物やＰＣＢ廃棄物が混入した災害廃棄物について（R5.6、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規則課、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）』

（保管について）
○ 保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨表示する。
○ 屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）など、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。
○ 他の廃棄物などが混入するおそれがないよう、仕切りを設ける等の必要な措置を講じる。
○ 感染性廃棄物は、焼却等の滅菌できる方法で処理する必要があるため、当該感染性廃棄物の適正な処理が可能となるまで保管する。

『廃石綿、感染性廃棄物やＰＣＢ廃棄物が混入した災害廃棄物について（R5.6、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規則課、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）』

（7）カセット式ガスボンベ、スプレー缶

使い切ってから排出するよう住民に広報する。

（8）市で収集しない廃棄物

通常通り販売店等に引取りを依頼するよう広報する。対応方法について、広報により周知徹底を図るとともに、相談窓口を設け、適正な廃棄・処理を推進する。

3．し尿の処理

（1）処理すべき量の推定

し尿については、上下水道施設等が被災することで、平時、下水道や浄化槽で処理されていたし尿も避難所等に設置する仮設トイレから発生すると想定される。

※し尿発生量に関する推計方法

し尿収集必要量＝（避難者数＋非水洗化区域し尿収集人口）×１．７Ｌ／人・日

非水洗化区域し尿収集人口＝汲み取り人口－避難者数×（汲み取り人口／総人口）

（2）仮設トイレの設置

収容班は、大規模な災害が発生し速やかな収集・処理が困難な場合は、備蓄品の活用により貯留式仮設トイレを設置し対応する。

設置の箇所は、汲取り処理地域及び浄化槽と下水道の使用不可能地域にあり、かつ避難所（避難所内でトイレが不足または使用不可能な場合）及びその他必要と認められる場所から優先的に設置する。

期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長（市長）がその必要がないと認めるときまでとする。

また、仮設トイレの設置要請があった時は、その設置箇所のトイレ使用予定人数を把握し、処理すべき量の推定の資料とする。

（３）収集・処理の実施

① 環境班はし尿処理施設の被害状況を把握し、本部に報告する。必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

② 環境班は、委託業者等によりし尿の収集運搬を行い、し尿処理施設等で処理を行う。

③ し尿収集・処理は、避難所、仮設トイレ設置箇所、浄化槽使用地域を優先し、その他状況に応じて適宜実施する。なお携帯トイレは可燃物として収集・処理する。

④ 被害の状況に応じて、貯留槽、便槽等内の２～３割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

⑤ 収集は、収集が可能になった時点から速やかに完了するよう努める。

⑥ 委託業者のみによる収集運搬が不可能な場合には，環境班は県が締結した「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」の活用を県へ依頼する。

⑦ 使用済みの仮設トイレについては、仮設トイレを備蓄している所属と相談のうえ、処理方法を決定する。

第３　防疫・衛生、保健活動

第１・２災害医療対策班・第１医療看護班・本部統括班・第１・３供給班・環境班・ボランティア班

１．防疫・衛生活動の実施

（１）第１災害医療対策班（保健所）の統括責任者である保健所長は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症等疾病や食中毒等の発生を未然に防止するため、作業チームを編成する。

（２）第１災害医療対策班（保健所）は、第１医療看護班からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。あわせて、第２災害医療対策班は医療機関の収容力を確認する。

（３）食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査、手洗い励行の徹底を図る。

（４）感染症が発生した時は、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第 19 条の規定により、必要に応じ患者に入院勧告を行うとともに、状況を速やかに本部長（市長）へ報告する。

（５）各作業チームの要請により本部統括班と連携し、市民への広報を行う。

（６）収集できずに道路、空地に置かれたごみについては、環境班が第１・２災害医療対策班（保健所）と連携し、必要に応じて消毒を行う。

（７）作業チームは防疫活動に必要な資材を確保する。初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足する時は、船橋薬剤師会等に協力を要請し調達する。

（８）作業チームは災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合、第１・３ 供給班と協力して情報収集を行うとともに、関係各班と協力して被災者に対し適切な指導を行う。

（９）作業チームは飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げた場合には、京葉地域獣医師会及びNPOやボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物等が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

２．保健活動の実施

第２災害医療対策班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講ずるものとする。

（１）第２災害医療対策班は保健活動チームを編成し、被災者の健康状態の把握、栄養指導、口腔ケア、精神保健相談等の健康管理を行う。

医療支援が必要な場合は、災害医療対策本部内で調整する。

（２）被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

（３）福祉避難所や要配慮者施設への移送が必要な避難者がいる場合第２災害医療対策班は、収容可否施設の把握を行い、消防救急班との連携のもと、搬送体制の確立に努める。

第４　安否不明者の捜索・遺体の安置・埋葬

第１生活再建班・第４収容班・消防救急班・環境班・第１・２医療看護班

安否不明者の捜索、遺体の安置・埋葬は、以下の流れで実施する。

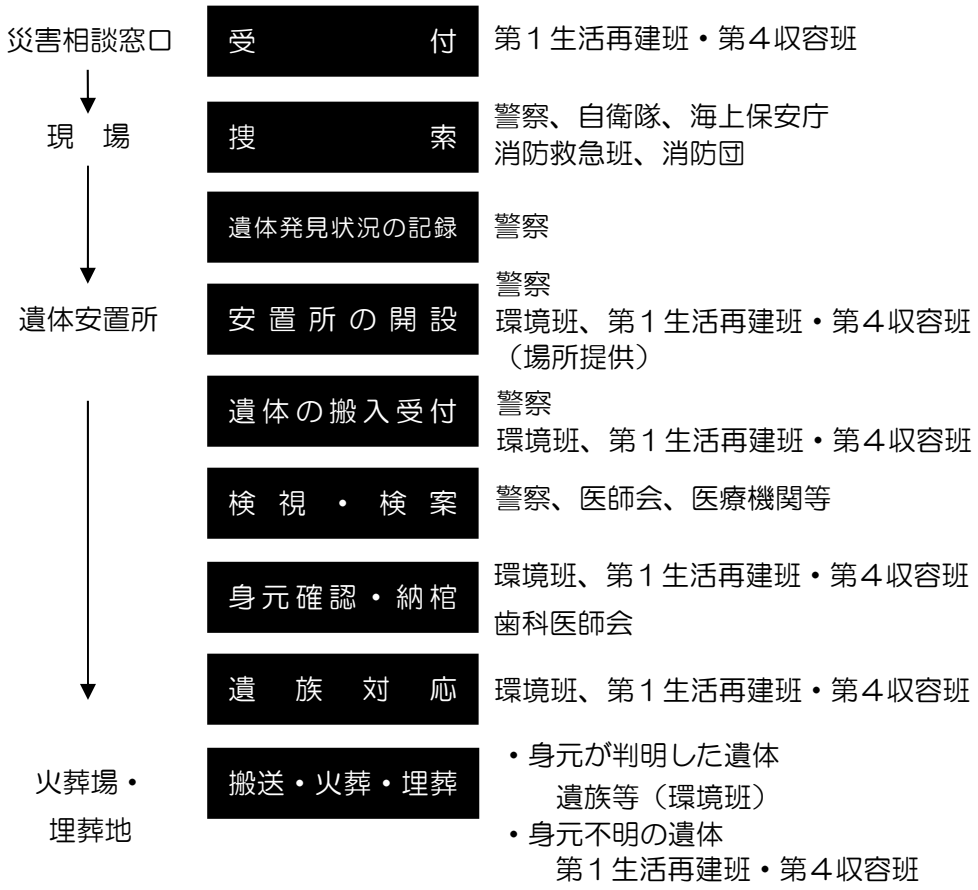

〈資料 12 火葬場・埋葬場一覧〉

１．捜索依頼・届出の受付け

所在の確認できない市民に関する問合せや安否不明者の捜索依頼・届出の受付は、警察と連携し、第１生活再建班と第４収容班が以下のとおり行う。

捜索依頼・届出の受付けの手順

⑴ 第１生活再建班と第４収容班は、必要に応じて災害相談窓口を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。

⑵ 届出を受けた時は、安否不明者の

- 住　所　　・氏　名
- 年　齢　　・性　別
- 身　長　　・着衣その他の特徴

について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。

⑶ 相談者と安否不明者との間にＤＶ関係がないか住民基本台帳などから確認する。

⑷ 災害相談窓口や避難所に相談のあった安否不明者の名簿を作成し、警察に協力する。

２．県への情報提供

「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」や、県による指針をもとに、県災害対策本部に対して、安否不明者に係る氏名情報等及び DV 等支援措置の有無について提供する。

３．捜索の実施

捜索は、行方不明者リストに基づき、警察が消防救急班を中心とした市や消防団、自衛隊、海上保安庁、地域住民などと連携し、以下のとおり実施する。

―――――― 捜索活動実施の手順 ――――――

⑴ 捜索活動は、警察が消防救急班・消防団と連絡を密接にとりながら実施する。

⑵ 捜索活動中に遺体を発見した時は本部及び所轄警察署に連絡する。

４．遺体発見状況の記録

警察は、遺体発見現場の状況（写真等）や遺体の性別、身長、着衣、所持品等を詳細に記録する。

５．遺体安置所の開設

環境班及び第１生活再建班、第４収容班は、警察との協力により遺体安置所の開設をする。

―――――― 遺体安置所候補場所 ――――――

- 船橋市運動公園体育館
  住所：夏見台 6-4-1　電話番号：047-438-4461
- 看護専門学校体育館
  住所：金杉 1-28-7　電話番号：047-430-1115
- 総合体育館（船橋アリーナ）
  住所：習志野台 7-5-1 電話番号：047-461-5611

６．遺体の収容

警察は、地元町会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、遺体を安置所に搬送する。

７．遺体の検視・検案

原則として、現地において警察が見分した後の遺体は、以下のとおり、遺体の検案を実施する。

―――――― 遺体検案の手順 ――――――

⑴ 警察は、医師会へ遺体の検案を要請する。
⑵ 医師会は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、必要な医学検査を行い、遺体検案書を作成する。
⑶ 警察は身元不明者について、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
⑷ 警察及び災害対策本部、災害医療対策本部は、歯科医師会へ「歯科治療記録」や「レントゲン」等の提供及び警察歯科医との連携による身元不明者の確認を依頼する。

８．身元確認・納棺

環境班、第１生活再建班・第４収容班は、以下の通り遺体の身元確認及び納棺を行う。

―――――― 遺体の身元確認・納棺の手順 ――――――

⑴ 環境班、第１生活再建班・第４収容班は、警察と協力し、遺体安置所を訪れた家族と、遺体の対面に立ち会う。
⑵ 遺族等より遺体引き取りの申し出があった時は、遺体台帳により整理の上引き渡す。
⑶ 環境班は、市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
⑷ 環境班は、遺体の検案書、所持品等を引継ぎ、遺体台帳を作成する。
⑸ 環境班は、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
⑹ 環境班は、市民生活部に対して遺体台帳に基づき、火葬・埋葬許可証の発行を求める。

９．遺体の搬送・埋葬

環境班は火葬場の処理状況等を勘案の上、遺体安置所からの遺体の搬送を行い、火葬・埋葬を行う。

引き取り手のない遺体及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、第１生活再建班と第４収容班が応急措置として、遺体の搬送及び、火葬、仮埋葬を実施する。

―――――― 遺体の搬送の手順 ――――――

⑴ 火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に集計する。
⑵ 集計した遺体数及び火葬場の処理状況等を勘案の上、遺体搬送計画を立てる。
⑶ 遺体の搬送は、身元が判明した遺体は基本的に遺族が行い、身元不明の遺体は第１生活再建班、第４収容班が行う。その際、環境班は、第１生活再建班、第４収容班と連携し遺体搬送計画を作成し、効率的な遺体の搬送を行うものとする。ただし、遺体の搬送手段が確保できない場合は、環境班が協定締結先の民間葬祭業者等に依頼して行う。
⑷ 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。

―――――― 遺体の火葬・埋葬の手順 ――――――

⑴ 引き取り手のない遺体については、第１生活再建班と第４収容班で応急措置として火葬または埋葬を行う。身元が判明した遺体については混乱等により遺族が火葬・埋葬できない場合を除き、遺族が火葬・埋葬を行う。
⑵ 火葬または埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
⑶ 引き取り手のない遺体の留意事項
- 遺体が多数のため、火葬場で処理できない時は、市内寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地または納骨堂に改葬する。
- 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付のうえ保管所に一時保管する。
- 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のある時は、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。

⑷ 火葬・埋葬期間は、災害発生の日からおおむね１０日以内とする。

第 15 節　応急教育と応急保育

第１　応急教育

第１･２教育班

１．事前にとるべき措置

（１）措置のあらまし

―――――　災害のおそれのあるときの留意事項　―――――

ア．学校行事、会議、出張を中止する。
イ．児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討する。
ウ．市の教育委員会、警察、消防局（署）及び保護者への連絡網の確認を行う。
エ．勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

（２）役割のあらまし

①　管理部長

大規模な災害時に備え、必要な危険防止措置の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検等計画的に防災に係わる学校施設設備の整備措置を図ること。

②　学校教育部長

ア　大規模な災害に備え、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てるよう、学校長に対して指導助言する。

イ　災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の集団下校・休校等の必要な措置を指示する。

③　学校長

ア　学校の立地条件などを考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。また、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。

イ　関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。

ウ　自らテレビ、ラジオ、インターネット等により災害情報の収集できる手段を確保する。

エ　児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。

オ　状況に応じて児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

④　教職員

教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

２．災害発生直後の体制

（１）措置のあらまし

―――――　災害発生直後にとるべき措置の留意点　―――――

ア．状況に応じ緊急避難の指示及び誘導を行う。
イ．児童・生徒・職員、施設設備の被害状況を速やかに把握する。
ウ．被災した地域等からの避難者があった場合は、本部長（市長）に対して人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。
エ．勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を招集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

（２）役割のあらまし

①　第１教育班の統括責任者である管理部長

学校教育施設及び児童生徒、教職員の状況把握及び施設の応急・復旧対策の総括にあたる。

②　第２教育班の統括責任者である学校教育部長

第１教育班と連携して、学校長に対して緊急避難、情報及び指令の伝達、学校の衛生管理の指示及び指導にあたる。

③　学校長

ア　状況に応じ適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。
避難完了後速やかに第２教育班にその旨報告する。

イ　災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。この場合、第２教育班にその旨報告する。

ウ　災害の規模、及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、第２教育班に報告する。

エ　児童・生徒・職員の被害状況を速やかに把握し、第２教育班に報告する。

オ　勤務時間外に災害が発生した時は、状況に応じ必要な職員を招集する。参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、第２教育班に報告する。

カ　被災した地域等からの避難者があった場合は、第１教育班に人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。
また，第１教育班より避難所運営への協力依頼があった場合は、教職員を指揮して、避難者収容業務その他について協力する。

④　教職員

ア　所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ　勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

３．応急教育の実施

（１）施設・職員等の確保

①　学校長は、施設の被害状況を調査し、管理部長と連絡し、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

災　害　の　程　度	応急教育実施のための場所（予定）
学校の普通教室が 被害を受けた場合	①特別教室 ②屋内体育館
学校の校舎の全部が 被害を受けた場合	①近隣学校の校舎 ②公共施設（公民館ほか）
特定の地域全体について、 相当大きな被害を受けた場合	①市民の避難先の最寄の学校、公民館、公共施設 ②応急仮設校舎

②　学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況に対応して、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努めるとともに、決まり次第、速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

③　学校教育部長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講ずる。

④　学校施設における避難所としての利用が継続している場合、学校教育部長は、応急活動との調整について、災害対策本部において協議を行う。

（２）応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、そのつど状況に応じて、学校長が学校教育部長の指示に基づき決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

①　生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
①飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ②衣類、寝具の衛生指導 ③住居、便所等の衛生指導 ④入浴その他身体の衛生指導	①児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる ②児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする

②　学習に関する教育内容

○　教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
○　健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば保健体育、家庭科総合的な学習の時間等で衛生について指導する。

（３）その他の留意事項

①　施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれにあたるものとして、随時最寄校の学校医等が求めに応じて補充要員として加わるものとする。

②　学校給食については、原則として、一時中止するものとする。

学校教育部長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定の上、本部長（市長）へ報告する。

４．学用品の調達及び供給

（１）給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を失い、またはき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。

（２）給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から１か月以内、文房具及び通学用品については、15 日以内とする。

（３）給与の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長（市長）が第１教育班の統括責任者である管理部長に命じて、教育委員会及び各学校長の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。

ただし、学用品等の調達及び給与の実施が困難な場合には、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

（４）費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

第２　応急保育　　第３供給班

１．事前措置

応急保育は、発災後の混乱時期に、①社会の要請により保育園を再開すること②緊急避難的に保育が必要となった児童に保育を提供することである。また、私立保育所等については、本計画に沿って保育を実施するよう各私立保育所等に要請する。

（１）こども家庭部長

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、保育園長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、園児の保護者への引渡し、休所等の適切な措置を指示する。

（２）保育園長

保育園の立地条件等を考慮したうえ、保育園防災マニュアルを策定するとともに、事前協議を行う。

また、保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておく。

① 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図る。

② 保育時間内に災害が発生した場合、保護者に引渡すまでの園児の保護について対策を講じる。

③ 勤務時間外においては、保育園長は、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知する。

２．災害発生直後の体制

（１）保育園長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずる。

（２）保育園長は、災害の規模、園児・職員ならび施設設備等の被害状況を把握し、速やかに第３供給班（保育運営課）を通じて、本部長（市長）に報告する。

（３）勤務時間外に災害が発生した時、保育園長は、所属の保育園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急保育の実施及び保育園の管理等のために必要な体制を確立する。

（４）第３供給班（保育運営課）の統括責任者であるこども家庭部長は、保育園長に対して迅速かつ適切に緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の保育園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。

あわせて、保育園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括にあたる。

３．応急保育の実施

（１）保育園長は、保護者や園児の罹災状況を把握するとともに、施設・設備の整理を行い、第３供給班（保育運営課）と連絡し、復旧体制に努める。

（２）保育園長は、臨時の編成を行うなど災害の状況に対応して、速やかに調整を図り応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児及び保護者に周知する。

（３）受入れ可能な園児は、公立保育園において保育する。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

（４）入園児以外の受入については、園児の状況を把握した上で可能かどうかを検討する。

（５）災害等により、長期間保育園として使用ができない場合、第３供給班（保育運営課）の統括責任者であるこども家庭部長は、関係各班長と協議し、早急に保育が再開できるよう措置するとともに保育園長に指示して、保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第 16 節　公共施設等の応急対策

第１　道路・橋梁　　道路班

１．災害時の応急措置

<table>
<tr><th>部局・機関名</th><th>応急措置のあらまし</th></tr>
<tr><td>市
（道路班）</td><td>ア．市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、災害対策本部室に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。
イ．上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。</td></tr>
<tr><td>県葛南土木事務所</td><td>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占用者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。</td></tr>
<tr><td>関東地方整備局（千葉国道事務所）</td><td>被害状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。</td></tr>
<tr><td>東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）</td><td>１　地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報版及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。
<table>
<tr><th>計測震度値</th><th>通行規制内容</th></tr>
<tr><td>計測震度 4.0 以上 4.5 未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合</td><td>速度規制</td></tr>
<tr><td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td><td>通行止</td></tr>
</table>
２　通行者及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。
３　災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止を実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各１車線又は片側２車線を、分離されていない道路にあたっては、１車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</td></tr>
</table>

２．応急復旧対策

部局・機関名	応　急　措　置　の　あ　ら　ま　し
市 （道路班）	地震により被害を受けた市道については、原則として、緊急輸送道路指定の道路を優先し、次のような実施手順にしたがって応急復旧を行う。 ア．応急復旧目標 応急復旧は、上下各１車線計２車線の復旧を基本とし、２車線道路の場合は１車線分の通行が確保できるように行う。 イ．応急復旧方法 ①路面の亀裂、地割れについては、アスファルト混合物、土砂、砕石等を充填する。 なお、状況によっては仮舗装を行う。 ②路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により盛土する。 ③路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。 ④がけ崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。 ⑤倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積するものとする。 ウ．落下した橋梁、もしくはその危険があると認められた橋梁が被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。
県葛南土木事務所	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路１次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
関　東 地方整備局 （千葉国道事務所）	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

第２　河川及び内水排除施設　　下水道班

部局・機関名	応　急　措　置　の　あ　ら　ま　し
市 （下水道班）	地震の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の応急復旧活動を十分に行いうる体制を確立し、次のとおり行う。 ア．市有施設について、遠方制御装置の監視を強化するとともに、必要に応じて工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。 イ．市有の排水機場、水門等施設について、破壊、故障・停電等による運転不能の被害が生じたときは、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。 ウ．低地帯等が河川・内排水路の洪水、いっ水等により浸水被害が発生したときは、市所有の可搬式ポンプを使用して排水し、能力不足のときは、船橋建設業協同組合等のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。 エ．防災 MCA 無線などを使用して、県葛南土木事務所及び県葛南港湾事務所から被害状況を把握し、定期的に本部統括班へ報告する。
県葛南土木 事務所、 県葛南港湾 事務所	ア．市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧を総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。 イ．河川堤防や護岸施設、排水機場施設、水門・陸閘（ゲート）・防潮堤等の被害状況をとりまとめるほか、総合的判断に基づき、移動ポンプ車等の派遣を決定する。 ウ．県葛南港湾事務所は、予測される水位等を総合的に判断し、水門、陸閘（ゲート）の開閉に関し適切に指示する。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

第３　その他公共施設　第１医療看護班・第２協力班・第２要配慮者支援班

１．医療センター

災害拠点病院として、地域医療を担う重要な施設であり、災害時でも高度医療及び救急医療の機能維持・継続ができるよう計画的に体制整備を行う。　また、災害医療対策本部、DMAT活動拠点本部、消防局警防本部、本部統括班など関係機関との連絡体制の確保に努める。

なお、何らかの事由により、以下に記す連絡が取れないときは、次の順位をもって連絡を試み、適切な連絡先への伝達を依頼し、速やかな報告に努める。

①災害医療対策本部　②本部統括班　③消防局警防本部　④その他関係機関

（１）施設利用者・入所者の安全確保

① 入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と介助を必要とする者、または単独歩行可能な者の分別を常に把握し、地震時において適切な避難措置を講ずる。

② 外来患者等の避難対策については、所定の避難計画に基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、災害医療対策本部へ連絡し、第１災害医療対策班からのリエゾン要員※を通じて災害対策本部へ速やかに報告する。

③ 院内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

（２）施設建物及び設備の保全

① 停電時の措置

自家発電装置などの非常時の電力供給に関する計画に基づき施設の状況を確認する。

なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、災害医療対策本部へ連絡し、第１災害医療対策班からのリエゾン要員※を通じて災害対策本部へ速やかに報告する。

② 給水不能時の措置

水道施設が被災した場合は、防災井戸により給水する。なお不足するときは、災害医療対策本部へ連絡し、第１災害医療対策班からのリエゾン要員※を通じて災害対策本部へ速やかに報告する。

③ 排水施設の使用不能時の措置

院内浄化槽が被災した場合は、災害医療対策本部へ報告し、第１災害医療対策班からのリエゾン要員※を通じて災害対策本部へ速やかに報告する。

④ ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者の給食は、その状況に応じ、あらかじめ計画された代替供給方法により継続するとともに、必要となる支援について、災害医療対策本部へ連絡し、第１災害医療対策班からのリエゾン要員※を通じて災害対策本部へ速やかに報告する。

⑤ 診察情報システム等の使用不能時の措置

院内の情報系システムが被災した場合は、あらかじめ計画された手順に従い、速やかに

手作業による運用に切り替えるとともに、迅速にデータ保全、復旧に努める。

⑥　重要器材等の保管措置

ア　医療資器材、医薬品その他緊急必要器材については、常に安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

イ　ＲＩ（放射線同位元素）施設については、災害の状況に応じて、立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

※リエゾン要員：被災状況を踏まえた支援ニーズの把握のため、本部と現場の中間に位置する連絡調整役及びそれを支える連絡要員のこと

２．公民館・障害者施設・高齢者施設など

（１）施設利用者・入所者の安全確保

①　所管施設の避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、災害対策本部へ速やかに報告する。

②　場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。
特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

③　けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、災害対策本部、関係機関へ通報して必要に応じた措置を講ずる。

④　施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

⑤　災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

（２）施設建物及び設備の保全

①　応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ、次の措置をとる。

ア　危険箇所があれば緊急保全措置を実施する。

イ　機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。

ウ　電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、災害対策本部を通じて関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

②　その他の留意事項

ア　火気使用設備・器具及び消火器具等の点検検査。特に避難所となった施設は、火災予防について充分な措置をとる。

イ　ガラス類等の危険物の処理。

ウ　危険箇所への立入禁止の表示。

第 17 節　災害救助法の適用

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、県知事が行う。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

表　災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	150 以上	第１項第１号※1
県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	2,500 以上	第１項第２号※2
そのうち市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	75 以上	
県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	12,000 以上	第１項第３号※3
そのうち市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	多数	
多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合	県知事が 内閣総理大臣と協議	第１項第４号※4

※1　第１項第１号における適用の基準は、市の人口に応じて、災害救助法施行令別表第１で定義されている

※2　第１項第２号における適用の基準は、県・市の人口に応じて、災害救助法施行令別表第２、第３で定義されている

※3　第１項第３号における適用の基準は、県の人口に応じて、災害救助法施行令別表第４で定義されている。市の適用の基準は、具体の数値は定義されていない

※4　第１項第４号は、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に適用される

第２　滅失（罹災）世帯の算定基準

１．滅失（罹災）世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

○ 全壊（全焼・流失）住家１世帯を「滅失住家１世帯」とする。
○ 半壊（半焼）住家２世帯をもって「滅失住家１世帯」相当とする。
○ 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家３世帯をもって「滅失住家１世帯」相当とする。

（注）床下浸水、一部破損は換算しない。

（例）被害総数が、全壊５世帯、半壊 10 世帯、床上浸水 15 世帯の場合
滅失住家は、5÷1（全壊）＋１０÷２（半壊）＋１５÷３（床上浸水）で、計 15 世帯となる。

２．滅失（罹災）等の認定

滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については，以下の表のとおりである。

表　住家被害程度の認定基準

被害の区分	認　定　の　基　準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上 40%未満のものとする。

被害の区分	認　定　の　基　準
半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※　全壊、半壊：被害認定基準による

※　大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年４月１日付府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※　中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和２年１２月４日付府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※　準半壊:「災害救助事務取扱要領(令和２年３月３０日付内閣府政策統括官(防災担当)」による（令和２年３月末現在）

※　本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである

※　詳細は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による

第３　災害救助法の適用手続き

１．災害救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長はただちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。

⑴ 災害発生の日時及び場所
⑵ 災害の原因及び被害の状況
⑶ 適用を要請する理由
⑷ 適用の有無
⑸ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
⑹ その他必要な事項

２．適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならないものとする。

また、災害救助期間の延長等の特例申請については、県葛南地域振興事務所地域防災課を通じて行う。

第４　災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第６条の規程による。

第５　救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事が行う。救助のいとまがない場合は市長が実施する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 62 条に基づき本部長（市長）が応急措置を実施する。

―　災害救助法の適用となる救助の種類　―

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第 18 節　ボランティアの協力

第１　ボランティアの分類　ボランティア班・国際ボランティア班

ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う被災者支援及び応急対策を、自発的に支援する個人や団体」である。

１．一般ボランティア

在宅でお住いの一人暮らし高齢者などに対する生活支援（部屋掃除、ゴミ出し等）や、自治会等が行う避難所運営の補助、炊き出し・食料品等の配布補助等を行うボランティア

２．専門ボランティア

医師や看護師、助産師、介護、通訳、手話通訳、建築・土木関係など、専門的な資格、技術を要するボランティア

第２　ボランティアの活動分野

ボランティア班・国際ボランティア班

１．一般分野

① 在宅の高齢者等の部屋掃除・ゴミ出し等
② ニーズ調査、現地調査、周知活動
③ 自治会等が行う避難所運営の補助
④ 炊き出し、食料品等の配布補助
⑤ その他被災地における軽作業等

２．専門分野

① 避難所・救護所等での医療・看護・助産
② 高齢者や障害者等の要配慮者の介護
③ 被災者へのカウンセリング
④ 被災建築物応急危険度判定
⑤ 外国語の通訳、手話による通訳
⑥ ペットの保護
⑦ その他専門的知識、技能を要する活動

第３　ボランティアとして活動する者

ボランティア班・国際ボランティア班

1.　個人

- 医療関係者
- 被災建築物応急危険度判定士
- 被災宅地危険度判定士
- その他

２．団体

- 日本赤十字社千葉県支部奉仕団（船橋市赤十字奉仕団）
- 千葉県社会福祉協議会及び船橋市社会福祉協議会
- 船橋市アマチュア無線非常通信連絡会
- 船橋 SL ネットワーク
- 日本防災士会千葉県支部
- 特定非営利活動法人千葉県防災士会
- 船橋防災連絡会
- 船橋市国際交流協会
- その他ボランティア活動団体

第４　ボランティアの受入体制の整備

ボランティア班・本部統括班・第 2 調査班・第 1 災害医療対策班・第 1・2 要配慮者支援班・国際ボランティア班

１．日頃からの連携強化

防災訓練などに、積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティアの重要性を認識する機会を設け、災害時にボランティアの協力が円滑に得られるよう、日頃からの連携強化に努める。

２．ボランティア需要の把握

ボランティア班は、各班からの情報を収集しボランティアの需要状況の的確な把握に努め、船橋市災害ボランティアセンターと情報を共有する。

３．ボランティアの受付、登録

（１）一般ボランティア

市社会福祉協議会が中心となり、必要に応じて船橋市災害ボランティアセンターを市総合教育センターに開設する。

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、市災害ボランティアセンターが市と連携して受付、登録をする。千葉県災害ボランティアセンターに登録するボランティアもいるため、市災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターと緊密に連携し、必要とされる人、物の支援の確保を図るものとする。

（２）専門ボランティア

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、各班が調整窓口となり、ボランティアの受付を行う。

活動分野	個人・団体	調整窓口
医療・看護・助産等	医師・看護師、助産師、薬剤師、歯科医師、接骨師、歯科衛生士、柔道整復師	第１災害医療対策班 [災害医療対策本部]
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	第２調査班
要配慮者支援	各種支援団体	第１災害医療対策班、 第１・２要配慮者支援班
外国語通訳、翻訳、情報提供、船橋市国際交流協会が設置する多言語支援センターでの活動	各種支援団体、外国人支援サポーター等	国際ボランティア班

（３）ボランティア活動保険への加入に関する情報提供

ボランティアが安心して活動を行うことができるようにするため、市社会福祉協議会が全国社会福祉協議会の運用するボランティア活動保険（天災タイプ）への加入に関する情報提供窓口となる。

なお、原則として、他市から本市へのボランティア活動に参加する場合は、事前に居住地区でボランティア活動保険に加入するものとする。

４．ボランティアの受入支援

（１）食事、宿泊場所の提供

ボランティアの食事や宿泊場所については、自己責任を基本とする。

（２）市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターを市総合教育センターに開設する。

必要に応じて、市地方卸売市場の駐車場も一部活用し、市災害ボランティアセンターと連携を図る。

（３）費用の負担

市災害ボランティアセンター運営等に伴う費用は、その必要性に応じて市が負担する。

（４）募集の広報

本部統括班は、必要に応じて、さまざまな媒体を用いて、ボランティア募集の広報を行う。

第 19 節　災害応援計画

第１　災害応援の基本　危機管理課

市域外において発生した大規模地震災害に対して、災害対策基本法第67 条及び自治体間の災害時応援協定または人道上の配慮から、被災自治体に対して応援を実施する。

１．被災地応援体制の整備

協定に基づいて被災自治体から応援の要請があった場合または、応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、被災地応援体制の整備を行う。応援実施の可否については、危機管理課が中心となり、関係部局と協議・調整の上、市長が決定する。医師会など任意団体からの要請を受けた場合は、依頼を受けた所管部署が応援を実施する。

（１）災害時における相互応援協定等を締結している都県市の地域で地震が発生し、その地震災害の規模が被災都県市で対処できないものであると判断した時

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

（２）医師会など任意団体から応援の要請を受けた時

（３）市域外において甚大な地震被害が発生した時

第２　被災地応援活動の展開　危機管理課

１．災害情報の収集

市長公室危機管理課は、被災地応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

２．被災地応援活動の準備

被災地応援活動に関係する部局及び防災機関においては、速やかに被災地応援活動が実施できるよう、普段から対応できるよう計画策定を行わなければならない。

市長は、必要があるときは災害応援活動の準備を指示することができる。

３．消防隊等の派遣等

（１）被災地からの派遣要請

被災地において消防活動に関する応援の必要があり、当該自治体または消防庁長官並びに千葉県知事から消防部隊の派遣要請があるときは、速やかに消防隊等を被災地に派遣する。

（２）消防隊等の派遣

消防隊等の派遣については、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成 16 年３ 月 26 日消防庁長官通知）、「千葉県消防広域応援基本計画」等により実施する。

４．災害医療支援隊等の派遣

被災地において災害医療・救護の必要があり、当該自治体から派遣の要請があるときは、速やかに医師会で組織される災害医療支援隊を、第１･２災害医療対策班が協力して派遣する。

５．援助物資の搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を確保し、被災地に搬送する。

６．被災地応援活動の準備

被災地における応急活動・復旧状況や、市が実施する被災地応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

７．義援金の募集

市は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。応援本部は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて報告する。

８．職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる（地方自治法第 252 条の 17）。派遣は、応援と異なり派遣を受ける自治体の併任の身分となり、復旧事業に携わる場合など長期にわたることもあり得る。

９．行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務応援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行うことができる。

第３　避難者の受入れ　危機管理課

協定に基づいて被災自治体から避難者受入れの要請があった場合または、要請がなくとも被災の程度から避難者の受入れが必要と思われる場合は、避難者の受入れのための調整を行う。避難者の受入れの可否については、危機管理課が中心となり、千葉県、近隣市、施設所管課等と協議・調整の上、市長が決定する。

被災地からの避難者を受入れることができるよう、避難所として公民館や体育館などの公共施設を開設するとともに、中長期的な避難も視野に入れた住宅のあっせん、生活福祉資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。市内の福祉施設においては、高齢者・障害者などの被災者の受入れを行う。

また、親戚・知人等の民間住宅等に避難した避難者に対しては、支援情報や生活関連情報などの提供、相談事業の実施を行う。

〈資料 10 災害時応援協定締結先一覧〉

第４　広域避難の受入れ

災害発生のおそれがあり、市民等を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合には、災害対策基本法に基づき、自治体間で広域避難の協議を行う。

① 同一都道府県内の市町村への避難（法第６１条の４ ）

市長は、災害が発生するおそれがある場合に、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要等があると認めるときは、同一の都道府県内の他の市町村の市町村長に協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならない。

② 緊急時以外における他の都道府県の市町村への避難（法第６１条の５）

市長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事との協議を求めることができることとし、協議を受けた他の都道府県内の市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならない。

③ 緊急時の他の都道府県の市町村への避難（法第６１条の６）

市長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村長に直接協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り要避難者を受け入れなければならない。

第 20 節　帰宅困難者対策

第１　船橋駅・西船橋駅周辺での帰宅困難者等の混乱防止対策

本部統括班・道路班・第 2 教育班

船橋駅及び西船橋駅周辺における帰宅困難者対策については、『船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会』の各構成機関が連携して対応する。

１．市災害対策本部

（１）道路班は、防災ＭＣＡ無線、電話及びＦＡＸ等で、鉄道事業者等に対して、鉄道やバスなどの被害（運行）状況、駅周辺の滞留者の発生状況等について情報収集を行うとともに、災害関連情報の提供を行う。

（２）第２教育班は、道路班と連携して駅・大規模集客施設の滞留者・利用者を施設内に留まるよう一時保護を要請する。

（３）第２教育班は、帰宅困難者の受入れ可否について帰宅困難者支援施設及び避難所から情報収集し、鉄道事業者及び大規模集客施設事業者等に対して、受け入れ施設の開設状況等について情報提供を行う。なお、障害者、高齢者、妊婦等の要配慮者に対する支援を優先して行うよう要請する。

（４）本部統括班は、第２教育班を通じて、気象庁から東京湾内湾に津波警報等が発表された場合には、帰宅困難者の安全を優先して、津波浸水想定のない帰宅困難者支援施設や避難所、もしくは３階建相当以上の建物への避難を呼びかける。

（５）本部統括班及び第２教育班は、帰宅困難者に対して、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、市ホームページ、SNS、市公式アプリ「ふなっぷ」等を活用して、鉄道及びバスの被害（運行）状況について情報提供を行う。

２．鉄道事業者・大規模集客施設

（１）鉄道事業者は、防災ＭＣＡ無線、電話及びＦＡＸ等を使用して、鉄道の運行状況、駅周辺の滞留者の発生状況について市災害対策本部に情報を提供する。大規模集客施設事業者も同様に利用者の状況について市災害対策本部に情報提供する。

（２）施設の安全確認を実施したうえで、利用者を施設内の安全な場所で一時保護し、利用者に対して災害関連等の情報を提供する。

（３）市からの情報等に基づき、帰宅困難者に対して、帰宅困難者支援施設等の開設状況や移動経路について、駅周辺案内図の掲示及び配布等により情報提供する。

３．帰宅困難者支援施設及び避難所

（１）帰宅困難者支援施設及び避難所の施設管理者は、施設の安全確認を実施したうえで、防災ＭＣＡ無線、電話及びＦＡＸ等を使用して、開設状況及び受入れ可能人員等について市災害対策本部に報告する。

（２）帰宅困難者に対して、施設の利用方法や注意点、市からの災害関連情報、交通状況、家族等との安否確認方法等について情報提供を行うとともに、可能な範囲で水道水（飲料水）及びトイレを提供する。

（３）避難所は、一時的な滞在となる帰宅困難者と自宅等の損壊による避難者と出来る限り分けたスペースを提供するように努める。

４．警察署

警察署は、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行うほか、駅周辺の滞留者等の避難誘導、災害時の社会秩序の維持（犯罪防止）、警備活動及び緊急交通路を確保するための交通規制を行う。

５．その他の協議会構成機関

その他の協議会構成機関は、協議会の目的に沿って、安全を確保した上で、可能な範囲で帰宅困難者に対して情報提供や必要な支援等に努める。

第２　帰宅困難者の子供（生徒・児童・園児）等の保護、一時待機

学校等は、大地震が発生した場合には生徒・児童・園児の安全確保、保護に万全を期す。なお、保護者が帰宅困難者となって、保護者による生徒等の引き取りが困難な場合、あるいは生徒等の帰宅が困難な場合には、学校等施設に生徒等を一時待機させる。

第３　一般の事業所等に対する従業員等の施設内待機協力等の呼びかけ

１．従業員等の施設内待機の協力等の呼びかけ

本部統括班は、一斉帰宅行動を抑制するため、市のホームページ等により、一般の事業所等に対して従業員等の施設内待機を行うよう協力を呼びかける。

２．地域の被災者・復旧活動支援の参加協力の呼びかけ

本部統括班は、地域の応急・復旧活動への支援の協力や事業所周辺にいる通行者等の求めに応じて、一般の事業所等に対して可能な範囲で一時的に待機できる場所、水道水やトイレの提供を行うよう協力を呼びかける。

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務応援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行うことができる。

第４　帰宅困難者の徒歩による帰宅支援

第２教育班及び本部統括班は、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、市ホームページ、ふなばし防災エリアメール、SNS、市公式アプリ「ふなっぷ」等を活用して、徒歩で帰宅しようとしている帰宅困難者に対して、道路状況、混雑状況などについての情報や、「災害時帰宅支援ステーションステッカー」の表示のあるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等で沿道情報、水道水やトイレの提供が受けられることを情報提供する。

第５　帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦等の要配慮者のうち自力での徒歩が困難な特別搬送者については、千葉県や関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第３章　復旧・復興計画

節	主な記載内容	細目	主な担当部署、担当班
第１節 災害復旧事業	激甚災害指定の手続き、被害状況等の報告、基準、特別財政援助額の交付手続き、激甚法以外の復旧事業	第１ 第２	本部統括班、第1復旧支援班 本部統括班、第1復旧支援班
第２節 災害復興計画	復興の基本的考え方、災害復興推進体制の検討	第１ 第２	第1・2復旧支援班 第1・2復旧支援班
第３節 市民生活安定のための緊急措置	災害相談窓口の設置、被災者の生活確保、農林漁業関係対策、中小企業関係対策、義援金・義援品（救援物資）の受入れ・配分	第１ 第２ 第３	本部統括班、第１・２災害医対策班、第１・２要配慮者支援班、第１・２調査班、第１供給班、ボランティア班、国際ボランティア班、第１・３・４収容班、第１・２生活再建班、環境班 第1生活再建班、第4収容班、第1・3供給班

市災害対策本部体制における担当班名を記載している。

第１節　災害復旧事業

第１　激甚災害による復旧事業　本部統括班・第１復旧支援班

１．激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、およそ次のとおり行われることになる。

（１）市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。

（２）県知事は市長からの報告内容により、必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。

（３）内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

（４）中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

（５）内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

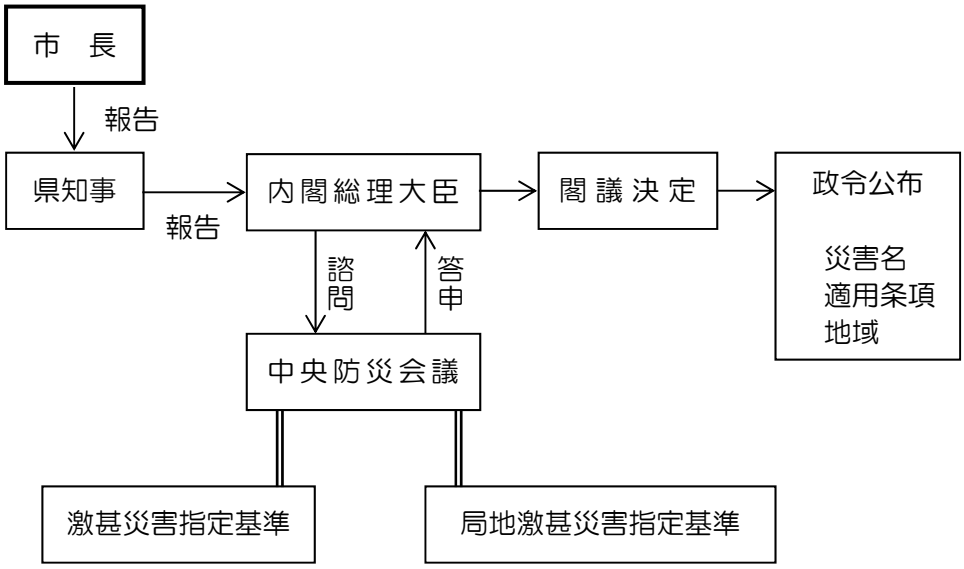

激甚災害指定の手続の流れ

２．激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

⑴ 災害の原因
⑵ 災害が発生した日時
⑶ 災害が発生した場所または地域
⑷ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
⑸ 災害に対しとられた措置
⑹ その他必要な事項

３．激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定）の２つの指定基準がある。

４．政令による特別の財政援助及び助成

大規模災害発生時には、その災害に対処するため、特別の財政援助及び助成に関する法律が制定され、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等への負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置が定められることがある。

当該法律では、指定基準を満たす地方公共団体を「特定被災地方公共団体」と「特定被災区域」として政令で定め、各種の財政援助及び助成が行われる。

以下に、『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律』における「特定被災地方公共団体」及び「特定被災区域」の指定基準と、財政援助及び助成の概要を示す。ただし、災害によって指定基準等は変更される可能性がある。

（１）特定被災地方公共団体

指定基準	○ 災害救助法の適用があった県 ○ 災害救助法（帰宅困難者対応を除く）が適用された市町村等のうち、以下のいずれかに該当する市町村 ① 震度６弱以上 ② 住宅の全壊戸数が一定規模以上 ③ 津波予報区内の最大津波観測値が 2.4m 以上であり、浸水被害が確認されている ④ 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が５％超 ⑤ 上記①～④のいずれかに加え、 公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入に対する割合が５％を超えている市町村（査定事業費が確定していない段階においては、査定後明らかに該当すると見込まれること（早期局激の指定と同様に基準の２倍で運用。）） ※参考：「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における「特定被災地方公共団体」及び「特定被災区域」の指定基準
財政援助・助成の概要	○ 災害復旧事業に係る個々補助率負担率の嵩上げ ○ 激甚災害法に規定される「特定地方公共団体」とみなされ、災害復旧事業に係る地方負担額の確定を待つことなく激甚災害法における特別の財政援助が適用される ○ 地方税、使用料、手数料等の減免で生じる財政収入の不足、災害応急対策や災害復旧事業に要する費用について、地方債をもってその財源とできる

（２）特定被災区域

指定基準	○ 災害救助法が適用された市町村（帰宅困難者対応を除く）または被災者生活再建支援法の適用市町村（全壊世帯数が０のものを除く）
財政援助・助成の概要	○ 地方債の特例 ○ 私学共済法の標準給与の改定や掛金の免除の特例 ○ 健康保険や船員保険、労働保険、厚生年金保険等の標準報酬月額の改定や保険料の免除等の特例 ○ 雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例 ○ 石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例 ○ 障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例 ○ 介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例 ○ 中小企業信用保険法の特例 ○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等

第２　その他の復旧事業

本部統括班・第１復旧支援班

１．助成制度

災害復旧事業には、激甚法に基づく財政援助及び助成以外に、法律または予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、または補助して行う災害復旧事業がある。

法律または予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、または補助して行う災害復旧事業は、以下のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に基づく事業
② 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和 37 年建設省都発第 194 号）
③ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく事業
④ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく事業
⑤ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく事業
⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく事業
⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく事業
⑧ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく事業
⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づく事業

２．復旧技術職員の確保

災害復旧のための職員に不足を生じたときは，県を通じて被災を免れた他の市町村に派遣を依頼して，職員を確保するものとする。

３．緊急資金の確保

災害復旧事業を迅速に行うために，国及び県の負担金，補助金を利用するほか，地方債の発行等により臨時資金の調達に努める。

第２節　災害復興計画

第１　復興の基本的考え方

第１・２復旧支援班

市域に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

市では、市民の暮らしや住宅、産業に関する市民生活の復興と、都市基盤や市街地に関する都市の復興を２つの柱とする。

項目	内　　容
生活復興	１ 生活復興の目標 ○ 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ○ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 ２ 生活復興の推進 ○ 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ○ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	○ 人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 ア 特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。 イ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。 ウ 市民、企業などとの「協働と連帯による都市づくり」を行う。

第２　災害復興推進体制の検討　　第１・２復旧支援班

１．市の災害復興推進体制

甚大な被害を受けた災害からの復興事業を実施していくうえで、市民生活や都市基盤などを総合的な視点に立って、的確かつ迅速に進めていくために、通常の行政組織とは別に、組織横断的な臨時組織の設置が求められる。

甚大な被害を受け、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられる場合に、市長が概ね被災から１週間程度の時期に本部員会議において災害復興推進体制の検討を行う。

災害復興推進体制は、災害対策本部の第１・２復旧支援班が中心となり、災害対策本部の関係班との連携を図り、検討を進める。

応急対策から復旧、復興へは、質的な変化を伴いつつ、断続的に徐々に進行してくものであるため、災害復興を進めるうえでは、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業のうち、震災復興にも関係し、大きな影響を与えるものについては、災害対策本部と連携・連絡を密に取りながら進めていくこととなる。

２．市や市民、学識経験者等による復興委員会

被災後の具体の復興計画の策定や、復興の取組みを進めていくにあたって、その過程における様々な検討には、市だけでなく、市民や市域内の事業所、学識経験者など幅広い参加者を募り、復興委員会（仮称）を設置するものとする。

また、復興の取組みを進めていく上で、要配慮者や女性などに対する配慮が必要であることから、復興委員会（仮称）には、各関係団体に参加を要請する。

第３節　市民生活安定のための緊急措置

第１　災害相談窓口の設置

第１調査班・第１・２生活再建班・環境班・第１・３・４収容班

１．相談所の設置

関係各班（第１調査班、第１・２生活再建班、環境班、第１収容班、第３・４収容班）は、被災者のための相談所を本庁舎等に設置し、適切な対応、措置を実施し、適切な情報提供を行う。

復興期においては、応急・復旧期の相談事項に加え、新たに自立のための環境整備や、生活復興のための直接支援を行う。

２．関係機関との連携

国、県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかかつ適切に対応する。

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための災害相談窓口を設け、以下の様な事項について聞取りを行い、その解決を図る。 ア　罹災証明　　イ　災害見舞金 ウ　安否不明者の捜索　エ　瓦礫の処理 オ　住宅　　カ　災害時特例に関すること　等

第２　被災者の生活確保

本部統括班・第１・２災害医療対策班・第１・２要配慮者支援班・第１・２調査班・第１供給班・ボランティア班・国際ボランティア・第1・3・4収容班・第１・２生活再建班

１．職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっ旋について、県計画では、県が離職者の把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、次の措置を講ずることとしている。

①　被災者のための臨時職業相談窓口の設置

②　巡回職業相談の実施

さらに、これらが実施された時は、市は県や公共職業安定所と密接に連携を図る。

２．社会秩序の維持、物資の安定供給

被災地及びその周辺においては、町会・自治会の防犯パトロール隊などが主体となった自警組織が、警察や防犯協会等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、生活必需品の買占めなど混乱が生じないよう、本部統括班がホームページや広報等で注意喚起を行う。

３．各種支援制度

（１）税等の徴収猶予及び減免

① 市税等

ア　納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出もしくは市税を納付または納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと２か月以内に限り、当該期限を延長する。（市税条例第 18 条の２）

○　災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

○　その他の場合、災害がおさまったあと、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

イ　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行うものとする。

（地方税法第 15 条）

ウ　減免

被災した納税（納付）義務者に対し、主に以下のような税目等について、減免を行う。

表　主な減免措置の対象となる税目等

税　　目	減　免　の　内　容
個人の市民税 （個人の県民税を含む）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 （市税条例第 51 条）
固定資産税・ 都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 （市税条例第 71 条）（地方税法第 367 条） （地方税法第 702 条の 8）
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 （市税条例第 89 条）
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。（市税条例第 132 条の 3）
事業所税	被災した納税義務施設の状況に応じて減免を行う。（市税条例第 158 条）
国民健康保険料	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。 （国民健康保険条例第 28 条）

② 国税・県税等

国及び県は、被災者の納付すべき税等について、法令等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出もしくは納付または納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱になっている。

③ 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、第２部 第２章　第３節　「災害時の広報」により行う。

また、本部廃止後においては、「広報ふなばし」もしくはチラシの配布等により行う。

（2）災害援護資金等の貸付

市及び県は、下記の災害援護資金等の貸付を、災害救助法が適用された場合などに実施する。

① 災害援護資金の貸付	
根拠法令等	船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例
手続き	罹災証明書、災害援護資金借入申込書、貸付を受けようとする世帯全員について、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあっては、前々年の所得）の課税証明及び市税等の滞納がないことを証する書類、貸付を受けようとする人の住民票の謄本及び印鑑証明書等を用意して、地域福祉課に提出する。
対象となる災害	ア．市に災害救助法が適用された場合の災害 イ．県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合の災害
対象者	対象となる災害で市域で世帯主の負傷（１カ月以上の負傷）や、家屋について半壊、大規模半壊、全壊の被害を受けた世帯の世帯主。ただし、世帯の総所得の限度額が、世帯構成人数に応じて定められている。また、当該家屋が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額の限度額も定められている。
制度の概要	下記に該当する被害がある場合、被害の状況にあわせて無利子または低利で貸付（最高 350 万円）を行う。 ア．療養に要する期間がおおむね１か月以上である世帯主の負傷 イ．被害金額が住居または家財の価格のおおむね３分の１以上である損害

② 生活福祉資金「災害援護費」等の貸付	
手続き	市が発行する罹災証明書等が必要。市社会福祉協議会に相談した後、申込む（実施主体は県社会福祉協議会）。なお、地域を担当する民生委員の相談支援が必要となる。
対象となる災害	災害救助法の適否によらない。
対象者	低所得世帯（世帯の所得が市町村民非課税程度もしくは生活保護基準の概ね 1.7 倍以下）
制度の概要	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付を行う。貸付限度額は 150 万円（返済期間７年以内）。※住宅に被害を受けた場合は別に「住宅改修費」の貸付を行う。貸付限度額 250 万円（返済期間７年以内）。また、緊急小口資金として火災等被災したことにより必要となる生活費の貸付を行う。貸付限度額は 10 万円（返済期間 12 ヵ月以内） 無利子または低利で貸し付ける

③　災害復興住宅資金の融資	
手続き	災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口、または郵送により、住宅金融支援機構に申込む。
対象となる災害	市に災害救助法が適用された場合の災害
対象者	被害を受けた住宅の所有者または居住者で、「罹災証明書」を交付されている者
制度の概要	住宅の建設、新築購入、中古購入、補修に対して、資金の融資を無利子または低利で受けることができる。それぞれで融資限度額や融資の制約（床面積等）が異なる。

④　母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
手続き	貸付申請書に関係書類を添付し、こども家庭支援課に提出する。
対象となる災害	災害救助法の適否によらない。
対象者	ア．母子福祉資金 ・20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母又はその扶養する児童 ・父母のいない 20 歳未満の児童（児童に対する貸付のみ） イ．父子福祉資金 ・20 歳未満の児童を扶養する父子家庭の父又はその扶養する児童 ウ．寡婦福祉資金 ・寡婦 ・40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者（所得制限あり）
制度の概要	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と児童の福祉を増進するための貸付制度で、貸付の種類は以下の 12 種類。 各資金を無利子または低利で貸付けている。 ア．母・父・母子父子福祉団体対象 ・事業開始資金　・事業継続資金 イ．母・父・児童対象 ・就職支度資金　・医療介護資金 ウ．母・父対象 ・技能修得資金　・生活資金 ・住宅資金　・転宅資金 エ．児童対象 ・修学資金　・修業資金 ・就学支度資金　・結婚資金

（3）災害弔慰金等の支給

市は、災害によって被災を受けた市民あるいはその遺族に対して、災害弔慰金等を支給している。支給内容は下記のとおりである。

① 災害弔慰金	
根拠法令等	船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例
手続き	第 1 生活再建班及び第 4 収容班は、死亡者の氏名、性別及び生年月日や、死亡年月日等の調査を行う。遺族は、必要な書類を地域福祉課に提出する。
対象となる災害	ア．市域内で５世帯以上の滅失があった自然災害 イ．県内で自然災害により住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ウ．県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合の災害 エ．災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
対象者	上記の災害による死亡者 （当該災害のやんだ後３カ月以上の行方不明者を含む）
制度の概要	被害を受けた当時、市に住所を有していた者で、災害により死亡した者の遺族に対して、最高 500 万円の災害弔慰金を支給する。死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、上記がいない場合は兄弟姉妹を対象とする。

② 災害障害見舞金	
根拠法令等	船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例
手続き	１号様式（障害を有することを証明する医師の診断内容）を地域福祉課に提出する。
対象となる災害	ア．市域内で５世帯以上の滅失があった自然災害 イ．県内で自然災害により住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ウ．県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合の災害 エ．災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
対象者	上記の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
制度の概要	被害を受けた当時、市に住所を有していた者で、両眼失明等により、障害者手帳の交付を受けた市民に対して、最高 250 万円の災害障害見舞金を支給する。

③　船橋市災害見舞金及び災害弔慰金	
根拠法令等	船橋市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則
手続き	第１生活再建班及び第４収容班が規則に則り、災害見舞金及び災害弔慰金の支給を行う。
対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害
対象者	市内に居住する者で構成する世帯で、災害を受けた者
制度の概要	市内において、居住している者がいる建物が被災を受けた場合、被災した世帯の世帯主に対して災害見舞金を支給する制度。また、死亡者がいる場合には、遺族または葬祭を行う者に対し、災害弔慰金を支給する。なお、水害（床上浸水）発生時には、災害見舞金とあわせて特別災害見舞金を被災した住家（現に居住者がいる建物で市内にあるのが条件）の所有者または借受人に支給する制度もある。

県でも、災害により県内で死亡した方の遺族や重傷者等に対して、県の基準により本県独自に災害弔慰金・災害見舞金を支給している。

（4）住宅等災害復旧資金借受に伴う利子の補給

① 住宅等災害復旧資金借受に伴う利子の補給	
根拠法令等	船橋市住宅等災害復旧資金利子補給規則
手続き	船橋市住宅等災害復旧資金借受申込書兼利子補給申請書に、被災世帯の住宅の「罹災証明書」や「登記事項証明書」、被災者及び被災世帯の世帯員の納税証明書等を添付して、地域福祉課を経由して、市長が別に指定する金融機関に借受申込みを行う。 利子補給の決定後、利子補給期間に必要書類を揃えて、住宅等災害復旧資金利子補給金請求書を地域福祉課に提出する。
対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害
対象者	・市内に居住する者で構成する世帯で、災害を受けた世帯 ・被災世帯の「罹災証明書」の交付を受けられる世帯 ・被災者及び被災世帯の世帯員の市税の滞納がない世帯 ・指定金融機関から住宅等災害復旧資金を借り受けられる世帯 上記に該当する世帯で、住宅の修理、かさ上げまたは宅地の土留め、擁壁、盛土その他の住宅施設の復旧工事の費用にあてるため、市長が別に指定する金融機関から資金を借受ける者
制度の概要	住宅等の全部または一部に災害を受けた被災世帯の世帯主等が、市を経由して住宅等災害復旧資金を指定した金融機関から借り受けた場合において、利子の一部補給を受ける制度。

（5）事業者への融資

① 農林漁業関係の融資

（1）融資の種類

① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく融資
② 県単農業災害資金による融資
③ 県漁業災害対資金による融資
④ 株式会社日本政策金融公庫資金
⑤ 海難漁船経営再開対策資金による融資
⑥ 船橋市農業災害復旧資金による融資

（2）農業災害補償共済金の支払いの促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができるよう措置する。

② 中小企業関係の融資

（1）適用の基準

① 激甚災害法または災害救助法の適用を受けた場合

② 経済産業大臣が地域・業種を指定した災害

③ その他特に必要と認めた場合

（2）融資（市）

ア 貸付資金災害復旧資金

イ 貸付対象者市内で同一事業を１年以上引き続き営んでいること

ウ 融資使途設備資金、運転資金

エ 融資限度額 1,000 万円以内

オ 融資期間運転資金・設備資金７年以内

（6）その他特別取扱い等

① 郵便局

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

1 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災 1 世帯当たり、通常郵便葉書 5 枚及び郵便書簡 1 枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付局は集配郵便局とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公表して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

(4) 避難所への配達

被災地への配達に際し、全地域で原則として各戸配達を実施する。避難されている方へは避難所に配達する。

(5) 不在留置期間の延長

避難先・転居先不明で配達できない郵便物については、災害発生日から一定期間郵便局に留め置き、郵便局や避難所へお知らせ文を提出する。

2 郵便貯金関係

(1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金手数料免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための送金手数料免除を実施する。

(2)貯金業務の非常取扱

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱を行う。

3 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱を行う。

② 労働局

1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっ旋を図るものとする。

2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講ずるものとする。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 巡回職業相談の実施

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

③ NHK

1 災害救助法が発動された区域内において半壊・半焼等以上の被害を受けた建物に設置された受信機に係る放送受信契約等について、放送受信料の免除を行う。

2 避難所への受信機の貸与を行う。

4. 被災者生活再建支援制度

第１生活再建班・第４収容班

この制度は、平成 10 年５月に成立した被災者生活再建支援法に基づくもので、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互互助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

（１）対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

表　被災者生活再建支援法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数※1	150 以上	第１条第１項※3
県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数※2	2,500 以上	
そのうち市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数※2	75 以上	
市内において住家が全壊した世帯の数	10 以上	第１条第２項※3
県内において住家が全壊した世帯の数	100 以上	第１条第３項※4

※1　災害救助法施行令第１条第１項第１号の規定に同じ

※2　災害救助法施行令第１条第１項第２号の規定に同じ

※3　市に適用　　※4　県に適用

（2）対象世帯と支援金の支給額

支給額は「基礎支援金」と「加算支援金」の合計である。

① 基礎支援金；住宅の被害程度に応じて支給する支援金

対象世帯		基礎支援金
全　壊	住宅が「全壊」した世帯	100 万円
解　体	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず（住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、敷地復旧のために住宅を解体する必要があること）解体した世帯	100 万円
長期避難	災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯	100 万円
大規模半壊	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯	50 万円
中規模半壊	住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯	加算支援金のみ支給

② 加算支援金；住宅の再建方法に応じて支給する支援金

＜全壊・解体・長期離脱・大規模半壊の場合＞

再建方法	支援金
建築・購入	200 万円
補修	100 万円
賃貸（公営住宅以外）	50 万円

＜中規模半壊の場合＞

再建方法	支援金
建築・購入	100 万円
補修	50 万円
賃貸（公営住宅以外）	25 万円

ただし、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200（または 100）万円とする。

また、①、②ともに複数世帯を対象とした支給額であり、単数世帯の場合は、複数世帯に対する支援金の 3/4 の額とする 。

（3）申請書、必要書類等

地域福祉課に被災者生活再建支援金申請書、罹災証明書、住民票、預金通帳の写し、契約書等の写しなどを添え申請を行う。

５．罹災（被災）証明書の発行

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第２節 情報の収集・伝達　第５罹災(被災)証明書の発行・減免にかかる調査』を準用するものとする。

６．災害公営住宅等の支援

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 12 節 建物・宅地応急対策　第３応急仮設住宅などの確保』を準用するものとする。

第３　義援金・義援品（救援物資）の受入れ・配分

第１生活再建班・第４収容班・第１・３供給班

１．義援金・義援品（救援物資）の受入れ

本市が甚大な被害を受けた際などで、市に届けられる義援金・義援品（救援物資）は、以下に示すような経路により市に委託される。義援金の受入れは、第１生活再建班、第４収容班が、義援品（救援物資）の受入れは、第１供給班が担当する。

なお、義援金・義援品（救援物資）の受付に際しては、受付け記録を作成し以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者またはその搬送者に受領書を発行する。

義援金・義援品（救援物資）の受入れ経路

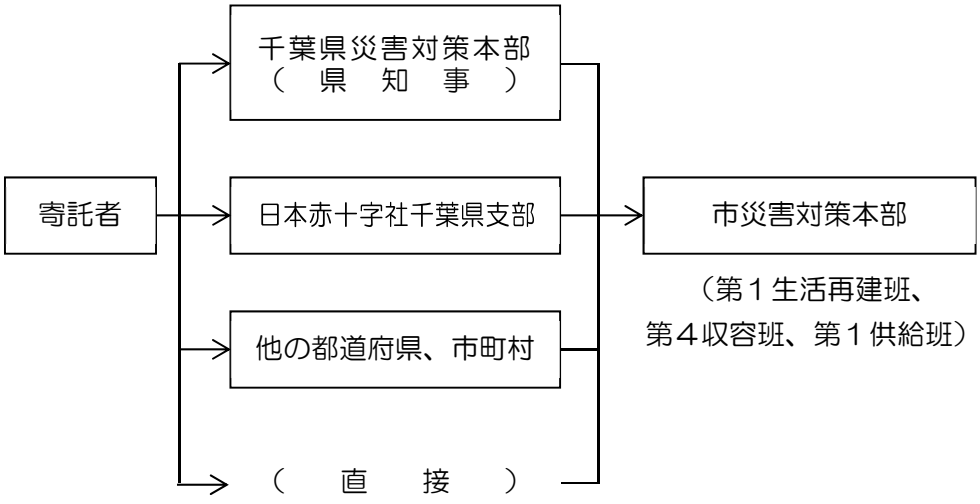

２．義援金・義援品（救援物資）の保管

（１）義援金については、被災者に配分するまでの間、第１生活再建班、第４収容班が市指定金融機関への歳計外現金により保管する。なお、管理に際しては、被災者に配分するまでの間、受払い簿を作成しなければならない。

（２）義援品（救援物資）については、第１供給班が所定の集積場所に保管する。なお、管理に際しては、受払い簿を作成しなければならない。

３．義援金・義援品（救援物資）の配分

（１）義援金の配分計画は、被害状況確定後、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案のうえ、世帯及び人員を単位として第１生活再建班及び第４収容班が立案し本部長（市長）が決定する。

（２）応急対策上、現に不足している物資で、義援品（救援物資）のうち避難所等でただちに必要とされている物資については、第１・３供給班が搬送を行う。

（３）応急対策上現に不足している物資で、義援品（救援物資）のうちただちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により第１・３供給班において有効に活用する。

（４）被災者に対する義援品の配分にあたっては、必要に応じ町会、自治会もしくは自主防災組織、赤十字奉仕団（船橋市赤十字奉仕団）等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

第３部　風水害対策編（水防計画）

津波対策については、第２部地震対策編に記載を行う。

第１章　予防計画

節	主な記載内容	細目	主な担当部署
第１節 地域防災力の向上	自助・共助の取組み	第１ 第２ 第３	市長公室、こども家庭部、消防局 市長公室、福祉サービス部、消防局 市長公室、消防局
第２節 防災体制の整備	組織・情報連絡体制・防災拠点の整備	第１ 第２ 第３	市長公室、総務部、消防局 市長公室、消防局 市長公室、保健所、消防局
第３節 都市防災構造化の推進	道路・橋梁・ライフライン施設の整備、治水対策の推進	第１ 第２ 第３	道路部、都市整備部 市長公室、下水道部 道路部、下水道部
第４節 被害の軽減	高潮・土砂災害・危険物などの対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第5	企画財政部、下水道部 市長公室、建築部 保健所、消防局 市長公室、都市整備部、道路部 生涯学習部、消防局
第５節　安全避難の環境整備	避難場所・避難所・誘導体制・運営体制の整備	第１ 第２ 第３	市長公室、健康福祉局 市長公室 市長公室、健康福祉局
第6節 救援・救護体制の整備	救急・応急医療・防疫、し尿処理・ごみ処理	第１ 第２ 第３ 第４	市長公室、健康部、保健所、病院局、消防局 保健所、環境部 市長公室、環境部 環境部
第7節 備蓄体制の整備	備蓄体制の整備	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室 市長公室
第8節 緊急輸送の環境整備	輸送環境の整備	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室、消防局 市長公室、企画財政部
第9節 要配慮者の安全確保	要配慮者・社会福祉施設・外国人などへの対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	市長公室、健康福祉局 健康福祉局 市長公室、健康福祉局 福祉サービス部 市長公室
第10節 帰宅困難者の安全確保	帰宅困難者への対策	第１ 第２ 第３	市長公室 市長公室 市長公室、こども家庭部、教育委員会
第11節 旋風・突風・竜巻対策	予防計画	第１ 第２	市長公室 市長公室

第１節　地域防災力の向上

第１　自助への取組み　市長公室・こども家庭部・消防局

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第１ 自助の取組み』を準用するものとする。

２．事業所従業員

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２ の取組み』の『３．事業所従業員』を準用するものとする。

第２　共助への取組み　市長公室・福祉サービス部・消防局

１．自主防災組織の防災力向上

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２ 共助の取組み』の『１．自主防災組織の防災力向上』を準用するものとする。

２．自主防災組織リーダーの育成

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２ 共助の取組み』の『２．自主防災組織リーダーの育成』を準用するものとする。

３．ボランティアの育成

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２ 共助の取組み』の『４．ボランティアの育成』を準用するものとする。

４．事業所従業員

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章予防計画　第１節 地域防災力の向上　第２共助への取組み』の『３．事業所等防災組織の防災力向上』を準用するものとする。

第３　防災訓練　市長公室・消防局

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第１節 地域防災力の向上　第３ 防災訓練』を準用するものとする。

第２節　防災体制の整備

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第２節 防災体制の整備』を準用するものとする。

第３節　都市防災構造化の推進

第１　道路・橋梁の整備　道路部・都市整備部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第３節 都市防災構造化の推進 第３道路・橋梁の整備』を準用するものとする。

第２　ライフライン施設の整備　市長公室・下水道部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第３節 都市防災構造化の推進　第５ライフライン施設の整備』を準用するものとする。

第３　治水対策の推進　道路部・下水道部

１．河川・排水路等の整備

（１）河川等の現況

市内の河川等は、一級河川（県知事管理）は二重川ほか３河川、二級河川（県知事管理）は海老川ほか４河川、準用河川（市長管理）は前原川ほか6河川及び普通河川（市長管理）35河川である。

（２）河川改修等の計画

①　河川改修等の現況

排水機能上特に重要な河川(一級、二級、準用河川)については、当面の対策として、時間雨量50mm の降雨に耐えられるように整備を進めている。

また、その他の普通河川についても、時間雨量50mm の降雨に耐えられるような整備を目指しているが、当面の緊急対策として河道の拡幅等により治水安全度の向上を図るとともに、順次溢水箇所の整備を行っている。

さらに浸水被害を解消するため、排水路整備を行っている。

②　主要事業

以下に示すとおりである。

河川改修等の主要事業

事業の名称	事　業　内　容	事業年度
都市基盤河川改修事業 二重川上流〔市施工〕	河道の拡幅により時間雨量 63 ㎜対応の整備を行う。	平成６年 ～18 年（終了）
防災調節池事業 飯山満川〔県施工〕	河道の拡幅等により時間雨量 50 ㎜対応の整備を行う。	平成３年 ～26 年（終了） ※平成 27～広域河川改修事業に継承
住宅市街地基盤整備事業 桑納川〔県施工〕 飯山満川〔県施工〕	河道の拡幅等により時間雨量 50 ㎜対応の整備を行う。 区画整理事業に伴う流量増加を見込んだ河道整備を行う。	平成 10 年～ 令和２年（終了） 平成 10 年～
広域基幹河川改修事業 二重川下流〔公団施工〕 海老川〔県施工〕 海老川調節池〔県施工〕	河道の拡幅により時間雨量 63 ㎜対応に整備する。 河道の拡幅等により時間雨量 50 ㎜対応に整備する。 海老川の増水時に河水の流水を一時的に溜め、下流への洪水対策を図る。また平常時には、多目的に利用できる施設として整備する。	昭和 54 年～ ～平成 24 年（終了） 昭和 51 年～ 昭和 54 年～
準用河川改修事業 (準)木戸川〔市施工〕	河道の拡幅により時間雨量 50 ㎜対応に整備する。	平成 14 年 ～28 年（終了）
準用河川改修事業 (準)駒込川〔市施工〕	河道の拡幅により時間雨量 50 ㎜対応に整備する	平成 29 年～
普通河川整備事業 各河川〔市施工〕	河道の拡幅等により治水安全度の向上を図る。	―
排水路整備事業 各箇所〔市施工〕	浸水被害の解消及び軽減を目的として排水路整備を行う。	―

（３）排水機場の整備

市が管理する３３排水機場に設けたポンプ、監視装置等の設備の定期整備を行い、施設の機能確保に努める。

（４）清掃・ヘドロの除去

河川、排水路等に堆積したごみ、ヘドロ等を除去し、流水の適切な機能確保に努める。

２．公共下水道（雨水）の整備

（１）事業の現況

市の５つの下水道処理区の内、西浦処理区（一部地域を除く）と高瀬処理区の一部地域、津田沼処理区は雨水も排除できる合流式で整備をしている。公共下水道による雨水整備については、合流区域の整備はほぼ完了しているが、分流区域の整備が遅れていることから、市街化された地域では既設管等の雨水排水能力を上回る降雨により浸水被害が発生している。市では公共下水道による雨水整備事業として、５年に１回程度発生する大雨に対応した“雨に強いまちづくり”を目指しており、特に浸水被害が大きい地区を優先的に整備して、早期に浸水安全度の向上を図る。

（２）事業計画

雨水整備計画に基づき、緊急性や地域特性を総合的に勘案し、優先整備地区を抽出し、計画的な整備を進め、浸水区域の減少に努めていく。

３．雨水流出抑制施策の推進

集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調整池の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を設置するなど公共施設及び公共空地を雨水流出抑制施設として積極的に活用する。

特に、市が行う道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、可能な限り、透水性舗装等の雨水浸透対策を採用する。

また、大規模工場や大規模店舗等の雨水浸透対策の指導及び、個人の住宅についても雨水浸透対策として「雨水浸透ます等設置事業補助金」制度を活用し、積極的に協力を求める。

なお、一時貯留施設の設置にあたっては、雨水の有効利用を推進する観点から、公共施設の雑用水等への雨水利用の導入、民間大規模施設等への雨水利用の要請等について、検討する。

４．地下空間浸水防止の推進

市は、アンダーパス等、局所的な低地や地下空間は地上の水位が出入り口の高さを超えると一気に流入が始まり、短時間で水位が上昇するなど、地上と異なる危険性があることを管理者、利用者などに周知する。これまで冠水被害を受けた箇所などに対しては、豪雨時に、危険を表示する表示板やテレメータの設置や職員の配置に努める。

さらに、地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための防水扉、防水板等、施設の具体的事例、融資制度等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止施設の整備を促す。

第４節　被害の軽減

第１　高潮対策

企画財政部・下水道部

１．防災施設の整備

（１）護岸の整備

護岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象として、昭和 40 年度より、海老川水門付近から日の出、西浦、市川市境の西浦橋付近に至るまでの約 5.9km の区間の護岸工事を完了している。

この防潮堤は、高さ A.P.＋5.6m（波の打ち上げ高を考慮し、波浪の影響がある箇所にあっては、A.P.＋6.3m～8.0m）で整備されている（別図「船橋地区護岸構築図」参照）。

今後下水道部は引き続き、県その他の関係機関に対して、防潮堤等について、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の沈下状況、液状化を含む耐震性診断を実施し、診断の結果、堤体等の安全性、有効性に問題がある施設については、改修、補強等を行うよう要請する。

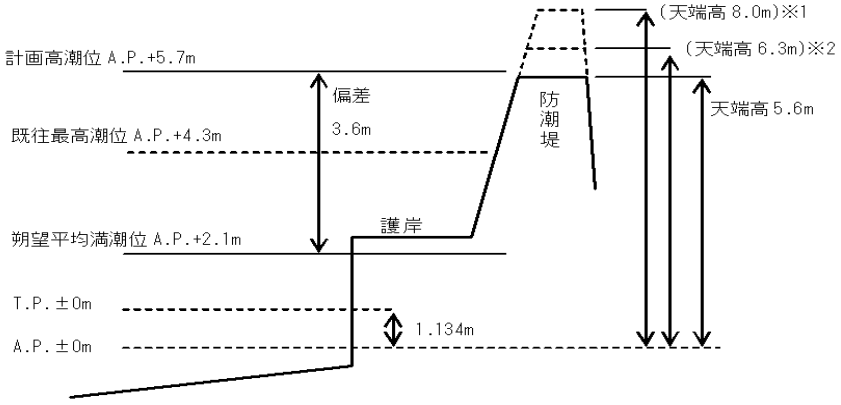

※1：日の出護岸（南側）の既設天端高さ
※2：栄護岸（南側）、西浦護岸（南側）の既設天端高さ

既往最高潮位(H.H.W.L)	潮位の観測開始から現在までの期間に記録された最高の潮位。
朔望平均満潮位(H.W.L)	朔望(新月および満月)の日から５日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。
東京湾平均海面(T.P)	標高(海抜高度)の基準面。水準測量で使用する日本水準原点はT.P.上 24.3900mと定義されている。
荒川工事基準面(A.P)	荒川のほか多摩川水系、中川水系で工事基準面として用いられる水位。

図　船橋地区護岸構築図

（2）河川の高潮対策

海老川、二俣川、海神川及び本海川の高潮対策（内水排除）のため、県に対して、ポンプ設備、水門等について適切な維持、問題がある施設の改修等を行うよう要請する。

表　県が管理者である排水機場・水門一覧

河川名	種別	名　　称
海老川	排水機場	船橋排水機場(海老川水門)、 海老川排水機場(海老川水門)
二俣川	排水機場	西浦排水機場(西浦水門)
海神川	排水機場	栄排水機場(栄水門)
本海川	排水機場	日の出排水機場(日の出水門)

2．水門・陸閘の操作等

水門・陸閘※の操作については、県及び受託者がこれに実施する。

津波時は『第 2 部　地震・津波災害対策編　第 1 章予防計画　第 4 節　被害の軽減　第 1 津波対策　2．防災施設の整備　（2）水門・陸閘の操作等』によるものとし、高潮時は県葛南港湾事務所が設定した潮位を超えると予想される場合に閉鎖する。

また、県は、平常時においては水門・陸閘の点検、護岸の巡視、操作訓練等を実施し、有事の際に機能が十分に発揮されるよう万全を期す。

なお、海岸保全区域の堤外地である潮見町、高瀬町については、岸壁高 A.P.＋4.0mで、当該地域に立地している各事務所の建屋には、1.6mの防潮扉が取り付けてあり、津波、高潮に備えている。

※陸閘（りっこう）：堤防を切って設けられた河川への出入り口を閉鎖する門のことで、洪水の時には陸閘が閉められ堤防としての役割を果たす

表　市が操作委託を受けている排水機場・水門一覧

河川名	種別	名称
海老川	排水機場	船橋排水機場（海老川水門） 海老川排水機場（海老川水門）

第２　土砂災害の防止　　市長公室・建築部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第４節 被害の軽減　第３土砂災害の防止』を準用するものとする。

第３　危険物・毒劇物等対策　　保健所・消防局

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第４節 被害の軽減　第７危険物・毒劇物等対策』を準用するものとする。

第４　風害その他災害の防止　　市長公室・都市整備部・道路部

１．風害防止対策

（１）電力施設対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、強風時の倒壊、電線切断等の被害を防止するため、電気工作物規程に基づき、原則として 40m/s に耐えうるように設計することが求められる。なお、塩害については、汚損の監視、洗浄装置の整備、シリコン塗布等の措置のほか、電気通信施設の設計に際し抜本的な風害、塩害予防措置を講ずることが望ましい。

市は、これらの性能を満たすよう、東京電力パワーグリッド株式会社に対し、整備・点検を要請する。

（２）通信施設対策

東日本電信電話株式会社は、以下のとおり、風害防止対策を施している。また、空中線に対しては塩害防止対策を施している。

市は、これらの性能を満たすよう、東日本電信電話株式会社に対し、整備・点検を要請する。

①局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の２ルート化及び地下化を推進する。

② 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施と移動電源車の配備を実施する。

③ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準または鋼構造物設計基準によっている。

（３）樹木・街路樹対策

樹木・街路樹自体が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切ったり、塀をこわす場合も多く、剪定、支柱等の手入れなどの措置を講ずる。

（４）防風林の保全・保護

市には、森林法の規定に基づく防風保安林の指定を受けている地域はないが、郊外地帯には約 590 ヘクタールの山林が現存している。これらは農耕地、住宅地の防風林として使命を果たすとともに、治水上、営農上にも貢献するところが多いので、これらの森林が存続するよう呼びかける。

２．雪害防止対策

（１）道路対策

①市道の確保

市は年間を通じ降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれなため特別な予防施設事業はない。

今後の異常降雪の場合は、その状況により道路部が中心となり、関係機関と協力して除雪による幅員の確保に努める。

②主要幹線の指定確保

国道、主要地方道、県道などについては、各道路管理者が以下のとおり、幅員の確保を行う。

種類	道路種別	除　雪　目　標	（実施内容）
第一種	一般国道	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。全幅員除雪は早期に実施する。	夏季とほぼ同じ路面状態を保つよう、常時路面の維持作業を行う。特に指定された区間については、雪の運搬排除を行う。
第二種	主要地方道	２車線幅員の確保を原則とするが状況により、１車線幅員で待避所を設ける。 　全幅員除雪は極力早期に実施する。	２車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。特別の場合１車線交通になることがある。夜間除雪は原則として行わない。
第三種	一般県道	１車線幅員で必要な待避所を設ける。	車両の交通可能をもって限度とする。 　特別の場合短時間または単区間交通不能になってもやむを得ない。
	臨海道路	２車線幅員を原則とするが、状況によっては１車線幅員で待機所を設ける。全幅員除雪は極力早期に実施する。	

③スリップ防止対策

　状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による除雪作業を行う。

　なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等の措置や砂・散布剤等の散布を迅速に行うものとする。

④ 道路啓開等

　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。また、運転者がいない場合等でやむを得ない状況においては、道路管理者は、自ら車両移動するものとする。

（2）電力施設対策

　東京電力パワーグリッド株式会社は、以下の電力施設雪害防止対策を実施している。

市は、これらの性能を満たすよう、東京電力パワーグリッド株式会社に対し、整備・点検を要請する。

① 送電設備

　送電線が経過する地域の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪過重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定めるとともに電線の着雪・着氷による短・地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

② 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

（3）通信施設対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じ、通信線路設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として可搬型無線機を配備している。

市は、これらの性能を満たすよう、東日本電信電話株式会社に対し、整備・点検を要請する。

（4）大雪警報等の情報伝達

市は、住民や市職員に対して警報等が確実に伝わるよう、市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、SNS、市公式アプリ「ふなっぷ」及びふなばし減災プロジェクトウェブサイト等を用いて伝達を行う。

（5）防災関係機関相互の連携体制

雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との情報交換や協定締結等について、必要に応じて検討を行う。

第５　文化財の保護　生涯学習部・消防局

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第４節 被害の軽減　第８文化財の保護』を準用するものとする。

第５節　安全避難の環境整備

第１　避難場所等の指定・整備　　市長公室・健康福祉局

１．避難所

当項目については、『第１部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第５節 安全避難の環境整備　第１避難場所等の指定・整備　３．宿泊可能避難所』を準用するものとする。

２．福祉避難所

当項目については、『第１部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第５節 安全避難の環境整備　第１避難場所等の指定・整備　５．福祉避難所』を準用するものとする。

第２　避難誘導体制の整備　　市長公室

１．標識等の整備

当項目については、『第１部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第５節 安全避難の環境整備　第２避難誘導体制の整備　１．標識等の整備』を準用するものとする。

２．避難実施体制の確立

（１）市の対策

①　危険箇所の把握

あらかじめ過去の浸水被害発生箇所や、浸水被害発生のおそれのある低地、アンダーパス、地下街、土砂災害警戒区域等及び被害を受ける恐れのある要配慮者利用施設等を把握して、危険の啓発、職員が巡視を行う体制づくりを進める。

また、土砂災害の危険が予想される土砂災害警戒区域等の地域を把握して、避難連絡体制づくりを進める。

〈資料 17 浸水想定区域等の要配慮者利用施設等〉

② 状況判断基準等の確立

災害時において、地域ごとの浸水状況等について迅速に把握し、また関係機関・隣接市等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、避難情報を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。特に浸水想定区域内等に居住する要配慮者に対しては、早期の避難行動開始を促すために、高齢者等避難の提供を行う基準を確立する。

また、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった時は、浸水による建物の倒壊の危険がない場合など、避難所に避難することが必ずしも適切な行動でなく、自宅や隣接建物の高所へ緊急的に一時避難し救助を待つことも選択肢として考えられる。避難情報の発令に係る判断基準とあわせて、垂直避難に対する建物の適性、垂直避難を行う高さの目安についても提示を行うものとする。

③ 避難先の安全確保

ア 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

イ 情報通信手段の維持管理

避難所等に配備した防災 MCA 無線を用いて災害時の状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう維持管理に努める。

ウ 避難に時間を要する地域や、避難が困難な地域に対しては、水平避難だけでなく、垂直避難も必要であるとの観点から、公共の施設だけでなく、当該地域の周辺の民間施設についても一時避難場所として利用できるよう協定の締結に努める。

（2）警察の対策

避難誘導体制の整備

市民・来訪者の円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導体制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備える。

また、大規模な風水害が発生した場合における署員の動員方法等について、あらかじめ、署員に周知徹底する。

（3）施設管理者・事業者等の対策

鉄道施設や大規模集客施設などにおいては、大規模な風水害発生時に利用者等が安全に避難できるよう、日頃から、最寄りの避難場所や避難所の位置や避難体制について確認を行い、各施設の職員や従業員が誘導を行うものとし、施設管理者・事業者等はその体制整備に努める。

また、浸水被害を過去に受けた施設、受ける恐れのある施設の管理者に対しては、避難計画を作成するよう、市が指導を行う。

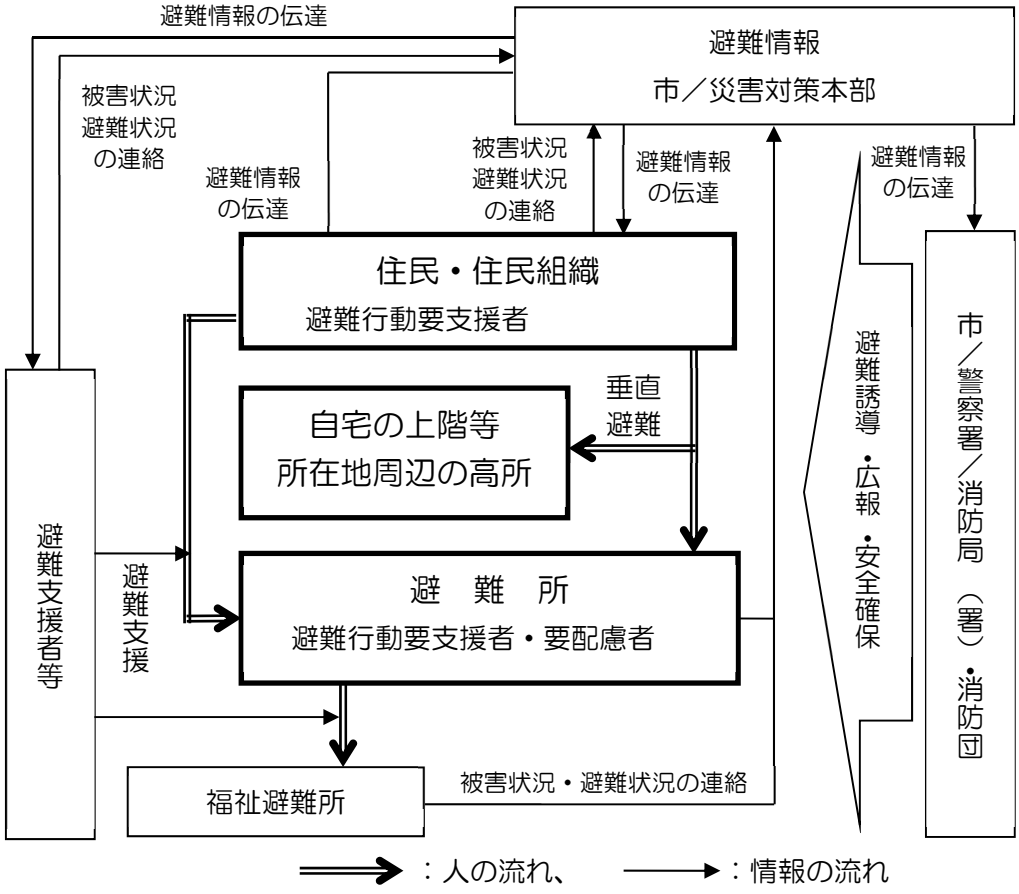

図　広域的な災害時の避難誘導体制の概念図

第３　避難所運営体制の整備

市長公室・健康福祉局

当項目については、『第１部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第５節 安全避難の環境整備　第３避難所運営体制の整備』を準用するものとする。

第６節　救援・救護体制の整備

第１　救急・救助・応急医療体制の整備

市長公室・健康部・保健所・病院局・消防局

１．救急・救助体制の整備

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第２救急・救助体制の整備　１．救急・救助体制の整備』を準用するものとする。

２．市民の自主救護能力の向上

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第２救急・救助体制の整備　２．市民の自主救護能力の向上』を準用するものとする。

３．初動医療体制の整備（大規模災害時）

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第３応急医療体制の整備　１．初動医療体制の整備（大規模災害時）』を準用するものとする。

４．医療器具及び医薬品の適正配備

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第３応急医療体制の整備　２．医療器具及び医薬品の適正配備』を準用するものとする。

５．保健・医療センターの活用

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第３応急医療体制の整備　３．保健センター・医療センターの活用』を準用するものとする。

第２　ごみ処理体制の整備　環境部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第４ ごみ処理体制の整備』を準用するものとする。

第３　し尿処理体制の整備　市長公室・環境部

収集したし尿の処理については、し尿処理場へ投入するほか、予備の貯留槽の設置、及び終末下水処理場への緊急投入等、適切な処理計画の検討を進める。

第４　防疫・衛生、保健体制の整備　保健所・環境部

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第６節 救援・救護体制の整備　第６ 防疫・保健衛生体制の整備』を準用するものとする。

第７節　備蓄体制の整備

第１　備蓄品の整備　市長公室

１．整備目標

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第７節 備蓄体制の整備　第１ 備蓄品の整備　１．整備目標』を準用するものとする。

２．水防活動に資する資機材の備蓄

水防倉庫（湊町、南本町）や資材置場（海神、日の出）等には、水防活動に資する資機材、資材として、救命ボートや排水ポンプ、土のう等を配備している。今後も水防活動に資する資機材、資材の充実を進める。

また、災害時において、市が保有する資機材及び機材の機能を有効かつ適切に発揮できるよう、定期的に点検・整備を行う。

第２　備蓄庫等の整備　市長公室

１．現況

市では、備蓄拠点として、８箇所の防災倉庫及び防災備蓄センター、学校備蓄、コンテナ倉庫、水防倉庫等を整備している。

〈資料７ 防災倉庫等一覧〉

２．整備目標

備蓄庫に加え、水防倉庫、資材置場についても整備・適正配置を進める。

第３　緊急調達体制の整備　市長公室

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第７節 備蓄体制の整備　第３ 緊急調達体制の整備』を準用するものとする。

第８節　緊急輸送の環境整備

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第８節 緊急輸送の環境整備』を準用するものとする。

第９節　要配慮者の安全確保

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第９節 要配慮者の安全確保』を準用するものとする。

第 10 節　帰宅困難者の安全確保

第１　想定される事態

市長公室

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第 10 節 帰宅困難者の安全確保　第１ 想定される事態』を準用するものとする。

第２　関係機関との連携

市長公室

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第 10 節 帰宅困難者の安全確保　第２ 関係機関との連携』を準用するものとする。

第３　帰宅困難者に備えた対策

市長公室・こども家庭部・教育委員会

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となることから、帰宅困難者に関連する全ての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携・協力して対策を行う必要がある。

また、個人が事前に準備・行動できること・すべきことを知ることは、大きな混乱や不安を防ぐことにつながることから、平常時からの一人ひとりの備えが重要である。

以下に市の取組みを整理する。

① 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。
② 帰宅困難者訓練により、駅・大規模集客施設の滞留者・利用者等の防災意識の向上や支援方策の検証・検討を行う。
③ 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の使用について普及・啓発を図る。
④ 九都県市の「災害時帰宅支援ステーション」や本市の「帰宅困難者支援施設」について、市民等への周知を行うとともに、事業者への協力を呼びかけ、協定締結を促進していく。
⑤ 駅周辺における混乱防止や支援等について、駅周辺の事業者や関係機関、本市等で構成する「船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会」を設置し、官民で協働・連携して検討を行っている。
⑥ 風水害において、事前に災害発生を予測できる場合は、事業所・学校等に対し、従業員や教職員・児童生徒等の早期帰宅を行うよう啓発を行う。また避難を行う場合であっても、垂直避難が可能な施設利用者に対しては、垂直避難を優先するよう啓発を行う。

第 11 節　旋風・突風・竜巻対策

第１　基本方針　　市長公室

１．計画の方針

近年、竜巻災害が相次いでいる。平成 18 年９月に宮崎県延岡市で発生した竜巻は、死者３名、負傷者 143 名、住宅全壊 79 棟などの被害となった。同年 11 月に北海道佐呂間町で発生した竜巻は、死者９名、負傷者 31 名、住宅全壊７棟などの被害となり、竜巻災害による年間死者数では史上最多を記録した。

また、平成 24 年６月には茨城県つくば市を中心とする地域において発生した竜巻等による災害は、死者１名、負傷者 41 名、住宅全壊 89 棟などの被害となり、災害救助法も適用された。

このように近年、竜巻による大きな被害の発生や、竜巻による災害の特殊性等にかんがみ、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年６月 27 日公布・施行）において、災害対策基本法の災害の定義の異常な自然現象の例示として「竜巻」が追加された。

市域において、旋風・突風・竜巻により多数の死傷者を伴う災害（以下「竜巻災害」という）が発生した場合に、迅速に負傷者を救助することにより被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる竜巻災害は、次のとおりである。

○　竜巻等により、多数の被害を伴うもの

３．実施機関と役割

旋風・突風・竜巻災害に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防災機関	役割
千葉県	○　災害救助法に基づく応急対策
警察	○　情報の収集 ○　救出救護活動 ○　住民の避難誘導等
市消防局	○　情報の収集・伝達 ○　救出救助 ○　救急搬送 ○　広報 ○　建物応急対策

第２　予防計画　　市長公室

１．竜巻等突風情報の伝達

（１）竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象庁が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表するもので、気象庁から防災機関に伝達される。

竜巻注意情報の提供後は、竜巻の発生確度の予測を行う「竜巻発生確度ナウキャスト」（気象庁ホームページ）による詳細な情報もあわせて取得する。

（２）竜巻情報等気象情報の伝達

竜巻等突風発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備し、竜巻注意情報が気象庁より伝達された場合に、船橋市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）等で周知を行う。

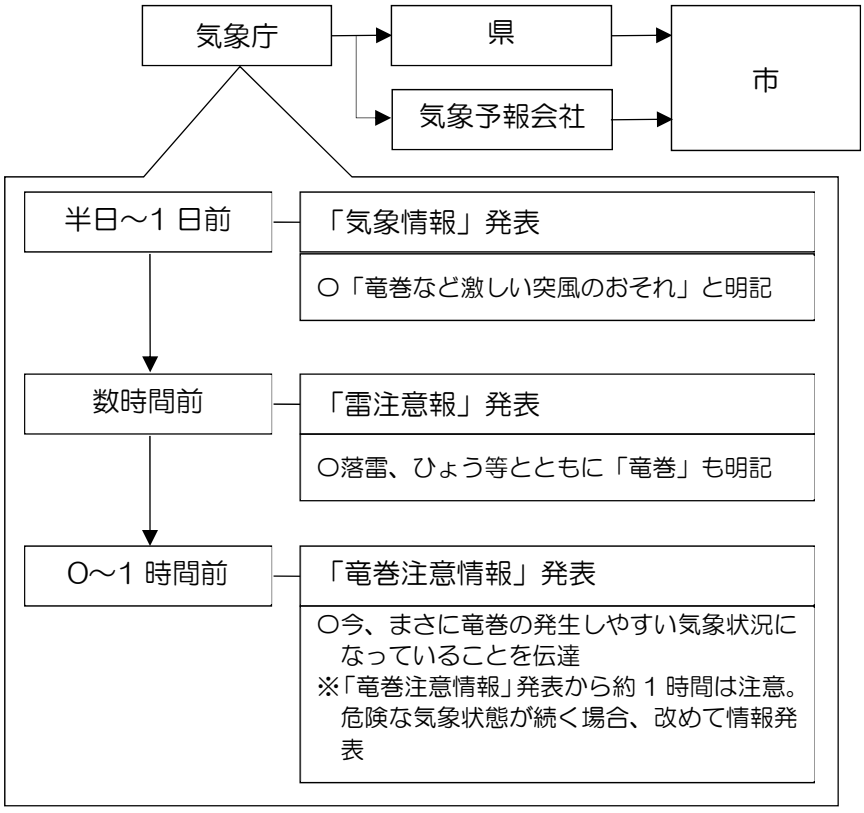

「竜巻注意情報」発表までの流れ

※「竜巻から身を守る」気象庁、をもとに作成

２．竜巻への適切な行動の普及啓発

竜巻等突風の発生を予測したり、予防したりすることは困難であるが、発生した際に適切な行動をとることができれば、人的被害の軽減が可能になる。

（１）市民

防災訓練時等防災イベントの際に、一般市民に対して竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての普及・啓発を行う。

表　竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターを閉める ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫・物置・プレハブを避難場所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・（頑丈な建物がない場合は）近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

※内閣府「竜巻等突風災害とその対応」

（２）農業従事者

農作物の被害を予防するため、次の予防策を促進する。

① 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
② 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
③ 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

（３）鉄道事業者・道路管理者

鉄道・道路等の運行支障を予防するため、次の対策を講じるよう関係機関に要請する。

① 風速計の新設等による風の観測体制の整備
② 風観測の手引きの作成
③ 防風設備の手引きの作成
④ 運転規制、突風対策について引き続き調査・研究

第２章　応急対策計画

節	主な記載内容	細目	主な担当部署、担当班
第１節 応急活動体制	夜間・休日等の体制、配備体制の検討・執行、災害対策本部	第１ 第２ 第３ 第４	危機管理課 全ての課 全ての課 全ての課
第２節 情報の収集・伝達	情報連絡体制、気象情報の収集、被害状況の調査	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６	本部統括班、第2収容班 本部統括班 本部統括班 本部統括班、下水道班 本部統括班、第１調査班 第１・２調査班、第１供給班
第３節 災害時の広報	広報活動の内容、実施手順	第１ 第２ 第３	本部統括班 本部統括班、消防救急班、第2復旧支援班 本部統括班、消防救急班
第４節 消防・救急救助活動等	消防・救急救助活動、危険物等対策	第１ 第２ 第３	消防救急班 消防救急班 消防救急班
第５節 水防活動	重要水防区域、活動内容	第１ 第２ 第３	全ての班 全ての班 全ての班
第６節 土砂災害対策	現地調査	第１ 第２	第２調査班、第２生活再建班、消防救急班 本部統括班
第７節　警備・交通対策	千葉県警察災害警備実施計画、道路交通規制	第１ 第２	 道路班
第８節 避難対策	避難情報の発令基準、津波注意報・警報発表時・要配慮者・帰宅困難者の避難対策、避難所の開設・運営	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６	本部統括班 本部統括班、第２教育班、第１・２要配慮者支援班、第３供給班、第１復旧支援班 第１・２災害医療対策班、第１・２要配慮者支援班 第１～４収容班、第１調査班、第２教育班、第２協力班 本部統括班
第９節 応急医療救護	災害医療対策本部・病院前救護所の設置、重症傷病者の搬送、収容医療機関、心のケア	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	第１・２災害医療対策班 消防救急班 ※2 第１・２災害医療対策班、消防救急班 第１・２災害医療対策班、消防救急班 第２災害医療対策班、職員動員班
第10節 緊急輸送対策	輸送手段、輸送拠点	第１ 第２ 第３	本部統括班、第2復旧支援班、 第１～３供給班 第１～３供給班 第１～３供給班
第11節 緊急輸送道路・港湾等の確保	緊急輸送道路、港湾施設、ヘリコプター臨時離発着場	第１ 第２ 第３	道路班 都市施設班 消防救急班、本部統括班
第12節 ライフラインの応急対策	上水道・公共下水道・電気・都市ガス・電話・鉄道の応急対策	第１ 第２ 第３ 第４ 第５ 第６	第１供給班 本部統括班、下水道班 都市施設班 都市施設班 都市施設班 道路班
第13節 建物・宅地応急対策	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅、応急修理	第１ 第２ 第３ 第4	調査班、本部統括班 第２生活再建班、本部統括班 第２生活再建班 第２生活再建班、第2調査班

節	主な記載内容	細目	主な担当部署、担当班
第14節 生活救援対策	飲料水・食料品・生活必需品の供給、災害相談窓口の開設	第１ 第２ 第３ 第４	第１・３供給班 本部統括班、第１～３供給班、 第2教育班 本部統括班、第１供給班 本部統括班
第15節 清掃・防疫等	障害物の除去、災害廃棄物の処理、防疫・衛生・保健活動の実施、安否不明者の捜索・遺体の安置・埋葬	第１ 第２ 第３ 第４	道路班、環境班、下水道班 環境班、本部統括班、収容班 第１・２災害医療対策班、第1医療看護班、本部統括班、第１・3供給班、環境班 第1生活再建班、第4収容班、消防救急班、環境班、第1・2医療看護班、ボランティア班
第16節 応急教育と応急保育	応急教育、応急保育の実施	第１ 第２	第１・2教育班 第３供給班
第17節 公共施設等の応急対策	道路・橋梁・河川の応急措置、その他公共施設の安全確保	第１ 第２ 第３	道路班 下水道班 第１災害医療対策班
第18節 災害救助法の適用	災害救助法の適用	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	
第19節 ボランティアの協力	ボランティアの受入	第１ 第２ 第３ 第４	ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、国際ボランティア班 ボランティア班、本部統括班、第2調査班、第１災害医療対策班、第１・２要配慮者支援班、国際ボランティア班
第20節 災害応援計画	被災地応援活動の展開、避難者の受入	第１ 第２ 第３ 第４	危機管理課※ 危機管理課※ 危機管理課※
第21節帰宅困難者対策	帰宅困難者への支援	第１ 第２ 第３ 第４ 第５	本部統括班、道路班、第2教育班
第22節 旋風・突風・竜巻対策	応急対策計画	第１	本部統括班、消防救急班

市災害対策本部体制における担当班名を記載している。

※ 災害対策本部設置前

第１節　応急活動体制

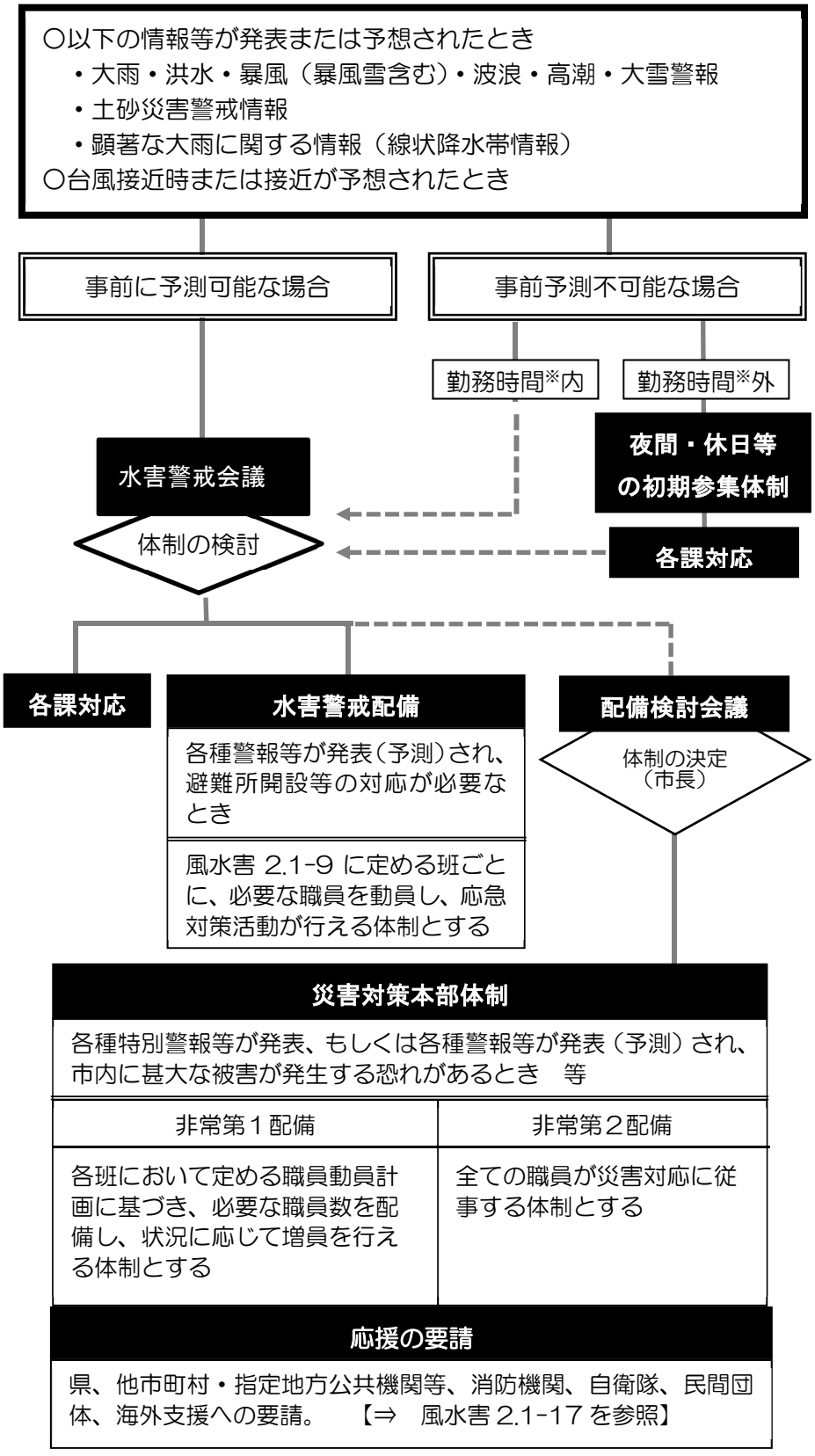

※勤務時間とは平日の午前８時４５分から午後５時１５分をいう

第１　夜間・休日等の初期参集　危機管理課

１．参集条件

勤務時間外に市内に気象に関する警報等が発表されたとき、対応が必要な職員は参集指示を待たずに参集し、対応を実施する。

参集基準	参集職員	参集場所
○大雨・洪水・暴風（暴風雪含む）・波浪・高潮・大雪警報 ○土砂災害警戒情報 ○顕著な大雨に関する情報	危機管理課及び建設局の対応に必要な職員	勤務場所

必要に応じて、防災 MCA 無線などを活用して、関連部署の部課長へ参集の連絡を行う。

２．参集手段

公共交通機関や二輪車、徒歩など、迅速に参集できると思われる手段を考慮し、参集を開始する。日頃から各職員は、公共交通機関の運休や交通渋滞の発生時でも参集できる手段について検討を行うものとする。

第２　配備体制の検討・執行　　全ての課

表　風水害時の配備体制の時期及び内容

区分	種別	指揮	配備時期の目安	配備体制
災害対策本部設置前	水害警戒配備体制	各班長	１　次の警報等が発表または予想され、水害警戒会議において必要と認めたとき 〇大雨警報〇洪水警報 〇暴風(暴風雪含む)警報 〇波浪警報〇高潮警報 〇大雪警報〇土砂災害警戒情報 〇線状降水帯情報 ２　台風の直撃や、長期停電等が予想されるなどの状況により、水害警戒会議において必要と認めたとき ３　その他、市長が必要と認めたとき	１　災害対策本部体制の班体制のうち、別に定める班（風水害 2.1-9）ごとに、必要な職員を動員し、応急対策活動が行える体制とする ２　事態の推移に伴い、災害対策本部体制に移行しうる体制とする
災害対策本部	非常第１配備	災害対策本部長（市長）	１　各種特別警報が発表されたとき 〇各種特別警報 ２　次の警報が予想または発表され、市長が必要と認めたとき 〇大雨警報〇洪水警報 〇暴風(暴風雪含む)警報 〇波浪警報〇高潮警報 〇大雪警報〇土砂災害警戒情報 〇線状降水帯情報 ３　その他、台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあるなどの状況により、市長が必要と認めたとき	１　災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 （配備時期１に該当する場合は自動設置） ２　各班において定める職員動員計画に基づき、必要な職員数を配備し、状況に応じて増員を行える体制とする ３　事態の推移に伴い速やかに非常第２配備に移行しうる体制とする
	非常第２配備		市域に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあるときなど、市長が必要と認めたとき	１　災害対策本部を設置し、全ての職員が災害対応に従事する体制とする ２　交代体制を確保するため、職員を３グループに区分する

１．配備体制の決定の流れ

① 市内に気象に関する警報等が発表されたとき、もしくは発表が予測されたときには、危機管理課長は水害警戒会議を開催し、水害警戒配備もしくは災害対策本部体制への移行を検討する。

② 水害警戒会議の構成員である各課長は、関係各部局長へ会議の検討結果を報告する。

③ 市長公室長は水害警戒会議の検討結果を市長・副市長に報告する。

④ 市長は、水害警戒会議の検討結果に基づき、水害警戒配備体制の配備についての指示又は災害対策本部体制について検討するための配備検討会議の実施についての指示を行う。

※ 危機管理監は、配備体制の検討及び市長の決定に際して、助言を行う

⑤ 市長は、災害対策本部配備基準に該当するような災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、総合的な応急対策の必要を認めたときは、災害対策本部を設置する。また、状況に応じて、配備体制の再検討を行う。

⑥ 市長が不在の場合は本決定等について、副市長（危機管理担当）、副市長（消防担当）、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。

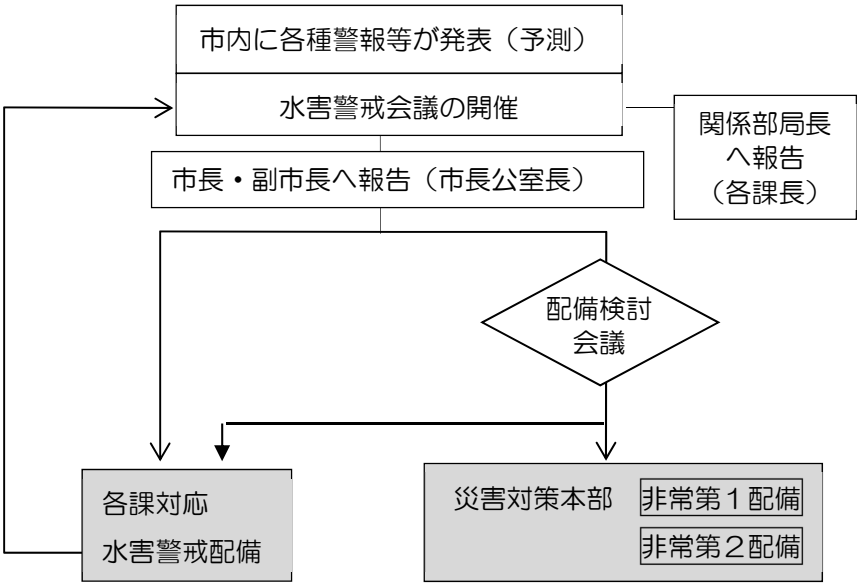

配備体制の検討フロー

※状況に応じ配備体制の再検討

２．水害警戒会議

気象情報をもとに、危機管理課長及び各関係課長（政策企画課、人事課、税務課、戸籍住民課、都市政策課、公園緑地課、道路維持課、下水道河川管理課、宅地課、警防指令課、教育総務課、社会教育課）及び必要課で協議し、水害警戒配備体制及び災害対策本部の設置を検討し、関係部長に報告する。

３．配備検討会議

（１）開催の時期

甚大な被害が予測されるときは、市長は、配備検討会議の開催を決定する。

なお、市長が不在の場合は、副市長（危機管理担当)、副市長（消防担当)、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。また、災害対策本部設置時の本部長（市長）についても上記の順で代理する。

（２）会議の構成員等

配備検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理課に置く。

配備検討会議の構成

○ 市長	○ 副市長(危機管理担当、消防担当)
○ 危機管理監	○ 建設局長
○ 健康福祉局長	○ 教育長
○ 教育次長	○ 消防局長
○ 市長公室長	○ 企画財政部長
○ 総務部長	○ 税務部長
○ 市民生活部長	○ 高齢者福祉部長
○ 健康部長	○ 福祉サービス部長
○ こども家庭部長	○ 医療センター事務局長
○ 保健所長	○ 保健所理事
○ 環境部長	○ 経済部長
○ 地方卸売市場長	○ 都市計画部長
○ 都市整備部長	○ 道路部長
○ 下水道部長	○ 建築部長
○ 管理部長	○ 学校教育部長
○ 生涯学習部長	○ 議会事務局長
○ 会計管理者	

（3）代理の出席について

配備検討会議の構成員が出席できない場合は、会議の迅速な開催のため、当該部の担当班長等が代理として出席する。また、代理者の出席も困難な場合は、電話・防災 MCA 無線等で、報告を行うものとする。ただし、構成員の出席状況によらず、市長の判断に基づいて順次、配備検討会議を開催するものとする。

（4）協議事項

配備検討会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

―――― 配備検討会議の協議事項 ――――

ア．被害情報の収集及び分析
イ．県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
ウ．適切な配備体制の検討
エ．市長からの特命事項
オ．その他

4. 水害警戒配備体制

（1）配備時期等

以下の警報等が予想または発表され、水害警戒会議において、避難所の開設など、各班単位での対応が必要となった場合には、市長は水害警戒配備体制を指示する。

⑴ 次の警報等が予想または発表され、水害警戒会議において必要と認めたとき
〇大雨警報　〇洪水警報　〇暴風(暴風雪含む)警報　〇波浪警報
〇大雪警報　〇高潮警報　〇土砂災害警戒情報　〇顕著な大雨に関する気象情報
⑵ 台風の直撃や、長期停電等が予想されるなどの状況により、水害警戒会議において必要と認めたとき
⑶ その他、市長が必要と認めたとき

（2）配備班等

配備を行う班は以下のとおりとし、各班において適切な災害対応を行うために必要な職員数を配備するものとする。

なお、事務分掌については地震・津波災害対策編における災害対策本部事務分掌（地震 2.1-15）を準用する。

班	構成課
本部統括班	〇危機管理課、市民の声を聞く課、広報課、秘書課
第１復旧支援班	〇政策企画課、行政経営課、財政課
第２収容班	〇総務法制課、デジタル行政推進課
職員動員班	〇人事課、職員課
第１調査班	◎税務課、市民税課、資産税課、債権管理課
第１収容班	◎戸籍住民課、自治振興課、三山市民センター、出張所、船橋駅前総合窓口センター
第３収容班	〇国保年金課
第４収容班	〇生活支援課
情報管理班	〇都市政策課、技術管理課、都市計画課
都市施設班	〇都市整備課、公園緑地課、飯山満土地区画整理事務所
道路班	〇道路計画課、道路管理課、道路維持課、道路建設課
下水道班	下水道総務課、下水道河川計画課、下水道建設課、下水道施設課、 〇下水道河川管理課、河川整備課
第２調査班	〇建築指導課、建築課
第２生活再建班	〇住宅政策課、宅地課
第１協力班	会計課、〇選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
第１教育班	〇教育総務課、施設課
第２協力班	〇社会教育課、文化課、青少年課、生涯スポーツ課、公民館、西図書館等
消防救急班	総務課、財務課、〇警防指令課、予防課、救急課、各署

◎〇：課長が班長となる課

※　調査班、収容班については、業務を複数の班で連携して行うため、「◎」の班長が、他の「〇」の班長との総合調整をする

5. 動員の手続き

（１）各課対応

各部局にて定める基準に該当するなど、対応が必要と認めた場合においては、関係各部長が各職員に動員指示を行うものとする。

（２）水害警戒配備体制

市長が水害警戒配備体制を指示したときには、関係各部長が必要な体制配備指令を各職員に行うものとする。

（３）災害対策本部体制

全庁的な対応が必要となった場合には、市長は「災害対策本部」を設置し、災害対策本部体制を指示する。必要な体制配備指令は総務部人事課を通じて行うものとする。

職員の動員の手続は、職員動員班（人事課長）がおおむね次に示すような経路を経て、行うものとする。

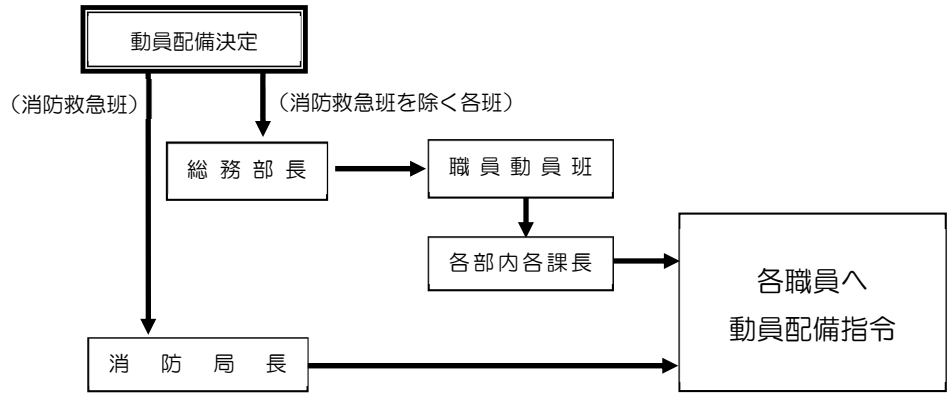

動員配備の手続きの流れ

（４）活動要領の整備等

各部（局）長は、部（局）内の各班の活動要領を定めるとともに、部（局）所属の職員に対して、周知徹底させておくものとし、また休日や夜間等の勤務時間外に配備体制の指示を受けた時も、所属職員に対し、ただちに必要な指示を行えるよう、必要な班員の住所・連絡方法について、常に把握しておくものとする。

6. 職員の配置及び服務

（1）職員の配置

各部（局）長は、職員の参集状況に応じ、順次、災害応急対策のための班を編成するとともに、次の措置を講ずるものとする。

ア．災害に対処できるよう職員を配置
イ．職員の非常参集方法及び交代方法の措置
ウ．高次の配備体制に移行できる措置
エ．他部（局）への応援の要請

（2）職員動員の報告

消防救急班を除く各班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて、職員動員班に報告する。消防救急班は警防指令課長に報告する。

職員動員班は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、本部長（市長）に報告する。報告の時期については、本部長（市長）が特に指示した場合を除き、60分毎とする。

（3）職員の服務

すべての職員は、各課対応、水害警戒配備体制または災害対策本部体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」に該当する各種警報が発表されたときには、次の事項を遵守するものとする。

なお、すべての職員とは、常勤職員のほか、定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用短時間勤務職員を含むものとする。

また、応急活動を実施することが困難である者その他本部長（市長）が認める者は動員から除外することができる。

① 主に勤務時間内における遵守事項

ア 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
イ 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
エ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
オ 市民に不安を与えたり、市民の誤解を招かないよう、発言には細心の注意をする。
カ 自らの所属する部班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、部課・（班）長の指示により他の部班への協力を求められたときは積極的にこれを遂行する。

② 主に勤務時間外における遵守事項

ア 夜間・休日等の参集条件（風水害 2.1-4）に該当することを知ったとき、または災害対策本部の自動設置となる警報等（各種特別警報）が発表されたときは、参集指令を待つことなく、各班で定める活動要領等に基づき参集または連絡がとれる体制をとる。
イ 負傷などやむを得ない理由によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段でその旨を所属長へ連絡する。
ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装の着用、飲料水及び食料品１食分とする。
エ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

7. 各部の動員計画

各部長は、災害時における職員動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るとともに、各部長は、作成もしくは修正した計画を随時、総務部長に報告する。

なお、消防局長においても同様の対応を行うものとする。

第３　災害対策本部　　全ての課

１．設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

⑴ 次の警報等が発表されたとき
　〇各種特別警報
⑵ 次の警報等が予想または発表され、市長が必要と認めたとき
　〇大雨警報　〇洪水警報　〇暴風(暴風雪含む)警報
　〇波浪警報　〇高潮警報　〇大雪警報
　〇土砂災害警戒情報　〇顕著な大雨に関する気象情報
⑶ その他、台風の直撃や、長期停電等により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあるなどの状況により、市長が必要と認めたとき

２．本部の設置場所

本部の設置場所は原則として市役所本庁舎９階危機管理課及び災害対策本部室に置く。ただし、設置することが不可能な場合は、消防指令センター6 階に置く。

なお、非常第１配備において、本部の運営に支障がない場合においては、本部室を設置せず、各執務場所において、執務を行うものとする。

３．本部の設置または廃止の通知

本部を設置または廃止した場合は、次表の各連絡担当者は、ただちに、以下のとおり電話その他適切な方法により通知する。

（１）報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・班	本部統括班	庁内放送・市防災行政無線 防災 MCA 無線 FAX・電話・口頭 その他迅速な方法
市役所出先機関	各主管部 担当班	市防災行政無線・防災 MCA 無線 FAX・電話・口頭 その他迅速な方法
市民	本部統括班	市ホームページ(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ) ふなばし減災ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄｳｪﾌﾞｻｲﾄ 市防災行政無線・広報車 ふなばし防災エリアメール ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）・ LINE・FAX・市公式アプリ「ふなっぷ」 X（旧ツイッター）・フェイスブック・ Youtube 報道機関　その他迅速な方法
県知事 （県葛南地域振興事務所 地域防災課）	本部統括班	県防災情報システム 県防災行政無線・防災 MCA 無線 FAX・電話 その他迅速な方法
各警察署長		
その他 市防災会議委員		
隣接市	本部統括班	県防災情報システム 県防災行政無線・FAX・電話 その他迅速な方法
報道機関	本部統括班	電話・口頭または文書

（２）その他

災害対策本部（非常第２配備）が設置されたときは、本部設置建物正面玄関に「船橋市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、あわせて本部員会議等の設置場所を明示するなどして、市民等の問合せの便宜を図るよう努めるものとする。

４．組織・運営等

本部の組織及び運営は、市災害対策本部条例の定めるところによる。

（１）組織

① 災害対策本部

本部の組織は、次のとおり構成する。

災害対策 本部員会議	本部長（市長）
	副本部長（副市長）
	危機管理監
	本部長付（建設局長　健康福祉局長　教育長　教育次長）
	本部員（市長公室長　企画財政部長　総務部長　税務部長　市民生活部長　高齢者福祉部長　健康部長　保健所長　保健所理事　福祉サービス部長　こども家庭部長　環境部長　経済部長　地方卸売市場長　都市計画部長　都市整備部長　道路部長　下水道部長　建築部長　議会事務局長　会計管理者　医療センター事務局長　管理部長　学校教育部長　生涯学習部長　消防局長）
本部連絡員	各班管理職等

統括責任者	災害対策本部構成班
市長公室長	本部統括班　　国際ボランティア班
企画財政部長	第１復旧支援班　　第２復旧支援班
総務部長	第２収容班　　職員動員班
税務部長	第１調査班
市民生活部長	第１収容班　　ボランティア班
高齢者福祉部長	第１要配慮者支援班
健康部長	第２災害医療対策班　第３収容班 第２医療看護班
保健所長	第１災害医療対策班
福祉サービス部長	第１生活再建班　　第２要配慮者支援班 第４収容班
こども家庭部長	第３供給班
環境部長	環境班
経済部長	第１供給班
地方卸売市場長	第２供給班
都市計画部長	情報管理班
都市整備部長	都市施設班
道路部長	道路班
下水道部長	下水道班
建築部長	第２調査班　　第２生活再建班
議会事務局長	議会班
会計管理者	第１協力班
医療センター事務局長	第１医療看護班
管理部長	第１教育班
学校教育部長	第２教育班
生涯学習部長	第２協力班
消防局長	消防救急班

② 災害対策本部事務分掌

災害対策本部の構成及び事務分掌は応急対策計画における災害対策本部事務分掌に準じるものとする。

③ 本部員会議

現在の被害及び対応状況について、情報共有を図るため、本部に本部員会議を置く。

本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部長付、本部員及び本部員が必要と認めた本部職員で構成する。なお、本部員が会議に出席できない場合は、当該部の担当班長等が代理として出席する。また、代理者の出席も困難な場合は、電話・防災 MCA 無線等で報告を行うものとする。

（2）本部の運営等

① 本部室の設置

本部長（市長）は、災害対策本部体制としたときは、速やかに本部室を設置する。

ただし、非常第１配備において、本部室を設置せずとも本部の運営に支障がない場合はこの限りではない。

ア 報告事項

本部長、副本部長、危機管理監は、本部室の設置後に参集し、各班の状況報告を基に対応方針を検討する。必要に応じて本部長付及び本部員本部へ招集する。

イ 協議事項

本部室における協議事項は、その都度災害の状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

―――― 本部室におけるの協議事項 ――――
- ○ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
- ○ 災害救助法の適用に関すること
- ○ 災害応急対策方針の検討に関すること
- ○ その他災害対策の重要事項に関すること

② 本部室の運営上必要な資機材等の確保

本部統括班は、本部室が設置されたときは、次の措置を講ずる。

ア 本部室開設に必要な資機材等の準備

- ○ 市災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- ○ 被害状況図板・ホワイトボード等の設置
- ○ 住宅地図の確保
- ○ ラジオ・テレビ・パソコン・コピー機（プリンター）の設置
- ○ 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- ○ その他必要資機材の確保

イ　通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

○　防災MCA無線
○　電話
○　ＦＡＸ

ウ　自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

③　本部の標識等

本部室が設置されたときは、市役所本庁舎玄関に「船橋市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部員会議等の設置場所を明示する。

（３）市災害対策本部の廃止の決定

本部長（市長）は、市域において災害が発生する危険が解消したと認めた時、または災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は、本部を廃止する。その決定方法については、配備体制の検討の場合に準ずるものとする。

（４）保健活動地区拠点

①　保健活動地区拠点を設置する時

保健活動地区拠点は、必要に応じて災害対策本部設置時（非常第２配備時）に、各保健センターに設置される。

②　保健活動地区拠点の要員

保健活動地区拠点は、第１・２災害医療対策班の職員及び全所属の保健師のうち、保健活動地区拠点に直接参集すると指定されている者で構成される。

第４　応援の要請・受援体制　全ての課

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第１節 応急活動体制　第６ 応援の要請・受援体制』を準用するものとする。

第２節　情報の収集・伝達

第１　情報連絡体制

本部統括班・第２収容班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第２節 情報の収集・伝達　第１情報連絡体制』を準用するものとする。

第２　気象等注意報・警報

本部統括班

１．気象等注意報・警報の受領・伝達

気象に関する注意報・警報等の受領及び伝達は水防本部設置以後は本部統括班※が担当する。危機管理課長は、注意報・警報等を受領した場合、速やかに市長、副市長、消防局長、市長公室長及び危機管理監に報告するとともに、関係各課長に伝達する。

伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

勤務時間内における受領・伝達系統は、以下に示すとおりとする。

なお、勤務時間外における受領・伝達は、本章『第３部 第２章 第１節 第２　５．動員の手続き』に準じて行う。

※各課対応時は危機管理課

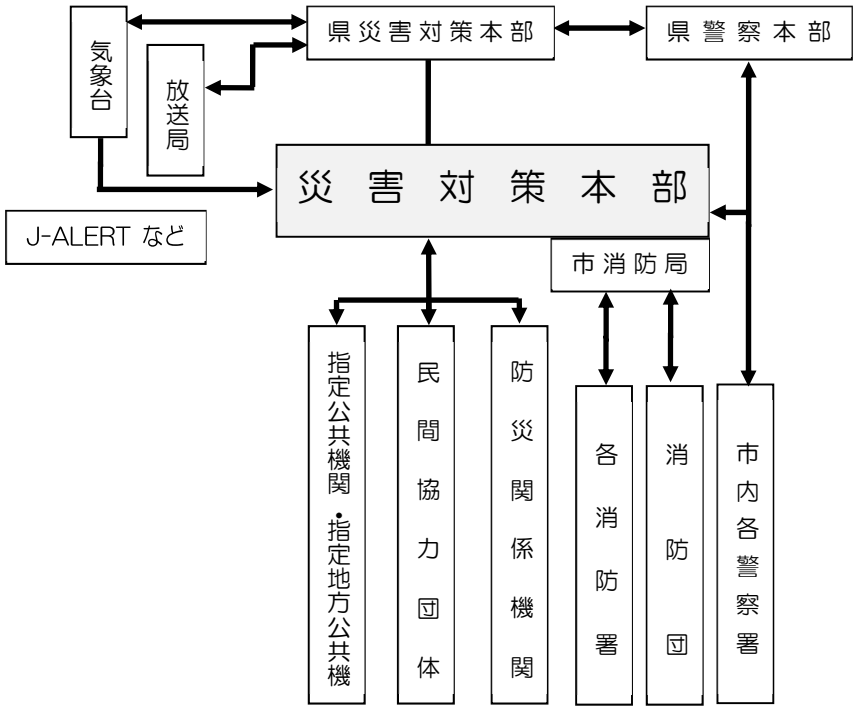

市本部を中心とする通信連絡系統図

〈資料 21　気象警報・注意報・情報の種類と発表基準〉

〈資料 22　水防警報の種類、内容及び発表基準〉

２．民間気象情報の収集・伝達

（１）実施担当者

応急対策を実施するため市が必要とする民間気象情報の収集・伝達については、本部統括班※が担当する。

（２）気象解析

市域の地域的気象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を実施し、市が対策を実施する上での状況把握基礎資料としての活用を図る。

（３）気象情報の伝達

本部統括班※は、その必要があると認める場合は、気象情報を市長、副市長（危機管理担当、消防担当）、市長公室長、危機管理監、建設局長及び関係各課等に報告または伝達する。

なお、受領及び伝達系統並びに要領については、気象等注意報・警報に準じて行う。

３．異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、ただちに本部統括班※へ伝達する。また、発見者から通報を受けた警察官等も同様にただちに本部統括班※へ伝達する。

本部統括班※は、受領した事項について、県防災危機管理部防災対策課、気象庁銚子地方気象台その他の関係機関に通報する。

通報すべき異常現象は、例えば、次のようなものが想定される。

（１）気象

① 突風、竜巻
② 強い降雹
③ 激しい雷
④ 記録的短時間大雨（ゲリラ豪雨）

（２）水象

① 河川・東京湾の異常な水位（潮位）上昇
② 異常な湧水
③ 洪水

（３）地象

① 地割れ（亀裂）
② 地すべり（土塊の移動）
③ がけ崩れ、山崩れ

※各課対応時は危機管理課

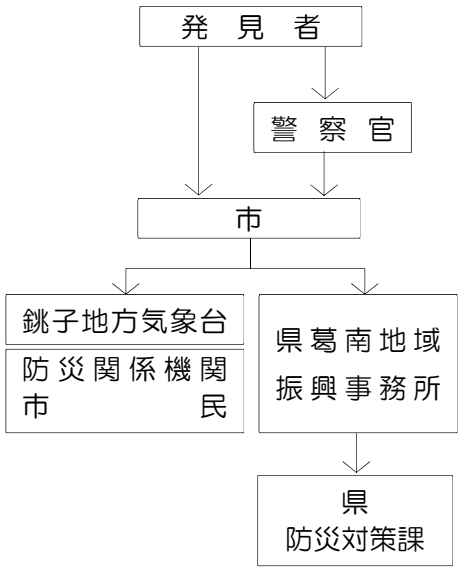

〈資料 21　気象警報・注意報・情報の種類と発表基準〉

〈資料 22　水防警報の種類、内容及び発表基準〉

4. 火災警報

（1）市の対応

本部統括班は、銚子地方気象台長から県知事に通報された火災気象通報、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令等火災予防上適宜な措置を講ずる。

（2）市民・企業の対応

市が火災警報を発令したときは、市の区域に在る者は、船橋市火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第３　水防警報等

本部統括班

１．水防警報の受領・伝達

水防警報は、水防法第１６条に基づき千葉県知事が指定する河川および海岸において、河川等が所定の水位達し、洪水、高潮等によって災害が発生する恐れがあるときに県知事等が発表し関係市町村に通知される。

本市域における水防警報は、県知事が指定する海老川、真間川、千葉港海岸船橋地区に関し発表される。

県知事により発表された水防警報の受領及び伝達は、本部統括班※が担当する。

※各課対応時は危機管理課

本部統括班※は、警報を受領した場合、速やかに市長、副市長（危機管理担当、消防担当）、建設局長、消防局長、市長公室長及び危機管理監に報告するとともに、関係各課長に伝達する。伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。勤務時間内における受領・伝達系統は、以下に示すとおりとする。

なお、勤務時間外における受領・伝達は、本章『第３部 第２章　第１節　第１．夜間・休日等の初期参集』に準じて行う。

※各課対応時は危機管理課

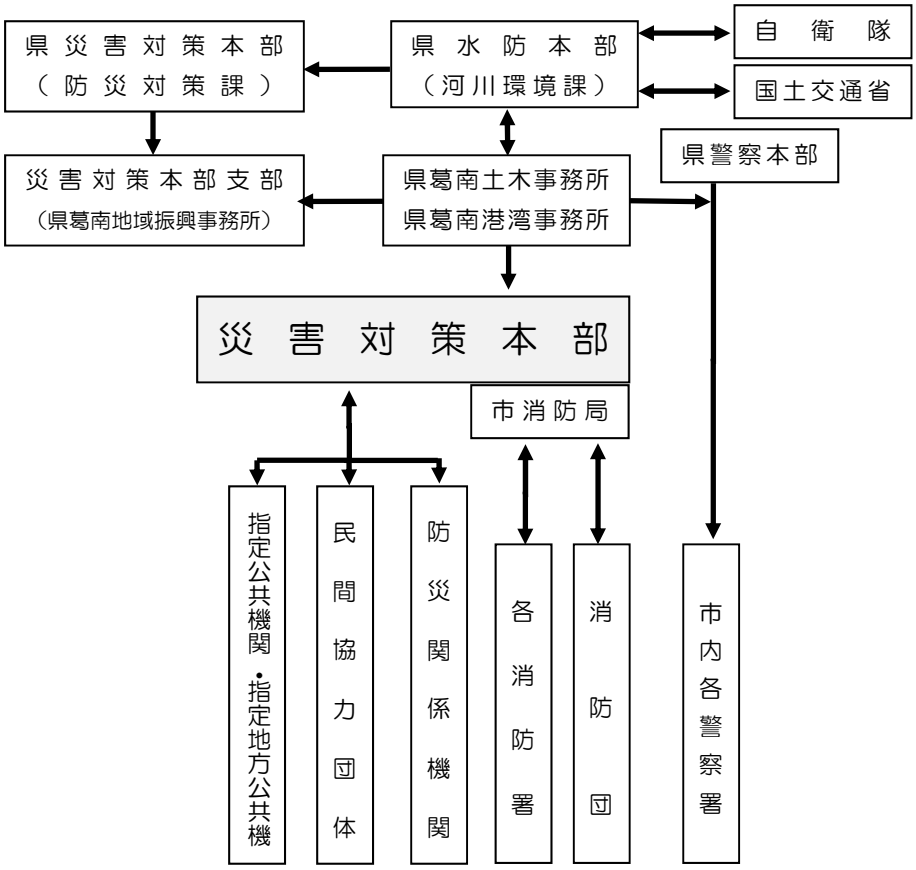

市本部を中心とする水防警報の通信連絡系統図

〈資料 16 船橋市河川一覧〉

〈資料 22 水防警報の種類、内容及び発表基準〉

２．土砂災害警戒情報の受領・伝達

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第２７条及び気象業務法第 11 条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同で市町村ごとに発表し、千葉県より関係市町村に通知される。

県から通知された土砂災害警戒情報の受領及び伝達は、本部統括班※が担当する。

本部統括班※は、情報を受領した場合、速やかに市長、副市長（危機管理担当、消防担当）、建設局長、消防局長、市長公室長及び危機管理監に報告するとともに、関係各課長に伝達するとともに、周辺住民に対して避難情報を発令する。

伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

その他受領・伝達系統については、「第２　気象等注意報・警報」の場合に準じて行うものとする。

※各課対応時は危機管理課

表　防災気象情報の段階的な発表

大雨	気象台が発表する気象情報	市の対応
約１日前 大雨の可能性が高くなる	大雨に関する気象情報 警報・注意報に先立ち発表	・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集
半日～数時間前 大雨始まる	**【大雨注意報】** 警報になる可能性がある場合はその旨予告	・注意呼びかけ （市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）等）
強さ増す	大雨に関する気象情報 雨の状況や予想を適宜発表	・警戒すべき区域の巡視
数時間前 ～1、２時間前	**【大雨警報】** 大雨の期間、予想雨量、警戒を要する事項などを示す	・避難場所の準備・開設 ・必要地域に高齢者等避難発令 ・応急対応体制確立
大雨が一層激しくなる	大雨に関する気象情報 刻一刻と変化する大雨の状況を発表	
被害の拡大が懸念される	**【土砂災害警戒情報】** 土砂災害の危険度がさらに高まった場合	・必要地域に避難指示発令 ・避難呼びかけ（防災行政無線・広報車など）
広い範囲で数十年に一度の大雨	**【大雨特別警報】** その後も降り続き、降水量が警報基準大きく超えるような大雨の場合	・特別警報が発表され、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であることを住民へ周知 ・ただちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ

第４　雨量・水位情報の収集・伝達　本部統括班・下水道班

雨量情報の収集・伝達は本部統括班※が行い、水位情報の収集・伝達は下水道班※が行う。

なお、以下の基準以上の雨量が観測された場合は、千葉県よりメールが危機管理課長・都市政策課長・下水道河川管理課長へ自動配信され、時間雨量６０mmを超える雨量が観測された場合は、千葉県土木事務所長から危機管理課長へ電話連絡により直接伝達が行われる。

① 10 分間雨量　15mm
② 時間雨量：30mm（注意値）50mm（警戒値）
　累加雨量：80mm（注意値）130mm（警戒値）
③ 氾濫注意水位を超えた河川

また、水位情報の通報基準及び間隔等は、以下のとおりである。

① 通報水位に達したとき
　以後通報水位を下るまでの間、60 分毎に行う
② 警戒水位に達したとき
　以後警戒水位を下るまでの間、30 分毎に行う

※各課対応時は危機管理課、下水道河川管理課

第５　被害状況の収集・伝達　本部統括班・第１調査班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第２節 情報の収集・伝達　第４ 被害状況の収集・伝達』を準用するものとする。

第６　罹災証明書等の発行・減免にかかる調査

第１・２調査班・第１供給班

当項目のうち、特に記載のない事項については、『第２部　地震・津波災害対策編　第２章　応急対策計画　第２節　情報の収集・伝達　第５　罹災(被災)証明書等の発行・減免にかかる調査』を準用する。

１．風水害の被害調査

建設局、消防局による活動、また、市民等から寄せられる通報により蓄積される被害状況は、各課対応、水害警戒配備、災害対策本部の何れの体制にあっても、情報を受けた者が所定の連絡票に漏れなく記載し、各課でＧＩＳ等入力後、危機管理課に速やかに引継ぎ、被害発生と対応状況の把握、分析、対応に常に努めなければならない。

２．災害対応情報の取扱いと報告

（１）各課対応・水害警戒配備時の災害対応状況報告

（建設局内）

都市政策課は局内各課へＧＩＳ入力の期日を通知し、各課は直接受電した情報などを元に活動情報、災害種別等の入力作業を行う。

なお、蓄積されたＧＩＳデータは都市政策課が集計し、危機管理課へ報告する。

（消防局）

消防局は指令センターで受付けした 119 番通報等及び、災害出動の情報を消防局独自のシステムへ入力しており、警防指令課は危機管理課へのデータ提供のタイミングや書式について、事前の調整を図らなければならない。

また、各隊の活動状況報告は帰署（所）の後に処理されることから、提供データの作成には時間を要することに十分に留意すること。

（危機管理課）

市域の被災、対応状況の把握はＧＩＳを通じてある程度の確認は出来るが、県速報など災害統計データとするには活動が完結していることが条件となる。

一方、定期的な被災状況の取りまとめ、報告、広報への対応は災害時の市としての責務であることから、受電時の現況聴き取り、現場対応者からの経過連絡等で得られる情報を含め、常に収集と整理に心掛けなければならない。

また、災害対応時には各課へのＧＩＳ入力、情報提供を迅速かつ継続して行うよう依頼するとともに、精査、集計した情報は広く各課との共有を図り、罹災業務を進めるために必要となる統計資料の作成を行う。

（２）災害対策本部の体制時

（現場対応を行う各班）

災害対策本部にて受電した被災情報は、情報管理班、都市施設班、道路班、下水道班、第２生活再建班が現地被害状況調査、応急復旧の手配等を実施する。その報告内容を、各班のＧＩＳ担当が入力を行い、情報管理班は集計を行った上で、本部統括班へ報告する。

（本部統括班）

災害対策本部の本部統括班は、被害情報の記録、整理、報告の一環として入力されたＧＩＳデータ、並びに市民等から通報のあった案件を精査し、県速報のための資料を取りまとめるとともに、罹災証明書の発行事務を実施する部署が、調査を速やかに開始できるよう資料を作成し、引継ぎの準備を行う。

３．罹災（被災）業務の実施

（１）罹災（被災）業務と担当する部署の決定

罹災（被災）業務は主に、風水害にかかる緊急、応急活動が終息した後に以下を行う。

①被災物件の詳細な状況の確認

②所有者等の求めにより罹災申請による現地調査を行い、罹災証明書を発行

③罹災件数の統計、並びに照会への回答

などの事務を行うものであり、罹災事務を担当する部署は、市長公室長と税務部長による協議を経て、危機管理課、税務部の何れかを指示する。

（２）罹災業務を担当する部署への依頼

（税務部が担当する場合）

市長公室長は、災害対策本部を設置し、風水害への対応を実施した翌日以後、速やかに税務部長へ被害状況を報告するとともに、罹災の現地調査の対象物件を引継ぎ、罹災業務を依頼する。

税務部長は被災状況に応じて税務部職員による罹災調査チームを編成し、罹災調査の対象として引継ぎを受けた物件の調査を実施して、罹災証明書の発行を行う。

（危機管理課が担当する場合）

風水害による現場調査の必要がある物件、もしくは罹災申請による罹災証明書発行の求めがあった際には、危機管理課の職員が中心となり、他課の応援を受けて罹災調査チームを編成して現場調査を実施し、罹災証明書の発行を行う。

４．罹災業務関連部署への情報提供

罹災業務を担当する部署は、現地調査により被災程度が確定し、罹災証明書を発行した物件については速やかに被害状況報告データを更新するとともに、精査された被害状況報告データを罹災業務関連部署で共有する。また、本部統括班は被害状況データが更新された際は、速やかに県災害報告の経過報を登録する。

５．罹災事務の実施期間と引継ぎについて

（１）概ねの活動期間と状況整理、評価

各課対応、水害警戒配備体制、災害対策本部の何れの体制においても、税務部が罹災事務を行う場合には、発災から１ヶ月程度を活動期間の区切りとし、都度、状況の整理、評価等を行い、市長公室長、税務部長との間で事務引継ぎに関する協議を行う。

（２）罹災事務の引継ぎ

（１）の協議により、罹災業務の引継ぎは支障無いと判断されたとき、税務部は業務引継ぎ先である危機管理課との協議を十分に行い、罹災事務、及び各種データー式について、十分な説明を行った後に引継ぐものとする。

第３節　災害時の広報

第１　広報活動の内容　　本部統括班

本部統括班※は本部長（市長）の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

広報活動は、広報車や防災行政無線、防災 MCA 無線、防災ラジオによる情報伝達のほか、災害対策本部や避難所での掲示、市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、FAX、架電、ふなばし防災エリアメール、SNS、市公式アプリ「ふなっぷ」及びふなばし減災プロジェクトウェブサイトでの情報発信によるものとする。

主な広報活動の内容
⑴ 災害発生時の広報 ア．２次災害防止に関すること ○　下水道・排水路・河川への排水抑制の呼びかけ ○　ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意 ○　パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ イ．災害情報及び被災状況に関すること ○　浸水地域の状況 ○　建物破壊の状況 ○　火災の状況 ○　がけ崩れその他土砂災害地域の状況 ウ．市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ○　本部の設置 ○　避難所・救護所の設置 エ．避難に関すること． ○　避難情報の伝達 ○　避難誘導方法・避難道路の周知 ○　避難所の周知 ○　要配慮者保護その他避難の際の注意の呼びかけ オ．その他必要な事項 ⑵ 罹災者に対する広報 ア．避難所・救護所の開設状況 イ．医療救護、衛生知識の周知 ウ．応急給水、応急給食等の実施状況 エ．通信施設の復旧状況 オ．道路交通状況 カ．バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 キ．被災地の状況 ク．その他必要な事項

※各課対応時は危機管理課

第２項　警察署（船橋警察署・船橋東警察署）から第６項　京葉瓦斯（ガス）株式会社については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第３節 災害時の広報　第１実施機関とその分担』の『２．警察署（船橋警察署・船橋東警察署）』～『６．京葉瓦斯（ガス）株式会社』を準用するものとする。

第２　広報の実施手順　本部統括班・消防救急班・第２復旧支援班

１．広報活動の決定

広報活動を実施する決定は本部統括班※が行う。

災害時に市が行う広報活動は、おおよそ、次の２つの場合が想定される。

※各課対応時は広報課

(1) 本部（長）の自主的な判断による場合
(2) 各担当部、防災関係機関からの広報依頼による場合

いずれの場合についても広報情報の不統一を避ける点から、指揮命令系統を次のとおりとし広報ルートの一本化を図る。

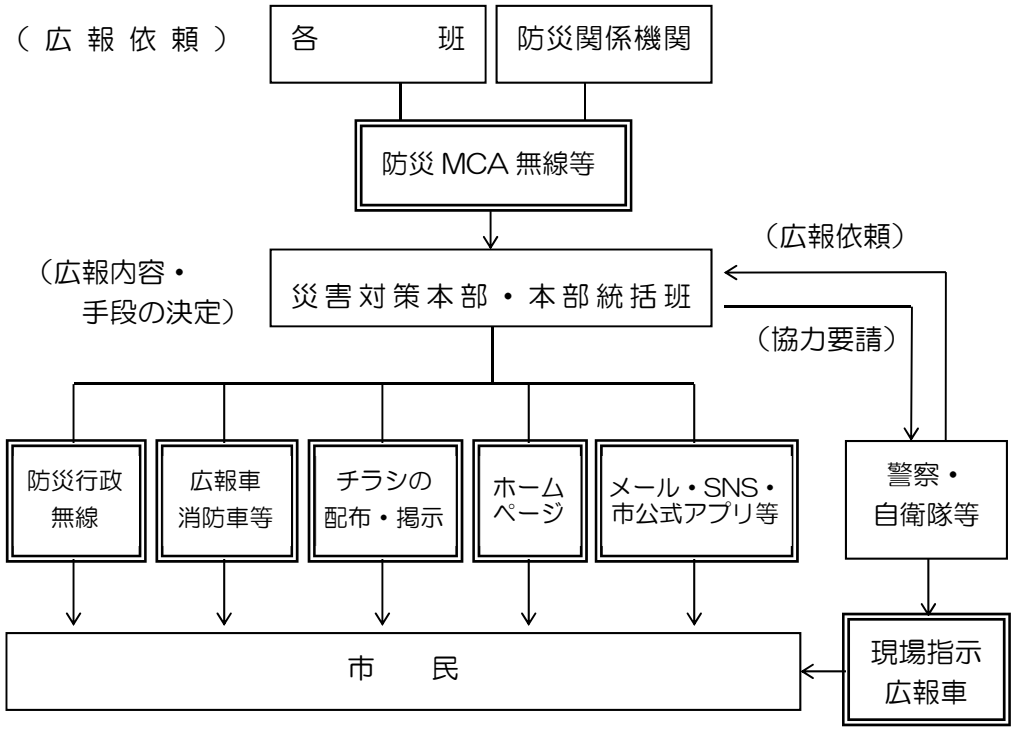

２．広報活動の方法（手段）

（１）防災行政無線（固定系）

固定系親局（危機管理課無線室操作卓及び消防局警防指令課遠隔制御器）から市内各所に設置した子局を通じて、市内全域に必要な情報を同時に伝達できる。

なお、操作により地域別・子局別の放送も可能である。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア．避難情報等 イ．河川等の状況に関する情報 ウ．その他	○　事態の切迫してる感じをまず伝えること。 ○　聞き取りやすくするため、次の配慮を行う。 ● 音量・音質・響鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える。 ● ３回以上繰り返す。
一　斉　伝　達 ア．災害発生直後の出火防止初期消火の呼びかけ イ．災害発生直後の要配慮者保護、人命救助の協力呼びかけその他注意事項 ウ．安心情報 エ．市本部、救護所の設置等応急対策の実施状況	○　市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えること。 ○　聞き取りやすくするため、次の配慮を行う。 ● 音量・音質・響鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える。 ● ３回以上繰り返す。

（２）広報車の利用

本部統括班※は、拡声器付き車両などを出動させ、広報活動を実施する。

また、必要に応じ警察等にも広報活動を要請する。

なお、広報車による広報は、音声のみによらず、チラシなど印刷物の配布に努める。

※各課対応時は広報課

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア．避難情報等 イ．河川等の状況に関する情報	○　事態の切迫してる感じをまず伝えるよう努めること。 ○　聞き取りやすくするため、次の配慮を行う。 ● 音量・音質・響鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える。 ● ３回以上繰り返す。 ● 車両をゆっくり運行させる。
時期または地域を限定した伝達 ア．河川等の状況に関する情報 イ．防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ．安心情報 エ．生活関連情報 オ．通信施設の復旧状況 カ．道路交通状況 キ．医療機関の活動状況	○　市本部体制が着実に活動してる感じをまず伝えるよう努めること。 ○　聞き取りやすくするため、次の配慮を行う。 ● 音量・音質・響鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える。 ● ３回以上繰り返す。 ● 車両をゆっくり運行させる。

（３）本庁舎、保健活動地区拠点及び避難所における掲示等

本部統括班※は、情報の途絶による無用な混乱を防止するため、可能な限り印刷物の配布もしくは掲示に努める。なお、印刷物の掲示または配布については、本庁舎では本部統括班職員が、保健活動地区拠点及び避難所おいては、各施設担当職員が行うものとする。

※各課対応時は広報課

（４）インターネット・メール・SNS 等の活用

本部統括班※は、非常災害時における災害情報等を、市ホームページに掲載し、必要に応じてふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、市公式 X（旧ツイッター）、フェイスブック、ふなばし減災プロジェクトウェブサイトにおいて情報の速報を行う。

また、住民からの被害状況等の情報を、電子メールにより受入れる。

※各課対応時は広報課

第３　報道機関への発表・協力要請　本部統括班・消防救急班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第３節 災害時の広報　第３　報道機関への発表・協力要請』を準用するものとする。

第４節　消防・救急救助活動等

第１　消防活動　　消防救急班

１．初期活動

市内に相当の被害が発生したとき、消防救急班※は、事前計画に基づきただちに警防本部、署隊本部を設置する。

参集職員をもって部隊の増強を図る。

―――――　初期活動のあらまし　―――――

⑴ 情報収集（被害状況の把握）
⑵ 警防本部（消防団警防本部）、署隊本部の設置
⑶ 全無線局の開局及び点検
⑷ 車両・機材等の安全確保、出動車両・機材の増強
⑸ 受援体制の有無決定
⑹ 重要防ぎょ地域の状況把握

２．消防団の活動

警防本部内に消防団警防本部を設置する。

（１）情報の収集

各分団ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を署隊本部及び消防団警防本部に報告する。

また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。

その他必要な情報の収集・報告を行うとともに署隊本部あるいは消防団警防本部からの指示命令の伝達を行う。

（２）救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

（３）避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

３．受援計画

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第４節 消防・救急救助活動等　第１ 消防活動　４．受援計画』を準用するものとする。

第２　救急救助活動　消防救急班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第４節 消防・救急救助活動等　第２ 救急救助活動』を準用するものとする。

第３　危険物・毒劇物等対策　消防救急班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第４節 消防・救急救助活動等　第３ 危険物・毒劇物等対策』を準用するものとする。

第５節　水防活動

第１　活動内容

全ての班

１．活動内容

① 巡視・警戒活動

冠水が予想される道路、主要な河川、下水道施設、街路樹、公園の他、土砂災害警戒区域等の監視や観測による状況把握に努めるとともに必要に応じた緊急措置を講ずる。

また、災害対策本部の各班は、ただちに水防用資機材等の設備の準備を整える。水門、ポンプ場等を操作した場合は、内水の溢水について警戒する。

② 消防団の活動

消防救急班は、消防団の活動を必要とする場合、消防団長にその旨を通知する。

通知を受けた消防団長は、各方面隊長及び分団長に指令し、消防団員を水防活動に従事させる。

③ 安全確保

洪水、津波または高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も水防活動従事者の安全を確保する。

④ 避難、救出活動

本章第４節　「消防・救急救助活動等」及び第８節　「避難対策」の定めるところを準用し行う。

⑤ 活動の記録

水防活動を行った時はその状態を正確に記録する。

⑥ 協力応援

水害発生時またはそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援し、または水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努める。また、水防のため必要があると認めるときは、船橋警察署及び船橋東警察署の援助並びに自衛隊の部隊派遣等を要請する。

⑦ 水防報告

ア　災害速報

本部長（市長）は、次の場合は速やかに千葉県防災情報システムにより県知事に報告する。

○　災害対策本部を設置したとき。

○　消防団等を出動させたとき。

○　他の水防管理者に応援を要請したとき。

○　破堤、氾濫したとき。

○　その他必要と認める事態が生じたとき。

イ　災害総括報告

本部長（市長）は、各種水防活動が終結したときは、遅滞なく、所定の事項につき、千葉県防災情報システムにより県知事に報告する。

２．県の体制及び活動内容

県の本庁の県土整備部関係各課員並びに県土整備部の各出先機関は、銚子地方気象台から大雨、洪水、高潮等の注意報が発表されたときは、速やかに水防計画に基づき、水防本部事務局（県土整備部河川環境課）の指令により水防準備体制に入ることとなっている。

さらに、事態の推移に応じた水防配備体制をとり、水防活動に万全を期することとなっている。

第２　重要水防区域

全ての班

千葉県水防計画に定める市内の重要水防箇所は、次のとおりである。

表　市内の重要水防区域　　（水位状況は A.P.+）

河川名称	二級河川・海老川	
管理者	県葛南土木事務所	
重要度	種別：堤防断面	階級：A（最も重要な区間）
重要水防区域箇所	夏見（八栄橋～富士見橋）	
延長	右岸：900m	左岸：900m
重要なる理由	堤防高不足	

〈資料 16 船橋市河川一覧〉

第３　高潮・波浪

全ての班

表　高潮・波浪の警報・注意報発表基準　（基準値は T.P.+）

予報	災害	基準値	
警報	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	3.9m
注意報	波浪	有義波高	1.5m
	高潮	潮位	1.8m

第６節　土砂災害対策

第１　現地調査及び警戒 第２調査班・第２生活再建班・消防救急班

１．現地調査

第２調査班及び第２生活再建班※が次に掲げる事項について、情報収集のための現地調査を行う。

※各課対応時は建築部

① 区域内における急傾斜地の地表及びわき水の状況
② 区域内における急傾斜地の亀裂の有無
③ 区域内における急傾斜地の竹木等の傾倒の状況
④ 区域内における急傾斜地の建築物等の損壊等の状況
⑤ 区域内の住民及び滞在者の数
⑥ その他災害に関する状況

２．警戒

（１）特に警戒するべき時期

①強い降雨が予想される場合

強い降雨を伴う台風等が接近・通過もしくは大雨警報（土砂災害）が発表され、気象情報によりさらに降雨が予想される場合には、避難所等を開設し、周辺住民に対し注意喚起（高齢者等避難）を行う。

②土砂災害警戒情報の発表

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害の発生するおそれが高まった場合に、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、または土砂災害の危険度分布等にて総合的に危険と判断した場合、避難指示の発令により、周辺住民に対し周知徹底するとともに、避難に対する即応体制を図るものとする。

③ 次に掲げる基準雨量が観測された場合

なお、『第３部 第２章 第８節 避難対策』に定める基準雨量等が観測された場合は、必要な応急措置を講じるものとする。

（２）消防団の待機、活動について

消防団の水防活動が必要と認められる場合、対象とする消防団員を自宅、または消防団器庫で待機を行うものとする。

※土砂災害による、警戒レベルを用いた避難情報発令基準は『第３部 第２章 第８節 避難対策』による

第２　広報及び避難体制　本部統括班

１．広報体制

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第３節　災害時の広報』を準用するものとする。

２．避難体制

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第７節　避難対策』を準用するものとする。

第７節　警備・交通対策

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第５節 警備・交通対策』を準用するものとする。

第８節　避難対策

第１　避難情報の発令基準　　本部統括班

１．避難情報

本部長（市長）は、以下の基準に従い、避難情報を発令するものとする。

避難情報を発令した場合、本部統括班は、速やかにその旨を知事に報告するとともに、避難対象地域、避難場所、避難における注意事項などを防災行政無線、広報車、メール、SNS、Ｌアラート（災害情報共有システム）によるテレビ・ラジオ・インターネットなどを用いて周知を行い、適切な避難行動を働きかけ、市民等の安全確保を図る。

また、災害による危険が去り、避難情報を解除する場合も同様とする。

２．警戒レベルを用いた避難情報の発令

市が発令する避難情報の緊急性を、よりわかりやすくするために、最も危険度の高いレベルを５としたレベル付けをして、公表する運用を行う。

表　警戒レベルを用いた避難情報及び避難行動等

警戒レベル	避難情報等	避難行動等	警戒レベル相当情報 （防災気象情報）
警戒レベル５ 「危険（紫）」	**緊急安全確保**	**命を守るための最善の行動を取る** ※すでに災害が発生している状況	警戒レベル５相当情報 大雨特別警報 氾濫発生情報　等
警戒レベル４ 「警戒（赤）」	**避難指示**	**危険な場所にいる人は全員避難** ※安全な場所へ避難	警戒レベル４相当情報 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報　等
警戒レベル３ 「注意（黄）」	**高齢者等避難**	**危険な場所にいる高齢者等は避難** ※避難に時間を要する人とその支援者は避難	警戒レベル３相当情報 大雨警報（土砂災害） 洪水警報　等
警戒レベル２	大雨注意報 洪水注意報　等 ※気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認	
警戒レベル１	早期注意情報 ※気象庁が発表	災害への心構えを高める	

※警戒レベル相当情報（防災気象情報）が気象庁等から発表されても、市は様々な情報をもとに避難情報を発令するため、必ずしも警戒レベル相当情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるものではない

３．土砂災害の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・土砂災害の発生、または土砂災害の兆候が確認されたとき
【警戒レベル４】 避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合、または土砂災害警戒判定メッシュ情報等にて総合的に危険と判断したとき
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・強い降雨を伴う台風等が接近・通過、もしくは大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が予想されるとき

４．真間川の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき
【警戒レベル４】 避難指示	・鬼越水位が氾濫危険水位（3.23m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・鬼越水位が氾濫注意水位（2.70m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき

※避難情報は、市川市と情報共有を図りながら発令する。

５．海老川の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・堤防の一部に決壊、湧水、浸水を確認したとき ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき
【警戒レベル４】 避難指示	・船橋本町水位が氾濫危険水位（2.60m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・船橋本町水位が氾濫注意水位（2.20m）に達し、更に水位の上昇が認められるとき。

６．長津川の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・氾濫発生を確認し、多くの被害が予想されるとき。 ・河川管理施設の大規模な異常を確認したとき。
【警戒レベル４】 避難指示	・降水が継続する予測がある中で、水位データや河川巡視報告、住民の通報により、決壊、湧水、浸水の可能性が高まり、多くの被害が予想されるとき。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・長津川調節池（内または外）において、氾濫注意水位（内 7.5m、外 6.1m）に達し、今後の降水予測により引き続き水位上昇が見込まれるとき。

７．江戸川の避難情報発令基準

警戒レベル	判断基準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・氾濫発生情報が発表されたとき。 ・市川市域で堤防決壊、越水の情報が入ったとき。 ・河川管理施設の大規模な異常や漏水を確認したとき。
【警戒レベル４】 避難指示	・可動堰上観測所の水位が堤防天端高（6.67m）に達することが予想されるとき。 ・市川市域の堤防で漏水等発見の情報が入ったとき。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・可動堰上観測所の水位が市川市の避難情報の判断・伝達マニュアルにおいて避難指示に相当する水位となったとき。

第２　津波注意報・警報発表時の避難

本部統括班、第 2 教育班、第 1･2 要配慮者支援班、第 3 供給班、第 1 復旧支援班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第７節 避難対策　第１ 津波注意報・警報発表時の避難』を準用するものとする。

第３　避難行動要支援者等の避難支援

第 1・2 災害医療対策班・第 1・2 要配慮者支援班

【災害対策本部体制時を想定している】

１．避難支援の実施

避難行動要支援者の安否確認、救出・救護、避難誘導は、町会・自治会等が管理する安心登録カード登録者名簿を基に、町会・自治会活動や安心登録カード事業の仕組みを通じた地域ぐるみの支援体制により行う。

また、市より、要配慮者が早期に避難できるよう、避難準備情報の発令・伝達や、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）・FAX・文字放送等の多様な手段による情報伝達を実施する。

さらに、各避難所職員は地域住民の協力を得て、小・中学校等の宿泊可能避難所ごとに整理した避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の避難状況等の確認に努める。安否が未確認の場合は、地域住民に安否確認等の協力を要請し安否情報の確認に努める。

また、小・中学校避難所以外の避難行動要支援者の避難状況の収集に努め、安否情報を整理する。

避難指示が発令される前の自発的に避難が可能である場合、あるいはその後の気象予測などから避難準備情報を受け取った場合に避難する方が望ましい場合についても、避難行動要支援者の避難支援を行う。

『２．要配慮者の避難状況の把握』及び『３．福祉避難所の開設準備』については、地震・津波災害対策編を準用するものとする。

以上のように、避難行動要支援者の避難支援を要する状況においては、災害対策本部が設置されていることを基本とするが、災害対策本部設置前に、例えば避難情報発令時において避難行動要支援者に対して避難を促す場合は、第１生活再建班が中心となり、関係各課に連絡を取り、避難行動要支援者の避難支援を要請するものとする。

第４　帰宅困難者に対する支援

第1～4収容班、第1調査班、第2教育班、第2協力班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第７節 避難対策　第３ 帰宅困難者に対する支援』を準用するものとする。

第５　浸水想定区域における避難

本部統括班

本市に影響を及ぼす水防法第１４条の規定に基づき指定された河川は、江戸川、利根川、海老川、真間川及び高崎川である。

これらの河川の浸水想定については、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合を、国土交通省がシミュレーションしている。

１．気象情報・避難情報の伝達方法

本部統括班は、ホームページやメール等により気象情報の伝達を行う他、必要に応じて防災行政無線や広報車を活用して、避難情報（高齢者等避難、避難指示）等の伝達を行う。

２．避難の実施

（１）浸水想定区域内の住民は、本市より高齢者等避難の発令があった場合や、河川護岸から水があふれるなどの危険を感じた場合は、堅牢な建物の上階や避難所等に自主避難する。

〈資料１　避難施設一覧〉

（２）浸水想定区域内の住民は、本市から避難指示の発令があった場合や、堤防から水があふれた場合は、原則として橋梁を渡らず頑丈な建物の上階や避難所等に避難する。

第６　浸水想定区域等の要配慮者利用施設等

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災防止対策の推進に関する法律により、浸水想定区域または土砂災害（特別）警戒区域に位置する、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）等の管理者等は、災害に対して適切な避難行動が行えるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告が義務づけられています。

〈資料 17 浸水想定区域等の要配慮者利用施設等〉

１．浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

水防法第１５条の３及び土砂災害警戒区域等における土砂災防止対策の推進に関する法律第８条第４項に規定する要配慮者利用施設で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認める施設は、次の通りとする。

（１）社会福祉施設（保育所等、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）
（２）幼稚園
（３）その他　認可外保育施設、有料老人ホーム等、（１）（２）に類する施設

これら施設への避難情報（高齢者等避難、避難指示）の提供は、各班が行うものとする。

２．地下街等の避難計画

水防法第 15 条の２に基づき、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な計画を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

第９節　応急医療救護

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第８節 応急医療救護』を準用するものとする。

第 10 節　緊急輸送対策

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第９節 緊急輸送対策』を準用するものとする。

第 11 節　緊急輸送道路・港湾等の確保

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 10 節 緊急輸送道路・港湾等の確保』を準用するものとする。

第 12 節　ライフラインの応急対策

第１　上水道

第１供給班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 11 節 ライフラインの応急対策　第１　上水道』を準用するものとする。

第２　公共下水道

本部統括班・下水道班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 11 節 ライフラインの応急対策 第２ 公共下水道』を準用するものとする。

第３　電気

都市施設班

１．災害時の活動体制

（１）市

都市施設班※1 は、防災 MCA 無線などを用いて、東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、災害対策本部※2 に報告する。

※1 各課対応時は都市整備課

※2 各課対応時は各部課長

（２）東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、雪害、洪水、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るため、非常時には千葉総支社に非常対策本部を、京葉支社に総括班を設置して対応にあたる。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集・出動方法等を検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、風水害時における応援出動体制を確立しておく。

２．電気の応急復旧

（１）各設備の運転保守について

① 災害発生時においても、原則として送電を継続する。

② 浸水、建物により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合または運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、やむを得ない場合はこの限りではない。

（２）被害状況の収集、周知

① 被害状況の収集

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

② 被害状況の周知

ア 本部統括班※は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、チラシ等を利用し、その状況の(被害数、復旧見込み等)の周知に努める。

イ 市に被害状況及び復旧状況を定期的に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力を要請する。

※各課対応時は広報課

第４ 都市ガス

都市施設班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編 第２章 応急対策計画 第 11 節 ライフライン施設の応急対策 第４ 都市ガス』を準用するものとする。

第５ 電話

都市施設班

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編 第２章 応急対策計画 第 11 節 ライフライン施設の応急対策 第５ 電話』を準用するものとする。

第６ 鉄道

道路班

１．災害時の活動体制

（１）市

道路班※1 は、防災 MCA 無線などを用いて、各鉄道事業者に対して、被害の状況、復旧の状況について定期的に確認を行い、災害対策本部※2 に報告する。

※1 各課対応時は危機管理課

※2 各課対応時は各部課長

（２）東日本旅客鉄道株式会社

①　駅舎及び駅構内等

ア　気象状況の把握

駅長は、気象通報を受けた際、必要な気象情報連絡体制を整える。

イ　災害時の応急対策

駅長は、災害の状況及び駅周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指揮して放送案内、避難指導、出火防止、初期消火及び防ぎょ体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

②　運転規則の実施

集中豪雨、強風等に対し、あらかじめ定められた運転規制基準によりただちに列車の徐行または停止の手配をとり、輸送の安全を図る。

③　警備及び復旧体制の発動

線路及び電気設備に被害が予想される場合は、その規模に応じた社員の警備体制を発動するとともに、被害が発生した場合は、被害の程度により事故現場に現地対策本部を、また、災害が大規模な場合は東京地域本社に対策本部を設置する。

④　情報連絡体制の確立

通常の風水害に対しては、ＪＲ電話、ＮＴＴ電話、乗務員無線、携帯無線機等の使用によるが必要により災害用自動車無線の活用をする。

⑤　施設の応急復旧作業

線路及び電気施設の被害に対しては、輸送の重要度に応じた線区より重点的に復旧作業を行うものとし、地域本社長は以下のとおり、これに必要な応急復旧作業計画に基づいて実施する。

ア　社員の応急業務の分担

イ　応急工事用の労務の調達

ウ　応急工事用の機器の運用及び調達

エ　応急工事用の材料の準備及び調達

⑥　異常時運転計画

災害時における列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。

ア　迂回または折返し運転

イ　臨時列車の特発

ウ　他交通機関による代行または振替輸送

エ　徒歩連絡

なお、大災害に対しては救護工事列車等の運転を計画する。

（３）その他の鉄道事業者

①　駅舎及び駅構内等

災害発生の場合は、災害対策本部を設置し、災害復旧を行う。

また、災害時における旅客の負傷等を最小限に止めるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から非常事態に備える。

②　列車運行中

異常事態の発生の際は、その状況に応じて、運転取扱心得の趣旨に基づき最も安全な処置をとり、人命の損傷が最小となるよう心がける。

また、状況に応じて、旅客の不安除去に努め混乱防止を図るとともに、安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に旅客の避難誘導を行う。

第 13 節　建物・宅地応急対策

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 12 節　建物・宅地応急対策』を準用するものとする。

第 14 節　生活救援対策

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 13 節　生活救援対策』を準用するものとする。

第 15 節　清掃・防疫等

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 14 節　清掃・防疫等』を準用するものとする。

第 16 節　応急教育と応急保育

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 15 節　応急教育と応急保育』を準用するものとする。

第 17 節　公共施設等の応急対策

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 16 節　公共施設等の応急対策』を準用するものとする。

第 18 節　災害救助法の適用

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 17 節　災害救助法の適用』を準用するものとする。

第 19 節　ボランティアの協力

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 18 節　ボランティアの協力』を準用するものとする。

第 20 節　災害応援計画

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 19 節　災害応援計画』を準用するものとする。

第 21 節　帰宅困難者対策

当項目については、『第 2 部 地震・津波災害対策編　第2章 応急対策計画　第 20 節　帰宅困難者対策』を準用するものとする。

第 22 節　旋風・突風・竜巻対策

第１　応急対策計画

本部統括班・消防救急班

１．情報の収集・伝達

災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁に報告する。

２．災害時の広報

竜巻等により、住民等に影響がある恐れがある場合には、災害の状況などの広報を実施する。

３．生活救援

住宅を滅失した場合は、食料品・生活必需品の供給、仮設住宅の設置等、必要な生活救援対策を実施する。詳細については、第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第 12 節 建物応急対策、第 13 節　生活救援対策を準用するものとする。

第３章　復旧・復興計画

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第３章 復旧・復興計画』を準用するものとする。

第４部　大規模事故対策編

第１章　基本方針

節	主な記載内容	細目	主な担当部署
第１節 大規模事故対策の基本方針	基本的考え方、対策の実施者	第１ 第２	
第２節 大規模事故対策の組織体制	組織体制の考え方、組織体制	第１ 第２	

第１節　大規模事故対策の基本方針

第１　基本的考え方

大規模事故は、地震災害及び風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することは限定的と考えられる。

したがって、地震災害のように応急対策活動上不可欠な交通ネットワークや電気、電話、水道等ライフライン機能が全て停止する事態は少ない。また、流通・経済活動も最低維持できるため、食料品、生活必需品等を供給するなど市民生活支援のための活動も局地的になると考えられる。

大規模事故等発生時の必要な対策の基本方針を次のとおり定める。

第１　一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐ（救出・救助・医療救護）
第２　大規模事故の影響をくい止め、住民の安全を確保（消火・避難）
第３　被災した住民及び被災者家族等へ適切な支援

なお、災害の種別に応じて必要な事項は、第２章災害種別対策計画に記述するものとし、その他の計画に定められていない事項は、船橋市地域防災計画（地震・津波災害対策編）の規定に準ずるものとする。

第２　対策の実施者

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、所轄施設の管理者、警察及び消防が中心となり、救出・救急・消火活動、二次災害の防止等の対応を実施する。市においては、消防局を中心に救出、救急、消火等の活動を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶ恐れがある場合は、市の機能をもって応急対策を実施する。

第２節　大規模事故対策の組織体制

第１　組織体制の考え方

市は、大規模事故が発生し、消防局等を中心とする活動だけでは対応が困難な場合は、事故対策本部を設置する。全市的な対応を必要とする場合には災害対策本部を設置する。

本部長（市長）の命により、事故に必要な対策を行うとともに、対策に必要な職員を動員する。

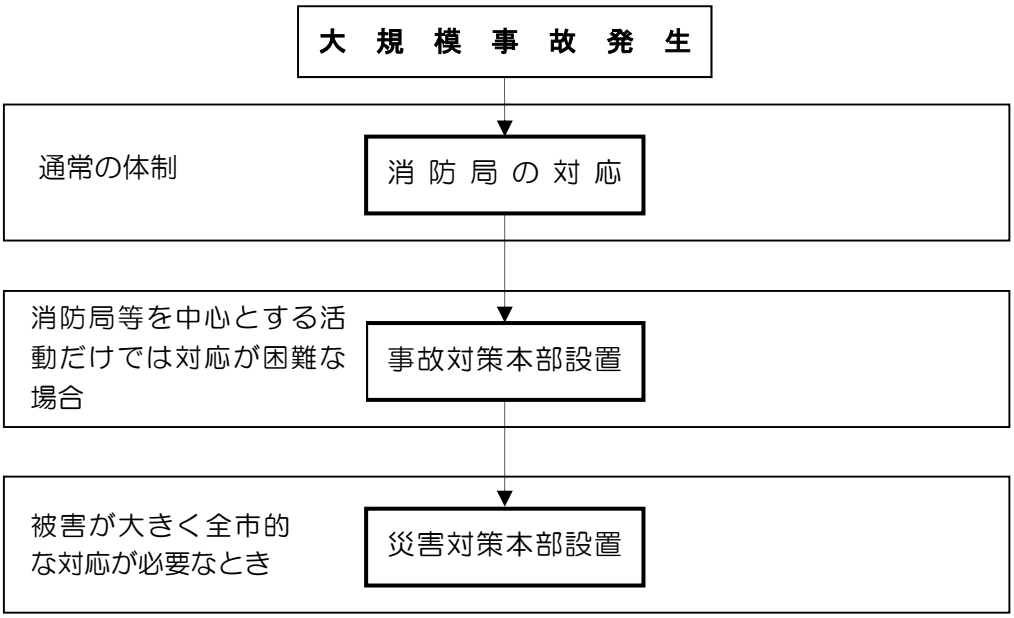

大規模事故に対する組織体制

第２　大規模事故対策の組織体制

１．事故対策本部

（１）本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所本庁舎９階災害対策本部室とする。ただし、設置することが不可能な場合は、消防指令センター６階に置く。

（２）設置または廃止の決定

本部設置及び廃止の決定は市長が行う。市長が不在の場合は、副市長（危機管理担当)、副市長（消防担当)、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順で代理する。

（３）組織及び運営

事故対策本部の組織は、市長が本部長となり、第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画における災害対策本部の組織の中から、市長が事故等の状況により対策に必要な班を動員する。

なお、本部の運営等は、災害対策本部の運営に準じて実施する。

２．災害対策本部

本項は地震・津波災害対策編　第２章　第１節　第３　「災害対策本部」を準用する。

当項目については、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第１節 応急活動体制　第５災害対策本部』を準用するものとする。

第２章　災害種別対策計画

節	災害の対象	細目	主な担当部署、担当班
第１節 放射性物質事故対策	○市域外で地震、津波、火災等の自然災害などに起因して放射能が放出される事故 ○核燃料物質を陸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する事故 ○茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所における地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故 ○原子力艦における地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故	第１ 第２ 第３	保健所、消防局、危機管理課 本部統括班、環境班、第1・3供給班、第２教育班、第１災害医療対策班、下水道班
第２節 大規模火災対策	○多数の建物が延焼する火災 ○高層建築物等で火災が発生し、多数の救助が必要となるもの	第１ 第２ 第３	消防局 本部統括班、消防救急班
第３節 危険物等災害対策	○危険物等の漏えい、爆発、火災により、多数の被害を伴うもの ○危険物等の漏えい、爆発、火災により、地域住民等に影響が及ぶもの （危険物等：危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物）	第１ 第２ 第３	消防局 本部統括班、消防救急班、 第1災害医療対策班
第４節 海上災害対策	○釣り船、旅客船その他に多数の人が乗船している船舶の海難事故で、多数の被害を伴うもの ○漁船の集団海難事故で、多数の被害を伴うもの	第１ 第２ 第３	本部統括班、消防救急班
第５節 油等海上流出災害対策	○船舶等の乗上げ、接触、衝突、沈没等の事故による大量の油等の流出を伴うもの	第１ 第２ 第３	本部統括班、消防救急班、環境班、ボランティア班
第６節 航空機災害対策	○東京湾への航空機の墜落・炎上により、搭乗者等多数の被害を伴うもの ○市街地への航空機の墜落・炎上により、住民及び搭乗者等に多数の被害を伴うもの	第１ 第２ 第３	本部統括班、消防救急班
第７節 鉄道災害対策	○列車の衝突、脱線等の事故により、多数の被害を伴うもの	第１ 第２ 第３	本部統括班、消防救急班
第８節 道路災害対策	○集団交通事故により、多数の被害を伴うもの ○危険物を積載する車両の事故により危険物が流出し、住民等に影響が及ぶもの	第１ 第２ 第３	道路部 本部統括班、消防救急班

記載内容は各節とも第１を基本方針、第２を予防計画、第３を応急対策計画とする。予防計画は、部局名または課名、応急対策計画は災害対策本部の班名を記載。

第１節　放射性物質事故対策

第１　基本方針

１．計画の方針

市には原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）に規定される原子力事業所の立地はない。ただし、県外には原災法に規定される原子力事業所が存在する。また、市は「原子力災害対策指針（令和元年７月３日原子力規制委員会）」（以下、「防災指針」という）において、県外の原子力事業所の「重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（原子力災害対策重点区域）等」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質またはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という）あるいは放射性同位元素またはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも国の所掌事項となっており、市は核燃料物質等または放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の規制に関して法的権原を有していない。

しかし、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、農林産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

これらを受け、市域外で地震、津波、火災等の自然災害などに起因して放射性物質が放出される事故など（以下「放射性物質事故」という）が発生した場合に、迅速な対応により被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる放射性物質事故は、次のとおりである。

- ○　市域外で地震、津波、火災等の自然災害などに起因して放射性物質が放出される事故
- ○　核燃料物質を陸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する事故
- ○　茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所における地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故
- ○　原子力艦における地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故

３．実施機関と役割

放射性物質事故に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防災機関	役　　割
千　　葉　　県	○　情報収集及び関係機関との連携 ○　消防庁への報告及び関係省庁への連絡 ○　モニタリング
警　　察	○　交通規制 ○　救出救助活動の協力 ○　避難誘導
市 市　消　防　局	○　応援要請 ○　情報収集・伝達 ○　消火 ○　救出救助 ○　救急搬送 ○　モニタリング ○　広報 ○　警戒区域の設定 ○　避難指示等 ○　避難誘導 ○　生活救援

第２　予防計画

保健所・消防局・危機管理課

１．市内の放射性物質取扱事業所の把握

保健所は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

２．情報の収集・連絡体制の整備

危機管理課は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

３．放射線モニタリング体制の整備

県はモニタリングポストを設置し、継続的な放射線量等の測定を実施している。環境部は、緊急時における市内の環境に対する被害が発生または発生するおそれがある場合に備え、放射線量測定器を整備する。

４．退避誘導体制の検討

危機管理課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から町会・自治会及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制について検討する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制を検討する。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

第３　応急対策計画

本部統括班・環境班・第１・３供給班・第２教育班・第１災害医療対策班・下水道班

１．応急活動体制

市長は、県、警察、消防局、事故発生当事者と連絡を密にし、必要に応じて、事故対策本部を設置する。災害規模に応じて、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

２．情報の収集・伝達

本部統括班は、事業者及び警察署等から災害情報を収集し、各班または関係機関に伝達する。

原災法第 15 条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、または、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成 16 年８月 25 日、中央防災会議主事会議申合せ）」に規定する原子力艦緊急事態が国から発表された場合、千葉県をはじめ、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うこととする。

また、市で収集した災害情報は、速やかに県、関係機関に通報する。

なお、事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

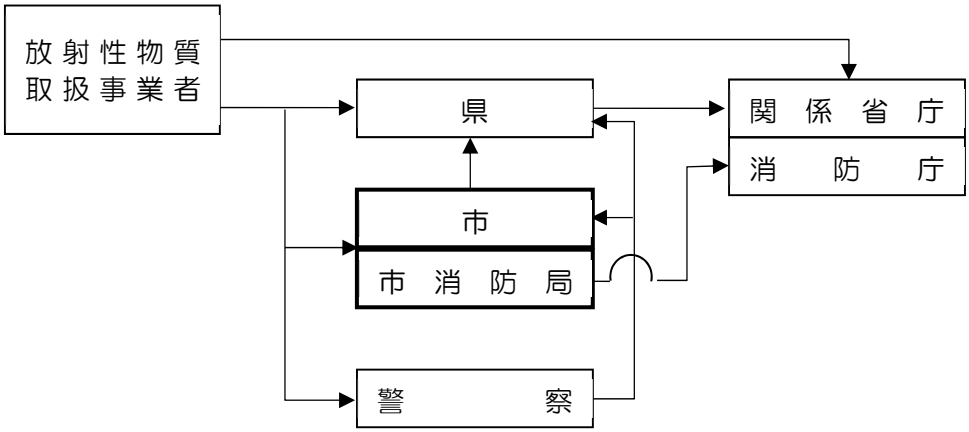

市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報伝達系統図

３．緊急時における放射線モニタリング活動の実施

（１）放射線モニタリング活動の実施

各班は、必要に応じて関係部局と調整の上、国や関係機関の指導または助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射線による環境等への影響について把握する。

表　緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目

○　空間放射線量調査（環境班）
○　土壌調査（環境班）
○　農林産物・肥料の調査（第１供給班）
○　給食食材調査（第２教育班、第３供給班）
○　食品の収去調査（第１災害医療対策班）

※東日本大震災時における市の活動実績

（２）放射線量測定器の貸出

環境班は、市民等の要請に応じて、放射線量測定器の貸出を行うものとする。

４．災害時の広報

核燃料物質及び放射性物質事故が発生した場合、市民等が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報する。

５．警戒区域の設定

内閣総理大臣から屋内退避または避難に関する指示があったときもしくは事業者等からの事故情報や専門家からの助言に基づき核燃料物質等からの放射線の放出に伴う披ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、警戒区域を設定する。

核燃料物質等輸送時の警戒区域の設定は災害現場から 100mを目安とし、警察その他の関係機関に協力を要請するものとする。

６．避難対策

本部統括班は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて住民に対して「屋内退避」または「避難」の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児・児童・妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

7．生活救援対策

（1）飲料水、飲食物等の摂取制限、出荷制限の周知

本部統括班及び第 1 供給班は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導または助言に基づき、放射性物質により汚染されまたは汚染のおそれのある、次の「食品中の放射性物質の新しい基準値」を超える飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限の周知を図る。

また、第1災害医療対策班は、法令に基づき食品の回収等の必要な措置を行うものとする。

表　食品中の放射性セシウムの基準値（平成 24 年 4 月施行）

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

※単位：ベクレル/kg

※基準値は放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めた値

（2）飲料水の供給

水道水から基準値以上の放射性物質等が検出された場合は、第３供給班は飲料水を配布する。配布にあたっては、放射線の影響を受けやすい「乳幼児・児童・妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

（3）放射線に対する相談窓口の設置

第 1 供給班及び環境班、第２災害医療対策班は、必要に応じ、市民等からの問合せに係る放射線に対する相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

8．放射性物質復旧対策

（1）汚染された土壌等の除去等の措置

環境班は関係班と連携し、国の指示、法令等に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（2）各種制限措置等の解除の周知

本部統括班及び第 1 供給班は、国の指示、指導または助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等の解除の周知を図る。

（３）被災住民の健康管理

第１災害医療対策班は、県及び医療機関等と協力し退避・避難した地域住民に対して、必要に応じて、健康相談や心のケアを実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

（４）風評被害対策

本部統括班は関係班及び県や国等と連携し、各種モニタリング結果や放射線に関する正しい知識を広く正確にわかりやすく広報することにより、風評被害の発生を抑制する。

（５）廃棄物等の適正な処理

環境班及び関係班は、県や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第２節　大規模火災対策

第１　基本方針

１．計画の方針

市域において大規模な火災により多数の死傷者等の発生や多数の避難が必要となる災害（以下「大規模火災」という。）が発生した場合に、迅速な消火、負傷者の救助、住民等の避難をすることにより被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる大規模火災は、次のとおりである。

○　多数の建物が延焼する火災
○　高層建築物等で火災が発生し、多数の救助が必要となるもの

３．実施機関と役割

大規模火災に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防災機関	役　　割
千　葉　県	○　災害救助法に基づく救助 ○　情報収集及び関係機関との連携 ○　消防庁への報告及び関係省庁への連絡
警　　察	○　交通規制 ○　救出救助活動の協力 ○　避難誘導
市 市　消　防　局	○　情報収集・伝達 ○　消火 ○　救出救助 ○　救急搬送 ○　応援要請 ○　広報 ○　避難指示等 ○　立入禁止区域の設定 ○　避難所の開設 ○　避難所の警戒 ○　生活救援

第２　予防計画

消防局

大規模火災時の予防計画は基本的に『第２部 地震・津波災害対策編　第１章 予防計画　第３節 都市防災構造化の推進』を準用するものとする。

１．火災に係る立入検査

消防局は、消防法第４条の規定により消防対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、または次の事に主眼をおいた立入検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

―――― 立入検査の主眼点 ――――

① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているかどうか。
② 消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
③ 厨房設備・ボイラー・変電設備等火を使用する設備等の位置、構造及び管理の状況が、船橋市火災予防条例で定める基準どおり設置されているかどうか。
④ コンロ・移動式ストーブ等火を使用する器具等及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具等の取扱状況が、船橋市火災予防条例どおり設置されているかどうか。
⑤ 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、船橋市火災予防条例に違反していないかどうか。
⑥ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、船橋市火災予防条例に違反していないかどうか。
⑦ その他残火、取不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

２．多数の者を収容する建築物の防火対策

（１）防火管理者及び消防計画

消防局は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

① 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
② 消火、通報、避難等の訓練の実施
③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
④ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
⑤ 従業員等に対する防災教育の実施

（２）防火対象物の点検及び報告

消防局は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる

第３　応急対策計画

本部統括班・消防救急班

１．情報の収集・伝達

次の基準に該当する災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

大規模火災時の情報伝達系統は、『第２部 地震・津波災害対策編　第２章 応急対策計画　第２節 情報の収集・伝達　第１　情報連絡体制　６．通信連絡系統』を準用するものとする。

表　火災の消防庁への直接即報基準

即報の種類	直接即報の基準
火　災　等　即　報	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

※該当するおそれがある場合も含む

２．災害時の広報

延焼火災により住民等の避難が必要な場合は、広報車等により広報を実施する。

広報内容（例）
○火災の延焼範囲 ○火災の延焼方向 ○避難指示等 ○警戒情報

３．消防活動

（１）消防救急班の活動体制

大規模火災の発生時においては、消防救急班は勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。また勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は、別命を待たず所定の部署に参集する。消防救急班の統括責任者である消防局長は参集職員をもって、常備の部隊に合流させ部隊の増強を図る。

（２）活動方針

消防活動は、以下の方針及び原則に基づき行う。

項　目	内　　容
活動方針	災害時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。
活動の基本	ア．同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。 イ．大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動にあたる。 ウ．重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。 エ．出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とする。 オ．火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 カ．火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。
情報収集	ア．所定の計画に基づき１１９番情報による市内の状況確認、参集職（団）員情報の集約等「災害の全体像」把握のための概要情報収集を行う。 イ．消防救急デジタル無線及び防災行政用無線等を活用し円滑な情報伝達、管理を行う。 ウ．市本部または防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行うとともに、連携のために必要な連絡体制を確保する。

（3）消防団の活動

出火の防止	災害の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を呼びかける。出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
情報の収集	各分団に指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を消防局に報告する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事案の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに、消防局からの指示伝達を行う。
消火活動	消火活動は、単独もしくは消防署と協力して行う。また、主要避難路の確保のための消火活動についても行う。
消防署隊への応援	消防署（分署・出張所）隊の応援活動として、道路障害排除等の活動を行う。
応急救護	要救助者の救出と負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所への搬送を行う。
避難誘導等	避難指示等が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

（4）消防水利の確保

原則として、消火栓、防火水槽を使用するが、大規模災害時には海水等を利用した大規模消火システム等を活用し、消火用水を確保する。

（5）応援消防隊の受入れ

市の消防力では十分な対応がとれないと判断したときは、千葉県消防広域応援の出動を要請するものとし、また、千葉県消防広域応援だけでは十分な対応がとれないと判断したとき、本部長（市長）は緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

4．避難

本部長（市長）は、火災が延焼するおそれがある場合は、風向きや延焼方向を判断して危険な区域に避難のための立ち退き及びその準備を指示する。

5．生活救援

住宅を滅失した場合は、食料品・生活必需品の供給、仮設住宅の設置等、必要な生活救援対策を実施する。詳細については、『第2部　地震・津波災害対策編　第2章　応急対策計画　第12節　建物応急対策、第13節　生活救援対策』を準用する。

第３節　危険物等災害対策

第１　基本方針

１．計画の方針

市域及びその周辺において、危険物等の漏えい、爆発、火災により、死傷者を伴う大規模な事故、または住民等の避難を必要とする事故（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる危険物等災害は、次のとおりである。

○　危険物等の漏えい、爆発、火災により、多数の被害を伴うもの
○　危険物等の漏えい、爆発、火災により、地域住民等に影響が及ぶもの
（危険物等：危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物）

３．実施機関と役割

危険物等災害に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防　災　機　関	役　　割
事　業　所　等	○　災害の予防 ○　被害の拡大防止 ○　人命救助 ○　消火 ○　情報の収集・伝達・広報 ○　避難・誘導 ○　危険物等の処理
警　　察	○　情報の収集 ○　救出救助 ○　立入禁止区域の設定 ○　危険物等の大量漏洩等に対する応急対策 ○　火薬類取締法等の法令に定める権限の行使 ○　避難の指示 ○　交通規制
千　葉　県	○　災害予防に関する措置の指導 ○　情報の収集・伝達 ○　関係機関との連絡調整
市 市　消　防　局	○　情報の収集・伝達 ○　救出救助 ○　消火 ○　遺体等の収容 ○　広報 ○　避難指示等 ○　避難所の設置 ○　避難所の警戒 ○　被害調査 ○　健康管理

第２　予防計画　消防局

１．事業所等

（１）消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

（２）消防法別表第一により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、または取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

① 危険物保安監督者

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

② 危険物保安統括管理者

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

③ 危険物施設保安員

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

（３）事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

① 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

② 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

③ 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、被害を最小限に抑えるための対策について検討する。

２．市

（１）消防法に基づき、危険物施設の設置または変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

（２）監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

① 危険物施設の把握と警防計画の策定

危険物施設で取り扱われる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な警防計画を策定する。

② 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

③ 消防体制の強化

消防局は、各事業所の警防計画を作成するとともに、隣接市との相互応援協定の締結を推進する。

④ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を行う。

第３　応急対策計画　本部統括班・消防救急班・第２災害医療対策班

１．情報の収集・伝達

災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

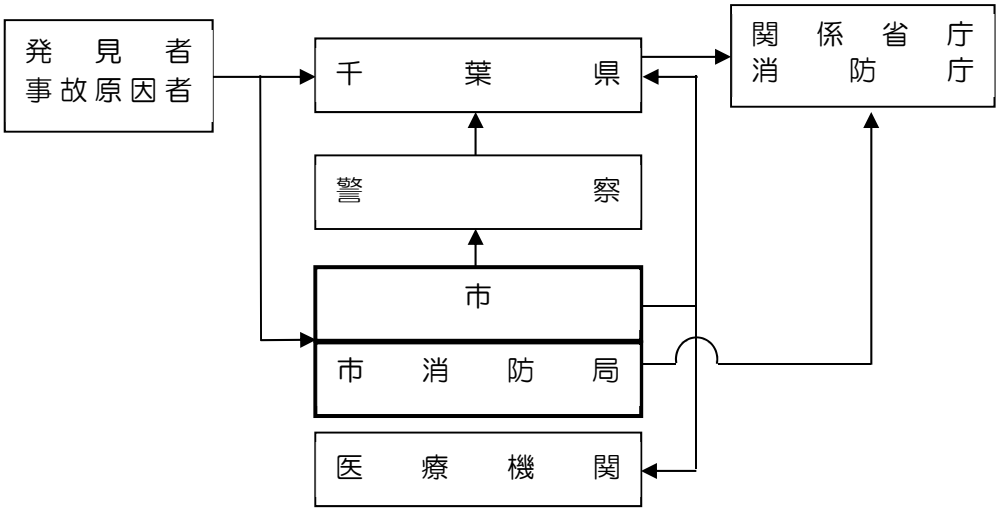

危険物等災害情報伝達系統図

２．災害時の広報

危険物等の流出により、住民等に影響が及ぶおそれのあるときは、広報を実施する。

広報内容（例）
○災害の状況 ○流出危険物に関する情報 ○避難指示等

３．消防

火災が発生している場合は、化学消防車、化学消火薬剤等により消火活動を優先して行う。

４．被害調査

本部統括班及び消防救急班は、被害地区を巡回し、危険物等の爆発等による周囲への被害調査を実施する。

また、市役所に災害相談窓口を設け、市民からの被害の申し出に対応するとともに、広報車、防災行政無線及び広報紙を通じて市民からの被害届けを呼びかける。

５．健康管理

第２災害医療対策班は、流出油等の危険物による異臭が発生し、市民に多数の被害者が発生した場合は、公共施設等に救護チームを派遣し、健康診断や健康相談等を実施し状況を把握する。

毒物・劇物等が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

第４節　海上災害対策

第１　基本方針

１．計画の方針

市域に影響の及ぶ海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故（以下「海上災害」という。）が発生した場合に、多数の遭難者等を迅速かつ適切に救助するとともに、流出油等よる二次災害の軽減を図るため、市がとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる海上災害は、次のとおりである。

○　釣り船、旅客船その他に多数の人が乗船している船舶の海難事故で、多数の人命の損失を伴うもの
○　漁船の集団海難事故で、多数の人命の損失を伴うもの

３．実施機関と役割

海上災害に関係する関係機関及び応急対策実施時の役割は、次のとおりである。

関係機関	役割
当該船舶所有者等	○　消火　○　広報 ○　救難　○　被災者家族等への情報提供 ○　救助
第三管区海上保安本部 千葉海上保安部	○　捜索　○　関係機関との連絡調整 ○　救助　○　事故原因の調査・広報 ○　救急　○　消火
市	○　避難指示等 ○　他団体への応援要請 ○　広報
市消防局	○　捜索　○　救助 ○　消火　○　救急 ○　救難　○　搬送
県	○　関係機関との連絡調整
警察	○　捜索　○　救助 ○　救難　○　搬送路・物資輸送路の確保
医療機関	○　負傷者等の応急医療、救護等

第２　予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、または被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

１．各種予防対策

（１）航行船舶の安全確保

① 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

② 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

③ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

（２）船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

２．資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

第３　応急対策計画

本部統括班・消防救急班

１．応急活動体制

災害による被害が甚大な場合のほか、二次災害の防止が長期化する場合は、災害対策本部を設置する。

２．情報の収集・伝達

（１）災害情報の収集・伝達

本部統括班は、遭難船舶を認めたとの連絡があった場合、海上保安部及び警察署に連絡する。

また、県、警察、海上保安部等から災害情報を収集し、各班または関係機関に伝達する。

なお、災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

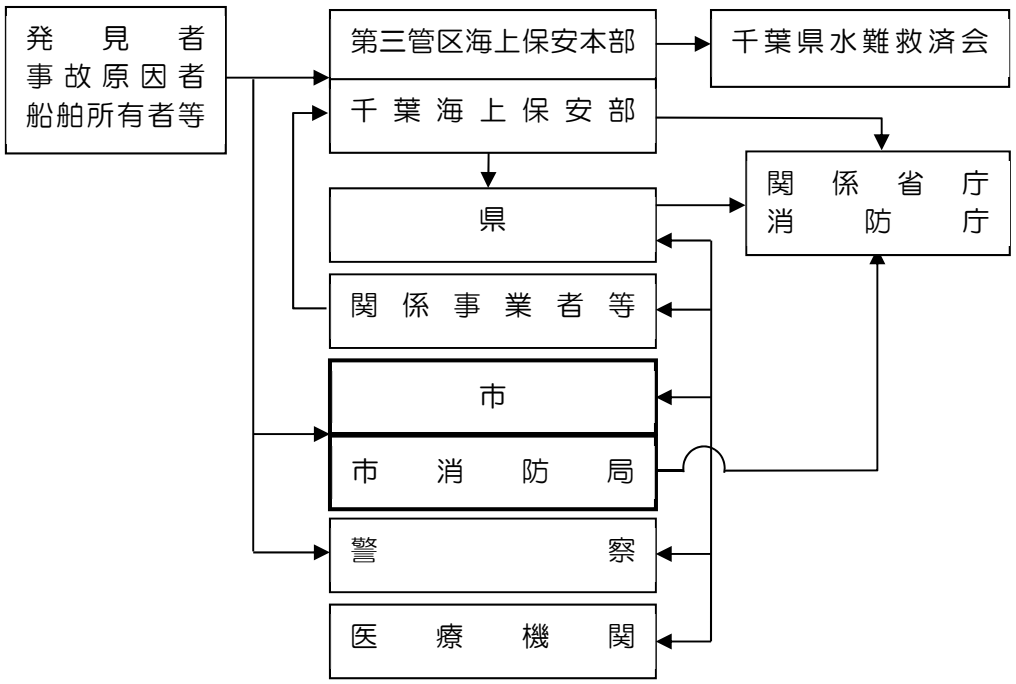

海上災害情報伝達系統図

３．災害時の広報

海上災害の発生により、住民等への協力依頼または危険物への注意等を要する場合は、広報を実施する。

広報内容（例）
○災害の状況 ○流出油等の影響

４．消防

消火活動は、「千葉海上保安部と船橋市との業務協定（昭和 57 年8月 23 日）」に基づき対処する。

５．救急救助

（１）捜索

消防救急班は、海上保安部の調整のもと、警察との連携により沿岸部において遭難者等の捜索を行う。

（２）救助

消防救急班は、遭難者を救出した場合、または警察等から遭難者を救出したとの連絡を受けた場合、救出現場、または救助船が接岸する岸壁等に救急車を出動、待機させ、救急医療機関等に救出者を搬送する。

多数の遭難者が発生したため救急車等が不足する場合は、「消防相互応援協定」に基づき、近隣市等の消防本部に応援を要請する。

第５節　油等海上流出災害対策

第１　基本方針

１．計画の方針

市域に影響の及ぶ海域において、船舶からの油等の流出事故（以下「油等海上流出災害」という。）が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全をはかるとともに、水産業及びその他の産業と環境への影響を最小限にするため、市がとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる油等海上流出災害は、次のとおりである。

○　船舶等の乗上げ、接触、衝突、沈没等の事故による大量の油等の流出を伴うもの

３．実施機関と役割

油等海上流出災害に関係する関係機関の役割は、次のとおりである。

関係機関	役　　割
第三管区海上保安本部 千葉海上保安部	○情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請 ○連絡調整本部の設置 ○各排出油防除協議会の的確な運営 ○事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡 ○人の生命、身体及び財産の保護 ○海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導または命令 ○流出油の応急防除措置の実施 ○一般船舶等に対する事故状況の周知 ○船舶の退去、航行制限等の海上交通安全の確保 ○火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等 ○油防除資機材の整備 ○海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示 ○自衛隊法に基づく災害派遣要請 ○治安の維持 ○防災関係機関との協力体制の確立 ○各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて必要な専門家等に関する情報の提供

関係機関	役　　割
千葉県	○情報収集及び防災関係機関への通報 ○事故の規模または被害の状況に応じた応急対策本部または災害対策本部の設置 ○関係排出油等防除協議会との連絡調整 ○国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整 ○防災関係機関への協力要請及び連絡調整 ○自衛隊法に基づく災害派遣要請 ○市町村が行う漂着油の除去作業等の支援 ○事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力 ○油防除資機材の整備 ○河川管理者、港湾（漁港）管理者としての防除活動 ○漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整・防除活動の指導及び支援 ○回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力 ○漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握 ○野生生物及び史跡等の保護・保全 ○漁業者等の復旧支援 ○市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等
市 市消防局	○事故状況の実態の把握及び情報の収集・通報 ○防災関係機関及び住民への情報提供 ○事故の規模または被害の状況に応じた災害対策本部等の設置 ○漂着油の除去作業等の支援 ○事故拡大防止のための消火その他消防活動 ○事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力 ○警戒区域の設定や立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等の発令 ○県または他の市町村等に対する応援要請 ○漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整 ○油防除資機材の整備 ○回収油の一時保管場所等の調査協力 ○漁業者等の復旧支援

関係機関	役　　割
自　衛　隊	自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要かつ緊急やむをえないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。 〇航空機等による流出油の情報収集 〇油の拡散防止及び回収等の応急活動 〇応援要員及び救援物資等の搬送
船橋市漁業協同組合	〇漁業被害の防止対策 〇漁業被害の調査及び再生産対策の実施
海上災害防止センター	〇海上保安庁長官等の指示に基づく排出油防除措置の実施 〇船舶所有者等の委託契約に基づく排出油防除措置の実施 〇船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有 〇海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施 〇防災関係者への指導助言の実施
事故原因者等	〇海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議 〇油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供 〇防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣または連携の確保 〇流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧 〇被害者の損害等に対する補償

第２　予防計画

１．広域的な活動体制

各機関は、平常時から連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

２．災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

（１）情報連絡体制の整備

防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

（２）油防除作業体制の整備

県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

（３）油防除資機材等の整備

市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

（４）訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第３　応急対策計画

本部統括班・消防救急班・環境班・ボランティア班

１．応急活動体制

災害による被害が甚大な場合、または二次災害の防止が長期化する場合は、災害対策本部を設置する。

２．情報の収集・伝達

（１）災害情報の調査

消防救急班は、海岸部を巡回し、流出油等の状況等を調査し本部統括班に報告する。

（２）災害情報の収集・伝達

本部統括班は、県、警察、海上保安部等から災害情報を収集し、各班または関係機関に伝達する。また、市で収集した災害情報は、速やかに県、千葉海上保安部、関係機関に随時通報する。

なお、災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

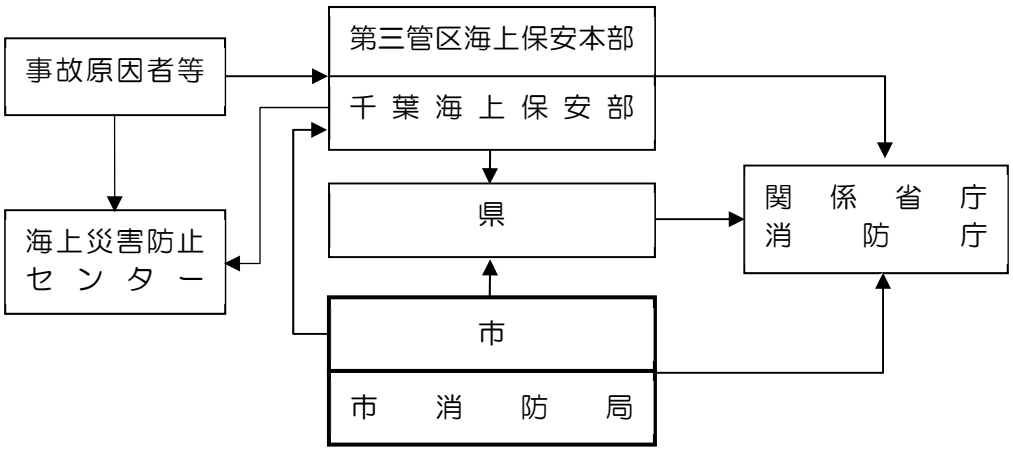

油等海上流出災害情報伝達系統図

３．災害時の広報

災害発生直後で流出油等により住民等に影響が及ぶおそれのあるときは、以下の広報を実施する。

また、流出油等の回収除去作業が長期にわたる場合は、テレビ、ラジオ、「広報ふなばし」、インターネット等によりボランティアの募集、対策活動の状況、終息の見込み等を広報する。

手段	広報内容
防災無線、広報車、電話	○災害の発生状況 ○市域への影響 ○健康への影響 ○対応すべき措置
テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙	○対策の状況 ○ボランティアの募集 ○復旧の見込み ○健康相談のお知らせ

４．流出油の防除措置

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めることが必要である。

流出油等の防除・回収は、事故責任者等の防除措置を構ずべき者が実施するものである。本部統括班及び各機関はその指導等を行うが、責任者の措置が困難な場合や急を要する場合には、防除・回収作業を協力して実施する。

本部統括班は、事故原因者の要請に基づき、県、第三管区海上保安本部等と連携して、油の回収作業等を協力して実施する。回収除去作業は、各班から必要な職員を動員し、作業チームを編成して行う。作業員が不足する場合は、ボランティア班が市社会福祉協議会に協力を依頼し、ボランティアの確保に努める。回収のための資機材の整備を図るように努める。

また、必要に応じて回収油の保管場所の確保に努めるとともに、一時的に回収した油を保管する。回収した油は、防除方針にしたがって処理する。

５．ボランティアによる応援体制の整備

ボランティア班は、ボランティア活動のニーズを把握し、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア受入れ態勢を整える。また、本部統括班はボランティア活動に必要な資機材等を提供する。

６．災害による影響調査及び対策

関係各班は、必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を県等に通報する。主な調査内容は下記のとおりである。

また、海鳥、海洋生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得てその保護に努める。

① 水質検査

② 流出油等の気化、海上油火災による大気汚染の調査

③ ふなばし三番瀬海浜公園等、市が管理する市民利用施設の影響調査（健康調査、生物調査）

７．その他

（１）補償対策

① タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止または軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

② タンカー以外の一般船舶からの油流出の場合

海防法第 41 条の２に基づき海上保安庁長官から要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

（２）事後の監視等の実施

油等の回収等、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ環境への影響把握に努める。

第６節　航空機災害対策

第１　基本方針

１．計画の方針

市域及び市に面する東京湾において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生した場合に、関係機関と連携して遭難者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、市がとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．予想される災害

この計画の対象となる航空災害は、次のとおりである。

- ○　東京湾への航空機の墜落・炎上により、搭乗者等多数の被害を伴うもの
- ○　市街地への航空機の墜落・炎上により、住民及び搭乗者等に多数の被害を伴うもの

３．実施機関と役割

航空機災害に関係する防災機関とその役割は、次のとおりである。

防　災　機　関	役　割
国土交通省航空局 東京空港事務所 東京航空交通管制部	○　捜索救難活動 ○　人員及び物資の派遣及び調達
第三管区海上保安部 千葉海上保安部	○　捜索救難活動
自　衛　隊	○　捜索救難活動
千　葉　県	○　救出救護活動 ○　人員の派遣 ○　物資の調達 ○　他都道府県への応援要請 ○　応援市町村間の調整 ○　応援都道府県間の調整
県　警　察 警視庁水上警察署	○　情報の収集 ○　救出救助 ○　捜索活動 ○　立入禁止区域の設定 ○　交通規制 ○　広報活動 ○　人員及び物資の派遣及び調達
当該航空運送業者	○　救出救護 ○　広報活動 ○　人員及び物資の派遣及び調達
市 市　消　防　局	○　消火活動 ○　救出救護活動 ○　救急、搬送 ○　遺体の収容 ○　広報 ○　人員及び物資の派遣及び調達 ○　警戒区域の設定 ○　避難所の開設 ○　避難所の警戒

第２　予防計画

（１）情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集、連絡体制を整備する。

（２）協力・応援体制の整備

関係機関相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

（３）消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

航空機災害の発災時に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

（４）防災訓練

航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第３　応急対策計画

本部統括班・消防救急班

１．応急活動体制

海上において航空災害が発生したとの連絡を受けた場合は、事故対策本部を設置し、関係機関との連絡及び情報収集を行う。

市域に航空災害が発生した場合、または災害による被害が甚大な場合、災害対策本部を設置する。

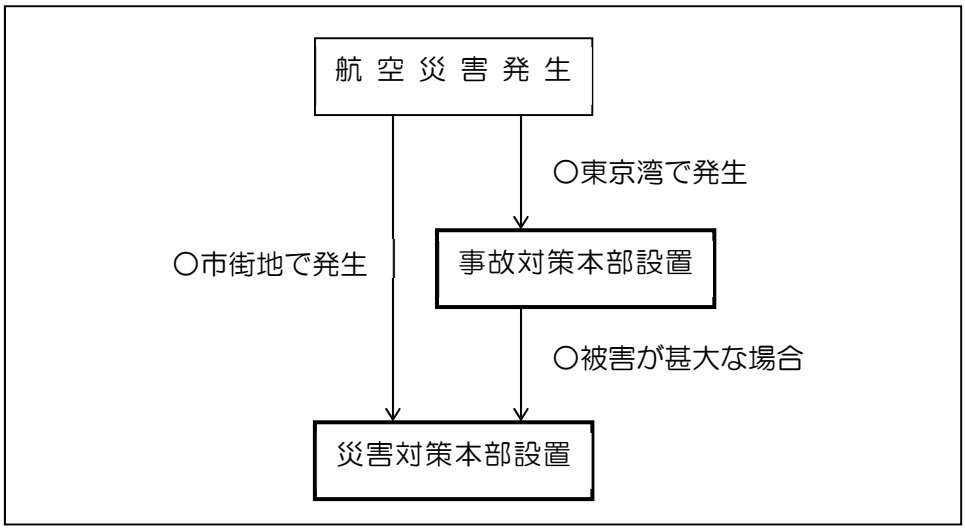

航空災害の活動対策フロー

２．情報の収集・伝達

（１）災害情報の収集・伝達

本部統括班は、県、警察署、海上保安部等から災害情報を収集し、各班または関係機関に伝達する。また、市で収集した災害情報は、速やかに県、関係機関に通報する。情報の受伝達ルートは次のとおりである。

また、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

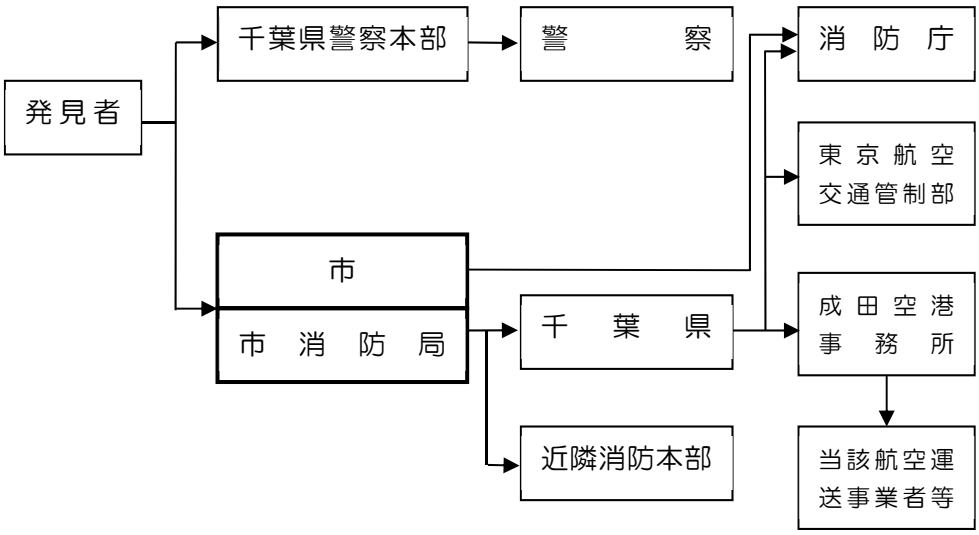

発生地点が明確な場合の情報伝達系統図

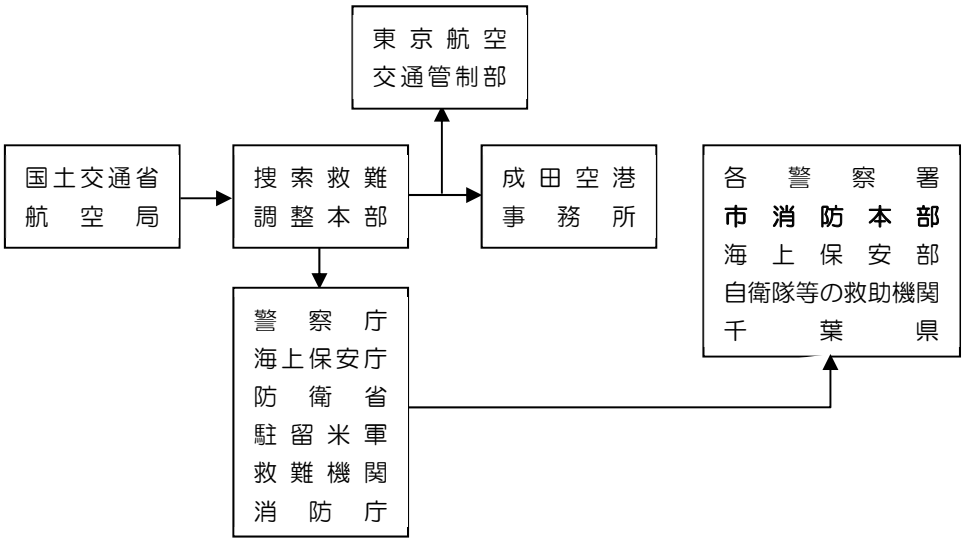

発生地点が不明な場合の情報伝達系統図（遭難機の捜索）

３．災害時の広報

市街地に墜落炎上し、延焼火災の発生や積載物により危険が及ぶおそれのあるとき、あるいは応急対策実施の理解を求める時は広報を実施する。

広報内容（例）
○市及び関係機関の実施する応急対策の概要
○避難指示等及び避難先の指示
○地域住民等への協力依頼
○その他必要な事項

４．救急救助

（１）捜索救難活動の主体

捜索救難活動は、国土交通省が中心となって実施し、警察庁、消防庁が協力する。消防救急班は、警察署、海上保安部との連携により、沿岸部等において捜索救難活動に協力する。

（２）救急救助

①海域

消防救急班は、海域で遭難者が救出される場合、救出現場または救助船が接岸する岸壁等に救急車を出動、待機させ、救急医療機関等に救出者を搬送する。

②市街地

消防救急班は、警察署等と連携して、捜索・救助活動を行う。災害の規模が大きく、消防救急班だけでは対処できない場合は、近隣市の消防本部に応援を要請する。

本部統括班は、被害が甚大で消防救急班のみでは対応できないときは、適宜、救出活動のためのチームを編成し、現場作業に協力する。また、あらかじめ締結する協定に基づき、建設業者等から、ブルドーザー、クレーン車等の建設用機材、エアジャッキ、チェーンソー等の救助用資機材及び作業員の派遣を要請する。

５．警戒区域の設定

本部長（市長）は火災が発生した場合、地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消火活動等を円滑に行うため警戒区域を設定する。

６．避難

本部長（市長）は、市街地の航空災害により、火災、建物の倒壊、航空機に搭載した危険物により、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に避難のための立ち退き及びその準備を指示する。

第７節　鉄道災害対策

第１　基本方針

１．計画の方針

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる鉄道災害は、次のとおりである。

○　列車の衝突、脱線等の事故により、多数の被害を伴うもの

３．実施機関と役割

鉄道災害に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防　災　機　関	役　割
鉄　道　事　業　者	○　情報の収集・伝達 ○　~~代替~~輸送 ○　初期消火 ○　救助・救急 ○　応急復旧
警　察	○　交通規制 ○　避難誘導
千　葉　県	○　応援要請
市 市　消　防　局	○　応援派遣要請 ○　消火 ○　救助・救急 ○　広報 ○　避難誘導 ○　避難所の開設 ○　避難所の警戒 ○　遺体の収容

第２　予防計画

１．鉄道事業者による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

２．行政等による予防対策

（１）それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

（２）主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

（３）踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第３　応急対策計画　本部統括班・消防救急班

１．応急活動体制

（１）相互協力・派遣要請計画

①被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

②応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。緊急避難や人命救助を必要とする場合、事態が急迫し県知事に依頼するいとまがないとき、もしくは、通信の途絶等により県知事への依頼ができないときは、直接自衛隊へ要請し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

２．情報の収集・伝達

災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

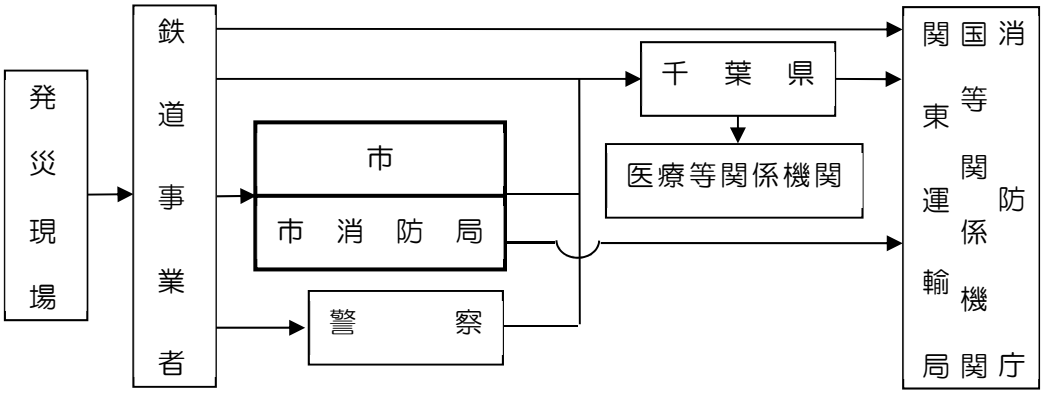

鉄道災害情報伝達系統図

３．災害時の広報

事故により、住民等に影響が及ぶおそれのあるとき、鉄道が不通となった場合は、広報を実施する。

広報内容（例）
○災害の状況
○避難指示等
○復旧の見込み

４．各事業者による応急・復旧対策

（１）東日本旅客鉄道株式会社千葉支社

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

① 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障が生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

② 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊が到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

③ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

（２）京成電鉄株式会社

列車事故により多数の死傷者が発生、もしくは大規模事故災害が発生した場合は、災害対策規則に基づき、災害対策本部・現地対策本部を設置し、災害対策の迅速かつ的確な実施を図る。

① 被害状況等の調査報告

ア 利用者の被害状況の把握

イ 施設・設備等の被害及び復旧状況

ウ その他災害に関する情報

② 救護活動

事故発生時には、駅係員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し救護活動にあたる。

③ 広報活動の実施

列車内、駅での広報及びテレビ・ラジオ等報道機関を通じて利用者への広報活動に万全を期す。

④ 大規模事故発生時の動員体制

大規模な鉄道事故災害が発生した場合、非常動員体制により各職場へ非常招集を指示する。

（３）新京成電鉄株式会社

事故が発生した場合は、運転事故応急措置心得に定めるところにより、負傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講ずるとともにその応急措置及び復旧については最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行い、事故の影響を最小限にとどめ本線の早期開通に努める。

① 事故対策本部の設置

事故により社会・人心に重大な影響を及ぼすような事故が発生した場合は、異常時対策規則の定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧及び救急について必要な体制を確立し、運輸事業の社会的使命の達成を図るため「事故対策本部」を本社に設置する。

ただし、状況に応じて現地に「復旧対策本部」を設置する。

（４）東武鉄道株式会社

列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生し、または発生が見込まれる場合、または、社会的に影響度が高い事故等のとき、関係乗務員、駅係員は、沈着冷静な判断と、必要に応じた処置をとり「東武鉄道防災規程」「鉄道事業部門防災規程」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。

災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。

① 災害時の活動組織の編成計画

ア 災害対策総本部

大規模な災害が発生し、またはそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。

イ 現地対策本部

特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。

ウ 災害対策総本部

アの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。

駅長は、人命救助を最優先し、従業員と協力し、応急手当を講ずるとともに併発事故の防止に努める。

（５）東京メトロ株式会社

重大な事故・災害等が発生した場合、非常体制を発令し、社員は互いに協力し、旅客及び職員の安全確保を第一の使命として、１）人命救助及び避難誘導、２）二次災害及び付帯事故の防止、３）連絡及び通報等の事項を重点に最良と思われる方法で行動する。

① 事故・災害等対策本部の設置

事故・災害等が発生し、または発生するおそれのある場合は「事故・災害等対策規程」に基づき、非常体制を発令し、事故・災害等の発生場所に現地対策本部を設置するとともに、本社に対策本部を設置し、適切な処置を講ずる。

（６）北総鉄道株式会社

鉄道事故が発生した場合は、「運転事故復旧対策要綱」の定めに基づき、旅客の救出救護、避難誘導、災害情報の伝達並びに復旧等に関し、迅速的確な措置をとる。

① 事故復旧対策本部の設置

運転事故復旧対策本部設置基準に基づき、対策本部を設置し、ただちに対策要員を指揮して応急措置、救護、早期復旧を図る。

（７）東葉高速鉄道株式会社

重大な事故・災害が発生した場合は、「事故・災害等対策規程」に定めることにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び事故災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

① 事故・災害対策本部の設置

事故・災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、本社内に事故・災害対策本部、現地に現地対策本部を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。

第８節　道路災害対策

第１　基本方針

１．計画の方針

市域の高速道路及び国道等の幹線道路において、道路構造物の被災、車両の衝突、車両火災及び危険物の流出により多数の死傷者を伴う事故（以下「道路災害」という。）が発生した場合に、迅速に負傷者を救助することにより被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めた計画とする。

２．対象となる災害

この計画の対象となる道路災害は、次のとおりである。

○　集団交通事故により、多数の被害を伴うもの
○　危険物を積載する車両の事故により危険物が流出し、住民等に影響が及ぶもの

３．実施機関と役割

道路災害に関係する防災機関及び役割は、次のとおりである。

防　災　機　関	役　割
道　路　管　理　者	○　情報の収集・伝達 ○　交通規制 ○　広報 ○　救出救助活動の協力 ○　障害物の除去 ○　危険物等の防除活動 ○　応急復旧
千葉県警察本部高速道路交通警察隊 各　警　察　署	○　情報の収集 ○　救出救助 ○　立入禁止区域の設定 ○　危険物等の大量漏洩等に対する応急対策 ○　交通規制 ○　二次災害の防止
千　葉　県	○　災害救助法に基づく救助 ○　負傷者の収容医療機関の調整 ○　資機材等の調達
市 市　消　防　局	○　情報の収集・伝達 ○　救出救助 ○　救急搬送 ○　応援要請 ○　広報 ○　避難指示等 ○　立入禁止区域の設定 ○　避難所の開設 ○　避難所の警戒
輸　送　事　業　者	○　事故発生の通報 ○　危険物等の防除活動

第２　予防計画　　道路部

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

（１）危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生する恐れのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

① 危険箇所の把握

道路管理者は、管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。

危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。

また、災害の発生する恐れのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。

② 危険箇所の改修

道路管理者は、異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。

市は、土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

（２）資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

（３）危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第３　応急対策計画

本部統括班・消防救急班

１．応急活動体制

（１）災害対策本部

道路災害による被害が甚大な場合、または危険物流出により住民等の避難が必要な場合は、災害対策本部を設置する。

（２）相互協力・派遣要請計画

①被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

②応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

２．情報の収集・伝達

（１）災害情報の収集・伝達

災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に加えて消防庁へも直接報告を行う。

３．災害時の広報

事故車両から危険物等の流出により、住民等に影響が及ぶおそれのあるときは広報を実施する。

広報内容（例）
○災害の状況
○流出危険物等に係る情報
○避難指示等警戒情報

４．避難

本部長（市長）は、危険物を積載した車両の事故により、危険物が流出し、沿道住民等に危険が切迫している場合は、立入禁止区域等を定めて、避難のための立ち退き及びその準備を指示する。

第５部　その他災害対策編

第１章　降灰対策編

第１節　対策の考え方

第１　計画策定の主旨

近年は、火山活動が比較的静穏な時期であったが、平成２３年3月１１日に起きた東北地方太平洋沖地震後の日本列島は、今世紀中に大規模噴火など火山災害の発生が懸念されている。

地震と火山噴火は、プレートの活動によって引き起こされ、両者は非常に深い関係があると言われ、９世紀の三陸沖で大きな地震が発生し火山活動が著しく活発であった時代と状況が似ているとの指摘もある。

本市周辺から活火山への距離は離れているが、１７０７年に富士山で起きた宝永大噴火は、江戸にまで大量の火山灰を降り積もらせている。

これらのことから、富士山の火山噴火による降灰対策計画を作成するものである。

第２　基本的な考え方

１．降灰について

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠ざかると徐々に薄くなる。

「火山灰の特徴」

○粒子の直径が2mm より小さな噴出物
○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
○亜硫酸ガス、硫化水素、フッ化水素等の火山ガス成分が付着
○水に濡れると硫酸イオン等が溶出
○火山灰粒子は、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
○硫酸イオンは金属腐食の要因で、また、溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、石膏となる。湿った火山灰は乾燥すると固結する
○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約１０００°Ｃと低い

（出典：内閣府「広域的な火山防災対策に係る検討会」H25 年５月）

２．降灰による被害

（１）降灰堆積深想定

内閣府の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」では、大規模噴火時の首都圏における降灰の影響と対策等が検討されており、富士山が噴火した場合に、降灰による鉄道の運行停止、停電、道路の通行支障等の影響があることが想定されている。

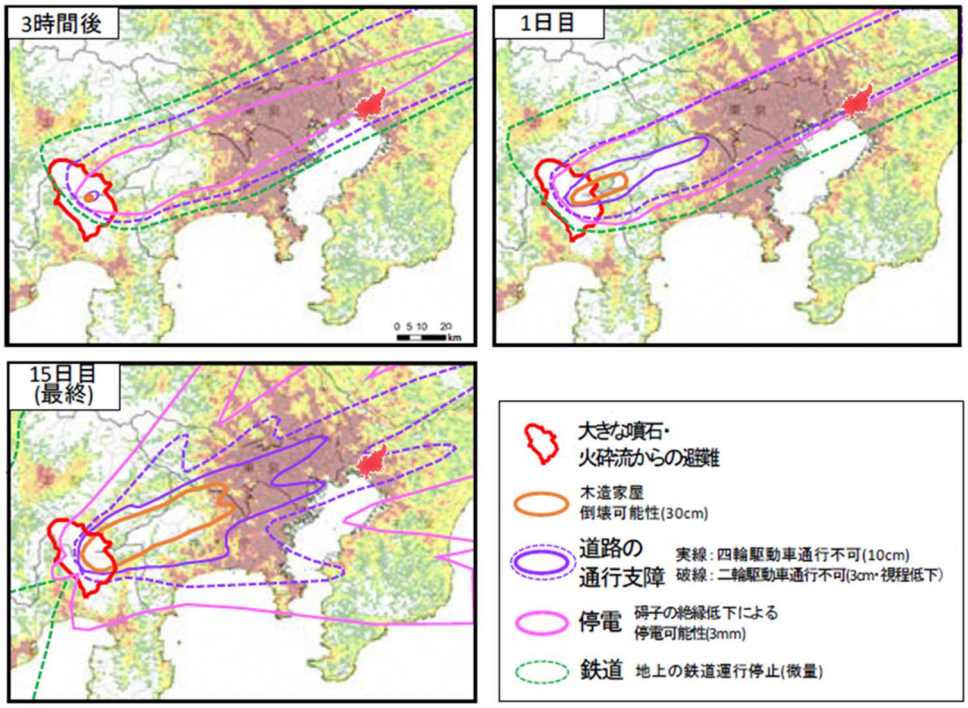

図　富士山噴火時の降灰による影響

※ 影響が大きくなる西南西風卓越ケース（降雨時）を想定

出典：内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」報告
（令和２年４月７日）

（２）被害想定

上記の降灰堆積深を踏まえ、下記の被害が想定される。

①健康被害

呼吸器系の不調、眼の異常、皮膚への刺激が生じる可能性がある。

②建物被害

堆積量によっては、重量に耐えられない家屋等を倒壊させたりすることが考えられる。

③交通機関の被害

道路に火山灰が０．５mm程度堆積すれば車両での移動に影響が生じ、湿潤時には数 mm、乾燥時には１～２cm 程度堆積すれば、車両での移動は困難となる。また、鉄道や航空機の運航は、中止となる可能性がある。

④ライフラインの被害

濡れた火山灰が電線等に付着すると、ショートを起こし、停電が起きる可能性がある。また、浄水場の取水口のフィルターが目詰まりを起こすことで、断水に繋がる可能性がある。

⑤農水産業の被害

火山灰が農作物に付着すると、なかなか排除することができず、農業に甚大な被害をもたらすこととなる。また、火山灰が海に浮遊または沈むことにより、水産物に影響を及ぼす可能性がある。

第２節　予防対策

第１　予防計画　道路部

１．道路降灰除去

市は、道路除灰資機材（ホイールローダー等）の確保、優先除灰路線の設定等の道路除灰作業計画を検討する。

２．降灰の収集　環境部・都市整備部・企画財政部・市民生活部・福祉サービス部・こども家庭部・下水道部

宅地、事業所等に降った火山灰については、個人及び事業者自ら除灰作業及び発災後に市が指定する置場への運搬を行うことを原則とする。

また、市有施設の施設管理者は、敷地内の除灰を実施し、周辺道路についても可能な限り実施する。

市は、これらから排出された火山灰の収集計画を検討する。

なお、除灰については、ごみ収集車や処理施設が故障してしまうおそれがあるため、通常のごみと火山灰を分別するものとし、道路の側溝の詰まりを防ぐため、側溝には流さないものとする。

第２　火山灰仮置場の確保　環境部・都市整備部・道路部・市長公室

収集した火山灰を一時的に保管する仮置場の確保について検討する。仮置期間は、１～３か月程度を想定し、その後火山灰処分場に運搬する。

なお、仮置場は、災害廃棄物一次仮置場としている施設や他の施設を含めて選定する。

用地の主な要件

○平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止）

○河川や水路などから一定程度離れた場所（下流域への流出防止）

○ダンプ・トラックの往来が可能な場所（後日、処分場へ移動させることを念頭に）

○公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者との合意が必要）

（例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地など

（出典：内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」報告（令和２年４月７日）

第３　火山灰処分場の確保 環境部・都市整備部・道路部・市長公室

市は、火山灰仮置場に集積された火山灰を運搬し、捨てる場所として火山灰処分場の確保について検討する。

用地の主な要件

〇二次被害を回避するため住宅・河川等に隣接しない場所

〇多量の火山灰を捨てることが可能な空間を有する場所

〇ダンプトラックの往来が可能な場所

〇公有地、私有地の場合、地権者と代償措置等について合意が必要

（例）建設発生土等の残土処分場、採石場跡地、原野など

（出典：内閣府「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」報告（令和２年４月７日）

第４　備蓄品の整備について 市長公室

市は、活動する職員の健康被害を防止するため、必要に応じて地震災害時等における備蓄品を使用し、降灰除去作業用のマスク及びゴーグル等の備蓄を検討する。

第３節　応急対策

第１　降灰対策本部

１．降灰対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときに、降灰対策本部を設置する。

２．降灰対策本部の組織

本部長	市長
副本部長	副市長
部（局）長等	危機管理監、建設局長、健康福祉局長、消防局長、 市長公室長、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、 高齢者福祉部長、健康部長、保健所長、保健所理事、 福祉サービス部長、こども家庭部長、環境部長、経済部長、都市整備部長、道路部長、下水道部長、管理部長

３．降灰対策本部体制の事務分掌

局・部	分掌事務
市長公室	・本部の運営に関すること ・気象情報等の提供に関すること ・停電・断水等の対応に関すること ・広報等に関すること ・市民の要望への対応の窓口に関すること ・降灰の除去・収集・処分に係る連絡調整に関すること
企画財政部	・市庁舎等所管施設の降灰の除去の実施に関すること ・公用車の被害への応急対策に関すること ・予算等に関すること
総務部	・活動人員等に関すること
市民生活部	・所管施設の降灰の除去の実施に関すること
高齢者福祉部 健康部	・市民等の健康被害、福祉施設等への応急対策に関すること
保健所	・市民等の健康被害への応急対策に関すること
福祉サービス部	・福祉施設等の被害への応急対策に関すること
こども家庭部	・保育所等や子育て支援施設等の被害への応急対策に関すること

環境部	・宅地・事業所等から排出される降灰の収集計画の作成に関すること ・火山灰の最終処分の検討等に関すること
経済部	・農業、漁業の被害への応急対策に関すること
都市整備部	・公園等所管施設の降灰の除去の実施に関すること
道路部	・道路降灰の除去計画の作成、除去の実施に関すること ・交通規制の実施等に関すること
下水道部	・下水道施設・排水施設等の降灰の除去の実施に関すること
管理部	・学校等の被害への応急対策に関すること
消防局	・消防水利等の降灰除去の実施に関すること ・道路等の降灰除去実施の応援に関すること
その他の部	・所管施設の降灰の除去の実施に関すること

※共通する事務分担：その他、本部長（市長）が指示した事項

市民等からの問い合わせについて、状況に応じて本部内に窓口を開設する。

第２　応急対策活動

１．情報の収集

市長公室

市は、気象庁が発表する降灰予報を収集し、関係部局、市民に周知する。

※降灰予報：噴火後にどこに、どれだけの量の火山灰が降るか、詳細な情報が気象庁から発表される

２．道路降灰除去作業

道路部

市は、関係機関、事業者の協力を得て道路降灰除去を実施する。実施の目安は、道路の降灰により、歩行者や車両の通行に支障をきたす場合とする。

なお、優先的に除灰作業を行う路線は、『船橋市地域防災計画　第２部地震・津波災害対策編　第１章　第８節　緊急輸送の環境整備』を準用するものとする。

３．降灰の収集作業

環境部・市長公室・道路部・企画財政部・市民生活部・福祉サービス部・こども家庭部・下水道部・管理部

（１）宅地等から除去された火山灰については、発災後に市が指定する置き場に排出するよう示し、指定された置き場から収集する。

（２）また、事業所等から除去された火山灰については、排出方法等を示して収集する。

（３）市は、宅地、事業所等から排出された灰を関係協力団体の協力を得て収集作業を実施し、火山灰仮置き場へ運搬する。

４．火山灰の処分

環境部・都市整備部・道路部・下水道部・市長公室

市は、火山灰の処分方法について、収集された火山灰の量を勘案し、国や県などの関係機関と広域的な処分を含め検討する。

火山灰処理の法令上の取り扱い

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」に該当しない。
○「土壌汚染対策法」の対象外。
○「海洋汚染防止法」における「廃棄物」に該当し、海洋への廃棄は原則禁止。
○土砂として、各施設管理主体、市町村の判断で残土処分場等で処分されるもの。
○大規模火山噴火にともない大量の降灰があった場合などにおいて、環境大臣が緊急に処理することが必要と判断した場合は、海洋への廃棄が認められる可能性がある。（海洋汚染防止法第１０条第２項第６号）
○火山灰によっては、毒性のガス成分（HF、HCl、SO_2、H_2O、CO_2、CO 等）が付着している場合があり、サンプル調査等により化学的性質を確認する等の留意が必要。
（出典：内閣府「広域的な火山防災対策に係る検討会」H24 年 12 月）

５．広報活動

市長公室・健康部・環境部等

市は、降灰情報、健康への影響、取るべき行動、降灰排出方法等について、広報紙、市ホームページ、SNS、市公式アプリ「ふなっぷ」等により、広報活動を実施する。また、個人・事業者からの降灰処理、廃棄物の排出方法等の相談窓口を開設する。

降灰時に取るべき行動（例）

○外出については、マスクやゴーグルの着用（ない場合は濡らしたハンカチ、普通の眼鏡等）や傘の使用等により、目やのどを保護する。
○家屋に火山灰が入らないように窓を閉め、洗濯物は外に干さない。
○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

６．停電への対応

市長公室・福祉サービス部

市は、東京電力パワーグリッドに連絡し、停電が起きた地区を確認の上で防災行政無線、市ホームページ、広報車等により市民等へ広報する。

７．断水への対応

市長公室・経済部

市は、千葉県企業局、習志野市企業局に連絡し、断水が起きた地区を確認の上で防災行政無線、市ホームページ、広報車等により市民等へ広報する。

給水の停止が長引く場合には、給水車により対象地区に給水を実施する。

８．下水道施設・排水施設等の機能確保

下水道部

市は、汚水、雨水の流れに支障のないよう必要な措置を講じる。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

９．農作物対策

経済部・市長公室

市は、農作物への被害を少なくするため、生産者等へ、圃場、果樹園、温室栽培施設等の除灰や土壌の酸度矯正等の処置をするよう周知する。

また、関係機関と連携を図るものとする。

１０．水産物対策

経済部・市長公室

市は、水産物への被害を少なくするため、関係機関と連携を図るものとする。

１１．避難所の開設・運営

市長公室・市民生活部

市は、関係部局が連携のうえ、降灰の堆積により住宅が倒壊するなどの被害により住家を失った市民のため、宿泊可能避難所を開設・運営する。

なお、宿泊可能避難所を開設する際は、災害対策本部の体制に準じるものとする。

１２．医療救護

健康部・保健所

市は、医師会等と連携のうえ、健康被害を被った市民への医療救護についての支援を実施する。

１３．消防水利の確保

降灰時においても迅速に消火活動が行えるよう、必要に応じ消防水利確保のための除灰作業を行う。

１４．災害対策本部への移行

火山灰に対する応急活動において、降灰量や気象状況に応じ、人員の増強など体制の拡大が求められ、全庁的な対応が必要となる場合には、災害対策本部体制に移行する。

１５．職員の健康被害防止

市は、活動する職員の健康被害を防止するため、必要に応じて地震災害時等における備蓄品を使用し、活動する職員にマスク等を着用させる。

また、降灰除去作業用のマスク・ゴーグル等の備蓄を検討する。

１６．その他の応急対策活動

状況により、その他の応急対策活動が必要と認められる場合は、第２部地震・津波災害対策編及び第３部風水害対策編（水防計画）に準じて行う。